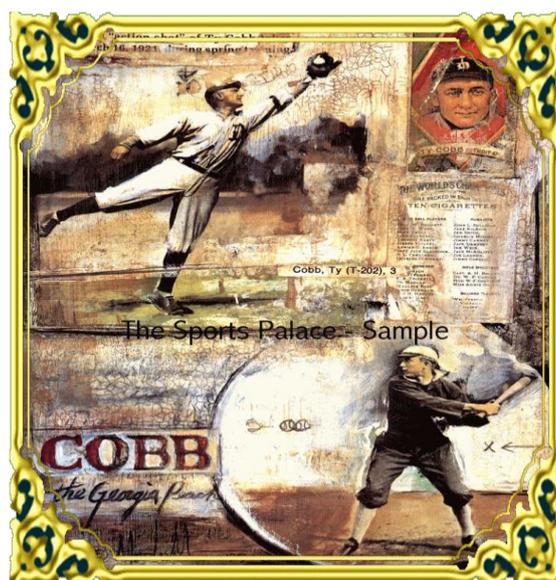


【規則改正変遷資料 1993～2026】



初めてのBASEBALL Rule

プレイヤーの交代

ルールブック、三・〇三の規則本文(注1)の冒頭に「プレイヤーの交代は、試合中ボールデッドのときなら、いつでも許される」と書いてある。野球というゲームは、プレイヤーを随時交代させられるゲームだということが常識になっている今日では、あたり前のことが書いてあるとしか思えないような条文である。しかし、これにも深い意味があるのだ。

まず「いつでも許される」という規定がそれである。今日のルールにつながる系統だったルールは、一八四五年、ニューヨーク・ニッカーボッカーズ・クラブのアレキサンダー・ジョーイ・カートライトという二五歳の青年がつくった。次の十三項目からそのルールは成り立っていた。

- (1) 各ベース(Base)は、本塁(Home)から二塁(Second)、一塁(First)から三塁(Third)までの距離を等しく四二ペース(Paces)取って設定する(ペースは三フィート、本塁と二塁の距離は一ニ六フィートになる。現在の一ニ七フィート三インチ3/8と大差はない。ダイヤモンドも長方形でなく四角形だった)。
- (2) チームが守備サイドのときの人数は九人である。投手、捕手、一塁手、二塁手、三塁手のほか、二塁と三塁の間に遊撃手(Short-Stop)を置き、外野は左翼手、中堅手、右翼手の3人とする。
- (3) 試合は一方が二ーエース(Aces)を越えたときに終了する。ただし、同数のハンズ(Hands)を行なわなければならない(エースは得点、ハンズはアウト)。
- (4) ボールはバットにピッチ(Pitch)されなければならない。バットにスロー(Throw)することは許されない(ピッチは下からつきあげること、アンダーハンドで投げるという意味である)。
- (5) 一塁あるいは三塁の線外に打たれたボールはファウルである。
- (6) ボールを三つ打ったが当たらず、三つ目を捕えられたときは、ハンド・アウトである。捕えられなかったときはフェアとみなされ、ストライカー(Striker)は走り出してよい(ストライカーは打者)。
- (7) 打たれたボールあるいはチップしたボールが、フライとして捕えられるか、最初のバウンドで捕えられたときは、ハンド・アウトである。
- (8) 各塁を走るプレイヤーは、その塁に触れるよりも前に、“敵”がボールを持って塁に立つか、ボールをその体に触れればアウトである。ボールをランナーに投げつけてもアウトにならない(それ以前の野球ではアウトになっていた)。
- (9) 各塁を走るプレイヤーは、その塁に触れるよりも前に、ボールを捕えようとしているか、拾おうとしている“敵”を妨害したときは、ハンド・アウトである。
- (10) 試合前に公表された正規の打順にしたがって打者は打ち、三つのハンド・アウトで攻撃は終了する。
- (11) ファウルが打たれたときは、エース(得点)もベース(進塁)も許されない。
- (12) しかし、打たれたボールがフィールドの外にバウンドして出たときは、ワン・ベースが許される(境界線を越えること)。
- (13) ゲームの裁定はアンパイヤーに一任され、その裁定には異議を申し立てることはできない。

この原始的でしかも現代のそれに近いルールが作られてから八年後の一八五七年に、試合は九イニング(途中打ち切りのときは五イニング)で成立することになり、十八年後の一八六三年にボールとストライクがコール(宣告)されるようになり、二七年後の一八七二年になって投手は、腰から下の投球だけでなく、スナップ・スローも許されるようになり、三二年後の一八七七年に初めて「四回以前に限って」プレイヤーの交代が許されることになった。それからさらに一四年たってから、プレイヤーの交代は「試合中いつでも」行えるようになったのである。

現在のルールの条文に「いつでも」とあるのは、こういう歴史的変遷があったからである。それに「試合中」という言葉にも重要な意味が含まれている。試合中ということは、試合が始まってからということになるからだ。

規則書には記載されていない改正ルールの変遷についてお伝えします。ルールそのもの、あるいはルール適用上の解釈を理解するには、それらがどういう過程を経てどういう理由で生まれたかを知るのが一番近道だからです。日本野球規則委員会が規則改正の解説を開始した1993年からの内容を取りまとめました。規則書とともに確認しながらルールの基本(精神)を修得してください。また、審判活動の基礎については全日本の資料を参考に自己研鑽に努めてください。

改正ルールの変遷 目次

[1993](#) [1994](#) **1995** [1996](#) [1997](#) [1998](#) [1999](#) [2000](#) [2001](#)

[2002](#) [2003](#) [2004](#) [2005](#) [2006](#) [2007](#) [2008](#) [2009](#) [2010](#)

[2011](#) [2012](#) [2013](#) [2014](#) [2015](#) [2016](#) [2017](#) [2018](#) [2019](#)

[2020](#) [2021](#) [2022](#) [2023](#) [2024](#) [2025](#) [2026](#) 2027 2028

[改正項目一覧表\(2016年に規則項目が再編成されています\)](#)

【1993年】

去る2月5日、日本野球規則委員会は、本年度の改正規則三項目を下記の通り発表しました。

(1)規則2.44(a)[注]を次のように改める。

〔注〕右〔原注〕はプレイが介在した後に妨害が発生した場合には適用しない。

(2)規則6.06(c)[注二]の「ただし」以下を次のように改める。

〔注二〕なお、捕手の送球によってランダウンプレイが始まろうとしたら、審判員はただちに“タイム”を宣告して打者を妨害によるアウトにし、走者を元の塁に戻す。

(3)規則5.09(b)[注二]を次のように改める。

〔注二〕捕手の送球によってランダウンプレイが始まろうとしたら、審判員はただちに、“タイム”を宣告して走者を元の塁に戻す。

以上の三項目の改正は、いずれもわが国の規則委員会が作成している注釈文に当たる文章です。この発表文だけでは、あまりに簡単すぎてわかりにくい点もあろうかと思しますので、改正に携わった委員の一人として、冒頭の符号順序に従って説明を加えておきます。審判員の方々は、どうかしっかりと理解して正しく適用するようにして下さい。また、プレイヤーの方々も十分に理解を深め、不利となるプレイを行わないようにお願いします。

2.44(a)(注)改正のポイント

打者走者が一塁到達前の妨害で、その前に他の塁で別なプレイが介在した場合の帰塁基準の変更である。

規則2.44は、妨害行為の定義が記されている項目です。この項には、(a)攻撃側、(b)守備側、(c)審判員、(d)観衆、というそれぞれ立場の違った人たちが犯した四種の妨害行為の概念が定められております。

今回の改正部分は、その中の(a)項、つまり「攻撃側の妨害」に記されている〔原注〕の規則適用の解釈を改めたものです。それが〔注〕の文章の改訂となったわけです。

したがって、新(‘93年、以下同)旧(‘92年、以下同)の規則書の〔注〕の文章を比較すれば、改正点は一目瞭然と思われそうですが、なお一層の理解を深めるために、この規則改正に関する最も基本的な一つのプレイを例題として取り上げ、説明を試みることにします。

〔例題①〕

一死走者三塁、スクイズプレイが行われ、その打球が投手前方に転がった。これをつかんだ投手は本塁へ送球、本塁塁上でタッチプレイが行われたが、三塁走者の足が一瞬早く間一髪でセーフとなった。捕手はその後もプレイを続け、打者走者を刺そうと一塁へ送球を試みたが、その送球がスリーフット・ラインの外側を走っていた打者走者に当たり、打者走者は、規則6.05(k)を適用されてアウトの宣告を受けた。

この〔例題①〕に、新旧の規則を適用してみます。

①、旧規則を適用した場合三塁走者の得点を認めず、二死走者三塁でプレイを再開させる。

②、新規則を適用した場合三塁走者の得点を認め、二死無走者でプレイを再開させる。

適用結果①と②を比較すればすぐ理解できることと思いますが、この改正は、打者走者が一塁へ到達しないうちに妨害が発生したときに、それ以前に他の場所で他の別のプレイが介在していた場合、そのプレイの処置をどうするのか、つまり、介在プレイを有効として認めるのか否かということに関する規則適用の変更であるわけです。もっと厳密に言えば、当事者(妨害を行ってアウト

の宣告を受けた走者)以外の他の走者の帰塁基準規則の適用変更ということになります。

旧規則ですと、このようなプレイの下で介在プレイを有効として認めるのは、そのプレイで「アウトが成立したとき」だけで、他のプレイはすべて無効として、走者を「投手の投球当時の占有塁」に戻していました。つまり、介在プレイでセーフとなった走者、および他の塁の走者の進塁は一切認めず、これらの走者に対しては、〔原注〕に定められた規則を厳格に適用していたわけです。

しかし本年からは、プレイが介在した場合は、〔原注〕に定められている帰塁の基準、つまり「投球当時の占有塁」へ帰すという規則を適用しないで、本文に記されている走者の帰塁基準の大原則の定めに従って、すべての走者を「妨害発生時の占有塁」に帰すという解釈に改めたのです。

したがって、例外プレイ①における本塁を陥れた走者に対する処置方法が、まったく逆の結果となってしまうわけです。

ここで、改正のポイントをもう一度箇条書きで整理しておきます。

- ①、攻撃側の妨害が発生したときに、塁上の走者の帰塁基準は「妨害発生当時」と「投球当時」の二つに分けられる。
- ②、その妨害行為のうち、打者走者が一塁へ到達しないうちに妨害が発生したときは、走者の帰塁基準は原則として(ダイレクトプレイの場合に限って)、「投球当時」(原注の適用)となる。
- ③、しかし、②のプレイで、妨害発生以前に、他の塁で別のプレイが介在した場合は〔原注〕を適用せず、本文に定められている基準(妨害発生時の占有塁)を適用して走者を帰塁させる。

以上の説明でこの項に関する〔原注〕の新しい適用法は十分に理解されたことと思いますが、一つ注意してほしい点は、妨害発生前にプレイが介在せず、〔原注〕を適用しなければならなくなった場合には、改正前も改正後も、その結果がまったく変わらないということです。そのプレイの例と適用結果を、次に〔例題②〕として記しておきます。確認してください。

〔例題②〕

例題プレイ①において、投手が最初から本塁への送球をあきらめ、打者走者を刺そうと直接一塁へ送球し、その送球がスリーフット・ライン外を走っていた打者走者に当たってしまった。

(適用結果)

妨害プレイの前に、他の塁で別のプレイが何も介在していないので、あくまで〔原注〕を適用して、打者走者にアウトを宣告、走者を三塁へ帰塁させ、二死走者三塁でプレイを再開させる。新、旧規則ともに、まったく変わらない適用結果となる。

実は、この2.44の〔原注〕文が日本の規則書に登場したのが1972年です。言うまでもなくその理由は、アメリカの原文(オフィシャル・ルールブック)にこの文章が追加挿入されたことによるものですが、それ以来20年余にわたり、日本野球規則委員会はこの〔原注〕の適用解釈を巡って大いなる論争を重ねてきました。それは、日本の委員会が、この原文の適用解釈をアメリカの規則委員会が考えているような単純解釈をして採用するわけにはいかない、という見解を終始一貫してとってきたからなのです。

そのことは、アメリカの原文¹⁾が一字一句まったく変わりなく今日まで掲載されているにもかかわらず、日本の規則書は'72年に新〔原注〕²⁾を挿入して以来、二転三転('73年原注一部改正・新注³⁾挿入、'74年原注改正⁴⁾・注削除、'87年新原注⁵⁾・新注⁶⁾挿入、'88年注⁷⁾一部改正、'93年新注⁸⁾挿入)の目まぐるしき改正を行っている経緯を見ても明らかです。

それでは、何故日本の規則委員会はこの原文に頭を悩ませたのでしょうか。次の例題プレイ③に対するメジャーリーグの適用解釈を見れば容易に理解できることと思います。

〔例題③〕

無死満塁で投ゴロ、投→捕→一塁と転送される併殺プレイで、本塁でフォースアウトが成立した後、打者走者が一塁手への送球を妨害した。

(メジャーリーグの適用解釈)

本塁でのアウトを取り消し、あくまで走者を「投球当時の占有塁」、つまり、三塁へ戻し、一死満塁でプレイを再開させる。

この適用法は、昨年も筆者個人が数名の現役大リーグ審判員に文書で回答を求めて、返信を受けているので間違いはありません。英文に興味のある方は、巻末に記されているその代表的な返信の一つ、ハリー・ウエンデルスデット⁹⁾氏の回答文¹¹⁾と筆者の質問文¹⁰⁾を見ていただければさらに明確になることと思います。

しかし、このような適用法は、どう考えても我々日本人には納得のいかないものであることは事実です。それは、せっかく二つのアウトを取れる確率の高い機会が生じている守備側が、攻撃側の不正行為によって一つのアウトを減らされてしまうからです。もし、日本でこのような解釈を採用すれば、攻撃側は必ず故意に併殺を妨げてチャンスを残し、攻撃を有利に展開させるアンフェアなプレイを考え出してしまおうでしょう。これでは、ルールの基本的な大原則である「競技者に対等の条件を保証する機能」には成り得ません。

そこで日本の規則委員会が苦悩に苦悩を重ねた揚げ句に考え出した新しい解釈が、本年度の改正文であるわけです。

この新規則は、実は、アメリカのナショナル・アソシエーション(マイナーリーグ)の内規として用いられているものと同じものなのです。今回の改正はこれをまねたものではまったくなく、たまたま委員会の検討結果の結論がこれと一致しただけなのですが、筆者の入手した資料の中に、その適用解釈の一文が発見されましたので、その原文¹²⁾を巻末に記しておきました。興味のある方は、ぜひ参照されて、2.44〔原注〕の解釈の難しさと多様性の一端を少しでも理解していただければ幸いです。

6.06(c)〔注二〕改正のポイント

捕手の第一投で走者をアウトにできなければすべてボールデッド

規則6.06は、打者が反則行為でアウトの宣告を受けるときの規定が四項目に分けられて記されているところです。今回の改正部分は、その中の三番目の(c)項の〔注二〕後段に記されている「ランダウンプレイになったとき」の適用解釈を改めたものです。

この(c)項には、打者が捕手の守備や送球などを妨害したとき、打者をアウトにする規定が記されています。しかしその中に、打者に妨害行為があっても、捕手がプレイをして走者を現実的にアウトにすることができたときには、打者をそのままにして、その走者のアウトを認めてプレイを続行させるという、いわゆるフットボールなどで用いている一種のアドバンテージ・ルールが採用されています。

つまり、妨害が生じたときに直ちにボールデッドにするのではなく、その後プレイが継続された場合、そのプレイの成り行きを見守って、守備側に不利益が生じない(走者がアウトになった)ときは、そのプレイを認めようとする規則です。

日本の規則委員会は、そのようなときのプレイをさらにきめ細かに想定して、当項〔注二〕に、二つのプレイに対する適用解釈を明記しております。

その二つのプレイとは、①「守備側にアウトの機会があっても、野手の失策で走者を生かした場合」と、②「捕手からの送球によってランダウンプレイが始まった場合」です。

そして、それぞれのプレイに対する規則の適用法を、①の場合「打者の妨害を認めアウトを宣

告、走者を妨害発生時の占有塁に戻す」、②の場合「ランダウンドレイ中に守備の苦手わから走者を生かした場合にかぎって、妨害を認めずプレイを続行させる」という解釈をとってきました。

しかし、'86年ごろより一部の委員から「②に関する適用解釈はおかしい。アメリカでは、このようになったときには直ちにボールデッドとして、プレイを止めて、あくまで打者をアウトにしている」という問題提起がありました。また、この問題を検討する中で、他の見解の一つとして「同じようなプレイの結果(①②共に結果としては守備側のミス)に対して、異なった二つの適用解釈(①は打者の妨害を認めるが、②は認めずプレイ続行)をしているのではないか」という矛盾性を指摘する声もあつたことは事実です。

そこで委員会としては種々検討を重ねた末に、'88年度よりこの部分の改正に踏み切り、本年度の新改正文と解釈がまったく変わらないほぼ同文の新文章¹³⁾を規則書に挿入したのです。ところが'90年になって、この部分を'72年より'87年まで続いた旧文章に戻してしまったのです。その理由として、ルール適用の際の競技者に与える平等性が疑問視されたことと、委員会自体にアメリカの適用法をしっかりと調査確認していないがさんさがあった、などという事柄が挙げられます。

この目まぐるしい改正は、今振り返ってみますと委員会としてはまったくの恥さらしで、プレイに携わるすべての人々に大変なご迷惑をおかけしてしまい、委員の一人としても、深くお詫び申し上げなければならないと反省しているところです。また、何故もつと綿密な検討と調査を重ねられなかったのかと悔いを残している次第です。

さて、そのような責任感からも、委員会としては'90年の再改正以後も、このプレイに関しては引き続きさまざまな協議を重ねてまいりました。そして'92年の末に、アメリカ球界ではメジャーリーグを筆頭に、マイナーリーグを含む大小すべてのリーグで「ランダウンになったときは直ちにボールデッドで打者アウト、走者を妨害発生時に戻す」という規則を採用している確認を得たのです(巻末参考文献、筆者の質問文¹⁴⁾に対するウエンデルステット氏の回答文¹⁵⁾参照のこと)。そこでまた恥を忍んで本年度より再改正を行い、'88年度より二年間にわたって採用していた規則に戻すことにしたわけです。

この改正の決め手となった理由は、アメリカにおける規則適用の基準が誠に明解であり、予測されるさまざまなプレイに対して一貫性を持って対応できる明確さを持っていたからです。

それは「捕手の最初の送球(第一投)によるプレイで走者をアウトにできないときには、すべてボールデッドとして、打者アウト、走者を妨害発生時の占有塁に戻す」という基準です。

筆者が調査したメジャーリーグの内規集の中に、この基準を適用した格好の例題プレイが掲載されていまして、その中の二例を以下に翻訳してご紹介します。この具体的なプレイを参考にして、改正の趣旨(ランダウンドレイになったらプレイを止めて妨害を適用)の理解を深めて下さい。

〔例題①〕

(プレイの設定)……一死走者一塁。一塁走者は二塁へスタート。捕手は送球動作を打者に妨害されながらも二塁へ送球、その送球が悪送球となって中堅方向へ転がった。それを見た走者はさらに三塁を狙ったが、外野手からの好返球で三塁寸前でアウトになった。

(規則の適用)……打者をアウトにして三塁へ走ってアウトになった走者を一塁へ戻し、二死走者一塁でプレイを再開。

(処置理由)……走者が三塁でアウトになった送球は外野手からの第二番目の送球で、捕手の最初の送球(第一投)ではない。

〔例題②〕

(プレイの設定)……一死走者一、三塁。一塁走者は二塁へスタート。捕手は送球動作を打者に妨害されながらも二塁へ送球した。そのとき三塁走者が本塁へスタートを起こしたので、遊撃手が二塁ベース前方へ出て捕手からの送球をカット、直ちに本塁へ送球した。三塁走者はその送球で本

塁寸前でアウトになった。

(規則の適用)……打者をアウトにして走者を一、三塁へ戻し、二死一、三塁でプレイを再開。

(処置理由)……走者が本塁でアウトになったときの送球は、遊撃手からの第二番目の送球で、捕手の最初の送球(第一投)ではない。

5.09(b)[注二]改正のポイント

6.06(c)[注二]改正に伴う必然的な改正である

規則5.09は、さまざまなプレイがボールデッドになったとき、塁上の走者の占有する基準塁をどこにするのかという規定を(a)～(h)の八項目に分けて記してあるところです。今回の改正部分はその中の二番目の(b)項「球審が捕手の送球動作を妨害した場合」の[注二]の文章を新しく書き換えたものです。

新改正文を読んでいただければすぐ気づかれることと思いますが、この項の改正は、本年度の(2)の改正に伴った必然的な改正なのです。

つまり、妨害した当事者(前項の(2)は打者、当項は球審)が異なっても、その後のプレイがまったく同じような展開になった場合には、規則適用の解釈を同一にしておくことの当然の必要性から生じた改正です。

したがって、前項(2)6.06(c)項の改正をしっかりと理解すれば、当項はなんら問題はないはずです。新、旧規則書のそれぞれの同一年度における(2)と(3)に関する[注]文章を比較して、その関連性を確認しておいて下さい。

いずれにしても、(2)および(3)に関する新規則は、前年度の旧規則と比べて、その適用結果がまったく逆の相反する規則適用(旧規則一妨害を認めずプレイ続行、新規則一妨害を認め打者アウト)に改正されたことを十分理解しておいてほしいと思います。

以上、本年度改正規則に関するポイントを解説しました。規則を定めるということは、人間社会のあらゆる場で採用されている必然的な必須の条件ですが、どのような種類の規則であっても、それを定めることと守ることがいかに難しいものであるかは、人類の生きざまの歴史を見ても明らかです。

人間が作った規則は、すべて「生きているもの、育っているもの」です。また、その時々で「人々が守らなければならない最低のモラル」でもあるわけです。野球規則も然りであると思います。どうかこれらのことを十分ご理解の上、本年も正しいプレイと正しい適用を行うよう努力して下さい。

- 1) In the event the batter-runner has not reached first base, all runners shall return to the base last occupied at the time of the pitch.
- 2) '72年⑨〔原注〕、各走者は妨害発生当時すでに占有していた塁に戻るのが原則であるが、打者走者が一塁に達するまでに妨害が発生した場合には、各走者は投手の投球当時に占有していた塁に戻らねばならない。
- 3) '73年〔原注〕、打者走者が一塁に達するまでに妨害が発生した場合には、各走者は投手の投球当時に占有していた塁に戻らねばならない。
⑨〔注〕、本〔原注〕は、打球または打球を処理しようとしている野手に対して攻撃側の妨害が発生したときに適用する。なお、右の妨害が、打者走者が一塁到達後に発生したときも、各走者は投手の投球当時の占有塁に戻すこととする。
- 4) '74年〔原注〕、攻撃側の妨害が打球または打球を処理しようとしている野手に対して発生した場合にかぎって、打者走者が一塁に達するまでに発生したかどうかにかかわらず、各走者は投手の投球当時占有していた塁に戻らねばならない。
- 5) '87年⑨〔原注〕、打者走者が一塁に到達しないうちに妨害が発生したときは、すべての走者は投手の投球当時占有していた塁に戻らなければならない。
- 6) '87年新〔注〕、右〔原注〕に“すべての走者を戻す”とあるが、妨害発生以前のプレイでアウトとなるか、セーフとなった走者を除く。
- 7) '88年〔注〕、右〔原注〕に“すべての走者を戻す”とあるが、妨害発生以前のプレイでアウトとなった走者を除く。
- 8) 本年度改正文、本文冒頭の(1)を参照のこと。
- 9) Harry Hunter Wendelstedt (1938年7月27日生まれ)、メジャーリーグ(ナショナルリーグ) 最古参の現役審判員。数々の優秀審判賞に輝く実績を持ち、現在、コミッショナーの認可の下に、毎年1月～2月の間に、フロリダ州のデイトナビーチでアメリカの三大審判学校の一つ「ウエンデルステット審判学校」を開校している。
- 10) With regard to Rule 2.00's section (a) under the heading "INTERFERENCE" (page 19 in the rulebook), please consider the following situation:
The bases are loaded with no outs or one out. The batter hits a grounder to the pitcher and the pitcher immediately throws to the catcher, with the runner from third base being called either out or safe at home. The catcher then throws toward first base, but the ball strikes the batter-runner. The batter-runner is called for interference because he was running outside the three-foot lane when struck by the ball.
The clause "In the event the batter-runner

has not reached first base....." at the bottom of page 19 seems to suggest that the runner from third base must return to third base in this case. Could you please explain what would be declared in this situation in the U.S. Major League?

- 11) Batter runner is out. All runners including runner from 3rd who is either safe or out must return to base they held at the time of the pitch.

This is Major League Ruling—I've enclosed copy of rule that applies. Remember—Runner from 3rd returns whether safe or out.

- 12) 4.2 INTERFERENCE WITH INTERVENING PLAY:

Play : Play at the plate on runner attempting to score ; runner is called safe. A following play is made on the batter-runner, and he is called out for interference outside the three-foot lane.

Ruling : With less than two out, the run scores and batter-runner is out. With two out, the run does not count. The reasoning is that an intervening play occurred before the interference. Runners would return to base last legally touched at time of interference. However, with two out, the runner reached home on a play in which the batter-runner was out before he reached first base.

- 13) '88年改正文、なお、捕手からの送球によってランダウンプレイが始まろうとしたら、審判員は直ちにタイムを宣告してボールデッドとし、打者を妨害によるアウトにし、走者を元の塁へ戻す。

- 14) The Japanese rulebook includes a clause at the end of Rule 6.06(c) to cover the judgment for a "run-down" after batter's interference occurs :

If the catcher makes a play and causes a runner to be involved in a run-down, and if that runner reaches a base safely due to a defensive error during the run-down, the batter's interference is no longer relevant, Play proceeds as if no violation had been called.

The United States' "Official Baseball Rules" book does not seem to include a rule for this situation, so can you please explain how this run-down case is interpreted in the U.S. Major League?

- 15) It appears the Japanese Rule Book allows your umpire to do something we can't do. Our rules require that anytime batter interference occurs and a play is made on a runner who is declared safe under any circumstance, Batter is declared out and all runners return to last base legally touched at the time of interference.

I can understand the Japanese ruling. It makes sense. But our rule differs.

【1994年】

日本野球規則委員会が発表した本年度の改正規則は、以下に記す五項目です。

(1)規則1.17【注三】の④を次のように改める。

【注三】④手袋およびリストバンドに商標などを表示する場合は、一個所に限定し、その大きさは、七平方センチ以下でなければならない。

(2)規則7.08(d)を次のように改める。

(d)フェア飛球、ファウル飛球が正規に捕らえられた後、走者が帰塁するまでに、野手に身体またはその塁に触球された場合。ただし、投手が打者へ次の一球を投じてしまうか、または、たとえ投球しなくてもその前にプレイをしたりプレイを企ててしまえば、帰塁をしていないという理由によって走者がアウトにされることはない。この場合は、アピールプレイである。

(3)規則7.10(a)【原注】の初めの二行を次のように改める。

【原注】ここでいう“リタッチ”とは捕球後、塁に触れた状態から次塁へスタートすることをいう。

(4)規則7.10(d)【注二】の二行目からを次のように改める。

【注二】アマチュア野球では試合終了の場合に限って、両チームが本塁に整列したとき。アピール権は消滅することとする。

(5)規則8.05に次の【原注】を加える。

【原注】ボークルールの目的は、投手が走者を意図的にだまそうとするのを防ぐためであることを、審判員は心に銘記しなければならない。

もし、審判員の判断で投手の“意図”に疑いを抱いたら、審判員は厳重に規則を適用すべきである。

以上の五項目の改正のうち、プレイに直接影響を及ぼすルールの変更は、(4)の7.10(d)に関する改正文だけで、その他の項目はいずれも、プレイヤーがプレイを行うために従来と異なった規則の適用解釈をしなければならないという改正ではありません。

すなわち、(1)は、わが国規則委員会が特別に取り決めている製造・販売業者の商標企画基準の変更であり、(2)および(3)は原文読解研究の成果で生じたアピールプレイに対する本文改正、また(5)は、従来からアメリカのルールブック(以下原文と記す)に掲載されていたボークルールの適用の際の審判員への注意事項の新規挿入掲載、といった内容のものです。

したがって、競技に携わる監督やプレイヤーの皆さんは、本年度は、(4)についての一項目のみ理解をすれば十分事足りると考えてしまうかも知れませんが、自分自身が愛好するスポーツ競技の奥義を究めるには、どのような項目であっても、そこに定められている規則である以上、しっかりと理解を深めることは当然の義務であろうと思います。

特に、今回の(2)、(3)に関する本文の改正は、長い年月をかけて委員会が一丸となって原文講読研究に取り組んだ成果として高く評価できる、「アピールプレイ」を新しく定義づける大変重要な改正文です。

どうか以下の項目別の説明を熟読され、本年度の改正規則をしっかりと理解して下さるようお願いいたします。

1.17【注三】の④

プレイと直接関わりないルールも規則書には記されている

規則1.17は、製造業者や販売業者が、競技用具に付着あるいは記入する商標などの大きさや内容などを規制している条文が記されている項目です。

しかし、この項の原文および本文では、その大きさや内容の規制については、何ら具体的な数値が示されておらず、ただ単に「不適當かつ過度な商業的宣伝が含まれず、妥当とされる範囲内のもの」という非常に抽象的な表現での定義しか掲載されておりません。

そこで、日本野球規則委員会では、様々な角度から商業宣伝に対する検討を行い、商標などの大きさや内容についての規則を設定、規則書に挿入しております。それが【注一】から【注三】に当たる規約文になっています。

そのうち【注三】には、様々な競技用具に付される宣伝商標の規格規制が五項目に分けて定められています。今回の改正は、その第4番目の項目にあたる「手袋およびリストバンド」に表示する商標企画の変更です。新・旧の規則を比較すれば一目瞭然ですが、昨年まではその大きさを、縦1 $\frac{1}{2}$ 以下、横7 $\frac{1}{2}$ 以下と規定していました。それを本年からは「7平方 $\frac{1}{2}$ 以下」と変更したのです。つまり、端的に言えば、規制の対象を「長さ」から「面積」へ変更するということです。

実は、この改正は、競技用具の製造・販売業者からの要望に対して、規則委員会がそれを承認するという形で行われたものです。委員会では、近年のコマーシャリズムの問題点を鋭く指摘する様々な厳しい意見交換が行われましたが、結局、製造・販売業者側の要望を妥当なものとして受け入れることにしたわけです。したがって、本年からは、手袋やリストバンドにつける商標は7平方 $\frac{1}{2}$ 以下であれば「2.3 $\frac{1}{2}$ ×3 $\frac{1}{2}$ 」や「3.5 $\frac{1}{2}$ ×2 $\frac{1}{2}$ 」などの形も可能になったわけです。

この(1)についての改正は、プレイのルールに何ら影響を与えるものではなく、また、高校野球ではこの二つの用具の使用を認めておりません。

このような結論だけを記してしまえば、それはそれで事足りるというふうになってしまいがちですが、このような改正を機に、現場の指導者やプレイヤーの方たちも規則書というものにはプレイのルール以外にも、その競技の運営ならびに発展に必要な欠くべからざる様々な取り決めが掲載されているということを認識し、なぜそのような規則が存在しなければならないのかということ、ぜひ、真剣に考えてほしいと願っております。

指導者やプレイヤーがコマーシャリズムの問題に関する意識を高め、現代のスポーツ競技の発展に欠くことのできない要因となっているところの、組織やイベントや競技者個人と用具製造・販売業者との関わり方の問題をアマチュアとしてはそれぞれの立場から考えることは、必ず野球界の新しい思想の確立と発展に役立つものと信ずるからです。

7.08(d)、7.10(a)【原注】

従来の異訳を正すことによりアピールプレイとタイムプレイの概念が明確に

この改正はプレイのルールの適用に関する変更ではありませんが、「アピールプレイ」に対する解釈を新しく定義づけたものとして、注目に値する、とても大切な画期的な改正文です。

結論から記しますと、従来7.08(d)項によって理解されていた「飛球が正規に捕らえられた後、走者が再度の触壘を果たそうと帰壘しつつあるとき、その走者をアウトにしようと野手が元の壘へ送球を試みるプレイはアピールプレイである」という解釈を撤廃し、このプレイはただ単に送球と走者の時間差を争う「タイムプレイ」として定義するというものです。

実は、このプレイをこのように結論づけるまでには、規則委員会が長い年月をかけて原文研究に大変な努力をするという経緯がありました。それは、委員会の先人たちがこの項の原文の解釈に疑問を持ったときに端を発しているのです。その疑問とは、この原文の最後に記されている「これ

はアピールプレイである」という単純な一原文²⁾が、他の項目(規則書7.10、2.02)にうたわれているアピールプレイの基本理念と異なるのではないのかというものでした。つまり、この単純な一原文を他の関連項目と比較しながら解読した場合、当項原文のどこを指して定義づけられているものなのか、というきわめて率直な疑問から生じた研究課題でした。

そこから委員会の英知を結集する研究が始まったのです。もちろん、英文解釈に対する疑問ですから、委員の中にはアメリカや言語研究者と連絡を保ち、その意見を参考にしながら研究を重ねた者もいました。

そのようなプロセスの詳細は、誌面の都合上、ここではとても記述することはできませんが、今回の結論に至った検討課題のポイントの概要を以下に記しておきますので、皆さんも規則書ならびに原文を対比参照しながら「アピールプレイ」に関する新解釈をしっかりと理解してください。

- ①まず大前提として、アピールプレイの定義(規則書2.02)の原文³⁾に対する解釈の再検討を行い、アピールプレイとはあくまで「攻撃側チームの、規則に違反した行為を守備側チームが正すプレイ」を指していることを確認する。
- ②規則7.08(d)で使用されている「リタッチ」という言葉の語意の検討を定義(規則書2.65)の原文⁴⁾を中心として行い、関連する項目についても原文再読検証を行った結果、リタッチとは「走者が規則によって帰塁しなければならない塁へ帰塁する行為」をいい、その行為には<1>「走者が塁へ戻りつつある行為」と<2>「すでに戻ってしまっていて、次塁へ進もうとしている行為」の二つの行動があることを確認、と同時に、当項目7.08(d)で使用している「リタッチ」とは前者<1>の行動を指しているものであるとの結論を得る。
- ③アピールプレイの規則が記されている規則書7.10の原文の再読作業を行い、7.10(a)【原注】でいう「リタッチ」と7.08(d)でいう「リタッチ」の意味が異なること、および、従来の規則書に掲載されていた7.10(a)項の日本語【原注】が異訳であることを発見、この原文【原注】⁵⁾を正しい訳文(本年度改正規則第④項参照)に修正し、7.10でいう「リタッチ」の行為を、より明確に表現する。
- ④規則7.08(d)の原文の解読研究を進め、次の結論を得る。当項は、「次の場合、走者はアウトとなる」⁶⁾との走者アウトの規則が掲載されている頃なので、7.08(d)項全文に「これはアピールプレイである」の文章がかかるとの解釈は成立しない。ゆえに、原文中の後段の文章⁷⁾以下を指してアピールプレイを解釈するのが当然の理解である。したがって、従来の日本語規則書は異訳であり書き改める必要がある。
- ⑤規則7.08(d)の原文を正しく日本語として書き改めたことにより、当項前段⁸⁾と後段⁹⁾に記されている走者の行動がより明確に判別される結果となった。つまり、前段はモメントを争う普通のフィールドプレイ(今回の改正ではタイムプレイとして呼び名を統一)として、また後段はアピールプレイとして、各々プレイの範ちゅうが確立されることになった。

以上が、当改正文を公表するまでに至った大略の要旨です。これでは少し大まかすぎて理解しにくいという人もいるかも知れませんが、最後にもう一度新しい解釈の主旨をできるだけ簡潔にまとめておきましょう。

「アピールプレイ」とは「あくまで攻撃側のプレイヤーが規則違反をした行為を正すプレイ」をいう。したがって、飛球が捕らえられた後、元の塁へ一生懸命に走って帰っていかんとする走者の行動は、規則どおりのプレイを続けている行動で、その走者をアウトにしようとして送球するプレイをアピールプレイとはいわない。これは普通のフィールドプレイ(アメリカではこの言葉を使う場合もある)、名づけて時間差を争う「タイムプレイ」である。走者が全く戻ろうとしないとき、あるいは戻る意思があっても戻ることを放棄した場合は「アピールプレイ」となる、ということです。なお、このこと

ついていっその理解を深めるために、規則書140頁の【七・一〇原注】¹⁰⁾の文章の意味も、原文¹¹⁾とともにしっかり解説することをおすすめします。そして、このような改正文が発表されたことを契機として、ふだん何気なく行っているプレイでも、ぜひその奥義を考えることにも意を用い、いろいろなプレイがどのような理由で成立しているのか、あるいは、規則書の中の他の関連条文との意味をどう解釈すればよいのか、というような競技を理解する基盤となる知識をたくさん勉強してください。

(3)の改正は(2)の改正文の検討過程において必然的に生じた改正です。そのことは、ここまで説明したとおりです。「アピールプレイ」を研究するために、7.10の原文解説作業を進めるうちに、この原文【原注】の異訳に気づき、できるだけ原文に忠実な日本文に書き換えるとともに、当項でうたっている「リタッチ」の意味を明確化したものです。したがって、(2)の改正についての説明を再読し、本年度の改正文と原文および昨年までの和文規則書の三者を比較しながら理解を深めてください。

7.10(d)【注二】

「試合終了宣告後に試合続行を命ずる」——そんな珍事の発生を防ぐのが狙い

この改正は、日本のアマチュア野球が特別に取り決めている、アピール権消滅の時期を変更するためのものです。前述のとおり、この改正だけが本年度唯一、プレイの解釈に新しい理解を注入しなければならないもので、実戦に携わる人にとっては最も注目しなければならない新規則といえるでしょう。

ご承知のように、アピール権の存続および消滅の時期に関する規則は、7.10(d)項(規則書139頁)に詳しく記されております。

しかし、日本のアマチュア野球では、試合終了時に両軍がホームプレートをはさみ整列をして挨拶を交わすという伝統的なよき習慣があるため、この時に限っては本文規則を適用できず、別に特別規則を設けて規則7.10(d)【注二】の後段に、それを定めています。ところが現実に次のようなプレイが出現し、昨年までの規則を適用するとはなはだおかしな試合状況になってしまうという問題が起きました。その実際に起こったプレイを例題にしながら、改正理由を説明しましょう。

[例題]

最終回の裏、1点差で先攻チームがリード。後攻チームの最後の攻撃で一死満塁となり、スクイズプレイが行われた。しかし、打球は小飛球となり前進した三塁手がこれを捕球、三塁へ送球して第三アウトを取ろうとしたが三塁ベースに野手が入っていなかったために、二塁へ送球し、第三アウトを成立させた。そのアウトの成立前に、三塁走者は本塁を駆け抜けていた。両チームは試合が終了したと思い込み本塁へ整列、球審のゲーム終了の宣告を待った。球審は適宜な時間が経っても守備側チームにアウトを置き換える意思が全く見られないため、一応、試合終了の宣告を下し、アピール権を消滅させ、その後、規則にのっとり得点を認め、試合続行を命じた。

以上の[例題]プレイでもわかるように、このような場合、昨年までの規則では、球審が一度試合終了の宣告をしてから再び試合を続行するという誠に奇妙な状況になってしまうのです。そこで本年から、このような珍事をなくすために、両チームが本塁に整列した時点でアピール権を消滅させ、試合終了の宣告を待つことなく延長回に入れるようにしたわけです。

しかし、こんな珍しいプレイも、元は守備側チームの不手際から起こるものでプレイヤーが4.09や7.10の規則をしっかりと理解してプレイしていれば、混乱を起こさずに済むことなのです。皆さんどうか、規則をしっかり勉強してください。

なお、「本塁に整列したとき」とは、ひとえに審判団の判断によるものですが、その判断は、あく

までだれが見ても両チームの全選手が戦う意思を放棄して本塁に整列したときという客観的事象が基準となることはいうまでもありません。

8.05【原注】

原文には以前から明記されていたボークルール適用の精神をわが国でも採用

この新【原注】文は、審判員がボークルールを適用するための判断基準をより明確化したものです。実は、この改正文はアメリカの規則書には以前から掲載されていた原文¹²⁾なのです。しかし、それを日本の規則書に挿入するにあたっては、様々な見解がありました。その理由を一言でいえば、ボークルールの適用解釈の意見統一がいかに難しいものか、という論議に尽きると考えられます。規則としてきちんと文章化されているものでも、それを実際の動作にしてとらえたとき、どのように理解して当てはめていくのかという決断は、すべてのスポーツ競技に課せられた最大の難事であるわけで、ボークルールもしかりなのです。

そのような理由もあって、委員会はこの原文を掲載することに少しためらいを見せていたのですが、あらゆる団体や年齢層において国際大会がひんぱんに開催されるようになった今日、やはり原文に記されているものは規則としてきちんと掲載し、そのルールに対して積極的な解釈を施していかねばならない、との結論に達したわけです。

審判員がボークルールを適用することは、多角的に規則をしっかり勉強して、それと並行してあらゆる投球動作に対しての研究を行い、審判員仲間との意見統一を図り、プレイに対して冷静で客観的な眼力を作ると同時に、勇気をもって対処することが必要です。ゆえに審判員の皆さんは、どうか、投手の動作の判定に厳しく接する前に、自分自身に与えられた使命を十分認識して、真剣に投球動作についての研究を行ってください。そのうえで、自信のある、さらに勇気をもった厳しい判定をしてもらいたいと思います。

以上、本年度の改正ルールを説明しました。指導にプレイに、判定に大いに役立てて、今年も正しいさわやかなベースボールを行ってください。

参考文献

1) 規則7.08(d)原文

He fails to retouch his base after a fair or foul ball is legally caught before he, or his base, is tagged by a fielder. He shall not be called out for failure to retouch his base after the first following pitch, or any play or attempted play. This is an appeal play;

2) 上記1)原文中、最後尾下線部分を指す。

3) 規則2.02原文

An APPEAL is the act of a fielder in claiming violation of the rules by the offensive team.

4) 規則2.65原文

A RETOUCH is the act of a runner in returning to a base as legally required.

5) 規則7.10(a)【原注】原文

"Retouch," in this rule, means to tag up and start from a contact with the base after the ball is caught. A runner is not permitted to take a flying start from a position in back of his base.

6) 規則7.08タイトル原文

7.08 Any runner is out when —

7) 規則7.08(d)原文中の下記下線部分を指す。

He fails to retouch his base after a fair or foul ball is legally caught before he, or his base, is tagged by a fielder. He shall not be called out for failure to retouch his base after the first following pitch, or any play or attempted play. This is an appeal play;

8) 本年度改正文「フェア飛球、ファウル飛

球が捕らえられた後、走者が帰塁するまでに、野手に身体またはその塁に触球された場合」を指す。

9) 本年度改正文「ただし、投手が打者へ次の一球を投じてしまうか、または、たとえ投球しなくてもその前にプレイをしたりプレイを企ててしまえば、帰塁をしていないという理由によって走者がアウトにされることはない。

10) 規則【七・一〇原注】(前二行略)

「アピールは言葉で表現されるか、審判員にアピールとわかる動作によって、その意図が明らかにされなければならない。プレイヤーがボールを手にして塁に何げなく立っても、アピールしたことにはならない。アピールが行われているときは、ボールデッドではない」

11) 上記10)の原文

An appeal should be clearly intended as an appeal, either by a verbal request by the player or an act that unmistakably indicates an appeal to the umpire. A player, inadvertently stepping on the base with a ball in his hand, would not constitute an appeal. Time is not out when an appeal is being made.

12) 本年度改正規則(5)規則8.05【原注】の原文

Umpires should bear in mind that the purpose of the balk rule is to prevent the pitcher from deliberately deceiving the base runner. If there is doubt in the umpire's mind, "intent" of the pitcher should govern.

【1995年 規則改正なし】

【1996年】

日本野球規則委員会は、去る2月5日、以下に記す3項目を本年度の改正規則として発表しました。

(1)7.08(b)の[注一][注二]および[問][答]を現行の[原注二]の後から[原注一]の後に移す。

これにともない、[原注二]を次のように改める。(下線部分が追加箇所)

[原注二]三塁本塁間で挟撃された走者が妨害によってアウトを宣告された場合には、後位の走者はその妨害行為発生以前に、たとえ三塁を占めることがあっても、その占有は許されず二塁に帰らなければならない。また、二塁三塁間で挟撃された走者が妨害によってアウトになった場合も同様、後位の走者は一塁に帰らなければならない。妨害が発生した場合にはいづれの走者も進塁できないこと、および走者は正規に次塁に進塁するまでは元の塁を占有しているものと見なされることがその理由である。

(2)同[原注二]の「しかし、走者……」以下は削除し、[原注二]の[注]として追加する。

[注]走者一・三塁のとき三塁走者が三塁本塁間で挟撃され妨害によってアウトを宣告された場合、一塁走者がその妨害行為発生以前に二塁を占めておれば、一塁走者には二塁の占有が許される。

(3)8.01(a)①および同(b)②を太字にする。(兩個所とも同文)

打者への投球に関連する動作を起こしたならば、途中で止めたり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならない。

8.01(a)①、(b)②の改正

アマチュアでは投手が投げ手を用いて出すブロックサインはボークに

以上の改正文を一読しますと、一部新文章の追加挿入はありますが、その他は既存規則文章の掲載場所や書体の変更のみで、本年も昨年に引き続きルール適用上の解釈の変化は全くないかのように読み取れます。

しかし、アマチュア野球規則委員会は、改正文の第3番目の「投手の投球動作」に関する発表文の趣旨をことのほか重く受け止め、なぜこのような発表が成されたかという真意を厳格に解釈し、プロに先駆けて、近年投手の動作として慣例となっていた「投手自らが投げ手を用いて出すブロックサイン」を全面的に禁止する方針を取り決めました。これはアマ球界にとっては、規則適用上の大変革であるとも考えられますので、まずそのことについての説明を行いたいと思います。

アマ・プロを問わず近年急速にはやり出した投手が用いるこの動作(投げ手を用いて出すブロックサイン)は、いつごろからだれがどこで使い始めたかは定かではありませんが、最近日本球界だけに蔓延し始めた悪しき習慣でありました。

ここでいきなり「悪しき習慣」という表現を用いたのは、実は、この動作を現行規則に当てはめて厳格に判断すると、明らかな規則違反であるという考えが成り立つからなのです。委員の中には、当初からこのような判断の下に、この動作を即刻禁止すべきであるという強行論者もおり(実は筆者もその一人)、委員会としてはしばしばこの問題に関する論議を重ねていたわけです。

規則違反を唱えた人たちの挙げるその理由は、まず第一に、何と云っても、この動作は日本の球界だけにはやっている特異な動作で、国際的には全く通用しないこと、第二に、規則を厳密に

解釈すれば8.01(a)①および同(b)②と同[原注]の前段3行に抵触してしまうこと、第三に、試合をスピードアップさせるために作られた8.04(3行目以降)の根底に流れる真意を理解すれば、同規則および8.05(h)にも抵触してしまうこと、というものでした。

しかし一方では、ち密な高度な面白い野球をやるために必要であるならば投球動作に入る前の姿勢をあまりにも厳しく規制することもないのではないかという考えもあり、委員会としては今日までこの動作にペナルティーを科すか否かについては慎重に検討をし続けてきたわけです。

そうこうしているうちに、ここ2、3年の間にこの「投げ手を用いて出すサイン交換」の動作が拡大化、煩雑化の一途をたどり、投手によっては明らかに規則違反をしていると思われるしぐさを平然と行ったり、非常に紛らわしい動作を繰り返すという行動が目立ってきました。そこでアマ規則委員会では、国際的にも通用せず、規則上からも違法と見られるのに野放しとなっているこの動作を厳しく律するという大英断を行ったわけです。

動作を言葉に換えて表現するということが大変難しいことですが、二、三、例を挙げますと、問題になった動作とは次のようなものです。

①セットポジションの足の置き方をしてサイン交換のために前傾姿勢をとった投手が、投げ手を用いて捕手との間で何回も何回も同じ動作を繰り返しながらサイン交換を行う。

②塁上に走者がいるとき、①と同じ行動を野手との間で繰り返す。

③セットポジションの足の置き方をして、サイン交換のために前傾姿勢をとった投手が、サイン交換を終えた後、直ちにセットポジションをとる行動に入らず、上体を起こしただけで(直立させたような姿勢)塁上の走者に目をやったり、野手からのサインに見入ったり、あるいは自ら再び投げ手を用いて野手とのサイン交換を行う。

以上のような動作は、規則を正しく適用するならば、いずれもボークの対象となり得る動作であると言えます。

つまり、①と②はスピードアップの基本精神から考えても明らかにそれに逆行する行為ですから、8.05(h)を適用されて遅延行為と見なされでも仕方のない動作ですし、③も明らかな投球動作の中断・変更にあたると判断されますので、8.01(b)②を適用され、ボークを宣告されても当然です。

また、何といても①・②・③の動作に共通して言えることは、サイン交換の際に投げ手を動かすということは、8.01(a)①および(b)②(本年度改正規則第3番目発表文)を厳格に適用するならば、「投げ手が動くという動作だけで、セットポジションに入った」と見なされても仕方がないということです。

以上のような理由から、アマ規則委員会は5団体から選出されている代表委員全員の賛同を得て、本年度より「投手自ら投げ手を用いて出すブロックサイン」の全面禁止、ボークルールの適用を打ち出したわけです。

また、それに付随して、

① プレート上の投手が塁上の走者に対して、投げ手にボールを持たないで偽投した場合

② 投手がプレートをはずしてサインの交換を行った場合

いずれも8.05(h)を適用、遅延行為としてボークにすることを申し合わせました。

これらの取り決めは一見、アマ野球界が規制を一段と厳しくする方向へ進んでいるのでは、と考えられがちですが、むしろ委員会としては、日本の野球を「競技力がよりよい形で表現され、スピード感のあるプレイがより多く展開される野球」という「本来の正しき姿」に戻したいという思いを込めて取り決めたという真意があるわけです。

本来、投手とは、ボールを持ったら速やかにプレートにつき、捕手が主導権を握って出すサイン交換を速やかに行い、日ごろ鍛えた自己の投球術(技と力)で打者に立ち向かい、一人でも多くの相手打者を打ち取る役目を担うプレイヤーであるはずで、この役目ができないものは、どんなに

けん制がうまくても、どんなにサインを綿密に取り交わしても、真の勝利者にはなれないはずです。けん制で走者を刺そう、手先や目先だけで打者をごまかそうなどということばかりに執着すると、本当の競技力は身に着かず、必ず規則違反につながってしまうものです。規則を勝手に解釈して、その抜け道を探し出し、自己のプレイを有利にしようとする行動は、たまたま成功することはあっても、それでは本当の力で相手に勝ったことにはなりません。すぐにメッキがはがれてしまいます。指導者や投手の皆さんも、この大切な、スポーツの中に存在する哲学や精神をしっかりと理解され、真の競技力の習得に励んでほしいと願わざるを得ません。

「次の一球に何を投げるか」ということはここぞという場面ではとても大切なことですが、それ以上に大切なことは「自己が自信を持って投げられる力のあるボールをいくつ習得し、それを実際に大切な場面でちゅうちよなく思い切って投げることができるのか」ということではないでしょうか。

投手はそのような試合に勝つために最も大切な投球術を一つでも多く身に着ける努力をしながら、相手の攻撃にさわやかに立ち向かってほしいものです。

以上、本年度改正規則の第3番目の発表文に基づいたアマ規則委員会の「従来から投手が行ってきた動作を規制する取り決めについて」の説明を記しました。アマチュア野球に携わるすべての人々からの十分にご理解を得られますことを願っております。

7.08(b)に関する改正

明確な規則理解のため原文に忠実な訳文と日本で加えた説明文を分けたもの

さて、順序が逆になりましたが、改正規則の第1、2番目の発表要旨について以下に説明を記します。

95年度の規則書と改正発表文を見比べていただければお分かりになることと思いますが、この(1)、(2)項の改正は、既存掲載文の掲載場所変更が4項目(注一・注二・問答・原注二後段3行“しかし”以下)と新規文章の追加挿入が1カ所の合計5項目の改正です。すぐにお気づきのことと思いますが、規則適用上の解釈の変更改正ではありません。これは日本野球規則委員会が94年以降精力的に行っている原文(アメリカで毎年発行されているルールブック)とわが国の規則書との相違点の比較調査研究の成果の第3弾です。

元来日本で発行されている規則書は、原文をできるだけ忠実に訳したものが基盤になっていますが、これだけでは幅の広い日本の球界にはどうしてもうまく対応できない、あるいは理解されないとされる個所が多々あります。そのため、規則委員会では長い年月をかけてさまざまな個所に追加説明文を挿入し、より一層の理解を深めるための一助としてきました。それが[注]とか、一部[問・答]のタイトルとなって書かれている文章です。

しかし、年月が過ぎ、規則改正も度重なるうちに、そのような日本規則委員会で作成し追加掲載した説明文章が原文の訳文の中に入り組んでしまったり、また原文の訳文が現時点で解釈するとあまり適切ではないとされる個所が少しずつ目につくようになりました。そこで日本野球規則委員会は、「規則の原文と日本語訳との見直しに取り組み完べきな野球規則書を目指す努力」を数年前からしはじめたのです。

本年度のこの7.08(b)項に関する一連の改正は、そのようなことが理由となって行われたものです。つまり、95年度までの規則書に書かれていた当項[原注二]の後段3行の「しかし……」以降の文章は、日本の規則委員会が当項の規則を分かりやすくするために、プレイの具体列を引用して作成した文章であったのです。

しかし、前述の通り、原文に忠実な完べきな規則書を目指すためには、原文の意が正しく伝わるように書き改めた方がよいとの意見が多く出され、原文に忠実な和訳文を挿入することになったわけです。それにともない「しかし……」以下の従来から掲載されている日本の委員会が作った文

章をどうするかという検討がなされましたが、当項規則を分かりやすく理解するためには非常に適切な例文であるとの結論を得て、文章冒頭の「しかし」だけを削除して、規則書本来の正当な姿である[注]のタイトルをつけ、[原注二]の後に残すということになったのです。これにより、[原注二]に記されている規則がより明確に理解されるようになったわけです。

また、[注一][注二][問・答]文の掲載箇所変更は、お読みになればすぐに理解されることと思いますが、これらの文の内容がすべて[原注一]の本文に関する追加説明事項であるため、より適切な個所へ移し換えを行った次第です。

以上が本年度の改正規則の概要説明ですが、新規挿入文の元となった原文を以下に記しておきますので、興味のある方は参考になさって、この特例とも思われる「前位の走者がランダウンプレイ中に妨害によってアウトを宣告されたときの後位の走者の帰塁基準位置」の規則を、より一層理解するために役立ててください。

(新規挿入文原文)

The reasoning is that no runner shall advance on an interference play and a runner is considered to occupy a base until he legally has reached the next succeeding base.

【1997年】

日本野球規則委員会は、去る2月5日、下記1項目を本年度の改正規則として発表しました。

(1) 2.73の「ひざ頭の上部のラインを下限とする」を「ひざ頭の下部のラインを下限とする」と改める。

これを受けた日本アマチュア野球規則委員会は、1週間後の2月12日に総会を開催。この改正文について種々討議を重ねた結果、次のアマチュア野球内規を新設することに決定しました。

(1) アマチュア野球では、ストライクゾーンの下限に関してだけ、ボールの全体がひざ願の下部のラインより上方を通過したものとする。

そこで本年は、このストライクゾーンの改正に関する経緯とアマチュア内規新設の理由についての説明をいたします。

2・73の改正

ストライクゾーンの下限はひざ頭上部からひざ頭下部のラインに

そもそもこの改正は、アメリカの規則書「オフィシャルベースボール・ルールズ」(以下原文と記す)の改正に伴って行われたものです。1996年1月30日、ニューヨーク市で開催されたアメリカのルール委員会は、よりゲームのスピードアップを図る目的で、前年(1995年)までのストライクゾーンの低めに関する条文(巻末文献①参照)を破棄し、新しい(1996年)規則文(巻末文献②参照)を規則書に挿入することを決定しました。それは、直訳すると「膝蓋骨の下の窪みのラインを下限とする」というもので、明らかに低めゾーンの拡大化を図ったものでした。

ストライクゾーンの原文改正は、1988年以来8年ぶりのことです。この年の改正文(巻末文献③参照)は高めゾーンに関するもので、前年までの「わきの下」(巻末文献④参照)に定めていた高めゾーンの上限を、「打者の肩の上部とユニフォームのズボンの上部との中間点に引いた水平のライン」に改めたものでした。

常々、原文に出来るだけ忠実な規則書の作成を目指している日本野球規則委員会は、これらの改正を率直に受け止め、各々1年遅れて1989年と本年度(1997年)の日本野球規則書に、その新規改正文を掲載したわけです。プロ・アマを問わず野球の国際化が益々隆盛の一途を辿る今日、それは当然のことと言えるのです。

ただし、本年度の改正については、委員会において、前回の「高めゾーン」の改正のときよりも、はるかに様々な論議が交わされました。とくにアマ委員会では、今回の原文改正を受け入れた場合の多くの問題点が指摘され、これ以上の低めゾーンの拡大化を危惧する声が聞かれました。

その理由を要約しますと、おおよそ次のようなこととなります。「1988年まで規則書に掲載されていたアマチュア独自の注釈文(巻末文献⑤参照、1985年までは我が国では～の書き出しで、プロ・アマを問わず採用)が撤廃されて以来、オリンピックをはじめとする国際試合の活性化にも刺激され、国内でもことさら低めゾーンの見直しが図られ、現場を預かる審判員もその方向で努力を重ねてきた。その結果、現在のゾーンがだいぶ低くなっている現象が起こっており、審判員諸氏の低めゾーンの感覚が、本年度の改正を先取りしているようにも見受けられる。それに加えて、今回の改正で、現在のその感覚をさらに下げようとする意識が芽生えて、もっと低めを取ろうというようなことになると、少なからず現場のプレイに混乱が生ずる可能性が高くなる」

以上のような理由から、アマ委員会としては、本年度の改正をどのように受け止め、理解し、適用していくのか、ということについて活発な意見が交換されたわけです。本年1月11日に開催されたプロ・アマ合同ルール委員会の席上でも、アマ側からこのことに関する考え方とアマ球界の現

状が説明されました。これに応じて、プロ側からも誠に率直な意見が披露されました。それによりますと、プロもここ数年来、シーズン前に両リーグ会長を通じて「低めゾーンの見直しと徹底」を要求される通達がなされ、それを踏まえて現場サイドでは、ゾーン限界ギリギリまでの見直しと安定度を向上させる努力をしてきている。そして、それがようやく実りつつある時期にさしかかっている。したがって、今回の改正を意識することによる混乱をできるだけ避けたい、というものでした。このようなプロ側の見解は、今回の改正に対するアマ委員会の危惧と苦悩を解決する好材料となりました。それは、プロもアマも多少表現法には違いがあっても、対処の方法や考え方は同一線上にあると確認できたからです。

そこでアマ委員会としては、2月12日の総会で改めて討議を重ねて、「アマとしての取り決めをつくらう」という結論に達し、前記の[アマチュア野球内規]を新設することになったのです。つまり、アマ委員会としては「下限に関してだけは、今回改正になったラインに対して、ボール全体がかからなければストライクにしない」という内規を設けることにより、現在の多くの審判員が低めゾーンに対する感覚として身につけている判定力をことさら変えることをしなくてもよい、と判断したわけです。

今回のストライクゾーンの改正は、その判定の中でも最も難しいと言われている「低めゾーンの改正」です。ルールが変更されたから「ああ、そうですか」と言って、その翌日から規則書に記されている通りの判定を下せる審判員は皆無です。それは、昨年、新ストライクゾーンを採用したはずの大リーグの判定が、一昨年以前の判定とあまり変わっていないことを見ても明らかなことです。決められたストライクゾーンに則った判定を可能にするためには、日ごろから実際の投球に接する機会を数多くつくり、あらゆる工夫をして正しい判断に近づける努力を重ね、規則書に取り決められているストライクゾーンに最も近づく感性を、自分自身の頭脳と心の中に焼きつけなければならないのです。それにはある程度の時間が必要です。

アメリカでは、球審の能力を身につけたいのなら、「1年に20,000球の投球に接し、それを10年続けなさい」と言われています。試合だけを想定して単純に計算しても、1試合250球として、年に80試合の球審を務めなければなりません。それでやっと普通の能力が身につくということです。決して一流の能力とは言われていないのです。そのようなことを考えると、信頼される投球判定の感覚を身につけるには、とても遠い道のりを歩まねばならないことが理解されるのです。我々日本のアマチュアは、まだまだ甘いと言わざるを得ません。

ストライクゾーンは、規則の中での「心臓」部に当たる最も大切な取り決めです。人間の心臓の強弱がその人の体力の優劣を決めるように、ストライクゾーンは野球のパワーを決定づける大切な規則です。ゾーンの取り決めで、技術も戦術も記録もすべてが変わってしまいます。つまり、野球の生命の中核部分なのです。そのことは、1963年に高めゾーンの上限が「打者の両肩まで」という極端な原文改正が発表され、審判員の判定技術にもプレイヤーのプレイにも大変な混乱をきたし、すぐに廃止になった歴史的経緯を見ても明らかです。

今回の原文改正で、我々が理解しておかなければならないことがもう一つあります。それは、アメリカのプロベースボール関係者とルール委員会が、ベースボールのナショナルゲームとしての地位と誇りを必死になって守り抜こうとする姿勢を見せているということです。アメリカには、ベースボールと肩を並べる人気スポーツにフットボールやバスケットボール、アイスホッケーがあります。それらのスポーツは、すべて時間制限があってその中で勝敗の決着がつけられます。それと比べて、ベースボールは、決められたイニングを消化しないと決着がつかないのです。観客動員数に、常に神経をとがらせているプロベースボール関係者は、いつの時代にもスピーディーなゲーム展開のための方策を模索しているのです。常に、スピードアップを目標とした様々な提案が、関係者の間で取り交わされているのです。それが、ほかの人気スポーツに負けない活力の根源と

なり、具体的には今回の原文改正のような形となって現れるのです。

このようなアメリカのプロベースボールの根底に流れるプロスポーツ哲学は、プロ・アマを問わず、我が国の野球界にもどんどん取り入れられるべきなのです。それは、我が国の野球界の存亡を賭けた最も重要な課題が、いかに積極性あふれるスピーディーなゲームを行うかということにあるからなのです。

日本のアマ野球関係者も、どうか今回の原文規則改正をそのような意味からも受け止め、常にスピーディーなゲームを行おうとする意識を持ち、努力を重ねてくださるようお願いいたします。また、アマ野球界の審判員諸氏は、ストライクゾーンを判断する大切さと難しさを是非とも真剣に考えて、その統一と確立を目指して努力をしていただきたいと思います。

(参考文献)

①The STRIKE ZONE is that area over home plate the upper limit of which is a horizontal line at the midpoint between the top of the shoulders and the top of the uniform pants, and the lower level is a line at the top of the knees. The Strike Zone shall be determined from the batter's stance as the batter is prepared to swing at a pitched ball.

②The STRIKE ZONE is that area over home plate the upper limit of which is a horizontal line at the midpoint between the top of the shoulders and the top

of the uniform pants, and the lower level is a line at the low beneath the kneecap. The Strike Zone shall be determined from the batter's stance as the batter is prepared to swing at a pitched ball.

③The STRIKE ZONE is that area over home plate the upper limit of which is a horizontal line at the midpoint between the top of the shoulders and the top of the uniform pants, and the lower level is a line at the top of the knees. The Strike Zone shall be determined from the batter's

stance as the batter is prepared to swing at a pitched ball.

④The STRIKE ZONE is that space over home plate which is between the batter's armpits and the top of his knees when he assumes his natural stance. The umpire shall determine the strike zone according to the batter's usual stance when he swings at a pitch.

⑤(注) アマチュア野球では、ストライクゾーンの高低に関してだけ、ボールの全部が、それぞれ固有の打撃姿勢をとったときの打者のわきの下からひざ頭の上部までの間を通過したものとする。

【1998年】

日本野球規則委員会は、去る2月5日(木)、下記5項目を本年度の改正規則として発表しました。

- (1)規則2.03を次のように改める。塁上に走者がいるときの、投手の反則行為である。その場合には、全走者に各一個の進塁を許す。
- (2)6.08(b)【注五】「軟式野球でも、使用球の区別なく本項を適用する。」を削除する。
- (3)8.02(a)(1)【注】「我が国では、投手が本項に違反した場合、本項ペナルティを適用しない。」を削除する。
- (4)10.04(a)【注】「無死または一死で走者が一塁にあるときを除いて、捕手が第三ストライクを捕えないうで一塁に送球して打者をアウトにする間に、三塁走者が得点した場合は、打者には打点を記録する。」を削除する。
- (5)10.20(a)【注】「自チームが四点のリード(塁上に一走者)、五点のリード(塁上に二走者)、六点のリード(満塁で)のときに出場して、最低一イニングを投げた場合も、本項と何様に扱う。」を削除する。

以上、本年度の改正5項目は、いずれも原文(アメリカの規則書、オフィシャル・ベースボールス)の新規改正に伴うものではなく、我が国の規則委員会で提案された改正議題を慎重審議し、その中から委員全員の合意を得た項目を発表したものです。

その内訳は、本文の書き改めが一件(1)と、注釈文の削除が四件(2)～(5)で、(1)～(3)がプレイに関する項目、(4)、(5)が記録に関する項目となっています。規則改正が発表されますと、指導者やプレイヤーは、まず第一に、プレイに対して従来と異なった規則の適用上の解釈がなされているか否かに注目するのが常ですが、今回の改正は、そのような心配はいりません。昨年度と同じ解釈でよいわけです。

しかし、規則書の文章や内容が少しでも変わるということは、そこに何らかの理由があるわけで、野球の知識を深める意味では、やはり、それらの要点は理解しておく必要があるかと考えます。そこで、今回はその改正の理由と経緯を中心に、各項目別に説明を記しておきます。

規則委員会の重点課題

世界に通用する一本化された野球規則書の作成を目指す

説明に入る前に、まず、現在の規則委員会が取り組んでいる重点課題について、簡単にその主旨を記しておきたいと思います。そのことが、今回の改正発表の総体的な理由にもつながるからです。

すでにご承知とは思いますが、現在、私たち日本野球規則委員会は、原文と日本訳との見直しに精力的に取り組んでいます(1994年度・規則書はしがき参照)。これは、プロ・アマともに我が球界が、間近に迫った新世紀に益々隆盛を極めるであろう国際化に備えて、規則の見直しを計り、世界に通用するグローバル・スタンダード(国際水準)としての規則の確立を目指そうとしているからなのです。野球が世界的に普及しつつある現況を考えると、その流れは当然と言わねばなりません。

そのためには、原文をしっかりと再読し、日本訳との再比較をつぶさに検討しながら、現場で起こりうるプレイに明快簡潔に適用できる、より原文に忠実な文章の作成、また、従来から委員会が規則の本文をより明確に理解してもらうために掲載していた【注】文や【問答】の再検討、および世界の野球先進国の各連盟で採用している内規文の内容と必要性の有無の検討などの作業を、世界各国の委員会と歩調を合わせながら進めていくことが必要となります。

これらの作業は、現在、着々と進められておりますが、「全世界に通用する一本化された野球規則書の作成」(1996年度・規則書はしがき参照)を最大の目的としての「原文の主旨と解釈が明快にしかもより忠実に伝えられる規則文の作成」「時代にそぐわない規則文の変更、削除」「規則書のスリム化(1995年度・規則書はしがき参照)などの目標の完成には、かなりの時間を必要とするのも事実です。

「急いで事はし損じる」の昔からのたとえがあるように、いま、規則委員会は、じっくりと地に足をつけながら、この課題達成に向かって進んでいます。

本年度の改正文も、そのような委員会の主旨に添った発表であるということを理解していただきたいと思えます。

規則2.03の改正

ボークは投球上の行為のときだけ生じるものではない

投手のボークモーションについての誤った文章の表現を書き改めたものです。

昨年までは「走者が塁にあるときの、投手の投球上の反則行為である。」と記されていましたが、投手のボークモーションは、8.05(a)～(m)の13項目に定められている通り、投球上の行為のときだけに生じるものではありません。塁への送球モーションのときにも、投手板上か、あるいは、その付近での姿勢の作り方からもボークの規則の適用を受けることがあります。したがって、昨年までこの項で規定していた「投球上」という表現は間違っていたのです。そこで今年からより正しい言葉を使った表現に書き改めたわけです。

実は、この改正は、原文(巻末文献1、参照)の見直しの中で気がついたもので、原文では「投球上」という表現は一切使っていませんから、この改正は原文に則して書き改めたものと言えます。

6.08(b)【注五】の削除

硬式・軟式の区別なく当項を適用する理解は十分得られた

軟式野球のヒット・バイ・ピッチ(日本ではデッドボールという)に関する【注】文の削除です。

この【注五】の文章は1970年より規則書に挿入されたもので、それ以前の1969年までの規則書には「軟式野球規則」(巻末文献2、参照)として「B号ボール(準硬式球)使用以外の試合では当項規則[6.08(b)]は適用しない」との軟式野球独自の見解が掲載されていました。しかし、1969年度の規則書が発刊されてから間もなく「6.08(b)軟式野球規則とりかえ」(巻末文献3、参照)という追加規則が配布され、L、A、C号の各ボールを使用したときも当項を適用するとの通達がなされました。これにより、軟式野球のすべてのボールに対しても、硬式球と同じようにヒット・バイ・ピッチの規則が適用されることになったのです。

そこで、当時の規則委員会としては、規則適用の経緯を踏まえながら、混乱を避ける意味からも、1970年度より当項【注】文を規則書に掲載することにしたのです。それが実に27年間も続いたわけですが、近年、規則書のスリム化や国際化を目指している規則委員会は、「すでに我が国の球界では、硬式・軟式の区別なく当項を適用するという理解は十分得られている」との判断の下に、軟式野球連盟の合意を得て、当項の全文削除を決定したのです。

8.02(a)(1)【注】の削除

アマの国内試合における適用は

いままで通り各団体や大会主催者の取り決めに委ねられる

投手の禁止事項の【注】文の削除です。この【注】の文章は、1969年のアメリカの原文改正に

伴って翌年の1970年より我が国の規則書に挿入されたもので、それ以来、今日まで続けて掲載されていたものです。

1969年までの我が国の規則書に記されていた【注】文は、「我が国では、投手が本項に違反した場合、本項ペナルティ(巻末文献4.参照)を適用せず、審判員はそのつど警告を発してボールを交換させる。」となっていました。しかし、1970年より原文に即した新規改正文[1997年度規則書の8.02(a)(1)およびペナルティと同一文]を掲載するに当たり、我が国の規則委員会は当項ペナルティは適用しないという決議を致しました。

これにはいくつかの理由が考えられますが、1)投手が投球する手を口や唇につけることは、アメリカの野球界に根づく独特の悪しき習慣で、日本ではそのような習性を持った投手はほとんど見受けられない。2)投手板を囲む18フィートの円が明確に示されていない球場が多い。3)敬遠作戦の多い日本では、違反行為でボールを宣告していたのではゲームに混乱をきたす。等々の諸事情を考慮してのことでした。

しかし、近年、国際化に伴う規則の見直しを計っている規則委員会は、「我が国の独自のルールや注釈はできるだけ取り除き、国際試合で戸惑うことのないよう改定していくことが必要」(1998年度・規則書はしがき参照)という考えに基づき、当項【注】の削除を決定したわけです。その理由の一端として、各種のアマの国際大会でも当項ペナルティは厳しく運用されていること、また、昨年大リーグに入団した伊良部投手が当項に関連した違反を繰り返し、たて続けにペナルティを取られたことなども起因していることは事実です。

この【注】文の削除により、日本球界でも原則としては当規則を適用していくことになるわけですが、アマの場合は、当規則を直ちに採用することには、多少の問題点(前述に記した2、3の理由など)もあり、それらも未だに考慮に入れる必要がありますので、当分の間は1986年度に再度設定されたアマ内規No.15(巻末文献5.参照)をあくまで優先して適用していこうとの確認がなされています。

これにより、アマチュアの国内試合における当規則の適用は、いままで通り各団体や各大会の主催者の取り決めに委ねられることになりました。またプロ側も、1969年までの【注】文を長年にわたって内規として採用してきた経緯があるので、当分は「ボールの交換」ということで対処していきたいとの意向を持っているようです。

しかし、せっかく世界の野球規則の統一を目指して改正された規則が、それぞれの組織の事情で採用されなければ、何の意味もなくなってしまいますので、現場の指導者やプレイヤーの方たちのなご一層の理解と協力を仰ぎ、一日も早く世界の規則を適用できるようにしなければならないと考えております。

10.04(a)【注】、10.20(a)【注】の削除

記録に関する久しぶりの改正、記録も重要な野球規則のひとつ

記録(ルールズ・オブ・スコアリング)に関する【注】文の削除です。我が国の規則委員会が取り決めて、長い間規則書に載せていた記録に関する【注】文がアメリカを中心とする世界の野球界では採用されていないことが判ったためです。

10.04(a)【注】は「打点」に関する規則の、また、10.20(a)【注】は「救援投手のセーブの決定」に関する規則の【注】文です。このうち後者に関しては、我が国ではプロ野球だけが採用している記録法で、アマチュアではまったく採用されていないものです。

今回削除された「打点」に関する10.04(a)【注】文は、プロ側では既に、アマに先駆けて昨年(1997年)より採用していなかったとのことです。ただ、該当するプレイがシーズン中一度も起こらなかったために、選手の個人記録の適用に関しては、一昨年(1996年)と変わりがなかったと報告されています。国内の記録法を統一し、世界に共通した記録法が作られることは、規則委員会とし

でも願うところですから、本年よりアマ側も何の異存も無くこれに同調する見解を示し、【注】文の削除となったわけです。

つまり、本年から「振り逃げ可能な場面で、捕手はその打者走者をアウトにしようとして一塁へ送球している間に、三塁にいた走者がホームインしても、その打者走者には打点の記録を与えない」ということになりました。

10.20(a)【注】に関する「セーブポイント」の規則が規則書に初めて登場したのは、1969年です。しかし、我が国ではこの時点でこれをすぐに採用しようとする動きがみられず、当時の規則委員会は当項の後ろ一行に【注】《新》として「我が国では、本条を適用しない。」という一文を挿入しました。

この【注】文が規則書から消えたのは、それより5年後の1974年のことです。理由は、原文が一部改正されて算出方法がより明確に具体化され、我が国のプロ野球界にも、大リーグと同様にセーブの記録を投手に与えようとする気運が見え始めたからです。そして、その後の2年間の協議と研究の期間を経て、セ・リーグは1976年より、パ・リーグは1977年より「最優秀救援投手」の名の下に、セーブポイントを公式記録として算出するようになりました。

今回削除の対象となった【注】文は、1976年にセ・リーグが当規則の採用に踏み切った際に、規則委員会が作成して掲載した文ですが、最近のプロ側の調査で、ここに記されている算出基準が大リーグのそれと異なっていることが判明したのです。つまり、(b)頃との関連でも明確になりますが、この【注】文を削除することによって、塁上に一走者の場合は3点のリード、2人の場合は4点のリード、3人の場合は5点のリードが条件の基準となり、それが正しい算出基準であったのです。

したがって、本年度より、塁上に走者がいるときのセーブポイントの算出基準法は、昨年度より各状況ごとに1点ずつ減らされることになり、アメリカと同じ扱いとなったわけです。

以上、本年度の改正規則に関する理由と経緯についてポイントを解説しました。本年は、久しぶりに記録に関する改正発表があり、改めて「記録も大変重要な野球規則のひとつ」という認識を持たれたことと思います。

これからのスポーツは、正しく個人の成績の価値がいままでより一段と重要視される時代に突入します。その時にその能力が世界規模で多角的に平等に評価されることが何よりも大切です。そのためには、世界が統一した記録法を確立することが急務です。我が規則委員会もプレイのルールと平行して、記録の重要性も常に忘れずに勉強しなければと、意を新たにす昨今です。

皆様も、今年もまたプレイと記録の規則をしっかり学びながら、野球を精いっぱい楽しんでください。

〈参考文献〉

- 1) A BALK is an illegal act by the pitcher with a runner or runners on base, entitling all runners to advance one base.
- 2) 「軟式野球規則」 打者が投手の投球を打とうとしたかどうか、または避けようとしたかどうかを問わず、その投球が打者の身体または着衣に触れた場合は、ボールデッドとなるが、その投球によって「ストライク」または「ボール」と正規に判定される。したがって三（スリー）ボール後、ボールと判定される投球に触れた場合にかぎって、一塁が許される。
なお、B号ボール（準硬式）は、本条（b）項を適用する。
- 3) 6.08（b）軟式野球規則としかえ「軟式野球規則」 打者が打とうとしなかった投球に触れた場合、従来B号ボール（準硬式）に限って本条（b）項が適用されていたが、本年度からはL号、A号、C号ボールも前記の場合、本条（b）項が適用される。

- 4) 1969年度規則書8.02（a）（1）項、ペナルティ
「ペナルティ」 投手が本項に違反した場合、審判員は一度警告を發し、なおこのような行為をくり返したときには、その投手を試合から退かせる。
- 5) アマ内規No.15、「投球する手を口または唇につける」
規則8.02（a）（1）のペナルティに代えて「投手が違反した場合、審判員はそのつど警告してボールを交換させる」という規定を適用するかどうかは、各団体または各大会などで適宜取り決めることとする。（規則8.02a）

【1999年】

日本野球規則委員会は、去る2月5日、下記7項目を本年度の改正規則として発表しました。

(1)規則1.09【軟式注】を次のように改める。

A号 反発 85.0㌫～105.0㌫

C号 重量 126.2㌫～129.8㌫

H号 重量 141.2㌫～144.8㌫

(2)フェアボール第4図説明を次のように改める。

(傍線部分が追加箇所)

最初落ちた地点が、内野と外野との境にあたる一塁二塁間、二塁三塁間の線上、または外野のフェア地域であれば、その後内外野を問わずファウル地域に出てもフェアボールである。

(3)3.15【付記】を次のように改める。

(傍線部分が追加箇所)

前記カッコ内の攻撃側メンバー、ベースコーチ及び審判員については7.11、7.08(b)、5.08及び5.09(b)参照。

(4)7.09(c)【注】「走者がこの項に該当したときは、ボールデッドとなり、他の走者は進塁できないが、打者には一塁が許される。また打者が走者となった結果、進塁を許された走者は進塁できる。」を削除する。

(5)8.01(b)【原注】傍線部分を太字にする。

投手はセットポジションをとるに先立って、片方の手を下に下ろして身体の横につけていなければならない。

(6)8.05ペナルティ【付記一】を次のように改める。(傍線部分を挿入)

投手がボークをして、しかも塁または本塁に悪送球(投球を含む)した場合、塁上の走者はボークによって与えられる塁よりもさらに余分の塁へアウトを賭して進塁してもよい。

(7)8.05ペナルティ【注一】四行目「なお、“その他”には、捕手またはその他の野手の打撃妨害を含まない。」を削除する。

以上の7項目は、いずれも原文(アメリカの規則書)改正のための変更ではなく、我が国の規則委員が委員会に提案した議題を審議し、全委員の合意を得て発表したものです。その内訳は、本文の書き改めが(1)1件、文および符号の追加挿入が(2)(3)(6)3件、書体の変更(太字)が(5)1件、注釈文の削除が(4)(7)2件となっています。その中でプレイに直接影響のある改正項目は、(4)(6)(7)の3項目です。つまり、(4)(7)が規則適用上の解釈の変更、(6)がその解釈をより明確化したものであるからです。そこで本年は、この3項目を中心に、その改正理由と適用上の解釈の仕方を説明しておきます。

7.09(c)【注】の削除

(4)の改正は、規則書の見直し作業の中の一環として行われたものです。つまり、原文に無いこの日本独自の【注】文が、規則の精神(対等の条件の保証)から判断しても、「まったく合理的ではない」という考えから得られた改正です。

すなわち「攻撃側プレイヤー(走者)がファウル地域を転じている打球の進路を故意に狂わせたプレイに対して、なぜ、打者走者を一塁へ進ませる必要があるのか」という率直な疑問から生じたものです。つまり、①ファウルボールの定義(2.32)の(d)項に「打球がファウル地域でプレイヤー(こ

の場合走者)の身体に触れたらファウルボール」と定められているにもかかわらず、打者に打ち直しをさせずに一塁を与えてしまうのか。

②当項原文には「(打者または)走者がファウル地域を転じている打球の進路を、どんな方法であろうとも故意に狂わせた場合」<7.09 It is interference by a batter or a runner when～(c)He intentionally deflects the course of a foulball in any manner;>としか記されてなく、その文面からは、打者走者に一塁を与えるという解釈はまったく読み取れず、走者がファウルの打球を故意に狂わせたなら当然走者は妨害行為でアウト、打球はファウルボールとして扱っていることが明確なのに、なぜ、日本の規則書だけにこのような【注】が記されているのか。

③「打者がファウル地域を転じている打球の進路を、どんな方法であろうとも故意に狂わせた場合は、即座にボールデッド、打者をアウト(6.05、i)にし、他の走者の進塁は認めない(2.44、a、原注)」ことが規則で明記されているにもかかわらず、走者が同様な行為をしたときには、なぜ打者を一塁へ進めなければならないのか。

等々の疑問が生じたわけです。そこで、それらを原文および他の関連項目と比較しながら多角的に検討した結果、この【注】は不合理である、という結論に達したのです。

改正の主旨を理解するために、実際に、もしこの【注】に記されているプレイが発生した場面を想像してみることにします。すると、それがあつた一つの限られたプレイにだけ適用される規則であることがわかります。それは「三・本間を走っている走者がファウル地域を転じている打球を故意に蹴飛ばして打球の進路を変えてしまったとき」です。とすると「走者が何のためにこのようなプレイをするのか」、また「過去にこのようなプレイが実際に起きて、当項【注】を適用した事実があつたのか」と考えることとなります。

走者がファウルの打球を故意に蹴飛ばす理由は、その打球をファウルにしたいか、フェアにしたいかのいずれかです。ファウルにしたいと思うときは、もしその打球がフェアになったら走者自らがアウトになる確率が高まる時、フェアにしたいときは、逆に走者が生きる可能性が強いときのいずれかであると考えられます。つまり、ファウルにしたい打球は、放っておくとフェアになる可能性が強い打球、フェアにしたい打球はその逆の打球であることが想像されます。

しかし、このような場面とつさの判断で大きなリスクを背負ってまで「打球を故意に蹴る」という不正な行為を行う走者がいるのだろうか、はたと考えてしまいます。そこで、昨年一年間をかけて、過去に国内の主要な試合で、このようなプレイが生じた事実があるかどうかをできる限り調査してみました。しかし、プロ・アマともに過去相当の長い年月にわたって、この7.09(c)項【注】を適用したプレイは見当たらないことがわかりました。それならば、この不合理性を伴った無用の長物の【注】を削除して、原文を率直に読み取る条文にしようということになったのです。

実は、この【注】文は、プロ・アマが規則書の合同化を図り、それが実現し、我が球界にとっての画期的年となった1956年から、実に43年間の長期にわたって掲載されていたものです。それ以前(1950年～55年)のアマチュアが発刊する「公認野球規則書」にも【注】文が記されていましたが、それは、次のようなものでした。

【注】これは6.05(i)で規定するとおり打者一走者が一塁へ走る間にファウルボールがフェアボールになりそうだというのでこれをわざと蹴って進路をそらした場合をいう。

それが、合同化を実現した1956年からは、以下のように書き改められたのです。

【注】打者に関しては、6.05(i)でアウトになる。走者がこの項に該当したときは、7.08(b)の適用を受けてアウトとなる。この際試合停止球となり、他の走者は進塁できないが、打者には一塁が許される。また打者が走者となった結果、進塁の義務が生じた走者は進塁できる。

この【注】文は、昨年まで規則書に掲載されていたものと同文で、その適用の解釈もまったく同一のものでした。つまり、実に43年間の長期にわたって、現実の試合では起こりえない原文とは異なった解釈の規則を規則書に載せていたのです。

我が球界にとって大なる進展を遂げた、プロ・アマの統一規則書を作成した初年度に、どうしてこのような【注】文を加えることになったのか、当時の委員会の詳細な議事録が残っていない今日では、その真意を明確に把握することはできませんが、後年のプロ側規則委員会で「打者に一塁を許すのはおかしい。ファウル地域で当たったときはファウルボールになるのではないのか」と当【注】文が再度検討されたときの審議事項のメモに次のような結論が記されていることから、その理由の一端を垣間見ることができるようです。『原文「……deflects the course of a foulball……」から、ファウルボールをフェアボールにしようとしたことが読み取れる。したがって、フェアボールに対して故意の守備妨害をしたと見なすべきである。打者を一塁に生かすことは止むを得ないが、打者には安打を与えることはない』つまり、打球を「フェアボールに限りなく近いファウルボール」と位置づけ、5.09(f)、6.08(d)、7.04(b)~2、7.08(f)、7.09(m)の各条項を準用して「打者を一塁に生かす」との解釈をとっていたのです。しかし、現規則委員会は、原文を率直に読み取り、「ファウル地域で打球に触れているのだから、打者はファウルボールで打ち直し」という解釈を採用することにしたのです。

8.05ペナルティ【附記一】の改正

(6)の新規改正文(投球を含む)の挿入は、規則適用上の解釈をより明確化するために行われたものです。

審議の発端は、次のような問題提議でした。「当項には、投手がボークをして、しかも塁または本塁に悪送球した場合、と記されているが、この場合の悪送球には暴投も含まれるのか」。そして、次のような具体例が一つの検討材料として提示されました。

「走者一塁、投手がボークをして、その球が暴投となってバックネット際を転々とした。それを見て、走者は二塁を越えて三塁まで走った。この場合、一塁走者は三塁占有が認められるのか、それとも二塁止まりなのか。暴投も含まれるとすれば、三塁への進塁が許されることになるが、投球と送球は規則上使い分けられているから、暴投は含まないとなればボークが優先、ボールデッドとなり走者は二塁止まりとなる。どちらが適切な解釈か」

これには委員会の審議過程で様々な意見が交換されました。その一端を以下に記してみます。

- ① 四死球のときを除いては投球には含まれない。この場面では、ボールデッドとしてボークが優先される。
- ② ボーク後の本塁への悪送球は、カウントされない(悪投球ではない)からインプレイである。
- ③ この【付記一】が規則書に挿入されたのは1972年だが、そのときの日本社会人野球協会の「規則適用上の解釈」によれば、「走者がはじめてからその塁を越えて余分に進んだときだけボークと関係なくプレイは続けられる。ボークで進んだ塁に達した後、余塁を奪える状態が生じても、本項は適用されない。」とある(1972年には、現行【注二】も新規挿入されている)。
- ④ 現在、アメリカの大リーグでもア、ナ両リーグで解釈が異なるようだ。ア・リーグでは投球も含むとの解釈をとり、インプレイとしている。ナ・リーグでは、ボールデッドで進塁は一つ(ボーク優先)としている。また、マイナーリーグの審判のマニュアルには、「暴投の場合、プレイが終わるまでタイムをかけるな」と書いてある。
- ⑤ ボークにもかかわらずプレイを止めないということからすると、悪投球の場合も字句・文言の解釈にとらわれずインプレイにしたほうがよい。プレイを生かざれば、現場もやりやすい。

つまり、「ボールデッドにしない限り走者は進塁できる」という説と、「この場合はボールデッドだ」という二つの説に解釈が分かれたのです。そこで、この問題を解決するために、当項【付記一】が原文に挿入された1970年以降の原文、および、我が国の規則書、さらには当時の議事録や会報(審議決定事項報告書)をもう一度しっかりと読み直すことにしてみました。その結果、当時の委員会が当項規則の適用に関して大変な苦悩と激論を戦わせていたことがわかりました。当時のその論議をここで逐一取り上げることは紙数の都合上不可能なことです。本来、原文改正後1年遅れで我が国の規則書に採用されることになっている改正条文が2年遅れの72年に挿入された事実をみても、それは理解されることです。そして、そのような歴史的経緯を調査して得た結論は、次に記すものでした。

『本項【付記一】の“悪送球”には、投手の“悪投球”も含まれる。ただし、ボークをした後の本塁への悪投球が四球(ベース・オン・ボールズ)目に当たる場合でフォースの状態にあるときはペナルティ後段三行目「ただし、……」以下の通りプレイはボークと関係なく続ける(カウントする)こととする。しかし、フォースの状態ではないときは(本項【付記一】を適用しても)打者は四球で出塁できない(カウントしない)。

投手が投手板を踏んで投球した動作がボークとなったが、投手がその後動作を止めず、引き続き打者に向かって投げたボールを投球として認める場合は、ペナルティ三行目「ただし……」以下と【注一】二行目中段までのプレイのみである。』

以上のような結論から前記の検討材料として提示された[一実例]の答えは、「一塁走者の三塁進塁は許される(インプレイとして扱う)」ことが確認されました。

そこで、この委員会の解釈をさらにわかりやすくするために、以下に例を記しておくことにします。参考にしてください。

例1.一死走者一塁、ボールカウント1ストライク2ボール。ボークの投球が暴投になり一塁走者は一気に三塁への進塁を試みたが、捕手からの送球でタッグアウトになった。

【処置】走者なし、二死、1ストライク2ボールで再開(このとき、もしボールカウントが0ストライク3ボール、1ストライク3ボール、2ストライク3ボールであったならば、打者に一塁を与え、二死走者一塁で再開となる)。

例2.一死走者二塁。ボールカウント2ストライク3ボール。ボークの投球が暴投になり二塁走者は一気に本塁へ生還した。

【処置】走者なし、得点1。一死、2ストライク3ボールで再開。(フォースの状態でないときは本項【付記一】を適用しても)打者への四球目の投球は取り消され、打者は2ストライク3ボールのカウントから打ち直すことになる。この場合、投手の本塁へ投げた球は、ピッチではなくスローとなり、二塁走者はボークで三塁へ、悪送球で本塁へ進んだことになる。なお、【注一】後段に記されている条件(走者二塁だけ、三塁だけ、または二・三塁、一・三塁)で【付記一】のプレイを認めずボークを優先しボールデッドとする場合は、打者への四球(ベース・オン・ボールズ)目の投球が悪投球(暴投)にならなかった場合である。

8.05ペナルティ【注一】の一部削除

(7)の改正は、ペナルティ後段文の「その他」の中に、「打撃妨害が除かれているのはおかしい」という率直な疑問から生じたものです。つまり、「打者が一塁へ出塁するプレイに、なぜ打撃妨害が含まれていないのか、含むべきだ」という提議です。

この問題が初めて委員会の議題に上がったのが、本年早々1月9日に行われたプロ・アマ合同

委員会の席上でした。そこから検討が始まったわけですが、委員会としては、この提案にさしたる疑問も抱かず、簡単な議論の後に「その他に打撃妨害を含む」ことを決定したのです。つまり、「投手がボークをした後の投球で打撃妨害が生じた場合、ペナルティ後段“ただし……”以降に記されている条件のもとでは、打撃妨害を認め打者に一塁を与える」ことにしたわけです。委員会は、一委員の率直な疑問を率直に受け入れ、また、打撃妨害というプレイも極めて率直に考えての率直な結論であったわけです。

ところが委員会は、この結論がその後の改正事項確認作業の中で大変な難題を抱えていることに気づいたのです。つまり、この改正に関連する規則書内に記されている条文(6.08,c、7.04,d、7.07)との矛盾点が浮き彫りにされたからです。委員会はその矛盾点を、今後できるだけ早い時期に、一貫した整合性を持った条文に再調整することが不可欠となってきたのです。と同時に「打撃妨害」というプレイをより深く多角的に考え、委員会の先人たちが、なぜ「打撃妨害を含まない」という規則を昨年まで【注】として規則に載せていたのか、ということを再調査研究する必要に迫られてきました。

この昨年までの【注】文が規則書に初めて登場したのが1959年です。そこには「なお“その他”には、四死球、捕手またはその他の野手の打撃妨害を含まない。」と記されています。そして、翌1960年からは「四死球」の文字が消え、「打撃妨害」だけとなり現在(昨年まで)に至っていたのです。しかし、1956年(プロ・アマが歩み寄って初めて規則書の統一化を実現した記念すべき年)には「四死球、打撃妨害を含む」と記され、57、58年には「野手選択」の文字だけがカッコの中に記されているのです。

このような歴史的経緯をちょっと顧みても、当時の委員会は、この問題について、試行錯誤しながら激論を戦わせていたことが容易に想像できます。現委員会は、規則書作成の日時が追っていたこともあり、関連規則の再調整を来年度に先送りするような形で「その他のプレイ」に「打撃妨害」を含むことだけを率直な理解のもとに結論づけてしまいましたが、今後はこの改正を維持していくために、プレイの「確固たる合理的な解釈」を求めて、もう一度徹底的に過去の議事録を含めた歴史的経緯を再研究するとともに、この件に関連する規則書条文を整合性を持った新条文に書き改めるといふ、新たなる責任を負わされることになりました。そこで、本年度の当項の改正については、以下に、率直な理解をもとにした例を挙げることで、ひとまず改正の主旨説明とさせていただきます。

◎ボーク後の投球に守備側の打撃妨害(打球がフェアヒットにならない)があった場合。

例1.走者一塁、一・二塁、満塁のとき、投手がボークの判定を受けたが、かまわず投球、その投球を打とうとした打者が打撃を妨害された。

【処置】打者には一塁を与え、各走者には一個の進塁を許す。

例2.走者二塁だけ、三塁だけ、あるいは二・三塁、一・三塁のとき、投手がボークの判定を受けたが、かまわず投球、その投球を打とうとした打者が打撃を妨害された。

【処置】打者は打ち直し、各走者には一個の進塁を許す。

例3.走者二塁。その走者が盗塁を敢行、そのとき投手がボークの判定を受けたが、かまわず投球、その投球を打とうとした打者が打撃を妨害された。

【処置】打者には一塁を与え、走者には三塁の占有を許す。

例4.走者三塁。スクイズプレイが行われた。そのとき投手がボークの判定を受けたが、かまわず投球、その投球をバントしようとした打者が打撃を妨害された。

〔処置〕三塁走者の得点を認め、打者には一塁を与える。

例5.走者一・三塁。スクイズプレイが行われた。そのとき投手がボークの判定を受けたが、かまわず投球、その投球をバントしようとした打者が打撃を妨害された。

〔処置〕三塁走者の得点を認め、打者には一塁を与え、走者一・二塁で試合を再開。

例6.走者二・三塁。二塁走者も三塁へスタートを切るスクイズプレイが行われた。そのとき投手がボークの判定を受けたが、かまわず投球その投球をバントしようとした打者が打撃を妨害された。

〔処置〕三塁走者の得点を認め、打者には一塁、二塁走者にも三塁を与え、得点1、走者一・三塁で試合を再開。もし、このとき二塁走者が次塁への進塁を企てていなかったときは、ボークが優先し、三塁走者を本塁へ、二塁走者を三塁へ進め、得点1、走者三塁で打者は打ち直しとなる。

(1)(2)(3)(5)の4項目の改正は、いずれも規則適用上の解釈の変更ではありません。(1)は、全日本軟式野球連盟からのボールの重量および反発力係数の変更届けに従って書き改められたもの、(2)(5)はアマチュア内規改定に伴い、本則と重複している内規条文を削除した代わりに、本則に記されている同関連条文に引き続き注意を払ってもらうために、わかりやすく書き改めたり書体を変えたりしたもの、(3)は当規則の関連条文が記されている項目の符号の追加挿入です。いずれも説明を要するものではありません。以上で1999年の改正規則の解説といたします。

【2000年】

改正規則4項目を発表

日本野球規則委員会は、去る2月4日、下記4項目を本年度の改正規則として発表しました。

その内訳は、(1)が商標の大きさの変更問題(プロ側のみ適用)、(2)(3)(4)がプレイに関する規則となっており、この三つの項目は、昨年の改正項目の(4)と(7)に関連があるものです。したがって、(2)以降の項目については、昨年の改正発表文とその解説文(本誌99年5月号に掲載)を併読しながら理解をしていただければ幸いです。

(1)規則1・17【注三】④を次のように改める。(傍線部分が改正及び追加箇所)

【注三】④ 手袋及びリストバンドに商標などを表示する場合は、一箇所限定し、その大きさは、一四平方センチ以下でなければならない。(アマチュア野球では七平方センチ以下でなければならない。)

(2)6・05(i)を次のように改める。(傍線部分が改正箇所)

打者が、打つか、バントした後、一塁に走るにあたって、ファウルボールの進路を、どんな方法であろうとも故意に狂わせた場合。ボールデッドとなって、走者の進塁は認められない。

(3)7・09(c)を次のように改める。(傍線部分が改正箇所)

打者または走者が、ファウルボールの進路を、どんな方法であろうとも、故意に狂わせた場合。(六・〇五参照)

(4)8・05ペナルティ【注一】四行目に「なお“その他”には、捕手またはその他の野手の打撃妨害を含まない。」を追加する。

1・17【注三】④の改正及び一部追加

商標の大きさに関する改正です。

規則1・17は用具メーカーのコマーシャルズムに野球の品格と尊厳が犯されてしまうことがないように、それを守ろうとアメリカが用具の商標の行き過ぎを案じて、1980年に制定した規則です。ただ、この規則には「プロフェッショナルリーグだけに適用される」という但し書きがついていたため、日本野球規則委員会は商標問題を「日本に育った文化としての野球の香気」という理念を基盤として細部にわたって検討し、日本独自の条文を作成し規則書に挿入し、それを今日までプロ・アマ共通の理解として厳守してきました。それが【注一】から【注四】に至る規定文(規則書13～15頁参照)です。

しかし、昨年11月のはじめにベースボールメーカー幹事6社を含む20社がプロ・アマ両規則委員会に、“バッティング手袋及びリストバンドの商標、マーク表現の変更”を申請してきました。それは「規則1・17【注三】④に規定されている商標の大きさ7平方センチ以下を、その倍の14平方センチ以下に改正してほしい」というものでした。その理由として「昨今の野球の世界的な広がりの影響でマーク表現法に海外メーカーが寛大となり、我が国のメーカーとの間にかなりの“温度差”が生じている。また、近年ではプレイヤーの好みや考え方の影響で、海外製品の流入や使用希望者も多く、それが内外メーカー間の過剰な競争を生み出している。それゆえ、新世紀を迎えるにあたり将来を考え、ぜひ海外適合に近いサイズに変更してほしい」というものでした。

そこで委員会は、プロ・アマ独自の立場でこの問題を討議プロは「容認」、アマは「もう少し時間をかけて慎重に検討したい」とし、「本年度も従来通りの規定(7平方センチ以下)に従う」との結論を出しました。特にアマチュア側は、「教育界を基盤として発展してきた球界の品位を守るためにも、

21世紀のコマーシャルゼーションについてさまざまな見地からの研究が必要」とし、商標の大きさ制限の撤廃問題の糸口に、一つの警笛を鳴らす立場をとりました。

これによって、本年度より手袋とリストバンドの商標の大きさに関してのみ、プロとアマの間に差が生じることになりました。アマチュアの指導者や選手諸君は、これらの製品の使用にあたっては、海外からの輸入品はもちろんのこと、国内の製品にもプロ用とアマ用があることに十分留意の上、使用するよう心掛けてください。

6・05(i)の改正

この改正は、次の(3)番目の改正項目、7・09(c)の本文改正に準じて行われたものです。つまり、昨年までの本文中に記されていた「～まだファウルと決まらないままファウル地域を転じている打球の進路を～」という回りくどい表現をやめて、できるだけ原文に記されている「～the course of a foulball～」という英文に近づくような簡潔な日本語に書き直し、ゴロの打球だけに限定するように読み取れる「～ファウル地域を転じている打球～」という表現を改め、インフライトの打球を含めたファウル地域に打たれたすべての打球が対象となるような文章にしようとの見解から生まれたものでした。その結論が「～まだファウルと決まらないままファウル地域を転じている打球の進路を～」という文を「ファウルボール」という一語の表現にしたわけです。

しかし、厳密にルールを解釈すると、この変更文は「誤った表現だ」と考える賢明な読者諸氏もおられることと思います。つまり、「ファウルボール」とは、規則2・32に記されているように、最終的に「ファウルボール」と認定された(結果が出た)打球を指して言う言葉で、ファウル地域に打たれてその地域をいまだ進行中の打球を指して用いる用語ではないからです。

そのような観点から考えますと、やはり、その表現法としては「～まだファウルと決まらないファウル地域に打たれた打球の進路を～」とするか、あるいは「～まだファウルと決まらないままファウル地域を進んでいる打球の進路を～」とすることが妥当と思われる。しかし、それでは文章の簡潔・簡略化につながらなくなってしまいますので、あえて承知の上で「ファウルボール」という言葉を一般的な広い意味にとらえて、この条文に当てはめることにしたのです。ゆえに、今回の改定で用いた「ファウルボール」という用語の解釈は、「ファウルボールとして結果が出る前のファウル地域に打たれたすべての打球を指しているもの」という解釈に基づいて使用している表現法であると理解していただきたいとお願いしておきます。なお、それに続く改正箇所「狂わせた」(旧交～反転させた～)の表現法は、次の(3)項[7・09,c]の改正文との整合性を保つために行われたことを付け加えておきます。

7・09(c)の改正

当項の条文改正の理由は、前項(2)で記述した通りです。そこでここでは、この規則をプレイに適用するための具体的な解釈について記しておきます。

前項(2)[6・05、i]のプレイに対する適用の解釈はまったく問題なく理解されると思います。それは「ファウルボールの進路を打者走者が故意に狂わせた場合」に適用されるものだからです。つまり、このようなプレイが行われたら、「直ちにボールデッドとして打者走者にアウトを宣告、塁上に他の走者がいたときは、その走者を投手の投球当時の占有塁に帰らせる」処置をとればよいからです。すなわち、ルールの適用法はこのように一本化されているからです。

しかし、当項(3)項[7・09、c]になると、そういうわけにはいかなくなります。それは、妨害した攻撃側プレイヤーに、打者のみならず走者も含まれるからです。この場合の走者とは、「三・本間を走っている走者がファウルボールの進路を故意に狂わせた場合」のみに限られることは容易に理解されるところですが、そのために、妨害したときのプレイの状況によっては、規則書の他の条文

解釈との関連において、打者に対するルールの適用をも併せ考えなければならぬときが生じてくるからです。そこで次に、この規則を適用するための基本的な解釈を列記します。まれにしか起こらないプレイと考えられますが、どうかしっかりと理解しておいてください。

- ①. 打者のボールカウントはストライクにカウントする。(2ストライク以前)
- ②. 確実に併殺プレイが完成すると審判員が判断した打球(インフライト)を妨害した場合は、打者と走者の二人にアウトを宣告する。(二死以前)
- ③. 打者のボールカウントが2ストライク以後にスクイズプレイやバントが行われ、その打球を妨害した場合は打者と走者の二人にアウトを宣告する。(二死以前)
- ④. 二死以後に妨害が発生した場合は、ボールカウントに関係なく打者にアウトを宣告する。

8・05ペナルティ【注一】の一部追加

この改正は、昨年度(1999年)発表した改正規則の第7番目の改正項目を全面的に取り消し、一昨年度(1998年)の規則書に掲載されていた【注一】(1959年度より挿入)の条文を復活するために行われたものです。言わば、規則を元に戻すために行われたもので、率直なところ、昨年度の発表は委員会の勇み足であったわけです。委員の一人としてすべての野球人・関係各位に心からおわび申し上げる次第です。

実は、この【注一】四行目の削除文については、昨年の改正事項確認作業の時点ですでに大変な難題を抱えていることに気づいていたのです。それは、この改正に関連する規則書の条文(6・08～c、7・04～d、7・07)との整合性を保つ問題点が浮き彫りにされていたからです。そこで委員会としては、その問題点を昨年度(1999年)中に、解釈が連動する条文に再調整する作業を行わねばなりませんでした。

しかし、その作業の過程でさらなる難題にぶつかってしまったのです。それは、ここで言う「その他のプレイ」とは何を指しているのか、規則書の他の条文(4・09～b、6・07～b～2、6・08～c)にみられる「その他のプレイ」との関連と理解はどうあるべきか、また、「ベースボールにおけるアドバンテージルール」というものをどう理解すべきなのか、さらに、我が国の委員会の先人たちが、なぜ「打撃妨害を含まない」という規則を昨年まで約40年間(1957年～、58年は除く)の長きにわたって【注】として挿入してきたのか、等々の問題でした。

そこで委員会としては、今後これらの難問に答えを出すには、原文研究を含めた米国規則委員会への積極的な意見交換要請をしながら、時間をかけての慎重な研究・調査・審議が必要であるとの結論を引き出し、これらを継続研究課題と決めました。

確かに昨年の改正で、規則の適用が複雑化され、同じ状況下でのプレイの結果によっては複数の適用法が成立することになってしまい、現場が混乱する可能性が出てくるのが危惧され、委員会としては薄氷を踏む思いの一年間でしたので、恥を忍んでと言おうか、勇気を持ってと言おうか、いずれにしても以前の解釈(規則)に戻したことは、現時点では最善の策であったと信じております。幸い、昨年一年間の間にプロ・アマを通じでのさまざまな試合において、「ボークの後に打撃妨害が成立した」というプレイが出現したという報告が委員会に届いておりませんので、胸をなで下ろしている次第です。そこで、改めて本年度の当改正(復活)規則(1998年以前の規則)の適用法を以下に記しておきます。

- ①. ボーク後にプレイが続いてしまって打撃妨害のプレイが出現した場合は、ボークを最優先(打撃妨害のプレイを取り消す)でボールデッドとし、塁上の走者を一つ先の塁へ進め試合を再開させる(このときの投球はカウントせず、打者は打撃を継続する)。

②. ①の冒頭の下線部分に記したプレイが行われたにもかかわらず、規則6・08(c)項四行目「ただし、……」以下に該当するプレイが出現し、打者走者を含む塁上のすべての走者が少なくとも一個の塁を進んだときは、プレイはボークとは関係なく続けられる(インプレイ)。

以上で、2000年度発表の改正規則4項目に関する解説を終わります。

【2001年】

改正規則2項目を発表

日本野球規則委員会は、去る2月6日、下記2項目を本年度の改正規則として発表しました。本年度は、プレイに関する規則改正はなく、いずれも用具に関するものです。

(1)1・10(c)【付記】に【注三】および【軟式注】を追加する。

【注三】アマチュア野球では、金属製バットを次のとおり規定する。

①最大径の制限—バットの最大直径は、67ミリ未満とする。

②質量の制限—バットの質量は、900グラム以上とする。なお、金属製バットの質量とは完成品であり、ヘッドギャップ(一体成形等により、ヘッドキャップを用いていないものにあつては、それと同等の部位)、グリップエンドノブ、グリップテープを除いた本体の質量は、810グラム±10グラム以上とする。

③形状の制限—金属製のバットの形状は、先端からグリップ部までは、なだらかな傾斜でなければならない。なお、なだらかな傾斜とは、打球部からグリップ部までの 外径の収縮率(全体傾斜率)が、10%を超えないことをいう。

また、テープ部の任意の箇所においても、50ミリの間での外径収縮率(最大傾斜率)は、20%を超えないことをいう。

なお、この規定の実施時期は各連盟で定める。

【軟式注】軟式野球では、この規定を適用しない。

(2)1・11(h)に次の【注】を加える。

【注】我が国のプロ野球では、本項を適用しない。

1・10(c)【付記】【注三】および【軟式注】の追加

金属製バットに関する改正です。金属製バットが木製バットの代用として開発されてから、およそ30年近く経過しています。高校野球では、1974年にその使用が許可になっています。

金属製バットは、木のバットに比べ、寿命が長く、経済的であること、また自然保護にもつながること、加えてメーカーの技術革新等による性能向上ともあいまって、一挙に普及しました。

しかしながら、金属製バットはメリットをもたらした半面、「飛ぶことを追求」したあまり、安全性の問題や投打のバランスが崩れるといった、いくつかの問題を提起しました。特に、安全性の問題は重大で、日本高等学校野球連盟(高野連)の調べでは、投手が打球を避けきれずに頭部に受け、死亡した事故が過去7件発生しており、またそのほかにも打球を頼に受け、陥没骨折した事故などが報告されています。

このように、技術革新によって、「より速く、より遠くへ」飛ばすハイテクバットの登場は、木のバットの野球を大きく変えてきました。全日本アマチュア野球連盟では、数年前から金属製バットの安全性を高めるための具体策の検討を進めてきました。検討の視点は、軽量化によって増したバットスピードをいかに抑えるか、同時にバットの反発力をいかに抑えるか、そして木製バットの性能にいかに近づけていくかといった点にありました。

その結果が、今回の改正となって表れたものです。つまり、現行規則1・10では、バットの長さおよび細工に関する規制が中心でしたが、前述の視点から、新たに最大径の制限、質量の制限、ならびに形状の制限が加えられました。

現行規則1・10(バット)(a)では、「バットはなめらかな円い棒であり、太さはその最も太い部分の直径が7.0センチ以下、長さは106.7センチ以下であることが必要である。バットは一本の木材で作

られるべきである」と規定されています。その太さの制限を67^ミ未満と改正したわけですが、現在の金属製バットは、新素材の開発等により、安全基準に定められた強度を保ちつつ、できるだけ肉厚を薄くし、打撃時に打球部が局部的に変形した後に急速に復元するトランポリン効果が生じるように設計されています。仮に、同じ肉厚のバットを細くすると、太いものより打撃時の打球部の変形量は少なくなり、トランポリン効果が弱まって、打球が飛びにくくなって、球速も落ちてきます。

次に、質量を完成品で900^グ以上と規定しました。現在使われている金属製バットは、だいたい850^グ前後とたいへん軽く、その結果、スイング速度も上がり、打球の初速に少なからず影響を与えています。重量を木製バットに近づけ、重くすることは、スイング速度の抑制に関係し、結果として、初速や飛距離の抑制に効果があります。高野連の調査では、バットが100^グ重くなるとスイングの速さは時速3^キほど遅くなり、飛距離も約10^{メートル}短くなるといわれています。

形状の制限、これは言うまでもなく、木製バットではあり得ないような、打球部を広くした金属製バットならではの形状を規制することがねらいです。なだらかな傾斜を規定することで、できるだけ木製バットに近づけました。したがって、羽子板形のような極端なテーパ部をつけた形状は認められません。

以上のように、今回の改正で、細く、なだらかな傾斜を持ち、重くすることで、できるだけ木製バットに近づけ、軽すぎ、飛びすぎの危険を抑制し、安全性を高めることになりました。また、併せて本塁打が飛び交う、打撃優位の大味な試合がいくぶんでも減って、より緊迫したゲームが増えることを期待しています。なお、この規定の実施時期ですが、各連盟で定めるとなっており、高校野球では秋季大会から、そして社会人では第72回都市対抗野球大会(平成13年7月21日開会)から、新金属製バットの使用が義務づけられます。それまでは、従来使用されているバットとの併用が可能です。新基準のバットは、グリップのバット先端側テーパ部に『N』(ニュースタンダードの略)の表示があります。また、軟式野球においては、特に重量制限を設けることは無理なため、この規定を適用しないこととしました。

1・11(h)【注】の追加

現行規則では、ユニフォームのいかなる部分にも、宣伝、広告に類する布切れまたは図案を付けてはならないとなっています。しかし、時代の流れでしょうか、プロ野球では今シーズンから、ユニフォームおよびヘルメットにスポンサーの商標を付けることが認められました。当然、この規定はプロ野球だけに適用されるものです。

アマチュア野球特別指導事項

規則改正ではありませんが、今年の規則委員会で大いに議論されたのが、いわゆる「山なりの牽制球」の取り扱いでした。

最近、走者がリードしていないにもかかわらず、打者のタイミングを外すためか、投手が塁へ「山なりの、ゆるい」牽制球を投げる行為が目立ちます。こうした行為は、「牽制球」というより、むしろ「投手が不必要に試合を遅延させた場合(規則8・05h)に該当するのではないか、との問題提起が規則委員会に出されました。

規則委員会では、いったん、「アマチュア野球では、一度警告を発し、なお繰り返されたときには遅延行為を適用してボークにする」ことでまとめられましたが、慎重派と厳格派とに二分され、なかなか結論を得られなかったのが実情です。

すなわち、慎重派は、審判員のバラつきが大きいので(ボークの)らん用が心配である、選手・審判員双方に徹底の時間が必要である、これまでこのような行為があっても見逃してきたのに、今年からいきなり厳格に規則を適用すると混乱が生じる恐れがある、したがって1年間の指導

期間を設けてほしいとの意見でした。

一方、厳格派は、一度警告することで指導の役割は果たせている、不必要な遅延行為は若いころから習慣づけをし、厳しく規則を適用していかないとなかなか直らないものだ、規則の適用をあいまいにすべきではない、したがって原案どおり一度警告の後、なお繰り返されたら遅延行為でボークとすべきである、アマ内規の追加も検討すべきであるとの意見でした。

規則委員会で活発な議論が交わされた後、このような行為が遅延行為に当たることでは意見の一致を見たものの、結局は、慎重派の意見を採用し、「アマチュア野球特別指導事項」として下記文書を各団体に送付して、1年間の指導期間を設けて投手の不必要な遅延行為をやめさせていくこととしました。

誤解のないように申し上げれば、この指導事項があるから投手の遅延行為に目をつぶるということではもちろんなく、明らかな遅延行為と審判員がみなせば、規則8・05(h)でボークとすることはあるということです。

●アマチュア野球特別指導事項

規則8・05(h)の運用について

走者がリードしていないにもかかわらず、投手が塁へ“山なりの、ゆるい”牽制球を投げる行為は、牽制球とは見なしがたく、規則8・05(h)の「投手の不必要な試合の遅延行為」に該当します。

従来、このような行為が見逃されてきたので、本年はこうした行為をしないよう徹底指導をお願いします。

なお、本年は指導期間とし、規則8・05(h)を厳格に適用して「ボーク」を宣告するのは2002年からとします。以上で、2001年度発表の改正規則2項目に関する解説を終わります。

【2002年】

改正規則2項目を発表

日本野球規則委員会は、去る1月25日、下記2項目を本年度の改正規則として発表しました。本年度は、昨年度に引き続き、プレイに関する規則改正はなく、いずれも用具に関するものです。

(1)1・10(d) [注一] を削除し、[注二]を[注]とする。

(2)1・11(h)[注]を[注一]とし、次の[注二]を加える。

[注二]アマチュア野球では、所属する連盟、協会の規定に従う。

1・10(d)[注一]の削除

着色バットに関する規定です。これまで、わが国のプロ野球では、ダークブラウン(こげ茶)の着色バットの使用が認められておりました。ところが、昨年、阪神に入団した米国の選手が「薄い赤褐色」のバットを持ち込んだことから、プロ側は条件付きでダークブラウン以外のこの着色バットを認めることにしました。その条件とは、「許可された色以上に濃くないこと、木目がはっきり見えること、塗料がボールに付着するような粗悪な技術を用いないこと」の三つです。

今後も、ダークブラウン、薄い赤褐色以外の色バットの出現も予想されることから、プロ側はその都度、[注]に色を追加する手間を避け、規則委員会の承認で着色バットを使用できるように改めたものです。往年の川上哲治の赤バット、大下弘の青バットの復活を意味するものではありません。

なお、アマチュア野球では、従来通り、それぞれの連盟、協会の規定に従うことになります。

参考までに、一口にバットと言っても、最近、いろいろな素材のものが出てきました。現在、アマチュアに限って言えば、木製バットはもちろん、金属バット、合板バット、圧縮バット、竹バットなどの使用が認められています。また、折れにくいように、テーパ部を補強したバットとか、樹脂加工バットの使用も認められるようになりましたが、新しいバットの許可基準は、あくまで木を素材にしたものであって、カーボンバットなどは、安全性、反発力などのデータ収集が必要なことから、まだ使用が認められておりません。

1・11(h) [注二] の追加

ユニフォームの商標に関する規定ですが、規則1・11(h)では、「ユニフォームのいかなる部分にも、宣伝、広告に類する布切れまたは図案を付けてはならない」とあります。しかし、昨年、「我が国のプロ野球では、本項を適用しない」との[注]が追加され、プロ野球の選手のユニフォーム、およびヘルメットにスポンサーの商標が付いていたのに気付かれたと思います。

一方、昨年11月、台湾で開催されたワールドカップにプロ・アマ合同チームが出場、その選手たちのユニフォームの袖に「ENEOS」の商標が付いていました。

このように、オリンピックやワールドカップなどの国際大会で、アマチュアの選手も、今後はスポンサーの商標付きのユニフォームを着用することがあり得ることから、それが規則の上からも問題がないように、[注二]を追加して手当てしたものです。

フェンスに当たってスタンドインした打球について ……いわゆる“甲子園のホームラン”……

規則改正ではありませんが、阪神甲子園球場で開かれた昨夏の全国高校野球選手権大会の日大三・明豊戦で、日大三・内田選手の打球は、左翼フェンスのラバー部分の最上部に当たって大きく跳ね上がり、その上の金網を越えて左翼席に入りました(図1)。

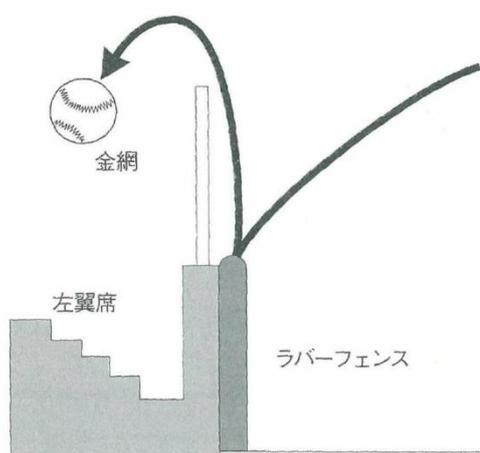


図1 日大三・内田選手の打球

アマチュアでは、このような打球はホームランとしていました。ところが、この判定に対し、「プロは二塁打、アマは本塁打」、どうしてプロ・アマで解釈が違うのかと、大変な反響を呼ぶことになりました。

これまでの経緯を振り返ってみましょう。

発端となったプレイは、1992年9月11日の阪神ーヤクルト18回戦(甲子園)で、阪神・八木選手の打球がラバーフェンスの上部に当たってから金網を越えてスタンドに入り、一度「本塁打」の判定が出た後、「エンタイトル二塁打」に変更されました。この処置をめぐって、過去2回(1993年、および1994年)にわたって

プロ・アマ合同野球規則委員会で論議を重ねましたが、結局、見解の一致を見ず、プロ・アマそれぞれ異なった解釈で今日に至っております。そこへ再び、高校野球で同じケースが起きたというわけです。

このときのプロ側の見解は、「甲子園の特別ルールで、打球がフェンスの上部にある黄緑を直接越えていないから二塁打とした。フェンスは土の一部と見ており(“地面が縦に伸びている”)、したがって、フェンスに当たってスタンドに入っても二塁打。ただし、フェンスの頂上部分に当たってスタンドに入れば、それは本塁打となる(つまり、フェンスの前縁までが地面扱い)」ということでした。

これに対して、アマ側は、

- ・プロ側の主張する「フェンスは地面の延長である」との解釈はおかしい。
- ・エンタイトル二塁打になるケースは、規則7・05(f)に定めるように、フェアの打球が、
 - (1)バウンドしてスタンドに入るか…
 - (2)競技場のフェンス、スコアボード、灌木、またはフェンスのつる草を抜けるか、はさまった場合だけである。

したがって、“地面ではない”フェンスに当たって現実にオーバーフェンスした打球はホームランとするのが正しいのではないかと主張してきました。

しかし、昨夏の高校野球での反響を考え、また、甲子園と同じような構造の球場がほかにも存在することから、何とかプロ・アマ統一の見解が出せないものかと、今年の1月12日のプロ・アマ合同野球規則委員会で、再度、議題として取り上げることになりました。

この席で、プロ側から次の通りの見解が示されました。

- (1)7・05(a)本塁が与えられる場合「フェアボールがインフライトの状態であってプレイングフィールドの外に出て…」
- (2)1・01「野球は、囲いのある競技場で…」

上記(1)(2)下線部から、プレイングフィールドの内と外は囲いによって分けられるものであり、その囲いにはフェンス、ネット、あるいはフェンスの上にネットを設置(例:甲子園球場)してあるものが

含まれる。また、内と外との境界線はそれぞれ、フェンス、ネット等の最上部にあり、境界線は1本であるはずで、フェンス上にネットが設置されている球場の境界線はネットの最上部となる。

飛球がフェンスに当たり、その上にあるネットを越えて場外に出たケースについては、2・41「インフライト」—打球、送球、投球が、地面あるいは野手以外のものにまだ触れていない状態を指す。により、フェンスは野手以外のものに該当し、打球がフェンスに当たった時点でインフライトの状態は消え、かつ、打球が当たった地点より上方に境界線があるため、7・05(a)による本塁打とする根拠はない。フェンス、ネット、あるいはフェンスの上にあるネットなど、競技場の内・外を定める境界線となるそれらの最上部にインフライトの打球が当たったときだけ、その後、打球が場外に出たら本塁を与え(ボールデッド)、打球が場内に跳ね返ったらボールインプレイであり、しかも、インフライトの状態ではないので、野手が直接捕球してもアウトにならないことになる。

過去の規則委員会で、プロ側からの「フェンスは地面の一部」という発言は、正しくは野手以外のものという表現が適切だったと思う。

したがって、1992年の阪神—ヤクルト戦、2001年夏の全国高校野球選手権大会での二つのケースについては、インフライトの打球が、境界線となるネットの上部ではなく、ネットを支えているフェンスの上部に当たって場外に出たので二塁打である、というのがプロ側の見解である。以上のプロ側の見解を受けて、アマ側は1月29日の日本アマチュア野球規則委員会総会に諮りました。

アマ側は、「フェンスが地面の延長である」という解釈は無理がある、エンタイトル二塁打のケースに該当しない、だから本塁打とすべきと主張してきましたが、アマ側の解釈でも、プレイングフィールドとスタンドを分ける境界線はどこなのか、また、インフライトの状態が消えた打球をホームランとすることで正しいのかといった疑義も生じておりました。

今回のプロ側が整理した見解は、プロが、アマがということではなく、規則を正確に読み直すと、理路整然としており、大変、明快で分かりやすいというのが、委員の間での一致した意見でした。従来の「フェンスは地面の延長である」との主張は撤回され、この整理だと、アマ側の解釈上の疑問も解消されます。その結果、これをもってプロ・アマ統一の解釈とすることにし、日本アマチュア野球規則委員会は、次の公式見解を発表しました。

「規則1・01、2・41および7・05(a)により、フェンスに当たってスタンドインした打球は、インフライトの状態でなくなったのちにスタンドインしたことから本塁打には該当せず、二塁打とする。ラバーフェンスの上にある金網のフェンスをプレイングフィールドの内と外とを分ける境界線と定め、この境界線をインフライトの状態で越えた打球を本塁打とする。なお、金網のフェンスの頂上部に当たってスタンドインした打球は本塁打として取り扱う。また、球場固有の理由でグラウンド特別ルールを設けた場合はこの限りではない」

以上が、いわゆる“甲子園のホームラン”についての最終結論ですが、注意してほしいのは、プレイングフィールドとスタンドを分ける境界線は各球場で違うということです。したがって、その球場の境界線がどこなのか、必ず試合前にグラウンド特別ルールを確認する必要があります。

試合に際するそのほかの留意点

最後に、2点だけ、念のため申し添えておきます。

1点目は、いわゆる“山なりの牽制球”について、昨年1年間の指導期間が終了したことから、本件に関する「アマチュア野球特別指導事項」は廃止となり、“牽制”と認められない行為は、規則8・05(h)により、投手の不必要な遅延行為でボークとなります。

2点目は、ストライクゾーンです。今年から、プロは、高めについて野球規則通りの運用を徹底することになりました。誤解をしないでいただきたいのは、「野球規則通り」に運用することです。つまり、プロは、これまで独自にストライクゾーンを設定していたということで、規則が変わったということではありません。アマチュアは、従来から高めを規則通り、勇気を持ってしっかりとうと指導してきました。むしろ、プロとアマでストライクゾーンが統一されたことを、歓迎すべきではないでしょうか。規則2・72「ストライク」、2・73「ストライクゾーン」(図2)に則って、自信を持ってジャッジするよう、審判員の皆さんにお願いします。

以上で、2002年度発表の改正規則、ならびにトピックスについての解説を終わります。



図2 ストライク

【2003年】

2003年度の改正規則はなし着色バットの色は拡大決定

日本野球規則委員会は、去る2月5日、2003年度野球規則改正はありませんと発表しました。これで3年続けてプレイに関する規則改正はなかったこととなります。ただ、着色バットの拡大が認められました。

着色バットの拡大

現在、木のバットを使用しているのは、アマチュア野球では、社会人と大学だけですが、今年度から日本アマチュア野球規則委員会は着色バットの色の拡大を認めることにしました。

この背景には、プロ野球でも着色バットが徐々に拡大の傾向にあり、バット製造業者は生産効率を上げるため、当然、アマチュアの市場に目をつけ、盛んに売り込みを図ってきて、その結果、多くのチームから着色バットを使いたいとの声が寄せられ、規則委員会としてもその流れに抗し切れない、着色バットがダメだという理由もないことから、条件付きで拡大に踏み切った次第です。

日本アマチュア野球規則委員会では、以下の運用基準を設けて、着色バットの使用を認めます。[着色バットに関する運用基準]

アマチュア野球で使用できる着色バットは以下のとおりとする。原則として、毎シーズン初めに当委員会で認可をする。

- ① 使用を認める着色バットは、ダークブラウン系、赤褐色系および淡黄色系とする。
- ② 木目を目視できるものとする。
- ③ 拙劣な塗装技術を用いていないものとする。(例えばボールに塗料が付着するなど)

上記の通り、使用できる色は、規則委員会の認可が必要であるということです。ただ、プロ野球のように、バット製造業者を認定し、製造基準に合致したバットには、公認印および公認登録番号を刻印する方法をとることは難しいため、アマチュアの場合、現物チェックはかなりの制約を受けざるを得ません。原則として、現物を規則委員会に持ち込んでもらって審査することになりますが、実務としては、各団体に適合バットかどうかの判断をゆだねることになろうと考えています。あとは、製造業者の良識を信ずるしかありません。

もちろん、バット製造業者には、規則委員会から、運用基準に合致しないバットは公式試合には使用できない旨、通知しています。

色については、従来認められていたダークブラウンに加えて、赤褐色系および淡黄色系に拡大されました。これはプロも同じです。なお、アマチュアでは、「……系」としましたが、それはこの色と限定するのはなかなか難しいことからそんな表現にしましたが、逆に「……系」とすると際限なく色が広がっていくのでは、との懸念もあります。そのために、認可で歯止めをかけていきます。いたずらに色を拡大するつもりはありません。例えば、ピンクとか、ふさわしくない色、どぎつい色、光沢のある色などは当然、認められません。

ちなみに、着色バットの変遷を見ますと、わが国では、1964年(昭和39年)に着色バットが禁止されて以来、87年(昭和62年)にプロ野球でダークブラウンのバットが許可となり、大学野球でも93年(平成5年)にダークブラウンが認められました。そして、昨年2002年(平成14年)にプロ野球で赤褐色のバットも許可となって、今年からプロ・アマともダークブラウン、赤褐色に加え、淡黄色のバットにまで拡大してきました。

いずれにしても、バットの問題は、色に限らず、環境問題、技術革新に伴って、材質を含め、毎年話題をさらっていくと思われます。

投球姿勢について

プロ・アマ合同規則委員会で、毎年議題に上がっているのが、いわゆる“二段モーション”についてです。

プロ野球の投手の中には、タメをつくるためか、あるいは打者のタイミングを外すためか、ワインドアップポジションから振り上げた自由な足を一瞬止めて(止めたように見える)投げる投手がいます。

この投げ方はルール上、おかしいと、長年にわたってアマチュア側よりプロ側に散々是正の申し入れをしてきました。これに対し、プロ側は、「他の投手に広がらないようにします。今後、正しい投球姿勢を指導していきます」との回答から、最近では「アマチュアとの見解の相違である。プロ側は、止まっているとは見ていない。一連の動作である。したがって、問題ない」というふうに言い方が変わってきており、逆に、このような疑わしい投げ方をする投手が増えてきているように思えます。規則8.01(a)ワインドアップポジションは、次のように規定しています。

- ① 打者への投球に関連する動作を起こしたならば、途中で止めたり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならない。

[注一]本条(a)(b)項でいう“途中で止めたり、変更したり”とはワインドアップポジションおよび、セットポジションにおいて、投手が投球動作中に、故意に一時停止したり、投球動作をスムーズに行わずに、ことさらに段階をつけるモーションをしたり、手足をぶらぶらさせて投球することである。

この条項に照らして、問題ないと果たして自信を持って言えるだろうか。読者の皆さんは、どう判断されるでしょうか。見解の相違とはいえ、横浜ベイスターズのM投手、ヤクルトスワローズのI投手、大阪近鉄バファローズのI投手の投げ方を見て、一体どれくらいの人が、あれは止まっていない、一連の動作であると確信を持って言えるでしょうか。

プロはプロ独自の対応をするということですが、プロ野球が少年野球をはじめアマチュア野球に与える影響は極めて大きい、したがって、ルールにのっとって、正しい投球姿勢を、ぜひ実践してほしいと願っています。プロが模範になってほしいと思います。少なくとも、米大リーグにはこんな紛らわしい投げ方をする投手はいません。皆、“フェアな精神”を大事に、打者と勝負しています。

念のため、アマチュア野球では、このような投げ方は許していません。指導者の方も、審判員も、ルールの趣旨をよく理解して、正しい野球を教えていただきたいとお願いします。アマチュアとしても、これからも納得いくまでプロ側に是正を申し入れていきたいと考えています。

最後に、全日本野球会議審判技術委員会では、『審判メカニクスハンドブック』を昨年11月末に完成させ、今年から市販することになりました。

このハンドブックには、審判のジェスチャーの基本から、二人制、三人制および四人制のメカニクスを図示して、すべてまとめて掲載をしています。このメカニクスは、わが国初めてのプロ・アマ共通の統一した基本のメカニクスとして位置付けられています。参考にしてください。

【2004年】

【2004年規則改正】

日本野球規則委員会(以下、「規則委員会」という)では、規則適用上の解釈を日本独自のものから国際標準、つまりグローバルスタンダードに合わせていくことが必要であるとの認識の下、また、わが国のプロ野球とアマチュア野球との間に見られる違いも統一すべきとの認識の下、米大リーグのアンパイアマニュアル等を調べこの一年間、その違いを浮き彫りにして、整合性を図るべく作業を進めてきました。そして、規則委員会は、去る2月3日、下記4項目を本年度の改正規則として発表しました。

- (1) 球審の妨害 5.09(b)[注一]の削除
- (2) 打球が鳥に触れた場合 7.05(a) [注一]の改正
- (3) 盗塁行為のなかった走者 7.07[注二]の改正
- (4) 打者走者の逆走 7.08 (i)[注]の改正

久し振りのプレイに関する規則改正となりました。特に、規則7.07[注二]の改正は、わが国の野球規則委員会における、長年の論争に終止符を打つ画期的な改正だといえます。

(1) 球審の妨害 5.09(b)[注一]の削除

球審の妨害に関する規定です。捕手の、投手への返球を球審が妨害した場合、ボールデッドとするのか、あるいはインプレイで成り行きかといった疑問がありました。現行規則5.09(b)[注一]は、次のとおりとなっています。

(b)球審が捕手の送球動作を妨害(インターフェア)した場合——各走者は戻る。

【注一】本項での“捕手の送球動作”とは、盗塁を阻止しようとするか、塁上の走者をアウトにしようとする捕手の送球動作に限られる。

ここで、あらためて疑問が生じます。なぜ「捕手の送球動作」を、捕手の走者に対する刺殺を目的とした送球行為に限定したのでしょうか。

これまでの変遷をひも解いてみると、「打者の後方に位置している審判員の身体または着衣が送球しようとしている捕手を妨害した場合——走者はアウトにされるおそれがなく、もとの塁にもどらねばならない」(1949年)、その後ルールブックが現在の形に改められ、「本塁後方にある審判員が、捕手が送球しようとするのを妨害した場合——各走者は帰塁する」と変更になり、1951年、“用語の定義”(2.00)に次の項目が追加されました。「審判員の妨害とは、盗塁しようとしている走者をアウトにしようとする捕手の送球を、審判員が妨げた場合、または……」。1953年には、さらにこれが次のように書き換えられました。「審判員の妨害——盗塁している走者をアウトにしようとする捕手の送球動作を、審判員がじゃましたり、阻んだり、妨げた場合、または……」、そして、1961年には、5.09(b)が、「球審が捕手の盗塁を阻止しようとする送球動作を妨害した場合——各走者はもどる」と改められ、“用語の定義”とプレイングールの双方で、捕手の送球動作とは、「盗塁を阻止しようとする」場合だけに限定されることが明確になりました。

しかし、その後、捕手のピックオフプレイを球審が妨げた場合、どう処置するのかといった混乱が生じ、1971年には“用語の定義”からも、5.09(b)からも「盗塁を阻止しようとする」という字句が削除されたとのことです。

規則委員会では、この米国規則委員会の処置を、盗塁阻止に限定していたのを、拡大して「塁

上の走者をアウトにしようとする送球」も含むことにしたのだと解釈して、1975年にわが国[注]として追加した経緯があります。

今回の改正は、“catcher’s throw”(捕手の送球動作)を、走者に対する刺殺だけに限定する理由は見当たらない、もともとこの規定の趣旨は、球審の妨害によって発生した、守備側の不利益を取り除いてやるというもののはずだから、捕手の投手への返球動作を球審が妨害した場合も含めるのが適切ではなからうかとの判断に基づくものです。

したがって、[注一]を削除して、“捕手の送球動作”を限定しないということは、5.09(b)の“捕手の送球動作”には、盗塁を阻止する動作、塁上の走者をアウトにしようとする動作、投手への返球動作等、広く含まれる(ただし打球処理を除く)ことになりました。

(2)打球が鳥に触れた場合 7.05(a) [注一]の改正

打球が鳥に触れた場合の規定です。現行7.05は、次のとおりとなっています。

7.05 次の場合、各走者(打者走者を含む)は、アウトにされるおそれなく進塁することができる。

(a)省略 [注一]フェアの打球がインフライトの状態、明らかにプレイングフィールドの外へ出ただろうと審判員が判断したとき、観衆や鳥などに触れた場合には、本塁が与えられる。インフライトのフェアの打球または送球が、鳥に触れた場合は、ボールインプレイであるが、インフライトの状態でなくなる。また ……(略)

上記のとおり、「打球が鳥に触れた場合、ボールインプレイであるが、インフライトの状態でなくなる」とあります。つまり、鳥に触れた後は、ゴロと同じで、地面に触れる前に捕ってもアウトにならないということです。

しかし、米大リーグ・アンパイアマニュアルによると、「打球が飛んでいる鳥に触れた場合、ボールインプレイであり、そのボールが鳥に触れなかったときと同等にみなす」とあり、わが国でも、米大リーグの解釈を採用し、上記[注一]の下線部分を次のとおり改正することにしました。

送球またはインフライトの打球が、鳥に触れた場合は、ボールインプレイであり、インフライトの状態は続く。しかし、プレイングフィールド上の鳥または動物に触れた場合は、ボールインプレイであるが、インフライトの状態でなくなる。また……以下同じ

送球、打球、投球が鳥に触れた場合、それぞれどうなるのか、また、飛んでいる鳥に当たった場合、グラウンド上の鳥、または犬などに当たった場合はどうするのか、今回の改正条文では分かりやすく表現しました。

ここですすでお気づきの読者もおられるかと思いますが、この解釈は東京ドーム等の特別ルールと同じ扱いとなり、打球が飛んでいる鳥に触れた後、野手が地面に落ちる前に捕ればアウト、また、ボールインプレイであるから、鳥に触れて地面に落ちた後の打球の状況で、フェアにもなり、ファウルにもなります。

では、投球が鳥に触れた場合の処置はどうなるのでしょうか。滅多にないことですが、その滅多にないことが昨年、米大リーグで、起こりました。あの三振奪取で有名な、ランディ・ジョンソンの投球がなんと飛んできた鳥を直撃したのです。この場合は、[注一]に記載のとおり、ボールデッドとし、ノーカウントになります。念のため。

(3)盗塁行為のなかった走者 7.07[注二]の改正

規則7.07の規定をまず見てください。

7.07 三塁走者が、スクイズプレイまたは盗塁によって得点しようと試みた場合、捕手またはその他の野手がボールを持たないで、本塁の上またはその前方に出るか、あるいは打者または打者のバットに触れたときには、投手にボークを課して、打者はインターフェアによって一塁が与え

られる。このさいはボールデッドとなる。

1点が欲しいときに三塁走者がホームスチールを敢行、それに気付いた捕手が本塁の前に飛び出して投球を捕って走者にタッグ……試合でよく見られるプレイです。

ここで問題になるのが、打撃妨害とボークとが同時に起きるのか、ということです。長年にわたって先輩たちが大論争を繰り広げてきました。なぜ、ボークという言葉がここで使っているのだろうか。ここでいうボークは、投手が反則を犯した場合に課せられるボークとは違うのか、あるいは同じなのか。

規則7.04(d)には、走者が盗塁を企てたとき、打撃妨害があれば、その走者の進塁を認めるとあり、三塁走者に本塁を与えるのに、わざわざボークを課す必要はないにもかかわらず、ボークという言葉を使ったがために大混乱が生じたわけです。

1976年には、規則6.08(C)の[原注]に、「走者三塁で盗塁かスクイズのとき捕手の打撃妨害があった場合、進塁を企てていなかった走者および塁を押し出されない走者とは、もとの塁にとどまる」が追加されました。このことから、7.07のボークは、三塁走者に本塁を与えるため、投手が反則を犯したときのボークとは違うのだ、このボークは便宜上の言葉にすぎないと解釈が、わが国では長い間とられてきました。

したがって、三塁走者は普通のボークで進塁が許されるのではないから、他の走者も盗塁を企てているか、あるいは、打者に一塁が与えられたために塁を明け渡さなければならなくなった場合だけ、進塁が許されることになりました。

以上のような解釈の下、1977年に、有名な「本来、打撃妨害とボークとが同時に起こることもなく……」で始まる[注二]が日本[注]として加えられることになったわけです。

しかし、先輩たちの検討に検討を重ねた結果の[注二]ではありますが、国際大会や大リーグでは違った解釈をしているのでは、との疑問が近年寄せられ、規則委員会でも研究課題として調査を進めてきました。

昨年、米大リーグのアンパイアマニュアルの中に、このケースで「すべての走者はボークで一個の塁を進塁できる」と明記されているのが確認できました。規則委員会では、このように解釈するのが自然だし、7.07は“特則”なんだと考えたほうがわかりやすいのではなからうかとの意見で一致し、長年の疑問に終止符を打ち、思い切って[注二]を改正することにしました。

改正条文については、先輩たちのご苦労に敬意を表し、「本来、打撃妨害とボークが同時に起こることもなく、また捕手がボールを持たないで本塁の上またはその前方に出たためにボークとなる条項がないにもかかわらず、本項で“ボーク”の文字が使用されているのは、本項のようなケースに対する特則が設けられたと考え、したがって、すべての走者は、盗塁行為の有無に関係なく、ボークによって一個の塁を進塁できる」として、これまでの条文と連続性を持たせてはどうかとの案もありましたが、すっきりとシンプルに「**すべての走者は、盗塁行為の有無に関係なく、ボークによって一個の塁が与えられる**」としました。

この改正で処置が違ってくるのは、走者二、三塁のケースでの、二塁走者に対してです。例えば、走者二、三塁で、三塁走者が盗塁によって得点しようとしたとき、球を持たない捕手が本塁前方に出た。二塁走者は三塁への盗塁のスタートをしていなかった。

これまでの解釈は、打者を打撃妨害で一塁へ進め、三塁走者には得点を認め、(盗塁行為のなかった)二塁走者は二塁にとどまる、しかし、改正後は、打者、三塁走者の処置はこれまでと同じだが、(盗塁行為のなかった)二塁走者もボークで三塁が与えられると変わります。走者一塁、一、三塁、満塁のときは、打者に一塁が与えられることで一塁走者は押し出されるので、今回の改正は問題になりません(ちなみに、この場合の一塁走者は、記録上ではボークによる進塁とはなりません)。

(4)打者走者の逆走 7.08 (i)[注]の改正

例えば、一ゴロを打った打者が一塁手の触球を避けようとして、逆走することはさしつかえないけれど、“本塁を越えると規則違反になる”というのを、“本塁に達するとアウトになる”と平易な表現に改めました。

以上4点が、プレイに関する改正ですが、規則適用上の解釈についても、今年度はいくつか変更、あるいは確認が規則委員会で行なわれましたのでお知らせします。

(1)「プレイの企て」「プレイの介在」

関連規則:2.44 妨害発生の際

7.05(g) 内野手が悪送球した際の進塁基準

7.10 アピール権消滅の時期との関連

●偽投、送球するマネはプレイの企て、プレイの介在には含まない

内野手が走者をアウトにするため送球しようとして止め(偽投)、あるいは送球するマネを行った場合、昨年までは「プレイの介在」としていましたが、米大リーグマニュアルにならい、偽投、または送球するマネは「プレイの企て」、「プレイの介在」には含まないと解釈を統一することにしました。(2.44、7.05(g))。

つまり、「プレイの企て」、「プレイの介在」でいう「プレイ」とは、「守備側の野手が、ボールを保持して走者をアウトにしようとして実際に行った行為」をいいます。

例えば、走者三塁でスクイズ、投前バントを投手が捕って本塁へトスしようとしたが、間に合わないとみて、トスせずに一塁へ送球した。この場合、トスするマネは、従来は「プレイの介在」としていましたが、今年からは「プレイの介在」とは見ないことに改めました。

したがって、このケースでトスするマネはプレイの介在ではなくなったことから、「原注」のとおり、打者走者が一塁に到達しないうちに妨害が発生したときは、すべての走者は投手の投球当時占有していた塁に戻らねばならないので、本塁でセーフとなっていた三塁走者も、三塁へ戻ることになりません(2.44(a)[原注][注])。

なお、前述のとおり、“走者をアウトにしようとする守備行為”とは、野手が“実際に”プレイを行ったこと(送球行為、触球行為、触塁行為)と解釈します。

ここで問題となったのが、打球処理に伴う「プレイの企て」、「プレイの介在」と、7.10のアピール権の消滅となる「プレイを企て」とは同じ解釈でよいのかということです。

プロ側は、7.10も含め、すべて同等に適用するとの解釈をとることにしましたが、アマ側はアピールのケースだけは違うのではないかと疑義を持ち、7.10(アピール権の消滅の時期)については現行どおりの解釈とし、今後の研究課題としました。

●内野手が打球をはじいた場合

進塁の基準となる、打球処理直後の内野手の“最初のプレイ”の解釈については、例えば打球を胸に当てて前に落としてすぐ拾って送球した場合、従来、アマと大リーグはそれも“最初のプレイ”と取り扱ってきましたが、プロはジャググルも含め、このケースも“その他のプレイ”としていました(参考1)。

これを、今年度からプロもアマも打球をはじいた場合は、“最初のプレイ”とすることで統一しました。ただし、打球を前または横にはじいてすぐ拾った範囲とは、審判員の判断ですが、内野手がワンステップ(内野手の“リーチ”の範囲内)の範囲内でのプレイをいいます。

(2) 打者のバットがスイングの余勢または振りもどしによって捕手に触れた場合(6.06(c)[原注])

打者が空振りし、自然の打撃動作によるスイングの余勢か振りもどしとき、その所持するバットが、捕手がまだ確捕しない投球に触れるか、または捕手に触れたために、捕手が確捕できなかったと審判員が判断した場合のケースに、捕手が送球しようとしたときに捕手に触れた場合はどうなるのか、もう一つははっきりしていませんでしたが、今回、打者のバットが捕手に触れ、捕手がその後の行動をすることができなかつたときは、打者の行為が故意でない限り、すべて同等の扱いとし、打者はストライク(ペナルティなし)、ボールデッド、すべての走者は帰塁すると解釈することにしました。

(3) オブストラクション(7.06)

例えば、打者が一、二塁間にヒットを打ったが、前進守備をしていた右翼手が打球を捕って一塁に送球(いわゆる“ライトゴロ”)した。このとき打者走者は一塁に到達する前に一塁のカバーに向かっていて投手とぶつかってしまい、一塁でアウトになってしまった。さて、この場合、(a)項でしょうか。それとも(b)項が適用されるのでしょうか。

一塁へ到達する前だから、当然(a)項なのか、あるいは内野ゴロのケースとは違うから(b)項ではないかと二つの解釈ができます。しかし、実際のプレイでは、内野ゴロの場合は(a)項、外野へ打球が飛んだ場合は(b)項で処理してきたと思いますが、打球が外野へ飛んで打者走者が一塁に触れる前にオブストラクションが発生した場合、外野手から直接打者走者に対する刺殺行為があったようなケースは(a)項扱いをすると再確認をしました。

もう一つ、オブストラクションに関してですが、例えばタックアップの際、野手が捕球をする外野手と走者との間に立ちはだかり、故意に走者の視界を遮ったり、あるいは走者一塁のケースで一塁手が故意に走者の前に立ち、投手板の投手への視界を遮ったりする行為は、いずれもアンフェアな行為ですから、オブストラクションの対象とします。(b)項

オブストラクションの3点めですが、打者走者が本、一塁間で逆走中にオブストラクションが発生したケースです。特に、これまで明確な取り決めはありませんが、打者走者が本塁へ向かって逆走しているときに発生したオブストラクションは、守備側の行為が、故意でない限り、ボールインプレイとすることで確認ができました。

(4) 走者のいない塁への送球とアピールプレイ(8.05(d))

投手板に触れている投手が、アピールするためであれば、走者のいない塁に送球してもボークではない。投手はアピールプレイのために投手板をはずす必要はないことが確認されました。本件については、以前ボークとなる旨の解説がされていたことから、あらためて確認がなされたものです。

以上で今年度の規則改正に関する説明を終わりますが、この一年間の規則委員会の活動は久方ぶりに充実し、もりだくさんのテーマに精力的に取り組み、ここにまだご紹介できない、今後に残された研究課題も数多くあります。望ましいことに、わが国のプロ・アマの雪解けは急速に進んできておりますが、野球は一つとの考えに立ち、規則・審判員の世界はこの流れに先行するとともに、今後とも世界基準を視野に入れて、正しい野球の理解に向けて努力を続けていきたいと考えています。

参考1 従来の“最初のプレイ”

	プロ	アマ	大リーグ
①内野手がゴロを前にはじくもすぐ拾って送球した場合	その他のプレイ	最初のプレイ	最初のプレイ
②同上で横にはじいた場合	その他のプレイ	その他のプレイ	リーチの範囲内なら 最初のプレイ
③内野手がゴロをジャッグルして送球した場合	その他のプレイ	最初のプレイ	最初のプレイ

[2005年度改正規則解説](#)

＜改正理由と適用上の解釈について 日本野球規則委員会委員 麻生紘二＞

■ 改正規則4項目を発表

日本野球規則委員会は、去る2月3日、改正規則を発表しました。昨年度は国際標準との違い、プロ・アマ間の違いに焦点を当てて大幅な改正ならびに解釈の統一を実現しましたが、今年度は以下の通り大きな規則改正はなく、用具に関する改正が1、プレイに関する改正が2、記録に関する改正が1の計4項目に留まりました。

- (1)着色バットの変更 1.10(d)に[注]を追加
- (2)打球が鳥に触れた場合 7.05(a)[注一]の修正
- (3)ボールデッド中の塁の踏み直し 7.10(b)[付記]に[注四]を追加
- (4)タイの記録の変更 10.19注の削除

では、以下に改正理由と適用上の解釈についての解説をしていきます。

1.10(d)[注]を追加

従来、着色バットはプロ・アマとも、バットの素材そのものの色、ダークブラウン、赤褐色および淡黄色の4色が認められていましたが、昨シーズン、プロ野球で鮮やかな黄色のバットを使用した選手がおり、即使用を停止させた事件がありました。これは認可した色からは大きく逸脱しており、今後も同様なケースが発生することを危ぐしたプロ野球では、内規を改定し、淡黄色を禁止し、その代わり米・大リーグに合わせ、今年度から黒色(ブラック)を追加、これに伴い、「我が国のプロ野球では、着色バットの色については別に定める規定に従う」との[注]を追加したものです。ちなみに、我が国のプロ野球では、「プロ野球選手用バットの製造業者に関する規則」(1981年発効)を定め、選手の使用するバットは、コミッショナー公認印のあるバットのみが使用可能で、これに違反して実際に打撃行為を行った選手はアウト、即退場となっています。

アマチュア野球でも、プロ野球に合わせ、今年度からブラックも認めることにしました。ただし、淡黄色については従来通り使用可とし、アマチュア野球はブラックを加え、5色の着色バットが使えることとなります。

なお、着色バットの運用基準である次の3条件は、プロ・アマとも変更はありません。

- ①木目が視認できること
- ②認可された色に限ること
- ③塗料の色がバットに付着するような粗悪な塗装でないこと

7.05(a)[注一]の修正

昨年、「打球が飛んでいる鳥に触れた場合、ボールインプレイであり、そのボールが鳥に触れなかったときと同等にみなす」との米・大リーグの解釈を採用し、[注一]の一部を、次のように改正しました。

「送球またはインフライトの打球が、鳥に触れた場合は、ボールインプレイであり、インフライトの状態は続く。しかし、プレイングフィールド上の鳥または動物に触れた場合は、ボールインプレイであ

るが、インフライトの状態ではなくなる。また、……」

この改正で、飛んでいる鳥に当たった場合、地上にいる鳥に当たった場合との区別がより明確になったと思っていましたが、“プレイングフィールド上”との表現だけでは地面なのか上方も含むのかははっきりしないとの問い合わせが寄せられたことから、誤解が生じないよう“地上”を加えて、今年“プレイングフィールド上(地上)”と修正しました。

7.10(b)[付記]に[注四]を追加

[付記]では、塁を空過した走者は、(2)ボールデッドのもとでは、空過した塁の次の塁に達すれば、その空過した塁を踏み直すことは許されない

とありますが、では、我が国では飛球が捕らえられた際、ボールデッド中に、(リタッチが早かったため)リタッチに戻ることができるのかどうかについては、空過した場合と異なり、できるとの解釈をとってきました。

しかし、過去の審議経過、米・大リーグの解釈等を調査した結果、リタッチの場合も、次塁に達してしまえば、ボールデッド中、塁の踏み直しに戻ることにはできないとの結論を得て、[注四]として追加明記することにしたものです。

[注四]本項[付記]は、飛球が捕らえられたときのリタッチが早かった走者にも適用される。

また、ボールデッド中の逆走しなければならないときも、規則5.09各項規定のボールデッドの状態でない限り、すべての塁を逆の順序で踏み直さないといけないことがプロ・アマ合同野球規則委員会で確認されました(つまり、ボールデッド中も“三角ベース”は認められないということです。規則7.02参照)。

10.19注の削除

この項目は、記録に関するもので、プロ野球だけに該当し、タイの記録を適用しないアマチュア野球には関係がありません。ちなみに、本注のケースでは、タイの記録はこれまで「最終のアウトをとった投手」に与えられていましたが、「最後の投手」に与えると改正になり、本件はプロ野球だけの問題であることから、規則書から削除したものです。

■規則適用上の解釈の変更

以上4点の規則改正に加え、今年度もいくつかの規則適用上の解釈の変更、または確認が規則委員会でなされましたのでお知らせします。

1. 内野手が打球をはじいたときの進塁の基準について…関連条文7.05(g)

これについても、昨年、プロもアマも、内野手が打球をはじいてもすぐ拾えばその後のプレイは“最初のプレイ”とすることで統一しました。しかし、ただし書きが付いており、すなわち、「ただし、“打球を前または横にはじいてすぐ拾えば”とは、審判員の判断だが、内野手がワンステップ(内野手の“リーチ”の範囲内)の範囲内でのプレイをいう。それ以上なら“その他のプレイ”とする」と条件が付いていました。

その後、この解釈についてプロ側で米・大リーグの複数の審判員に確認したところ、すべて打球をはじいた範囲に関係なく「最初のプレイ」として取り扱っていることが判明し、プロ側もその解釈に今年変更しました。アマ側も、一方ではワンステップとはどこまでかといったややこしさもあるの

で、この際、範囲制限を撤廃し、プロ同様、シンプルに、すべて打球をはじいた範囲に関係なく内野手の「最初のプレイ」とすることに変更しました。

2. 走者一・三塁でのけん制について…関連条文8.05(c)[原注][注]

走者一・三塁でのけん制のしかたについては、プロ側と取り扱いが異なり、アマ側では次の2点が昨年からの検討課題となっていました。すなわち、

- ①投手が三塁へ踏み出し、その勢いで一旦投手板から外れた軸足が、一塁へ送球する際、再び投手板の上に落ちた場合の解釈
- ②三塁への偽投には「腕を振る」ことが必要条件か

ちなみに、プロは、一旦投手板から軸足が離れれば、すでに野手だから再び投手板の上に落ちても構わない、また、三塁への偽投には正しくステップさえすれば腕の振りは必要ないとの解釈をとっています。

検討の結果、アマの規則委員会は、次のような結論を出しました。

アマは正しい野球を指導していくとの観点に立ち、現行解釈を踏襲する。すなわち、[注]に「…軸足が投手板からはずれた(場所の如何を問わない)場合には、……」とあるが(場所の如何を問わない)とは、“ただし投手板の上を除く”と解釈する。したがって、三塁へ偽投し、その勢いで一旦はずれた軸足が再び投手板の上に落ちれば、“まだ投手だから”一塁へけん制するには投手板をはずさないといけない。また、偽投には両手を離すか腕の振りが必要である。

■“二段モーション”の禁止について

投球の際、プロの一部の投手に見られる自由な足をブラブラさせたり、二度三度とことさら段階をつけたりする投法(以下、便宜的に“二段モーション”と呼ぶについては、アマ側は一貫して規則違反だと主張し、プロ側の是正をこれまで何度も要請してきました。

最近では国際大会も増え、また、昨年はアテネオリンピックも開催され、日本の投手の、この“二段モーション”が内外で話題となりました。海外の国際審判員ならびに米・大リーグの審判員は、公然とは違反と指摘しなかったものの、「我が国にはあんな投げ方をする投手はいない」と暗に日本の投手はおかしいと批判しており、国際審判員の間ではフェアではないと大変な響き(ひんしゆく)を買っているのが実態で、中にははっきりと「イリーガルだ」と言っている人もいました。

そもそもこの問題は横浜ベイスターズの三浦投手にさかのぼり、1996年プロ・アマ合同規則委員会ではこの投法は許されるのかを議論し、プロ・アマ一致して「あれは規則違反だ。今後疑わしき投法は厳しく対処していこう」と合意済みであります。ところが、最近はとどまるどころかエスカレートするばかりで、ほぼ全球団に違反がまん延し、その影響がアマにも及んできています。

規則違反を容認するプロ野球、その悪いまねをする青少年野球を憂慮し、昨年12月27日付で日本アマチュア規則委員会はプロあて「投球動作是正のお願い」の文書を提出しました。そして、今年の1月、プロ・アマ合同規則委員会でこの問題を再度取り上げましたが、プロ側は「問題ない」の一点張りで、残念ながら今年も平行線のままで終わってしまいました。規則8.01(b)[原注][注一]は、1974年に改正になり、一部を太字で強調していますが、この文章をプロ側の人はどう解釈するのでしょうか。

あえてここに記載しておきますので、皆さんもよくそしゃくしていただきたいと思います。

本条(a)(b)項でいう“途中で止めたり、変更したり”とはwindアップポジションおよびセットポジションにおいて、投手が投球動作中に、故意に一時停止したり、投球動作をスムーズに行わずに、ことさらに段階をつけるモーションをしたり、手足をぶらぶらさせて投球することである。

三浦投手、岩隈投手(東北楽天ゴールデンイーグルス)の投法が、この条文に照らし合わせて「まったく問題ない」と言えるでしょうか。筆者にはどう考えても、プロが言っていることは強弁とは思えません。

「病原菌がまん延し過ぎて手をつけられなくなってしまった状態にある」ことはよく理解できますが、かといって規則違反を放置することが許されるはずがなく、一般社会では通用する話ではありません。

プロも、これからは国際大会の機会が増えていくはずです。だれも何とも言わないから違反し続けるのではなく、世界の中でトップグループに位置する日本の野球が国際大会でマナーが悪過ぎると言われぬよう、また、それ以上に青少年に与える影響を真摯(しんし)に受け止めて(プロ野球は今こそ意識改革が求められています!)、早期に規則に則った、フェアな野球を実践していただくよう、アマは粘り強くプロ側に要請していこうと考えています。

なお、日本アマチュア野球規則委員会では、この“二段モーション”投法は規則違反であることを徹底するため、あらためて次の通り2月9日付でアマチュア各団体あて“二段モーション”禁止の通知を出しました。

(1)プロの一部の投手に見られる、手足をブラブラさせたり、ことさら段階をつけて投げる動作は、規則8.01の“途中で止めたり、変更したり”に抵触し、正規の投球とはみなさない。(規則8-01(a)(b)[原注][注一])

(2)規則2.38[注]により反則投球となる。

(3)したがって、塁に走者がいるときはバークとなり、いないときはボールを宣告する。

■ 昨年起きた事例についての見解

最後に、昨年、実際に試合で起きた事例について、規則委員会の見解を参考までに記しておきます。

(1)まず初めに、夏の甲子園で起きたケースです。

<事例1>一死走者三塁。カウントが1ボール0ストライクの時、打者がスクイズを試みたが、ファウルチップとなって捕手が確捕。本塁へ走ってきた三塁走者は三本間に挟まれ、タッグアウトになった。その際、打者の右足が打席を踏み出していた。このときの審判の処置は?

<結論>このケースは、スクイズプレイ、反則打球、ファウルチップの三つが重なったケースですが、論点は、

(イ)ファウルチップはストライクであり、ボールインプレイである(規則2.34)から、7.08(g)を適用するのではなく、タッグアウトになった三塁走者のアウトを認め、二死走者なし、カウント1-1で再開、あるいは、

(ロ)打者が右足を打席から踏み出して打った(バットに当てた)ので、反則打球となり、規則7.08(g)により、三塁走者アウト、二死走者なしカウント1ボール0ストライクで再開、のいずれを適用するのかということです。

プロ・アマ合同規則委員会での結論は、規則2.34が適用されるのは、打者が打者席内でファウルチップをしたときであり(つまり“正規の打撃行為のときに”ファウルチップは成立する)、打者席外でスイング(バントを含む)し、投球がバットに触れた場合は、ファウルチップを含めすべて6.06(a)に該当し、打者の反則行為となる。したがって、事例のケースについては、規則7.08(g)[注二]を適用するのが妥当である、ということでした。上記(ロ)が正解となります。

(2)次の二つは、進塁の基準に関するものですが、なかなか興味深い事例だと思います。

<事例2>これも甲子園で起きたケースです。打者が二塁ゴロ。二塁手がこれを捕って一塁へ悪送球。この悪送球のボールが一塁カバーに行き、スライディングした捕手の足に当たってカメラマン席に入ってしまった。さて、この処置は？

(イ)規則7.05(h)[付記]を準用して、投球当時の位置を基準に二個、つまり打者走者を二塁に進める

(ロ)規則7.05(g)に基づき、打球処理直後の内野手の最初のプレイの一連の動きと見て、投球当時の位置を基準に二個、つまり打者走者を二塁に進める

(ハ)二塁手からの悪送球が捕手に当たった時点で、ファーストスローではなくなり、「その他のプレイ」となって、投球当時ではなく、捕手に当たったときを基準に二個、つまり捕手に当たったとき一塁に達していた打者走者を三塁に進める

<結論>最後の送球が野手の手を離れたときを基準に、つまり、このケースは打球処理直後の内野手の最初のプレイに基づく悪送球となって、(ロ)が適切な処置となります。

<事例3>これは東京六大学で起きたケースです。走者二塁で打者がセンター前ヒット。二塁走者は本塁へ。センターからの返球を捕球した捕手が二塁からの走者にタッグにいったとき、ボールがミットからはじかれ、そのボールがベンチに入ってしまった。さて、審判員の処置は？

(イ)センターからの返球を捕手が確捕したときに送球は完了しており、また、悪送球にもあたらないので、二塁に達していた打者走者は、捕手がタッグに行ったときを基準に二個の塁が与えられ、打者走者の得点も認められる

(ロ)送球後の一連のプレイで起きたことから、“悪送球”のケースを援用して、野手の手を離れたときを基準にする、つまり、打者走者が一塁に達していれば、野手の手を離れたときを基準に二個だから、三塁まで進める

<結論>このケースも、最後の送球が野手の手を離れたときを基準に、つまり、本塁への送球が中堅手の手を離れたときを基準に二個の塁を与え、打者走者が一塁に達していれば三塁までとなります。正解は(ロ)。

2006年度 改正規則解説

～改正理由と適用上の解釈について～

(日本野球規則委員会 麻生紘二 by BASEBALL CLINIC 2006.4)

■“二段モーション”ついに禁止!!

改正規則の解説に入る前に、喜ばしいニュースを紹介します。1996年以来、アマ側から毎年プロ側には是正方の要請を行ってきた、反則投球(いわゆる“二段モーション”)が、今シーズンからプロでもようやく禁止の措置がとられることになりました。プロ側のご理解と大英断に、心から敬意を表したいと思います。プロ側の心を動かしたのは、何といても、プロ野球が青少年に与える影響への配慮と国際大会の増加だと考えられます。

昨年2月、日本アマチュア規則委員会は、投球動作の乱れを懸念し、以下のような通達をアマ各団体に出示しました。

「日本アマチュア野球規則委員会の見解」

- (1)プロの一部の投手に見られる、手足をブラブラさせたり、ことさら段階をつけて投げる動作は、規則8.01の“途中で止めたり、変更したり”に抵触し、正規の投球とはみなさない。(規則8.01(a)(b)[原注][注一])
- (2)規則2.38[注]により反則投球となる。
- (3)したがって、塁に走者がいるときはバークとなり、いないときはボールを宣告する。

以上の通り、アマチュア野球では、“natural motion”とは見られない、このような投法を禁止し、今後とも、アマチュア各団体におかれましては、国際化も視野に入れながら、“規則破り”をしようとする投手に対して、正しい、フェアな野球に努めるようご指導いただくと同時に、審判員はかかる疑わしき投球動作に対し厳格に対処されるようお願いいたします。

以下に関連規則を抜粋します。規則書ではわざわざ**太字**で記されているように、正しい野球、フェアな野球を進めていく上で大変重要な条文です。あらためて、しっかりと熟読ください。

8.01 正規の投球

(a) Wind-up ポジション

- ①打者への投球に関連する動作を起こしたならば、途中で止めたり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならない。

(b) Set Position ポジション

- ②打者への投球に関連する動作を起こしたならば、途中で止めたり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならない。

[注一]本条(a)(b)項でいう、“途中で止めたり、変更したり”とは Wind-up ポジションおよび、Set Position において、投手が投球動作中に、故意に一時停止したり、投球動作をスムーズに行なわずに、ことさらに段階をつけるモーションをしたり、手足をぶらぶらさせて投球することである。

このように規則書では正規の投球とはいかにあるべきか、はっきりと明示してあり、これを守る

限り、国際試合でも問題視されることはありません。“natural motion”で投げなさいという趣旨は、そもそも野球は打者の要求するところへ打ちやすいボールを投げる、それを打つ(strike)ところから出発しており、投法で打者を幻惑したり、だまそうとしたりすることは許されない、それがフェアプレイなのです。

プロは、今シーズンは足の問題(止まったり、二度三度揺らす行為)については徹底して取り組むが、腕の問題(windアップモーションを起こしてから、腕の動きが止まったり、ノッキングをしたり)については、打者への影響も小さく、一気に両方を厳格に規則通り適用することはかえって混乱が大きいので、腕については従来通りとし、明らかに打者のタイミングを外す、あるいは本来の投球目的から離脱して著しく停止しない限り、常識の範囲内で処理していくとの方針が出されました。

一方、アマはこれまでも足の動き、腕の動きを問わず、規則通りに対応してきており、前述のプロの方針にかかわらず、日本アマチュア野球規則委員会ではあらためて、**規則通りに、投球動作を起こしたならば“途中で止めたり、変更したり”してはいけないことを確認**しました。

■ 改正規則2項目を発表

日本野球規則委員会は、去る2月3日、今年度の改正規則を発表しました。今年度は次の通り、規則に関する改正と用具に関する改正の二つです。

(1)規則7.08(g)[注二]の改正

(2)規則1.10(c)[付記][注二]の改正

では、以下に改正理由の解説をしていきます。

7.08(g)[注二]の改正

まず、こんな場面を想定してください。一死走者三塁、どうしても1点欲しいケース、ここでスクイズが行われた。三塁走者は投手の投球動作開始と同時に本塁に走ってきた。投手はスクイズに気付くウエストした。打者は必死になってその球に飛び付き、バットに当たったがファウルとなった。スクイズ失敗。このとき、打者は片足をホームベースの上に置いてボールにバットを当てていた。かつて甲子園で実際にあったプレイです。さて、審判員のあなたはどうか処置しますか。

そうですね、このスクイズプレイのように**走者が得点しようとしたときと反則打球とが重なった場合**、規則7.08(g)[注二]に記載の通り、三塁走者をアウトにして打者はノーカウントで打ち直してでしたね。これが今までの解釈でした。その解釈を、今年度、思い切って変更しました。その理由を以下に説明します。

この[注二]が生まれた背景は、さかのぼること56年前の昭和25年(1950年)に開催された米・クラブチーム(ケーブハーツ)と全鐘紡との試合で起きたスクイズプレイでした。球審は三塁走者を生かそうとして打者が反則打球をしたから三塁走者がアウトと判定しましたが、米国チームは反則打球で打者アウトを主張して譲らず、親善試合だったのでひとまず日本側が折れて打者アウト、三塁走者帰塁で試合再開となりました。しかし、試合が終わっても日本側はこの処置に納得せず、米・大リーグの審判員に質問状を出したところ、日本側の結論で正しいとの回答を得て、翌昭和26年にこの[注二]が生まれた経緯があります。

わが国は、このようなケースでは、打者が反則行為で捕手の守備を妨害したと解釈し、規則6.06(a)の適用除外例として打者ではなく、守備の対象である三塁走者をアウトにしてみました。

この解釈は、当時の論議は分かりませんが、スクイズの成功がおぼつかないとき、三塁走者を生かそうとして打者が意図的に反則打球を行い、犠牲になってアウトになれば、攻撃側はもう一度スクイズの機会をつかめるのではないかと、しかしそんなずるい野球は許してはいけない、アンフェ

アだ、だから守備妨害を適用して、懲罰的に、打者ではなく守備の対象である三塁走者をアウトにすべきだと先達たちは考えた結果だと推測されます。

このように7-08(g)を適用したのは、三塁走者を生かそうとして反則打球を意図的に行うことを防止する、“教育的”なねらいがあったと思われませんが、現実には、スクイズプレイの際、打者は必死になってバットにボールを当てようとし、無意識のうちに片足をバッターボックスの外に出していたということが多いのではないのでしょうか。意図的かどうかを問わず、守備妨害が適用されてきました。意図的かそうでないか、球審が見分けるのは大変難しいことです。

この日本の解釈が果たして妥当なのか、長い間疑問になっていました。その疑問は、7.08(g)の「打者が本塁における守備側のプレイを妨げた場合」というのは同[注一][注二]の説明のように素直に受け取るべきではないのか、反則打球のケースにまで適用して同[注二]の中の例示に含めるのは無理があるのではないかという意見、反則打球はあくまで打者の反則行為により打者をアウトにすべきであるという意見、そして国際的にも打者をアウトにしているという意見です。

日本野球規則委員会はこうした考えを支持すると同時に、正しい野球もたいぶ浸透し、この立法のねらいももう引っ込めてもよいのではなからうか、そう判断し、思い切って同[注二]を改正することにしました。大改正と言ってよいでしょう。併せて、できるだけ例外規定をなくし、ルールはシンプルに分かりやすくする、そして国際基準に合った解釈をするという当委員会の方針に沿ったものです。

以上のように、**走者が得点しようとしているときと打者の反則打球が重なった場合は、打者を反則打球でアウトにし、走者を三塁に戻して試合再開と変更になります。**

参考までに、反則打球とは打者がバッターボックスの外に出てバットにボールを当てた場合のことですが、では走者が得点しようとしたとき、打者が足をバッターボックスの外に出した、しかしバットはボールに当たらなかった、このケースはどうなるでしょう？

この場合、打者が足を外に出したり、何らかの動作で捕手の守備を妨害すれば、7.08(g)により守備の対象である三塁走者がアウトになります。二死のときは打者がアウトになります。

また、走者が本塁に向かってスタートを切っただけの場合とか、一度本塁へは向かったが途中から引き返そうとしている場合には、打者が捕手を妨げることがあっても、本項は適用されず、6.06(c)により、打者が反則行為でアウトになります。ただ離塁しているに過ぎない三塁走者を刺そうとする捕手のプレイを打者が妨げた場合も同様、打者がアウトになります。

ここで誤解しないように整理しますと、走者が得点しようとしたときの打者の守備妨害は7.08(g)により走者がアウト、それ以外の打者の守備妨害は打者がアウトになるということです。

関連して、

- ・スクイズのケース、打撃を完了して打者から走者になったばかりで、まだアウトにならない打者が妨害を行なったときには、その打者走者がアウトとなり、ボールデッドとなって、三塁走者を投手の投球当時すでに占有していた塁、すなわち三塁へ帰らせる。(7.08(g)[注三]、6.05(g)、7.08(b))
- ・アウトになったばかりの打者が、味方の走者に対する野手の次の行動を阻止するか、あるいは妨げた場合、その走者はアウトになる。(7.09(f))

もう一つ、前記の改正文をよく見てください。昨年まで7.08(g)[注一][注二]の文中「三塁走者」とあったのを「三塁」の二文字を削除し、「走者」と改正しました。この意味は、「走者が得点しようとしたとき」の「走者」は三塁走者に限定されるものではなく、例えば二塁走者でも投手のワイルドピッチで三塁を回って本塁を突くケースもあるように、“三塁から走ってくる走者”ということで、いずれの走者も対象になり得ることから「走者」としたものです。昨年までの表現ですと、「三塁走者」だけのことを言っていると誤解されるおそれもありました。

1.10(c)[付記][注二]の改正

これはアマチュアだけに認められている接合バットの認可基準を明確にしたもので、「バット内部を加工した」とは、バット内部に詰め物をしたり、バット内部を空洞にしたりすることを意味し、そういうバットは認められません。竹のみ、木片のみまたは竹と木片の接合バットだけが認められるということです。

■「プレイまたはプレイの企て」の解釈

以下は規則改正ではありませんが、規則適用上の解釈の改正について説明します。

すでにご承知のように、2004年に「送球あるいは触球するマネは、プレイの企て、プレイの介在には含まない」と従来解釈を変更しました。ここで「プレイ」とは、「守備側の野手が、ボールを保持して走者をアウトにしようと実際に行った行為」をいい、「走者をアウトにしようとする守備行為」とは、野手が「実際に」プレイを行ったこと(送球行為、触球行為、触塁行為)と解釈するとしてきました。分かりやすく言えば、「投げない限り「プレイ」ではない」とシンプルな解釈にプロ・アマとも変えたわけです。

ただし、プロは2.44、7.05(g)、7.10すべて同等にこの解釈を適用するとしてきましたが、アマは2.44、7.05(g)の「プレイ」の解釈の変更には同意したものの、7.10のアピール権の消滅となる「プレイの企て」とは同一視できないのではないかと疑義を持ち、7.10については従来通りの解釈とし、この疑問は研究課題としてきました。

(注：従来解釈の例・・・例えば投手が一塁へアピールしようとしたが、二塁走者の離塁が大きかったので二塁へけん制(送球するマネだけ)した場合、それは「プレイの企て」となって、一塁へのアピール権は消滅するとの解釈)

その後、プロの意見、MLBアンパイア・マニュアル等を参考にして検討してきた結果、アマチュア規則委員会としても、アピールの際だけ「塁に送球するマネ」を「プレイ(アピール)の企て」とする特別な理由も見当たらないし、「送球または触球するマネ」は“企て”プレイ以前の行為であると解釈すべきではと考え、そして、「プレイの企て」とは、守備側が塁または走者に対する行為を行ったが、悪送球、失策などから最初の目的である“プレイ”を果たすことができなかつたときに「プレイを企てた」と解釈することに改めました。これによってアマもプロ同様、2.44、7.05(g)、7.10すべて同等に扱うことになりました。

繰り返しになりますが、「プレイを企てる」とは、プレイを目的とした守備側の行為(アピールのためのプレイ)が、何らかの理由(悪送球となって、それがボールデッドの個所に入ってしまった)で、その「プレイ」を果たすことができなかつた場合のことをいうと定義づけしました。

■規則適用上の解釈の確認

もう一つ、プロ・アマ合同委員会で確認されたことがあります。

それは7.09(i)のベースコーチの肉体的援助についてです。塁に複数の走者がいたとき、肉体的援助があったらどうするか。

実際に起きたケースですが、走者三塁で打者が一塁ゴロを打った。一塁ベースの後方でこのゴロを捕った一塁手は、三塁走者が本塁に走ったため、本塁に送球し、三・本間でランダウンプレイとなった。一方、打者走者は一塁手が一塁ベースを踏んで本塁に送球したと思い込み(自分はアウトになった)、ベンチに戻ろうとした。慌てた一塁コーチがベースに就くよう打者走者を押し戻した(肉体的援助があった)。さて、審判員の処置は？ 即ボールデッドで打者走者がアウトか？

7.09(i)では、「ベースコーチが、……肉体的に援助したと審判員が認めた場合」、走者アウトとなり、ボールデッドとなる、とあります。では、この事例の場合、三・本間でプレイが行われているにも

かかわらず、そのプレイを止めて打者走者をアウトにしてもよいのだろうかと悩みます。

しかし、やはり直接そこでプレイが行われていないのにプレイを止めてしまうのはいかにも不自然だという解釈で一致し、この事例のように、直接プレイが行われていない走者に肉体的援助があった場合、インプレイの状態のままにおき、そこでのプレイが一段落してから肉体的援助があった走者にアウトを宣告することを確認しました(この場合のアンパイアリングとしては、オブストラクションb項と同様、肉体的援助があったことの確認として、塁審は右手でその走者を軽くポイントすることになります)。

言うまでもなく、直接その走者に送球が向かってきているような場合に肉体的援助があれば、例えば走者二塁で外野へヒットが打たれ、二塁走者は本塁へ向かった、外野手から本塁へ返球され、二塁走者は三塁を回ったところで間に合わないと見た三塁コーチに両手で止められ、三塁に戻った、このような場合には、即ボールデッドとなって、二塁走者にアウトが宣告されます。

2007年度改正規則解説

～改正理由と適用上の解釈について～

33カ所におよぶ大改正

日本野球規則委員会は、去る1月29日、今年度の改正規則を発表しました。それは、近年例を見ないほどの大改正となりました。その理由は、我が国の野球規則の原典である米国の『official Baseball Rules』が、それぞれ20年ぶりに大改正が行われたためです。それまで米・規則委員会はほとんど睡眠状態で、毎年“no change”の状態、今回、その反動が一気に来た感があります。

この大改正のねらいは、主として

- 1.規則のあいまいさ、冗長さ、重複をなくし、できるだけ分かりやすくすること
- 2.実状に即した規則・解釈に変えること
そして、今回の大目玉である
- 3.スピードアップの厳格化です。

実は2006年の『official Baseball Rules』はすでに改正されておりましたが、大リーグ選手会の承認が得られていない状態で、大リーグでの実施は先延ばしとなっていました。

我が国の規則委員会では、1年間かけて改正規則の調査・研究を進め、米・規則委員会に何度も照会し、その理解に努めてきました。そして、33カ所におよぶ大改正に踏み切りました。誌面スペースの関係で、その中からプレーイングルールを中心に解説しますが、大きくはスピードアップに関する改正、投手に関する改正、およびその他の改正に分けられます。

- (1)規則三・〇一(f)の追加、規則八・〇二(a)【原注】の最初の2行を削除
- (2)規則五・一〇(f)【注】の追加、規則六・〇五(a)【原注】および【注】の追加、規則七・〇四(c)の改正および【注】の追加
- (3)規則六・〇二(c)の改正および【原注】の追加
- (4)規則六・〇五(k)【原注】の追加
- (5)規則六・〇九(b)【原注】の改正、規則七・〇八(a)【原注】の最後の3行および【付記】を削除
- (6)規則七・〇五(j)の追加、規則七・〇五(e)【注二】の削除
- (7)規則八・〇一(a)(b)の改正、アマ【注】の挿入
- (8)規則八・〇四の改正

では、以上8項目に絞って改正理由の解説をしていきます。

三・〇一(f)の追加

(f)球審は、試合開始前に公認ロージンバッグが投手板の後方に置かれていることを確認しなければならない。

規則三・〇一は審判員が試合前に行う仕事を規定しているわけですが、従来八・〇二(a)【原注】で触れられていたロージンバッグの確認を、三・〇一に移し、球審の仕事としてはっきりさせたということです。ここで注意してほしいのは、ロージンバッグが「投手板の後方に置かれている」ことを確認せよといっています。よく投手板の横、あるいはすぐ後ろに置いて一球球投げるたびにロージンバッグを触り、投手によっては手のひらに乗せてポンポンとお手玉する人もいます。もう癖になっているのでしょうが、これは試合進行の妨げになります。また、消費も激しく、ロージンバッグをもっと大事にしてほしいと思います。

「投手板の後方」というのは、マウンドの勾配を下りたところで、打者席から見えないところと考え

てください。つまり、マウンドを下りて、必要もないのにいちいちロージンバックを触りにいくとそれだけ余分な時間がかかるので、それはやめて、規則八・〇四にある通り、捕手から返球を受けた投手は、ただちに投手板を踏んで、投球位置につくようにとの趣旨です。細かいようですが、こんなところにもスピードアップが求められているわけです。

六・〇五(a)【原注】および【注】の追加

今度の改正では、ダッグアウト内での捕球は認めないとなりました。これは、プレーヤーにとって危険だからという理由です。ダッグアウトというのはグラウンド面より一段と低く設置されており、一方、ベンチはグラウンドと同一面にある、選手などが入っていないなければならない施設のことで、厳密には両者には違いがありますが、以下、同義語として使うことにします。

ご承知の通り、いままでダッグアウト内でも捕球は認められており、例えばファウルフライを捕手が追っていき、ダッグアウトの中へ入り込んで捕球することも認められていました。正規のキャッチでインプレイですから、そこから塁へ送球することも可能でした。ダッグアウトの中で正規のキャッチの後、倒れ込んだり、倒れたりすればボールデッドとなって、塁上の走者には一個の塁が与えられました。

しかしながら、今度の改正で次のようになりました。

【原注】野手は捕球するためにダッグアウトの中に手を差し伸べることはできるが、足を踏み込むことはできない。(足を踏み込まずに)野手がボールを確捕すれば、それは正規の捕球となる。ダッグアウトまたはボールデッドの個所(たとえばスタンド)に近づいてファウル飛球を捕らえるためには、野手はグラウンド(ダッグアウトの縁を含む)上または上方に片足または両足を置いておかなければならず、またいずれの足もダッグアウトの中またはボールデッドの個所の中に置いてはならない。正規の捕球の後、野手がダッグアウトまたはボールデッドの個所に倒れ込まない限り、ボールインプレイである。走者については七・〇四(c)【原注】参照。

【注】我が国では、正規の捕球の後、野手がダッグアウトまたはボールデッドの個所に踏み込んでしまえば、ボールデッドとする。

以上の通り、今年からはダッグアウトの中に踏み込むことはできなくなり、野手はいずれの足もダッグアウトの床面に置いてはならないと変わりました。

表 六・〇五 (a) 現行と改訂後の取り扱い方

	ダッグアウト	スタンドなど
現行	ダッグアウト内での捕球は認められる	スタンド内での捕球は認められない
改訂	ダッグアウト内での捕球は認められない	変更なし
現行	グラウンド上で捕球の後、 踏み込んでも倒れなければ インプレイ (したがって、引き続いて塁へ の送球も可能であった)	グラウンド上で捕球の後、 踏み込めば倒れなくてもボールデッド
改訂	変更なし	変更なし
現行	捕球の後、ダッグアウトの中で倒れ込んだり、 倒れたりすれば、ボールデッド	グラウンド上で捕球の後、 踏み込めばボールデッド
改訂	変更なし	変更なし
現行	ボールデッドで一個の進塁	ボールデッドで一個の進塁
改訂	変更なし	変更なし

これまで同じボールデッドの個所でもダッグアウトだけが上の表の通り他と異なる取り扱いをされていましたが、今回、ダッグアウト内での捕球を認めないと改正するのであれば、取り扱いの違いをなくし、すべてボールデッドの個所の取り扱いを同一にしようかと日本側から米・規則委員会に提案をしました。

しかし、残念ながら日本側の提案は採用に至らず、規則改正後もダッグアウトとそれ以外のボールデッドの個所とでは対応に違いが残ることになりました。このため、日本では、ダッグアウトを含むボールデッドの個所はすべて同一の取り扱いにした方が分かりやすいとの判断に立ち、上記の通り「我が国では、……」との日本注を入れることにしました。

したがって、日本では、グラウンド上で正規の捕球の後、ダッグアウト、スタンド、カメラマン席等ボールデッドの個所に一步でも踏み込んでしまえば、倒れなくても(倒れ込まなくても)、ボールデッドになって、走者には一個の塁が与えられることとなります。

ここで注意していただきたいのは、アマチュアがやる球場というのは、プロ野球の試合が行われる球場のように、皆立派でダッグアウトがはっきりつくられているとは限りません。言うまでもなく、グラウンドと同一面で、長いすが置いてあるだけというのが大半です。そこでどうするかということですが、アマチュア野球では、このように球場の施設が区々ですから、どこからをダッグアウトとするか、どこからをボールデッドにするか、それぞれの団体、または球場に決定を委ねることにしました。つまり、グラウンドルールで対応しようということなのです。

なお、この規則の改正の趣旨は、そもそもプレーヤーの安全ということですから、野手がダッグアウト内のいすに手をついたり、ダッグアウト内のプレーヤーに体を支えられて捕球しても(いずれも両足はグラウンドの上に残っている)、それは正規のキャッチでインプレイとします。ただし、グラウンド上で捕球後、両手をダッグアウト内の床面に着けばそれは倒れたとみなされ、ボールデッドとなります。

六・〇二(c)の改正

(c)打者が、バッタースボックス内で打撃姿勢をとろうとしなかった場合、球審はストライクを宣告する。この場合はボールデッドとなり、いずれの走者も進塁できない。

このペナルティの後、打者が正しい姿勢をとれば、その後の投球は、その投球によってボールまたはストライクがカウントされる。打者が、このようなストライクを三回宣告されるまでに、打撃姿勢をとらなかつたときは、アウトが宣告される。

【原注】球審は、本項により打者にストライクを宣告した後、再びストライクを宣告するまでに、打者が正しい打撃姿勢をとるための適宜な時間を認める。

打者の義務に関するところですが、打者が、例えば判定が不服で、あるいはサイン交換が異常に長くて、球審の督促にもかかわらずなかなか打撃姿勢をとろうとしなかった場合、球審はこれまでのように投手に投球を命じることもなく、自動的にストライクを宣告できるように改正になりました。これもスピードアップ関連です。

規則では、打者は理由なくして打者席を出てはいけない、とも規定しています。一球一球、打者席を出てサインを見たり、呼吸を整えたりする打者がいますが、これもやってはいけないことです。サインを見る際には、必ず片方の足は打者席内に残してサインを見るように習慣付けてほしいと思います。

マイナーリーグでは、特別の場合を除いては打者席を離れてはいけないと細かく規定しています。試合のスピードアップを推し進めるには、投手だけでなく打者の協力も必要で、今回の規則改正では、投手、打者それぞれに従来よりさらに厳しい無駄の排除を求めています。

ところで、ネクストバッターズサークル、次打者席は何のためにあるのでしょうか。規則では、「両チームのプレーヤー及び控えのプレーヤーは、実際に競技に携わっているか、競技に出る準備をしているか、あるいは一塁または三塁のベースコーチに出ている場合を除いて、そのチームのベンチに入っていないなければならない」(規則三・一七)とあります。

つまり、認められたプレーヤー以外は試合中、ベンチから出はならないと規定しています。その認められた一人が次打者で、次打者は定められた場所である次打者席で待機しなければなりません。なぜ、そうしたのか。それは、スピードアップのためです。次打者がいちいちベンチから打者席に向かったのでは時間がかかってしまう、だから待機場所を設けてすぐ打者席に入れるようにしたわけです。このことから、次打者は、前の打者がアウトになったり、一塁に到達したら、あるいはインニングの初めであれば球審が“ワンモアピッチ(あと1球)”と投手に告げたら、すぐに打者席に入る行動を起こさねばなりません。

六・〇五(k)【原注】の追加

【原注】スリーフットレートを示すラインはそのレートの一部であり、打者走者は両足をスリーフットレートの中もしくはスリーフットレートのライン上に置かなければならない。

一塁に対する守備が行われているとき、本塁一塁間の後半を走るに際して、打者がスリーフットラインの外側(向かって右側)、またはファウルラインの内側(向かって左側)を走って、一塁への送球を捕えようとする野手の動作を妨げたときと審判員が認めた場合、打者アウトとなります。では、ライン上はどうなのかとか、ライン上に右足が乗っていた場合や左足が乗っていた場合は? とか、疑問がありました。今回の改正でその解釈が明確になりました。

つまり、ラインはスリーフットレートを構成する一部であること、また、打者走者は両足をスリーフットレートの中、もしくはスリーフットレートのライン上に置かなければならないことが【原注】で明記されましたので、打者走者の左足がライン上にあるときに送球が打者走者に触れても妨害とはなりません。右足がライン上の場合には妨害とみなされるということになります。したがって、打者走者は本塁一塁間後半を走る場合には、常日ごろからファウルラインの右側(ライン上を含む)を走るように心掛けることが必要です。

六・〇九(b)【原注】の改正

【原注】第三ストライクと宣告されただけで、まだアウトになっていない打者が、気がつかずに、一塁に向かおうとしなかった場合、その打者は“ホームプレートを囲む土の部分”を出たらただちにアウトが宣告される。

これもスピードアップに関連する改正で、大きな改正の一つです。

三振振り逃げのケースを想定してください。例えば、スリーストライク目のボールを捕手が落としていた。しかし、打者は気付かずにベンチに向かいかけたら、ベンチから一塁へ走れ、走れと言われて、慌てて一塁へ打者が走る。

従来は、第三ストライクと宣告されただけで、まだアウトになっていない打者が、ベンチ、または守備位置に向かっても、途中から気が付いて一塁に向かうことは許されており、守備側がこの打者をアウトにするには、打者が一塁に触れる前にその身体または一塁に触球しなければならない、しかし、その打者がダッグアウトまたはダッグアウトのステップに達した後は、一塁に向かうことが許されないと規定されていました。

したがって、打者が途中から気が付いて一塁に向かうかもしれないので、守備側にとっては一

塁に送球するとか打者の行動を観察するとかの“余分の”時間が生じていました。

そのため今回の改正では、その打者が気が付かずに(一塁に向かう意思がないと判断)“ホームプレート周囲の土の部分”(“ダートサークル”と呼ぶ)を出ればただちにアウトを宣告できるようになりました。特に、塁上に走者がいるときには、次に起こり得るプレイを想定して、早く処置する(打者をアウト)必要があるため、守備側にとってはやりやすくなったと考えられます。攻撃側の気が付かないというボーンヘッドまで救済する必要はない、といった考えも働いたと思われます。

その打者が気が付かずにというのは、もちろん、一塁に向かう意思がないと球審が判断したときで、例えば、打者が防具をはずそうとしている場合などは、ダートサークルを出たからといってアウトにできないことは言うまでもありません。このように、実務上は、ダートサークルを一步出たから、半歩出たから、ただちにアウトを濫用するのではなく、打者が“気が付かずに”ベンチに向かうそぶりを見せたとか、捕手のタックを避ける行為があったとか、その他一塁へ向かう意思がないと球審が判断したときにアウトを宣告するという趣旨です。

問題は、“ダートサークル”です。ダッグアウトの問題と同様、“ダートサークル”、つまり、芝生と区切られたホームプレート周囲の土の部分がはっきりしているグラウンドは、プロ野球が使用する球場と違って、アマチュア野球の場合、ほとんどないということです。

ちなみに、“ダートサークル”というのは、規則書の野球競技場区画線(1)に記載の通り、直径26フィート(7.925m)の円です。

では、アマチュア野球ではどう対処していくかということですが、日本アマチュア野球規則委員会で検討した結果、今回の改正の趣旨を尊重し、改正を受け入れ、“ダートサークル”については、一律に取り決めるのも難しいため、ラインを引くなり、球審の判断に委ねるなり、各団体で対応することに決定しました。

参考までに、甲子園の高校野球大会やリトルシニアリーグではラインを引く方針です。

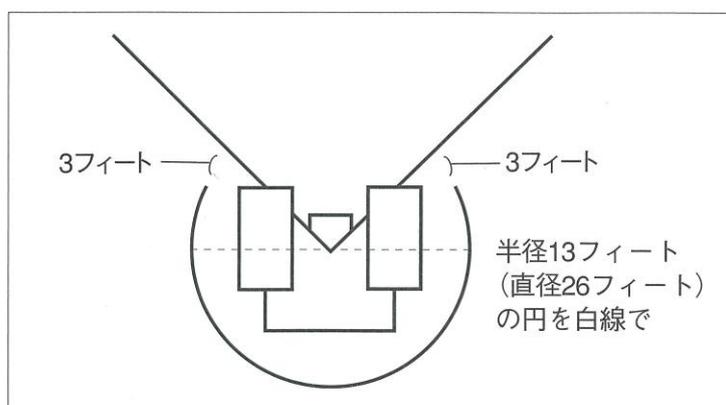


図 サークルの描き方

サークルを描く場合、上の図のように描くのが望ましいと考えます。

七・〇五(i)の追加

(i)一個の塁が与えられる場合——野手が、帽子、マスク、その他着衣の一部を、本来つけている個所から離して、投球に故意に触れさせた場合。

この際はボールインプレイで、ボールに触れたときの走者の位置を基準に一個の塁が与えられる。

本来、安全進塁権の個所にこの一個の進塁があってもおかしくないのですが、なぜか規定が漏

れていました。改正規則では、野手が帽子、マスク、その他着衣の一部を、本来つけている個所から離して、投球に故意に触れさせた場合、1個の塁が与えられるとなりました。

このプレイが、実際に米・大リーグであったそうです。あのピアザ捕手が投球をはじいて、それをマスクで拾い上げようとした。それが契機となって、この規則を明記すべしとなったわけです。

この件に関連して、こんな裏話があります。日本側から米・規則委員会に、なぜミットを除いたのかと質問したところ、答えは、そんなプレイは見たこともないし、これからもあり得ないと一笑に付されてしまいました。

投球に対しては、このようなケースでは一個の進塁と明確になりましたので、現行七・〇五(e)【注二】のうち、少なくとも「投球」に対する説明は不要となり、また「送球」に対しては(d)(e)項に規定されていることから、【注二】全文を削除することにしました。

したがって、「投球」に対しては一個、「送球」に対しては二個となります。

八・〇一(a)(b)の改正、アマ注の挿入

大改正です。投手に関して、今回、次の3点が改正、もしくは検討課題となりました。

1. 投手の軸足の位置の制限の緩和
2. 投手の自由な足の位置の制限の廃止
3. 走者がいないときのセットポジションでは必ずしも完全静止は必要ない

まず、第1点目の投手の軸足の位置ですが、現行ではwindアップポジションの場合、「投手板の側方にはみ出さないように、全部投手板の上に置くか、投手板の前縁に触れて置き」、そしてセットポジションの場合、「投手板の側方にはみ出さないように、全部投手板の上に置くか、投手板の前縁にピッタリと離れないようにつけて置き」と制限されています。

それが今回の改正では、軸足は投手板に触れていればよいことになりました。つまり、投手板のどこでも、どんな形でもよいからとにかく軸足が投手板に触れていればよいということです。

この改正の背景には、米・大リーグの実態がかなり甘めになっていること、そして、軸足の制限を緩和してもwindアップで投げるのかセットで投げるのか、それは打者および走者にとっても容易に見分けができるので問題ないとの判断があったと推測されます。

次に、第2点目の自由な足の位置の制限廃止ですが、これは改正ではなく、従来から原文では自由な足の位置については制限はなく、文字どおり“other foot free”でした。我が国だけは、1964年から現在に至るまで、自由な足の置き方についても、windアップの場合は、「他の足は、投手板の上に置くか、投手板の後縁およびその延長線より後方に置く」、そして、セットポジションの場合は、「他の足を投手板の前縁およびその延長線より前方に置いて」と制限を設けてきました。

そこで、今回の軸足の緩和をとらえて、自由な足の位置についても原文通りとするかどうか、規則委員会で検討しました。プロ野球では、外国人投手はwindアップポジションで投げる際、自由な足が投手板の側方に置かれているのをテレビ等で目にしたことがあると思います。プロ野球では、外国人投手に限って、自由な足の置き方については黙認をしてきました。したがって、プロ野球では、軸足の位置、自由な足の位置について原文通り変更することに異論はなく、今回の規則の改正をすんなりと受け入れました。

しかしながら、アマチュア野球の場合は簡単にはいきません。少年野球、軟式野球から社会人野球まで、その底辺は広く、また、野球人口も相当なもので、一気に足の置き方を変えるのはあまりに激変過ぎて、投手のマナーは大いに乱れ、プレーヤー自身を初め、審判員を含む指導者側にとっても混乱を極めることが懸念されたことから、アマチュア野球の場合は、軸足、自由な足、い

ずれもその置き方については、現行通りの規定を踏襲することにしました。

このように、投手の足の置き方についてはプロとアマで見解が分かれ、困ったのは規則書をどうするかということでした。日本規則委員会の方針はできるだけ原文に忠実にということであり、プロ側もそれを主張してきました。一方、アマ側はその方針には変わりないが、圧倒的に底辺の広いアマに配慮して現行通りの条文を掲載し、そこに「我が国のプロ野球では」との【注】を入れて対応してほしいと提案しました。

しかし、なかなか合意に至らず、結局アマ側が妥協した格好で、現行通りの規定をアマ注として入れることで落ち着いた。

(a)【注一】アマチュア野球では、投手の軸足および自由な足に関し、次のとおりとする。

(1)投手は、打者に面して立ち、その軸足は(投手板の側方にはみ出さないように)全部投手板の上に置くか、投手板の前縁に触れて置き、他の足は、投手板の上に置くか、投手板の後縁およびその延長線より後方に置く。

(2)投手が軸足の全部を投手板の上に置くか、投手板の側方にはみ出さないようにその前縁にピッタリと触れて置き、他の足を投手板の上か、投手板の後縁およびその延長線より後方に置いてボールを両手で身体の前方に保持すれば、ワインドアップポジションをとったものとみなされる。

(3)投手は軸足でない足(自由な足)を投手板から離して置くときは、投手板の後縁とその延長線の後方に置くことを許している。ただし、投手板の両横に置いてはならない。

投手は自由な足を一步後方に引いてから一步踏み出すことは許されるが、投手板の両横、すなわち、一塁側または三塁側へ踏み出すことは許されない。

(b)【注】アマチュア野球では、投手の軸足および自由な足に関し、次のとおりとする。

(1)投手は、打者に面して立ち、その軸足は(投手板の側方にはみ出さないように)全部投手板の上に置くか、投手板の前縁にピッタリと離れないようにつけて置き、他の足を投手板の前縁およびその延長線より前方に置いて、ボールを両手で身体の前方に保持し、完全に動作を静止する。

(2)投手は、軸足を投手板からはみ出すことなくその全部を投手板の上に置くか、投手板の前縁にピッタリと離れないようにつけて置かなければならない。軸足の横を投手板にわずかに触れておいて、投手板の端からはみ出して投球することは許されない。

【原注】走者が塁にいない場合、セットポジションをとった投手は、必ずしも完全静止をする必要はない。

しかしながら、投手が打者のすきについて意図的に投球したと審判員が判断すれば、クイックピッチとみなされ、ボールが宣告される。八・〇五(e)【原注】参照。

【注一】我が国では、本項【原注】の前段は適用しない。

このアマ注については、「当分の間」という理解をしていますが、いつ【注】をはずしてプロ野球と同じにするかは、今後、アマチュア規則委員会で検討していく予定です。

第3点目の、走者なしで投手がセットポジションをとったとき、必ずしも完全静止の必要はないと改正されましたが、これも実態に合わせた改正といえます。厳密にはセットポジションですから、規則上は完全静止しなければならなかったわけです。しかし、大リーグでは、走者がいない場合だから緩めてもいいじゃないかということで、改正になりました。

しかし、アマチュア規則委員会では、この点についても反対の立場をとり、日本規則委員会に臨みました。プロ側も、止まっても止まらなくてもいいとなると、投手が作為的に止めたり止めなかつたりして投球することが予想され、そうすると打者も戸惑うので、認めるべきではないとの意見

で、プロ・アマとも同じ考えに立ち、「我が国では、本項【原注】の前段は連用しない。」との【注】を挿入すると結論に至りました。

投球姿勢が緩和されてもフェアな精神が保たれるならいいのですが、ややもすれば、その結果、法の抜け穴を探して、ずるい、アンフェアな野球が出てくるのが危ぐされます。そういうことのないよう、アマチュア野球が常に健全に発展していくことを祈念します。

八・〇四の改正

八・〇四の「二〇秒以内」を「一二秒以内」に改め、3行目に次を追加する。

一二秒の計測は、投手がボールを所持し、打者がバッタースボックスに入り、投手に面したときから始まり、ボールが投手の手から離れたときに終わる。

スピードアップの締めくくりが、この八・〇四の改正です。

これまで、投手はボールを受けてから「20秒以内」に投げなさいとあったのが、「12秒以内」に変わりました。この点からも、いまスピードアップが大リーグを含めて世界中の野球の最大の関心事であるということがお分かりいただけると思います。一瞬、エーッと驚かれるかもしれませんが、実は計時の仕方の変更になっています。つまり、「ボールを受けてから」が、今度は「投手がボールを保持し、打者が打撃姿勢をとってから」、すなわち「両者が正対してから」時間を計るというように変わっています。

往々にして、投手は投手板を踏んで投球姿勢に入っているのに、まだ打者が打者席に入っていない、あるいは、入っていてもなかなか打撃姿勢をとらないとか、逆に、打者は構えに入っているのに投手がロージンバッグを何回も触ったりしてなかなか投手板を踏もうとしないといった光景が見られました。

したがって、今後は「12秒以内」に改正になった趣旨を選手の皆さんもよく理解するとともに、球審は打者に対しては早く打撃姿勢をとるよう、また、投手に対しては早く投球姿勢に入るよう、つまり、少しでも早く両者が正対して“戦う”態勢に入るよう行動することが必要です。

いわゆる好投手といわれる投手ほどテンポ良く、社会人野球の場合、大体6～7秒ぐらいで投げしており、平均すると走者がいないときで13秒前後です。高校野球の場合は、もちろん、こんなにかかっていません。見る側にとってもテンポの良い、リズムの良いゲームは見ている楽しいものです。

規則適用上の解釈の確認

次に、プロ・アマ合同規則委員会で確認された規則適用上の解釈について、2点説明します。

(1)打球または送球がプレーヤーのユニフォームの中に入り込んでしまった場合の処置について
昨シーズン、ヤクルト対阪神戦で、2日続けて打球が投手のユニフォームに入るという珍事がありました。以前、春の高校野球選抜大会でもファウル飛球を捕手がはじき、再び捕球しようとしたボールが捕手のプロテクターと体の間に入ってしまったというプレイがありました。

今後、このようなプレイが発生した場合、次の通りの処置をすることが確認されました。

「打球または送球が偶然にプレーヤーまたはコーチのユニフォームの中に入り込んでしまった場合(あるいは捕手のマスクまたは用具に挟まって止まった場合)、審判員はタイムを宣告し、ボールデッドにして打者には一塁を与え、審判員の判断ですべての走者に対して塁にとどめるか、進塁を認める。このプレイで走者がアウトにされることはない。なお、送球によってこのような事態が生じた場合、進塁させる基準は、送球が(最後の)野手の手から離れたときとする」

(2)ボールが守備側プレーヤーのグラブに挟まったケースについて

例えば、打球を捕った投手がボールをグラブから取り出せず、グラブに挟まったまま一塁にトスした場合、従来アマチュア野球では、「正規の捕球とはみなさない」との解釈をとってきました。

しかし、プロ側ならびにMLBの解釈を確認の結果、アマでも今後次の通りの解釈に変更することにしました。

「打球または送球が野手のグラブに挟まった場合、ボールは生きており、インプレイである。野手はグラブにライブのボールが挟まったまま、そのグラブを投げることは正規のプレイである。ボールが挟まったグラブを捕った野手は規則どおりにボールを所持したとみなされる。たとえば、野手は、ボールが挟まったグラブを持って走者または塁に触球することができる。これは正規のプレイである」

*

以上で2007年度の規則改正の解説を終わります。誌面の関係で項目を絞りましたが、新しい規則書を入手されたら、ぜひその他の改正箇所も精読されることをお勧めします。

今年は、2008年の北京オリンピックに向けてアジア地区予選が開催されます。昨年のWBCの感動を再び私たちに呼び起こしてくれることを願っています。

日本野球規則委員会委員 麻生紘二

麻生紘二<日本野球規則委員会委員>

◆プレイに関する改正は5カ所

日本野球規則委員会は、去る1月28日、今年度の改正規則を発表しました。昨年は33カ所におよぶ大改正がありましたが、今年はプレイに関する規則の改正は5カ所とおとなしい改正にとどまりました。しかし、質的には大変中味のある改正となっていますので、注意深く吟味のほどお願いしたいと思います。

今年は、プレイに関する規則よりも、むしろ記録に関する規則の大改正、大幅な修正が中心になりました。実は、この記録についての規則も昨年大改正になっていましたが、量が膨大だったことと緊急性が薄かったことから、わが国ではプレイングルールを優先させた経緯があり、1年遅れの改正となりました。

(1)2.54 オーディナリーエフォート(普通の守備行為)の追加

(2)7.08(a)(1)の改正

(3)7.08(a)[注一]の改正

(4)7.08(e)の改正

(5)8.02(c)[注二]の追加

(6)10-00記録に関する規則の改正(解説省略)

では、以上のうち、プレイに関する規則5項目について、改正理由の解説をしていきます。

■2.54 Ordinary Effort「オーディナリーエフォート」(普通の守備行為)の追加

Ordinary Effort「オーディナリーエフォート」(普通の守備行為)―天候やグラウンドの状態を考慮に入れ、あるプレイに対して、各リーグの各守備位置で平均的技量を持つ野手の守備行為をいう。

[原注]この用語は、規則2.40のほか記録に関する規則でたびたび用いられる、個々の野手に対する客観的基準である。言い換えれば、ある野手が、その野手の最善のプレイを行なったとしても、そのリーグの同一守備位置の野手の平均的技量に照らして劣ったものであれば、記録員はその野手に失策を記録する。

これは、2.00の用語の定義のところに追加されたもので、特に必要ないとも思いましたが、「原文に忠実に」を基本にそのまま記載することにしました。2.40のインフィールド・フライの規則に「普通に守備行為をすれば」という表現がありますが、では、「普通に守備行為をすれば」とはどういうことを言うのかとの疑問から追加になったと思われます。なかなか言葉で表すのは難しいですが、「普通に」とは「平均的技量」で判断するということですが、実戦では特に意識する必要はなく、これまで通りで構いません。

■7.08(a)(1)および(a)[注一]の改正

(a)(1)走者が、野手の触球を避けて、走者のベースライン(走路)から3フィート以上離れて走った場合。

ただし、走者が打球を処理している野手を妨げないための行為は除く。

この場合の走者のベースライン(走路)とは、タックプレイが生じたときの、走者と塁を結ぶ直線をいう。

[注一]通常走者の走路とみなされる場所は、塁間を結ぶ直線を中心として左右へ各3フィート、すなわち6フィートの幅の地帯を指すが、走者が大きく膨らんで走っているときなど最初からこの走路外にいたときに触球プレイが生じた場合は、本項(1)のとおり、その走者と塁を結ぶ直線を中心として左右へ各3フィートが、その走路となる。

いわゆるラインアウトに関する規則の改正です。以前から日米間でラインアウトの解釈が違うのではと指摘されていましたが、昨年Official Baseball RulesにMLBの解釈が明記されたことから、わが国も従来の解釈を改めることにしたものです。

従来、「走者が、野手の触球を避けて、塁間を結ぶ直線から3フィート以上離れて走った場合」、走者はラインアウトでアウトとなっていました。つまり、塁間を結ぶ直線を中心に左右3フィート、すなわち6フィートの地帯を通常走者の走路と定義付けていました。そして、同じく[注一]では、走者がこの走路外にいたときに触球プレイが生じた場合、走路から遠ざかるようにして野手の触球を避けたときは、ただちにアウトとなっていました。

今回の改正では、本来の走者の走路は6フィートの地帯であることには変わりはありませんが、この地帯の外をやむを得ず膨らんで走っているときに触球プレイが生じた場合でも、走者と塁を結ぶ直線を中心に左右各3フィートがその走者の走路として認められることになりました。したがって、走者が基準になるわけですから、分かりやすく言えば、走者が6フィートの竹竿を持って走っているイメージです。

このときに「走者と塁を結ぶ直線」とありますが、「塁」とはどちらの塁を指すのかという疑問が起きます。走者に近い塁なのか、あるいは走者が向かおうとしている塁(あるいは走者の体が向いている方の塁)なのかということですが、規則委員会では後者の解釈を採ることにします。理屈上は、ランダウンプレイではその塁がくるくる変わることとなりますが、通常ランダウンプレイはベースライン上で行われることから、実戦のランダウンプレイでは従来と同じ対応となると理解してください。

また、規則では「打球を処理している野手を妨げないための行為は除く」とあります。自分の走路内を走っているからといって、守備をしている野手を避けずに接触すれば守備妨害になることは言うまでもありません。守備優先ですから野手を避けねばなりません。このときには走路から3フィート以上離れても違反行為ではなく、むしろ正当な行為であり、そこで触球行為が起きた場合、瞬間的に野手を避けた走者の位置を基準に3フィートが適用されます。

ただし、例えば走者一塁で二塁ゴロが打たれ、前進してきて走路上で守備しようとした二塁手を避けるために、一塁走者が外側に逃げたとします。普通にこのプレイが行われれば何ら問題ないのですが、一塁走者が単に野手を避けるためだけでなく、“意図的に”タックまで避けようとわざと必要以上に大きく外側へ逃げたような場合、さらにそこから3フィートがあるのかといった疑問が生じます。めったにないプレイとは思いますが、もしこんなことがあれば、それは3フィートの悪用、乱用にあたり、そんなずるい行為まで規則で認めているわけではありません。意図的に触球行為を避けるために「3フィート破り」をしたと審判員が判断すれば、ただちにアウトが宣告されます。「必要以上に」とはどの程度かということですが、それは常識の範囲内と言うしかありません。

■ 7.08(e)の改正

(e)打者が走者となったために、進塁の義務が生じた走者が次の塁に触れる前に、野手はその走者またはその塁に触球した場合。(このアウトはフォースアウトである)

ただし、後位の走者がフォースプレイで先にアウトになれば、フォースの状態でなくなり、前位の走者には進塁の義務がなくなるから、身に触球されなければアウトにはならない。また、(以下略) 今回の大改正と言っていいでしょう。まずは次の例題を見てください。

例題:一死一・三塁。打者はライトにシングルヒット。三塁走者は生還。一塁走者は一挙三進した。打者はライトの三塁送球の間に二塁に進もうとして、三塁からの送球でタッグアウトになった(二死)。この後で二塁手は、二塁ベースにボールをつけて、一塁走者が二塁を空過したとアピール、これが認められて三死となった。さて、得点は1点?それとも0点?

この解釈を巡っては、長年「第三アウトはフォースアウトではないので、この(二塁での)アウトより早く本塁に達していた三塁走者の得点は、堂々たる得点ということになります」(参考:鈴木美嶺著『Q&A方式101の実例野球ルール』1985年)が通説となっていました。最近になって本当にそうですか、違うのではないですかといった疑問が多数寄せられていました。

そこで規則委員会としても正しい解釈を求めて過去の検討資料の調査、米国への照会などを行って、今回の改正に至りました。結論から言えば、上記例題の答えは「得点ゼロ」となります。

では、なぜかについて説明します。

鈴木氏の著書では、「打者が右前安打した時点ではフォースの状態が生まれます。しかし、その打者が二塁に進もうとしてアウトになったことで、フォースの状態は消えてしまいます。そのあとで二塁でアピールアウトになったのは、フォースアウトではないわけです」と解説されています。

長年そのように教わり、理解してきましたが、ここでは“後位の走者が先にアウトになれば、フォースの状態でなくなり”だけに焦点が当たった結果、「フォースアウトではない」との結論が導き出されているように推定されます。果たして、「例題のように後位の走者がフォースアウトではなくタッグアウトの場合も、先にアウトになっているからフォースの状態でなくなるのか」、「二塁空過のアピールアウトはフォースアウトなのかどうか」が問題を解くカギとなってきました。

まず、規則委員会は米国に照会しました。その結果、MLB規則委員、米アマチュア野球連盟規則委員長いずれも即座に「そのケースは、得点ゼロだ。なぜなら、フォースの状態で走者が塁を空過しても、フォースの状態は依然残る。したがって、第三アウトのアピールアウトはフォースアウトである」との回答でした。

また、原文はどうなっているのか、わが国の規則書の翻訳の仕方が違うのか、もう一度原文を精査したところ、原文では“However,if a following runner is putout on a forceplay,the force is removedand”とあるのが、わが国では「ただし、フォースプレイにおいて、後位の走者が先にアウトになれば」と訳されており、“on a force play”の訳し方があいまいさを生んでいるのではとの感を強くしました。

こうした調査を踏まえ、規則委員会としては、「フォースの状態で塁を空過しても、フォースの状態は依然残ること」を確認した上で、わが国の規則書を上記のように「後位の走者がフォースプレイで先にアウトになれば」と訳し直すことにした次第です。「フォースプレイで先に」と直接的な表現になり、解釈がより明確になったのではと考えます。

ちなみに、1971年までは今回改訂のような訳文になっており、その後、規則委員会でどのような検討がなされたのか分かりませんが、1972年以降、「ただし、フォースプレイにおいて」と表現が変わっています。したがって、今回、1971年以前の訳文に戻ったということになります。

やれやれ、長年の疑問がこれで解決と思っていたら、空過のケースとは異なりますが、次のような質問が寄せられました。よく勉強しているなと驚きました。

例題1:走者一塁、ヒットエンドラン。打者が一塁頭上にフライを打ち上げた。しかし、一塁手はこれを落球、たまたま一塁ベースを回って目の前に走ってきた打者走者に触球し、アウト。このとき、一塁走者はフライが捕られると思い、二塁ベース近くまで来ていたのを慌てて一塁へ戻りかけたが、一塁手が落とすため、再び二塁ベースに向かおうとして一・二塁間にいた。一塁走者の二

塁でのプレイはフォースプレイか。

例題2:同じようなケースで、打者が今度は外野飛球を打ち上げた。捕球されそうなので、一塁走者は一塁ベースの方へ戻っていた。しかし、外野手はその飛球を落としてしまった。このとき、打者走者は一塁を回って打球を見ていた一塁走者を追い越してしまい、追い越しアウトとなってしまった。一塁走者の二塁でのプレイは？

例題3:走者一・二塁。打者は外野へヒット。二塁走者が二・三塁間で転倒した。一塁走者は二塁を回って二塁走者のすぐ後ろまで来ていた。外野から返球を受けた遊撃手のすぐ前に一塁走者が来ていたので遊撃手は一塁走者にタックし、一塁走者はアウトになった。では、二塁走者の三塁でのプレイはフォースプレイかどうか。

いずれも、後位の走者がフォースプレイでアウトになったわけではないので前位の走者のフォースの状態は消えず、残っているのかという質問です。野球の常識からいって、どうみても一塁走者の二塁でのプレイはフォースプレイではない。それはその通りですが、では、その根拠はどの条文か、7.08(e)の条文との関連をどうしたらよいのか、フォースプレイでないとする条文の解釈と矛盾するようにも思えます。

これに対しては、規則委員会では、次の解釈を統一見解とすることにしました。

「後位の走者がアウト(アウトの性質を問わず)になった時点でフォースの状態で追い出された前位の走者が進むべき次の塁に到達していなければ、前位の走者には進塁の義務がなくなるから前位の走者のフォースの状態は消え、その走者は触球されなければアウトにならない」(このことは7-08(e)の最初の2行の反対解釈からも可能と考えます)。もっとシンプルに言えば、打者走者がアウトになった時点ですべての走者のフォースの状態は消えるわけです。

なお、「ただし書き」は、そもそもリバース・フォースダブルプレイを想定したものとされます。これでひとまず解決ですが、このように、規則というのはすべてのプレイを包含、もしくは表現することは不可能で、あちこちに規則の盲点が潜んでいるため、条文の字句の背景まで理解しようと努めることが大事です。

■8.02(c)[注二]を追加

[注二]アマチュア野球では、本項ペナルティの後段を適用せず、このような遅延行為がくり返されたときは、ボールを宣告する。

これは従来、アマチュア内規の⑪で、打者がバッターボックスにいるときに、投手が捕手以外の野手に送球して、故意に試合を遅延させた場合の罰則を取り決めていましたが、それを8.02(c)の[注二]として追加したものです。

■規則適用上の解釈の確認

次に、日本アマチュア野球規則委員会で確認した規則適用上の解釈について、3点説明します。

(1)規則8.05(c)[原注][注]の(場所の如何を問わない)の解釈について

[注]では、投手が三塁へ腕を振って送球する動作(偽投)をした勢いで軸足が投手板からはずれた(場所の如何を問わない)場合には、そのまま振り向いて一塁へ送球することは許される、と規定されています。

従来、アマチュア野球では、この(場所の如何を問わない)を、(場所の如何を問わない。ただし投手板の上を除く)というふうに解釈してきました。つまり、[注]に言う動作で一旦投手板からはずれた軸足が、再び投手板の上に落ちれば、“また投手の資格に戻る”、したがって、一塁へけん制するには投手板をはずさないといけな(例外は走者が二塁へ走ったとき)、一塁へのけん制を途中で止めることもできません。

しかし、“また投手の資格に戻る”という考え方は実務上不自然であることから、思い切ってこれまでの解釈を改め、一旦軸足が投手板からはずれてしまえば、その後、軸足がどこへ落ちようと(投手板の上でも構わない)、投手の資格を失って野手の資格になるとしました。したがって、野手ですから塁へ送球してもしなくても問題ありません。この点はプロと同じ解釈になりました。

ああ、そうですかで終わりそうですが、投手の資格、野手の資格で大きな違いが出てくることにお気づきでしょうか。つまり、投手の資格なら、投手の投手板上から走者をアウトにしようとした送球がボールデッドの個所に入った場合、一個の塁が与えられるわけですが(7.05(h))、野手になると、二個の塁が与えられる(同(g))こととなりますので要注意です。

(2)規則8.05(c)関連 走者二・三塁での連続偽投の解釈について

例えば、走者二・三塁で、投手がまず三塁へ偽投してブラフをかけ、引き続き投手板を踏んだまま二塁へ偽投または送球をした。このプレイは許されるのか、あるいはボークとなるのか。

二塁、三塁へは偽投が許されているので、上記のケースは構わないのではないかという考え方もありますが、同上委員会では、「ある塁にプレイ(偽投)をして、引き続き他の塁にプレイ(偽投または送球)をする場合には、投手板をはずさないといけな(はずさなかった場合には、(走者を騙す意図があるので)ボークとする)」を統一解釈とすることにしました。

(3)規則7.10(b)[付記](2)関連 本塁の踏み直しの解釈について

例えば、走者三塁で外野へ飛球が打たれた。三塁走者はタックアップして本塁へ。外野からの返球は悪送球となってダッグアウトに入ってしまった。このとき、三塁コーチャーが、本塁を踏んだ三塁走者に、リタッチが早かったので三塁を踏み直せと指示した。果たして、本塁を踏んだ三塁走者は、三塁、本塁と踏み直しができるのだろうか。

[付記](2)では、ボールデッドのもとでは、空過した塁の次の塁に達すれば、その空過した塁を踏み直すことは許されない。そして、[注四]では、本項[付記]は、飛球が捕らえられたときのリタッチが早かった走者にも適用される、と規定されています。

本塁には「次の塁」がないから、一切踏み直しはできないのかどうか。例えば、走者二塁で外野飛球が打たれ、二塁走者はタックアップして三塁へ。三塁セーフ。その後、外野から三塁への返球が悪送球となってダッグアウトへ入ってしまった。この場合の二塁走者の「次の塁」は(ボールデッドになったときには三塁に達していたので)本塁となります。

同様の解釈で、問題のケース、三塁走者が外野からの悪送球がダッグアウトに入ったときに、三本間(まだ本塁を踏んでいない)にいた場合には、この走者の「次の塁」である本塁をボールデッド中に踏んでしまえば、三塁、本塁を踏み直すことはできないが、本塁を踏んでしまった後にボールデッドになった場合は、「次の塁」はないのでその走者がダッグアウトに入ってしまう限り、三塁、本塁の踏み直しはできるとの解釈を日本アマチュア規則委員会は採ることにしました。

■アマチュア内規の改訂について

現在、アマチュア野球では19項目から成るアマチュア内規(1999年発行)を定めていますが、今年度、不要と思われるものを削除し、修正、追加などの見直しを行い、13項目の新アマチュア内規(2008)を発行しましたのでお知らせします。

その中、主な改訂は次の通りです。

新 内規②(旧③) 審判員がインプレイのとき使用球を受け取るを修正

「また、ベースコーチが同様のケースで使用球を受け取った場合も、受け取ると同時にボールデッドとするが、走者はボールデッドになったときに占有していた塁にとどめる」を追加しました。

新 内規⑬オブストラクションの厳格適用

捕手または野手が、あらかじめ塁線上およびその延長線の塁上に位置して(足または脚を置いて)送球を待つことを禁ずる。違反した場合は、オブストラクションとなる。(規則7.06a)

オブストラクションの規定は、規則7.06に明記されていますが、捕手がボールを持たないでベースライン上に立っていたり、ホームベースを巧妙にふさぐプレイは、依然として目につきます。それは、走者と捕手がぶつかって大事故につながる危険性を多分にはらんでいることから、プレイヤーの身体の安全を考え、あえてオブストラクションの厳格適用をアマチュア内規に追加しました。

プレイヤーたちの将来を一つの危険なプレイから台無しにしてしまわないように、審判員だけでなく、指導者の方々が日ごろからこうしたアンフェアかつ危険なプレイを行わないよう厳しく指導していただくようお願いします(「高校野球審判の手引き」も参考に)

公認野球規則 アマチュア内規 2008

<目次>

- ①ストライクゾーン
- ②審判員がインプレイのとき使用球を受け取る
- ③アウトの時機
- ④最終回裏の決勝点
- ⑤二死、四球暴投、決勝点で打者一塁へ進まず
- ⑥正式試合となる回数
- ⑦次回の第一打者
- ⑧オブストラクションの厳格適用
- ⑨打者の背後にウェストボールを投げる
- ⑩アピールの場所と時期
- ⑪windアップポジションの投手
- ⑫投球する手を口または唇につける
- ⑬投手の遅延行為

この内規集は、公認野球規則適用上のアマチュア野球規則委員会の統一解釈を収録したもので、公認野球規則と同等の効力を持つものである。

なお、この内規は、二〇〇八年のルールに基づいたものであり、今後ルール改正があれば、適用上の解釈にも変更が加えられるかもしれないことをお断わりしておく。

① ストライクゾーン

アマチュア野球では、ストライクゾーンの下限に関してだけ、ボールの全部がひざ頭の下部のラインより上方を通過したものとする。(規則2・73)

① 審判員がインプレイのとき使用球を受け取る

スリーアウトと勘ちがいした守備側が、使用球を審判員に手渡したのを審判員が受け取った場合は、規則3・15を準用する。審判員が使用球を受け取ると同時にボールデッドとし、受け取らなかったらどのような状態になったかを判断して、ボールデッド後の処置をとる。また、ベースコーチが同様のケースで試合球を受け取った場合も、受け取ると同時にボールデッドとするが、走者はボールデッドになったときに占有していた塁にとどめる。(規則3・15)

② アウトの時機

アウトが成立する時機は、審判員が宣告したときではなくて、アウトの事実が生じたときである。第三アウトがフォースアウト以外のアウトで、そのアウトにいたるプレイ中に走者が本塁に達するときなどのように、状況によっては速やかにアウトを宣告しなければならない。(規則4・09a[注1])

③ 最終回裏の決勝点

正式試合の最終回の裏かまたは延長回の裏に、規則7・07規定のプレイで三塁走者に本塁が与えられて決勝点になる場合には、打者は一塁に進む義務はない。(規則4・09b、7・07)

④ 二死、四球暴投、決勝点で打者一塁へ進まず

最終回裏、走者二塁、打者の四球(フォアボール)目が暴投または補逸となって決勝点が記録される時、四球の打者が一塁へ進まなかった場合は、規則4・09(b)のように球審が自ら打者のアウトを宣告して、得点を無効にすることはできない。

打者が一塁に進まないまま、守備側が何等の行為もしないで、両チームが本塁に整列すれば、四球の打者は一塁へ進んだものと記録される。

打者をアウトにするためには、両チームが本塁に整列する前に守備側がアピールすることが必要である(規則7・10(d)注2)。しかし、守備側がアピールしても、打者は一塁への安全進塁権を与えられているので、打者が気付いて一塁に到達すれば、アピールは認められない。

守備側のアピールを認めて打者をアウトにする場合は、

(イ) 打者が一塁に進もうとしないとき

(ロ) 打者が一塁に進もうとしたが途中から引き返したときである。

(規則4・09b、7・10d注2)

⑤ 正式試合となる回数

審判員が試合の途中で打ち切りを命じたときに正式試合となる回数については、規則4・10(c)に規定されているが、各種大会などでは、この規定の適用に関して独自の特別規則を設けることができる。

大会によっては、一定以上の得点差、たとえば、五回10点差、七回以降7点差など、得点差によってコールドゲームとし、正式試合とする特別規則もある。(規則4・10c)

⑥ 次回の第一打者

たとえば二死、打者のボールカウント2-1後の投球のときに、三塁走者が本盗を企てたが得点とならないで攻守交代になったような場合、次回の第一打者を明らかにするため、球審は、打者が三振でアウトになったのか、走者が触球されてアウトになったのかを明示しなければならない。(規則6・01b、6・05n)

⑦ オブストラクションの厳格適用

捕手または野手が、あらかじめ塁線上およびその延長線上の塁上に位置して(足または脚を置いて)送球を待つことを禁ずる。違反した場合は、オブストラクションとなる。(規則7・06a)

⑧ 打者の背後にウェストボールを投げる

投手がスクイズプレイを防ぐ目的で、意識的に打者の背後へ投球したり、捕手が意識的に打者の背後に飛び出したところへ投球したりするような非スポーツマン的な行為に対しても規則7・07を適用し、走者には本塁を与え、打者は打撃妨害で一塁へ進ませる。(規則7・07)

⑩ アピールの場所と時期

守備側チームは、アピールの原因となった塁(空過またはリタッチの失敗)に触球するだけでなく、アピールの原因でない塁に進んでいる走者の身体に触球して、走者の違反を指摘して、審判員の承認を求める(アピール)ことができる。この場合、アピールを受けた審判員は、そのアピールの原因となった塁の審判員に裁定を一任しなければならない。

アピールは、ホールインプレイのときに行なわれなければならないので、ボールデッドのときにアピールがあった場合は、当該審判員は「タイム中だ」ということとする。(規則7・10)

⑪ ワインドアップポジションの投手

ワインドアップポジションをとった右投手が三塁(左投手が一塁)に踏み出して送球することは、投球に関連した足の動きをして送球したとみなされるから、ボークとなる。

投手が投球に関連する動作をして両手を合わせた後、再び両手をふりかぶることは、投球を中断または変更したものとみなされる。投球に関連する動作を起こしたときは、投球を完了しなければならない。(規則8・01a)

⑫ 投球する手を口または唇につける

規則8・02(a)(1)のペナルティに代えて、審判員はその都度警告してボールを交換させる。(規則8・02a)

⑬ 投手の遅延行為

走者がいるとき、投手が投手板から軸足をはずして、走者のいない塁に送球した場合、または、投手板上からでも軸足を投手板からはずしても、塁に入ろうとしない野手に送球した場合には、投手の遅延行為とみなす。(規則8・02c、8・05d、8・05h)

二〇〇八年二月
日本アマチュア野球規則委員会

2009年度改正規則解説

－改正理由と適用上の解釈について－

日本野球規則委員会委員 麻生紘二

■規則の改正 は 13 カ所

日本野球規則委員会は、去る 1 月 29 日、今年度の改正規則を発表しました。まず、お断りしなければいけないのが、2009 年度の原文 (Official Baseball Rules) の改正が間に合わず、1 年遅れにせざるを得ず、今年の改正 は、原文では昨年すでに 改正済みになっていたものを、わが国の規則書に反映させたのが主となったということです。

今年は次の通り、記録に関する規則も含めて 13 カ所の改正となりました。この中には、7.07 [注三] の改正、8.05 ペナルティ [注一] の改正ならびにストライクゾーンに関する

アマ内規の廃止など大きな改正が含まれています。

- (1) 1.01 の修正
- (2) 2.46 に [注] の追加
- (3) 4.05 [原注] の改正
- (4) 6.05 (h) [原注] の改正
- (5) 7.03 (b) の追加
- (6) 7.05 [bcde 注] の追加
- (7) 7.07 [注三] の改正
- (8) 7.09 (e) の改正
- (9) 8.05 ペナルティ [注一] の末尾、なお以下を削除
- (10) 10.01 (a) [注] の追加
- (11) 10.20 [注] の削除
- (12) [10.22 注] の追加
- (13) 巻頭 6 ページ、ストライクゾーンのイラストの変更

では、以下、プレイに関する規則を中心に、改正理由について解説をしていきます。

■1.01 の修正

野球は、囲いのある競技場で監督が指揮する 9 人のプレーヤーから成る二つのチームの間で、一人ないし数人の審判員の権限のもとに本規則に従って行われる競技である。

これまで、規則書の最初の条文である 1.01 は、「野球は、……一人ないし数人の審判員のもとに、……」とさらっと表現されていましたが、わが国では審判員がなぜか格下に見られる風土があり、それが審判員に対する暴言、暴力の形で表れてきます。このような審判員に対するリスペクト（敬意）がないのは世界的にも大変恥ずべきことから、試合が始まったら全権が審判員に委ね

られているんだよということを強調するために、原文にある *jurisdiction* を訳して「一人ないし数人の**審判員の権限のもとに**」としたものです。

野球はいうまでもなく、審判員なくしてはゲームは成り立ちません。プレイをする人が選手であり、それを裁いてもらうのが審判員です。審判員はもっと権威を持つと同時に、審判員にはもっと敬意を払うような小さなころからの教育が必要と考えます。ずっと読み飛ばされてしまいそうですが、「権限」の2文字を追加したのは、こうした気持ちが込められています。

規則書の 9.01 には審判員の資格と権限が具体的に、そして 9.02 には審判員の裁定には異議を唱えることは許されないと記載されています。そこには相互に敬意を払うということが大前提にあります。「野球道」といわれる日本の野球にも本来「礼」の精神があったはずなのですが。

■ 4. 05 [原注] の改正

ここ数年、ほとんどのコーチが片足をボックスの外に出したり、ラインをまたいで立ったり、コーチボックスのラインの外側に僅かに出ていることは、ありふれたことになっているが、コーチは、打球が自分を通過するまでコーチボックスを出て本塁寄りおよびフェア地域寄りに立ってはいけません。ただし、(以下略)

2年前、米・マイナーリーグで三塁ベースコーチが打球に当たって死亡するという痛ましい事件が起きました。これを契機に大リーグも安全対策に乗り出し、ベースコーチのヘルメット着用義務を課し、同時にコーチャーの立つ位置についても制約を設けました。それが今回の改正の発端です。

アマチュア野球では、試合中コーチャーがボックスを出ていることはほとんどありませんが、安全を第一に、アマチュア野球全体が、今年度から、コーチャーの立つ位置についても注意を払っていくと同時に、コーチャーのヘルメット着用を義務付けることにしました。

■ 6. 05(h) [原注] の改正

打撃用ヘルメットに、偶然、打球がフェア地域で当たるか、または送球が (以下略)

規則の改正というわけではなく、これまでの解釈を規則上明文化したものです。特に説明は要しないと思います。

■ 7. 03(b) の追加

(b) 打者が走者となったために進塁の義務が生じ、二人の走者が後位の走者が進むべき塁に触れている場合には、その塁を占有する権利は後位の走者に与えられているので、前位の走者は触球されるか、野手がボールを保持してその走者が進むべき塁に触れればアウトになる。

(7.08e 参照)

まず、次の二つのプレイを比較してみてください。

(a) 走者二、三塁。打者がショートゴロ。三塁走者は本塁に行こうとしたが途中であきらめ、三本間でランダウンプレイになった。この間に二塁走者は三塁まで進んだ。三塁走者はランダウ

ンでアウトにならず、うまく三塁ベースに戻ることができた。そのため、三塁ベース上に二人の走者が立ってしまった。

(b) 走者一塁で、打者が一塁手の後方に小フライを上げた。一塁走者は捕られるものと思い、一塁ベースについていた。ところが二塁手は落球し、すぐボールを拾って一塁に送球した。一塁ベースには一塁走者と打者走者の二人がついていた。

いずれも実際の試合で起こり得るプレイで、審判講習会でもよく練習するケースです。上記 (a) の場合は、これまでの 7.03 (改正後は (a) 項) の規定にある通り、その塁の占有権は前位の走者にあることから、たとえ後位 (この場合は二塁走者) の走者が三塁ベースを踏んでいても、野手にタッグされればアウトになります。

補足しておきますが、野手は通常二人の走者にタッグします。するとルールをよく知らない三塁走者が自分がアウトと勘違いしてベースを離れてしまい、そこで再びタッグされると三塁走者もアウト、つまり二人ともアウトになってしまいますので注意してください。よくあるケースです。審判員も二人の走者にタッグがなされた場合、アウトになる走者を指差して「あなたがアウト!」とはっきりと宣告する必要があります。これがあいまいだと前記のようなプレイが発生し、トラブルのもとにもなりかねません。

さて、次に (b) の場合ですが、このプレイが今回の改正規則に該当します。このプレイも、野手がどう行動するかで走者に対する処置が変わってきます。つまり、一塁手が先にベースを踏んでから一塁走者にタッグしたときは、打者走者が一塁でアウトになるだけで、一塁走者は、先に打者走者がアウトになっているので (フォースアウトの状態は消える)、次塁に進む必要はなくなり、そのまま一塁に残ることができます。

しかし、一塁手が先に一塁走者(ベースを踏んでいると否とを問わず) にタッグしてから、打者走者が一塁に到達する前に一塁ベースを踏めば、二人ともアウトになります。まさに今回の改正で、フォースの状態に進塁を余儀なくされた走者が元の塁に触れたままの場合は、その塁の占有権は後位の走者(この例題の場合は打者走者)にあるということです。

このケースも、これまでの解釈と何ら変わるものではなく、規則書に明記をただけですが、この際にもう一度、前記の例題の違いをよく復習しておいてください。

7. 05(e)[注 1]の改正

[bcde 注]野手により、本項の行為がなされた場合の走者の進塁の起点は、野手が

昨年(2019年)の5月4日の千葉ロッテー埼玉西武戦で、埼玉西武・栗山(巧)選手が打った打球に、千葉ロッテの一塁手・オーティス選手がミットを投げつけるという珍プレイが起きました。規則上は、7.05(c)項にある通り、野手がグラブを故意に投げて、フェアボールに触れさせた場合、打者には三個の塁が与えられるとあります。この試合でも栗山選手は三塁を得たわけですが、さて、こういう場合、進塁の起点はどこだろう、投球当時か、それとも打球に触れた時点かといった疑問が生じ

ました。そこで、プロ・アマ合同の規則委員会では、MLBのマニュアルも参考にして、打球に触れたときとの統一解釈を確認しました。

そして、打球の場合も送球の場合も、同じ解釈(「触れたとき」)をとることとし、従来の[注]を改正し、[bcde 注]としました。これによって、野手がグラブ等を投げつけた場合、次の通り、分かりやすく整理されました。

7.05b,c 打球に触れたときの走者(含む打者走者)の位置を基準に3個の塁

7.05d,e 送球に触れたときの走者(含む打者走者)の位置を基準に2個の塁

7.05j 投球に触れたときの走者(含む打者走者)の位置を基準に1個の塁

■7. 07[注三 1の改正

本条は、投手の投球が正規、不正規にかかわらず適用される

従来の[注三]は、「本条は投手の正規の投球に基づいたときだけに適用される。しかし、投手の投球が正規の投球でなかったときは、投手にボークが課せられるだけで、打者には一塁が与えられない」となっていました。しかしながら、正規の投球のときは打者には打撃妨害で一塁が与えられるが、不正規の投球のときには与えられないという不合理性があること、並びにボークの球でも以前のように即デッドボールではなく、打者は打てるわけだし、またボーク後にさらに捕手が打者のバットに触れる打撃妨害があれば、理論上は打者も走者も進塁できる状況に置かれることから、他の条文との整合性も考慮して、今回、不正規の投球も含めることに改正しました。

これによって、走者のみならず打者も打撃妨害で一塁が与えられることになり、7.07に関する適用が一本化されました。

もう少し補足しますと、2003年までは、ボークと打撃妨害が同時に起こるものではなく、ここでいうボークは三塁走者に本塁を与えるための便宜上のボークであるとの解釈がとられていましたが、2004年にすべての走者は、盗塁行為の有無に関係なく、ボークによって一個の塁が与えられると改正されています。つまり、「便宜上のボーク」という概念は消え、「普通の」ボークの取り扱いがされるように変わりました。また、不正規の投球のときはボークだけ適用されるというのは、ボーク即ボールデッドという以前の考え方が踏襲されて、そのために従来の[注三]がずっと残されてきましたが、この特例的な考え方は他の条文との整合性からいっても改めるべきとの考えから、今回の改正に至りました。

■7. 09(e)の改正

アウトになったばかりの打者または走者、あるいは得点したばかりの走者が、味方の走者に対する野手の次の行動を阻止するか、(以下略)

この改正も実戦において、これまでと何ら変わるものではなく、規則上明記がされたというだけです。

例を挙げましょう。走者二、三塁で、打者がレフト前にヒット。二塁走者も三塁を回って本塁に突っ込んできた。ところが、先に生還していた三塁走者が、走者にスライディングの指示などを与えるため本塁付近にいて、守備側の二塁走者に対する守備の邪魔をしたような場合が、これに当たります。

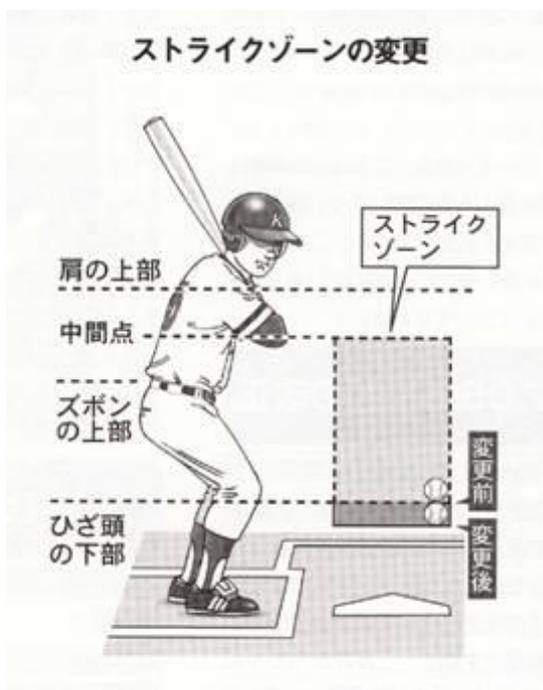
■8.05ペナルティ[注一 末尾の次の文章を削除

なお、“その他”には捕手またはその他の野手の打撃妨害を含まない。

今回の改正の中で最も大きな改正といえます。なぜかという、実はこの文章は1999年に一度削除され、翌年にまた復活したという歴史があります。その理由は、削除して「その他」に打撃妨害を含むとしたものの、なぜ先人たちは1957年以降40年にわたって「打撃妨害を含まない」としたのか、また6.08c、7.04d、7.07との整合性が保たれるのかといった疑問が生じたためでした。

しかし、現在は“その他”の解釈は、原則何でもよいに変わってきていること、また前述の通り7.07の本文の解釈も変わり、そして今回7.07[注三]も改正になったこと、および前回問題となった他の条文との整合性についても逆に削除した方が整合性が図れるとの判断ができたことから、長年の研究課題であった「その他に打撃妨害を含むか否か」という問題に決着をつけた次第です。これまで7.07[注三]の存在が最大のネックだったわけですが、それを不正規の投球を含むと変えたことで、いわば障害がなくなり、この“なお、以下”の文章の削除が比較的すんなりとできたと思っています。

■2.74ストライクゾーンの変更



1997年にストライクゾーンの低目が「ひざ頭の上」から「ひざ頭の下」に改正になった際、アマチュアは規則の改正に伴う混乱を避けるため、アマ内規を設け、「アマチュア野球では、ストライクゾーンの下限に関してだけ、ボールの全部がひざ頭の下部のラインより上方を通過したものとす。」としてきました。

そのアマ内規ストライクゾーンの変更を、今回思い切って廃止することにしました。その理由は次の通りです。

(1)すでに内規制定以来、10年以上経過していること。(2)野球の一番の根幹であるストライクゾーンについて、プロとアマ、アマと海外とが異なるといったダブル・スタンダードの状態は不自然であること。(3)技術的な面でも、例えば審判用具がチェストになって非常に低目が見やすくなり、以前に比し、著しく低目の判定が向上していること。(4)ストライクゾーンの改正は過去にも何回かあるが、その都

度、審判員は的確に対応してきており、十分混乱は回避できる能力があると思うこと。(5)確かに理論上はボール1個分低目に下がるが、しかし、実態はルール通りに近い形で低目は定着してきており、現状通りで対応が可能なこと。(6)さらには、ストライクゾーンが広がったという意識で投

手は攻めの投球が、打者は積極的な打撃に変わると期待できることなどから、現行アマ内規①のストライクゾーンの低目に関するアマだけの制限を廃止することにしました。

日本アマチュア野球規則委員会としては、今回のアマ内規廃止を機に、ストライクゾーンの運用について審判員には勇気を持ってルール通りにストライクを取っていくようにと指導し、そしてアマチュアの野球がテンポの良い、攻撃的な野球に発展していくことを願っています。

ベースボールは本来、打って、走るといったスポーツであるという原点に戻ることによって、多くのファンに感動を与えることができ、さらに支持が得られると確信しています。

■ヘルメットの着用義務

アマチュア野球では、前述した米・マイナーリーグでの三塁ベースコーチが打球に当たって死亡したという事件を教訓にして、選手たちの安全対策から、(1)ベースコーチのヘルメット着用義務、および(2)打者、走者ともに両耳フラップヘルメットの着用義務を今年度から課すことにしました。遵守方よろしくをお願いします。

■「ミットを動かすな」キャンペーンの実施

最後に、日本の野球は残念ながらマナーの面で国際的に非常に遅れていると言わざるを得ず、今年度からアマ全体で次のキャンペーンに取り組むことにしました。

昨今、投球を受けた捕手がボールをストライクに見せようとの意図でキャッチャーミットを動かしたり、あるいは球審の“ボール!”の判定に抗議するかのようになり、しばらくミットをその場に留め置くといった行為が目立ちます。

これらは、いずれも審判員をあざむこうとしたり、審判員を侮蔑したりするアンフェアな行為で、国際的にも大変ひんしゅくを買う、恥ずべきことです。世界の野球のリーダー国たる日本が、いつまでもこんなマナーの低い野球をやっているはいけないと思います。

よって、アマチュア野球では、マナーアップ、フェアプレイの両面から、以下のような行為を止めさせる運動に着手します。

- (1)捕手が投球を受けたときに意図的にボールをストライクに見せようとミットを動かす行為
- (2)捕手が自分でストライク・ボールを判断するかのようになり、球審がコールする前にすぐミットを動かして返球態勢に入る行為(判定は球審の仕事です。球審が正しく判定できるように少しの間捕球した位置にミットを留め置くことが望ましい)
- (3)球審のボールの宣告にあたかも抗議するかのようになり、しばらくミットをその場に置いておく行為

以上で、2009年度の規則改正の解説を終わりますが、今年は2016年にオリンピックの種目として野球が復活できるかどうかの大変重要な年に当たります。ぜひマナーの良い、テンポの良い、攻撃的な野球を展開し、多くの人に感動を与え、多くの人に見ていて面白いと言われるような野球に変貌していくことを期待しています。

2010年度改正規則解説
—改正理由と適用上の解釈について—
日本野球規則委員会委員 麻生紘二

日本野球規則委員会は、去る1月28日、今年度の規則改正を発表しました。ただ、今年度も原文のOfficial Baseball Rulesの改正が遅れたため、昨年度すでに改正済みになっていたものを、わが国の規則書に反映させたに留まりました。

今年度は以下の通り、12カ所の改正となりましたが、目新しい規則としては、両投げ投手の規定が追加されたことです。

- (1) 2.44 (d) の改正
- (2) 3.10 (c) および同 [原注] の削除
- (3) 4.01 (d) の改正
- (4) 4.01 (d) [原注] の追加
- (5) 4.12 (d) 削除
- (6) 6.02 (d) (1) [原注] の改正
- (7) 6.05 (i) の改正
- (8) 7.09 (b) の改正
- (9) 7.00補則(A)(e)(5)の改正
- (10) 8.01 (f) の追加
- (11) 8.01 (a) (2)～(6) ペナルティ (a) の改正
- (12) 8.02 (b) の改正

以下、改正理由について解説をしていきますが、上記の(2)～(5)は、プレイの中断に関する条文の再整理に伴う改正ですので説明を省略します。

■2.44(d)の改正

観衆の妨害 —観衆がスタンドから乗り出したり、または競技場内に入って、(1)インプレのボールに触れた場合、(2)インプレのボールを準備しようとしている野手に触れたり、じゃまをした場合に起こる。

これまで、観衆の妨害は、観衆がインプレのボールに触れた場合と定義されていましたが、その説明不足を補って、今回の改正で準備しようとしている野手を妨害した場合も含むと明記されました（関連:規則3.16）。

■6.02 (d) (1) [原注] の改正

冒頭に次の文章が追加されました。

球審は、打者の違反がちょっとした不注意であると判断すれば、その打者のその試合での最初の違反に対しては、自動的にストライクを宣告せずに、警告を与えることもできる。

602 (d) は、マイナーリーグにだけ適用されている規則ですが、このように打者が打席を外すことについては大変厳しく対処しています。わが国においても打者が頻繁に打席を外すのが目立ち、それが試合時間の遅延につながっていることはいうまでもありません。わが国のアマチュア野球においても、この6.02 (d)の規定を念頭に置きながら、無駄な時間の排除に向けて、打者に対する指導を継続していきたいと考えています。

■6.05 (i) の改正

打者が、打つか、バントをした後、一塁に走るに当たって、まだファウルと決まらないままファウル地域を動いている打球の進路を、どんな方法であろうとも故意に狂わせた場合。

■7.09 (b) および7.00補則(A)(e)(5)の改正

打者または走者が、まだファウルと決まらないままファウル地域を動いている打球の進路を、ど

んな方法であろうとも、故意に狂わせた場合。

上記は、いずれも昨年までの「ファウルボールの進路を」という表現を、正確かつ丁寧に言い換えたものですが、お気付きのように、この表現は1999年まで使われていました。したがって、また元の表現に戻ったということができます。

2000年に改正した際は、原文通りに割り切って「ファウルボールの進路を」(the course of a foul ball)と訳しましたが、厳密には規則2.32に基づき、最終的に「ファウルボール」と認定されるまでは、ファウル地域を動いている打球はまだファウルかフェアかは確定していないわけで、表現の仕方としては正確性を欠いていたといえます。ただ、そのことは日本野球規則委員会では承知の上で、あえて簡潔に「ファウルボールの進路を」とした経緯がありました。

なお、念のため、「ファウル地域を動いている打球」とは、ゴロの打球だけに限定されず、インフライトの打球を含めた、ファウル地域に打たれたすべての打球が対象となることは言うまでもありません。

また、6.05 (i)は、打者走者の妨害で、ただちにボールデッドとなって打者走者にアウトが宣告されますが、7.09 (b)は、打者に加えて、走者、つまり「三・本間を走っている走者」が妨害した場合の規定です。この場合の処置について整理しておきますので参考にしてください。

- ①打者のボールカウントはストライクにカウントする(2ストライク以前)。
- ②確実に併殺プレイが完成すると審判員が判断した打球(インフライト)を妨害した場合は、打者と走者の2人にアウトを宣告する(二死以前)。
- ③打者のボールカウントが2ストライク以後にスクイズプレイやバントが行われ、その打球を妨害した場合は、スリーバント失敗で打者アウト、そして走者には妨害で、アウトが宣告される(二死以前)。
- ④二死以後に妨害が発生した場合は、ボールカウントに関係なく、打者にアウトを宣告する。

■8.01 (f) の追加

投手は、球審、打者および走者に、投手板に触れる際、どちらかの手にグラブをはめることで、投球する手を明らかにしなければならない。

投手は、打者がアウトになるか、走者になるか、攻守交代になるか、打者に代打が出るか、あるいは投手が負傷するまでは、投球する手を変えることはできない。投手が負傷したために、同一打者の打撃中に投球する手を変えれば、その投手は以降再び投球する手を変えることはできない。投手が投球する手を変えたときには、準備投球は認められない。

投球する手の変更は、球審にはっきりと示さなければならない。

この新しい規則は、両投げ投手に対する規定です。要約すれば、

- 1) 投手は、投手板に触れるときに、どちらの手で投げるかを明確にする。それはグラブをはめた手で判断する。
- 2) 同一打者の打撃中に、原則投げ手を変えることはできない。
- 3) 投げ手を変更した際の準備投球は認めない。

ことが規則として明記されました。

わが国でも、1987年に南海ホークスに近田豊年投手が入団し、両投げ投手として話題を呼びました。このときのパ・リーグの規則委員会では、投手は、「投手板につく前にどちらで投げるかを打者に知らせる」と取り決めたということです。その後、両投げ投手がわが国で登場したというニュースは耳にしておりません。

ところが、2008年に米国・マイナーリーグでパット・ベンディットという両投げ投手が現れ、しかもその投手はこの年ヤンキースが20巡目に指名した選手ということで、大いに注目を集めたそうです。

話題性に拍車をかけたのが、そのデビュー戦で、9回に登板し、二死を取った後に迎えたのが、面白いことにスイッチヒッターだったということです。“両投げ投手対両打ち打者の戦い”となりました。

このとき、打者が左打席に入るのを見て、投手は特注グラブ(指が6本、網が2つ)を右手には

めると、それを見た打者が右打席に移動、すると投手は、今度はグラブを左手にはめる、また打者は……と、これが延々5分間も繰り返されたそうです。

最後は見かねた球審が両監督と協議の末、「打者が最初に左右を決める」と裁定し、結局右対右で、三振でゲームセットとなりました。

その後、「投手が先に投げ手を決める」ことが大リーグで決められ、この事件が引き金となって、2009年にOfficial Baseball Rulesに追加され、今年のが国の規則書にもお目見えとなったという次第です。

その後、この期待されたベンディット投手は、まだメジャーには昇格していないものの、マイナーリーグで抑えとして活躍しているそうです。

■8.01 (a) (2)～(6) ペナルティ (a) の改正

投手はただちに試合から除かれ、自動的に出場停止となる。マイナーリーグでは、自動的に10試合の出場停止となる。

■8.02(b)の改正

本項に違反した投手はただちに試合から除かれる。さらに、その投手は自動的に出場停止となる。マイナーリーグでは、自動的に10試合の出場停止となる。

投手がボールを傷つけたり、ボールに異物を付けたりすることは、投手の禁止事項ですが、それに違反した場合、マイナーリーグでは10試合の出場停止という厳罰を科すと改められました。マイナーリーグは、メジャーの教育機関の性格を有しており、技術的な問題に加えて、このマイナーでスピー ドアップとかフェアプレイとかマナーとかが教え込まれるようになっています。この点、わが国のプロ 野球の二軍とはいささか性格を異にしています。

ちなみに、アマチュア野球では、本項ペナルティを適用せず、1度警告を発した後（もちろんボールは交換する）、なおもこのような行為が継続されたときには、その投手を試合から除くとしています。

<規則適用上の解釈とアマ球界の取り組み事項>

改正規則の解説は以上ですが、次に規則適用上の解釈ならびにアマチュア野球界の取り組み事項について述べます。

■7.09(e)について

昨年、7.09 (e) に「得点したばかりの走者」の妨害が追加になったことはご承知の通りです。まずは次の例題2つを見てください。

【例題 1】

一死走者三塁。打者が投手左前に当たり損ねのゴロを打った。投手はそれを捕って本塁に突っ込んできた三塁走者をアウトにしようと本塁に送球した。しかし、走者はうまくスライディングして本塁はセーフ。その後、捕手は一塁へ転送しようとしたが、その走者に足を払われ、投げるができなかった。この場合の審判員の処置は？

【例題 2】

二死走者三塁。上記と同じように、投手は本塁に送球した。セーフ。その後、その走者が捕手の足を払ったため、捕手は一塁に投げるができなかった。この場合の審判員の処置は？

この2つの例題の違いはお分かりかと思います。【例題1】は、まさに7.09 (e) の「得点したばかりの走者」の妨害に当たり、守備の対象になった打者走者がアウトを宣告され、得点1、二死走者なしで試合再開となります。

では、【例題2】の場合はどうでしょう。二死の場合は少し状況が変わってきます。「本塁を踏んだ三塁走者」は、まだ「得点したばかりの走者」とはいえず、正確には「本塁を踏んだ走者」ま

たは「仮に得点したばかりの走者」となります。この場合、厳密に言えば「得点したばかりの走者の妨害」ではなく、「味方のプレーヤーの妨害」によって、アウトが打者走者に宣告されま
す。したがって、二死で、打者走者が一塁に達するまでにアウトになれば、規則4.09 [付記] およ
び同 (1) によって、得点は記録されないということになります。もちろん「仮に得点した走者」も
広義で「得点したばかりの走者」に含めて規則を適用してもよいのではとの考え方もあります。

いずれにしても、このケースは、「味方のプレーヤーによる妨害」または「(仮に) 得点したば
かりの走者の妨害」によって、打者走者はアウトを宣告され、それが三死に当たるため、三塁走
者が本塁に進んでいても、それは得点として認められないとなって、得点0でチェンジとなります。

この規則がなぜ生まれたのか、調べましたら、以前、次のようなプレイがメジャーで起こったそう
で、そのプレイがきっかけになって規則ができたと推測されます。ただ、最近実際にメ ジャーで
同じようなプレイがあったのかはまだ確認ができておりません。

1995年6月25日、アストロズとレンジャーズとの試合で、走者一、二塁で打者がレフトにヒット、
左翼手からの返球を捕手がこぼし、二塁走者ホームイン。その走者がこぼれたボールを手で動か
してしまった。捕手は、そのボールをつかんで三塁を狙っていた一塁走者を刺そうと三塁に送球、
しかしセーフ。球審は、本塁に達した二塁走者がボールに触れたことを妨害とみなし、三塁でセー
フとなった一塁走者に妨害によるアウトを宣告した。得点をした走者の妨害は、当時ルールブック
には規定されておらず、そのため球審は、『アウトになった走者の妨害』の規定を参考に、9.01
(c) に基づき、自己の裁量で判定を下したということであった。

参考まで。

■ミットを動かすなキャンペーン

次に、昨年度アマチュア野球界では、マナーアップ、フェアプレイの両面から「ミットを動かすな」
キャンペーンを展開しました。このキャンペーンの趣旨は広く理解され、まだ完ぺきとはいきませ
んが、かなり徹底してきたと評価しています。今年度も継続してこの運動に取り組んでまいりま
す。

あらためて、この運動でやめさせようとしている行為を記しておきます。

- (1) 捕手が投球を受けたときに意図的にボールをストライクに見せようとミットを動かす行為
- (2) 捕手が自分でストライク、ボールを判断するかのように、球審がコールする前にすぐミットを動
かして返球態勢に入る行為 (判定するのは球審の仕事です)
- (3) 球審のボールの宣告にあたかも抗議するかのように、しばらくミットをその場に置いておく行為

■キャッチャースボックスからでるな

最近目立つのが、捕手がキャッチャースボックスから足を出して構える姿勢です。果たしてこの
行為は規則上、問題ないのでしょうか。キャッチャースボックスは、もともと1954年までは図1の通
り、三角形でした。それが、故意四球が多過ぎて野球が面白くない、試合時間が長引く、打者の

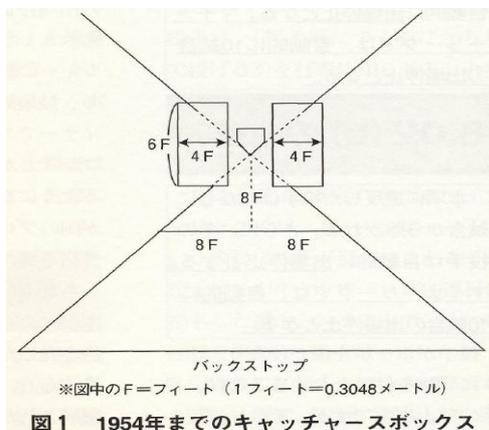


図1 1954年までのキャッチャースボックス

バットが到底届かないところに捕手が構えてベース
ボールが持つ本来の、打って、走るスポーツの醍醐
味が損なわれるといった野球ファンの不満を買って、
1955年に今の矩形に改正になり、捕手は狭いところ
に押し込められる格好となりました。

ちなみに、規則では次のようにうたわれています。
2.17 キャッチャースボックスー 投手が投球するま
で、捕手が位置すべき場所である。

4.03 (a) 捕手は、ホームプレートの直後に位置しな
ければならない。故意の四球が企図された場合は、
ボールが投手の手を離れるまで、捕手はその両足を
キャッチャースボックス内に置いておかねばなら
ないが、その他の場合は、捕球またはプレイのためなら

つでもその位置を離れてもよい。ペナルティ ボークとなる。

8.05(1)故意四球が企図されたときに、投手がキャッチャースボックスの外にいる捕手に投球した場合。

【注】“キャッチャースボックスの外にいる捕手”とは、捕手がキャッチャースボックス内に両足を入れていないことをいう。したがって、故意四球が企図されたときに限って、ボールが投手の手を離れないうちに捕手が片足でもボックスの外に出しておれば、本項が適用される。

以上のように、故意四球が企図されたときに捕手が片足でもボックスの外に出して構えれば、ボークとなると明記されています。では、故意四球以外の場面では構わないのか、例えば、投手に2ストライクからボール球を投げさせようと極端に捕手が外側に寄って、しかも両足をボックスの外に出して構えることは許されるのか、といった疑問が浮かんできます。

私は、そもそもキャッチャースボックスはなぜ作られているのかということ考えたときに、前述の規則を素直に解釈すれば、捕手の位置する場所を制限しているのだから、常にボールが投手の手を離れるまではこのボックスの中で構えないといけないと思っています。また、打者のバットが届かないようなところに構えることを禁止する目的で三角形から現在の矩形に変わったということと併せて考えると、そう言えると思います。打るところにボールを投げなさいというのが、ベースボールの原点です。

規則4.03では、例えば一塁手が片足をファウル地域に出して構えていれば、球審は一塁手に警告した上でフェア地域に戻し、プレイをかけ直すことになっています。試合開始のとき、捕手を除くすべての野手はフェア地域にいないと規則で決められているのと同様に、捕手もキャッチャースボックス内にいなければいけないと考えます。

故意四球の場合は、違反すればボークとする（もちろん走者が塁にいる場合）とはっきりしていますが、走者がいない場合で故意四球以外のときのペナルティについては、規則書では明確にはなっていません。反則投球としてボールを宣告するという意見もありますが、アマチュア野球では、今年度は是正のための指導期間と位置付け、足を出して体の大部分をキャッチャースボックスから外に出して構えている捕手がいれば注意指導をしていくことにしました。

この運動は「正しい野球の推進」のいわば第2弾といってよいと思います。

■ストライク・ボールのカウント方法の変更

突然、プロ野球審判委員会が、今年からカウント方法をストライク・ボールからボール・ストライクに変更することを発表しました。大いに反響を呼びました。

アマチュア野球では、高校野球が1997年の春の選抜大会からボール先行型に踏み切っています。その後、2度ほどアマチュア規則委員会の変更の話が出ましたが、その都度「時期尚早」ということで見送られてきました。実は今年のプロ・アマ合同委員会にもアマ側から提案は投げ掛けていましたが、時間切れで議論に至らなかった経緯がありましたので、プロ側の突然の決定には驚きました。できたらプロ・アマ一斉に変更の形をとりたいのですが、それでもプロが勇断してくれたおかげで、アマチュア野球界もすんなりと変更を受け入れることができます。その上、最近では国際大会が増えたことや、衛星放送でメジャーの試合を見る機会が増えたことで、ボール・ストライクのカウント方法にも耳が慣れ、受け入れの土壌づくりが大いに推進してくれたと思います。

全日本大学野球連盟は2月7日の審判部会で、また日本アマチュア野球規則委員会でも2月12日の総会でカウント方法を変更することを確認しました。ストライク先行はわが国の文化だといわれてきましたが、これでわが国では、今年から社会人も軟式も含めてプロ・アマ全体がボール先行型に変わることになりました。しばらく戸惑いはあると思いますが、早く国際基準に慣れていただくよう願っています。

以上で2010年度の規則改正、規則適用上の解釈ならびに今年度の取り組みについての解説を終わります。引き続きマナーのよい、テンポのよい、そして攻撃的な野球の発展に向けて関係者の皆様にご尽力いただくようお願いいたします。

2011年度 改正規則解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～

麻生紘二<日本野球規則委員会委員>

■改正規則の解説～規則の改正は17か所

日本野球規則委員会は、去る1月28日、今年度の規則改正を発表しました。今年度もすでに改正済みの原文のOfficial Baseball Rules の改正を1年遅れでわが国の規則書に反映することになりました。

今年度は以下の通り、17か所の改正となりました。一見、大改正のように見えますが、そのほとんどが表現の修正、あいまいな表現の明確化、実務の明文化、条文の再整理等です。

- (1) 1.04、3.01 (b) の改正
- (2) 野球競技場区画線 (1) の改正
- (3) 1.06の改正
- (4) 1.10 (a) (b) の改正、同 (c)[原注] の追加
- (5) 1.16の改正
- (6) 244 (c) の改正および [原注]の追加
- (7) 3.10 (a) および同 [例外] の改正
- (8) 4.01 (a) (b) の改正および同(c) の追加
- (9) 509 (b) の改正および [原注]の追加
- (10) 5.10 (f)、6.05 (a) [原注]、7.04 (c) の [注] を削除
- (11) 6.05 (g) の追加
- (12) 6.05 (h) の追加
- (13) 6.06 (d) [注] の追加
- (14) 6.10の改正
- (15) 7.05(j)を削除し、7.04 (e)の追加
- (16) 8.02 (a) (1) の追加
- (17) 9.02の改正

では、上記のうち、主な改正について、あるいは重要と思われる改正について解説をしていきます。

■1.10 (a) (b)の改正

(a) バットは滑らかな円い棒であり、太さはその最も太い部分の直径が2.61インチ (6.6[㌘]) 以下、長さは42インチ(106.7[㌘]) 以下であることが必要である。バットは一本の木材で作られるべきである。

(b) カップバット (先端をえぐったバット) バットの先端をえぐるときには、深さ1インチ (2.5[㌘]) 以内、直径1インチ以上2インチ (5.1[㌘]) 以内で、しかもそのくぼみの断面は椀状にカーブしていなければならない。なお、この際、直角にえぐったり、異物を付着させてはならない。

最近、木製バットの破損が目立ちます。特に、その折れ方がぼっきり、あるいは裂けるといった状態から、木片が飛び散るケースが増え、非常に危険視されるようになりました。その原因として、材質やバットの乾燥の仕方の変化などが考えられ、MLBでも全バットの材質、木目、太さの調査や折れたバットの検証などを行い、その結果従来の2.34インチ (7.0[㌘]) から2.61インチ (6.6

等)以内へと細くなりました。一方では、MLBの内部規則で、木目が見えること、握りの部分は0.86インチ(2.18等)より細くしてはいけないこと、折れやすい材質の禁止(例えばメープルの一部)など細部にわたってバットへの規制がかけられています。

この改正を受けて、わが国はどうかを検討しました。まずはバットメーカーに対してバットの実態がどうなっているかアンケート調査を行いました。それで分かったことは、ほぼすべて、6.6等以下のバットが使われているということでした。

従って、改正しても影響はないと判断して、わが国の規則書にも反映させることとしたものです。ただ、今年1年間は猶予期間として新旧の規格いずれも公式試合での使用を認めることにしました(プロ野球も同様の処置)。なお、金属バットへの影響はありません。

■1.16の改正

すでにわが国では、ベースコーチも含め、万が一の事故に備えてヘルメットの着用が義務付けられています。規則書にもプレーヤーをはじめ、試合に携わっている者すべてがヘルメットを着用するよう今回明記されました。

■2.44(c)、5.09(b)の改正

審判員の妨害の項ですが、これまでの規則適用上の解釈を明文化して、捕手の送球動作には、盗塁を阻止しようとする捕手の送球動作、塁上の走者をアウトにしようとする捕手の送球動作及び投手への返球が含まれ、捕手が送球しようと手が球審に当たって送球ができなかったり、ボールを落したりするなどして、審判員が妨害したら、ボールデッドにして走者を元の塁に戻す処置を取ります。

■5.10(f)、6.05(a)【原注】、7.04(c)の【注】削除

今年の最大の改正です。2007年にダッグアウト内での捕球は危ないので禁止になったとき、わが国では、この際ボールデッドの箇所の取り扱いはすべて同じにしようではないか、その方が分かりやすいのではないかと考え、日本【注】をつけて、原文とは異なる解釈をしてきました。

つまり、野手が捕球後にダッグアウトに踏み込んだ場合、原文ではダッグアウトの中で野手が倒れ込まない限りインプレイで、そこから送球することも可能でした。しかし、わが国では、倒れ込まなくても、ダッグアウトに踏み込んだだけで即ボールデッドにして、走者に1個の塁を与えてきました。

ところが、わが国のグラウンドの実態を見ると、そのほとんどがベンチ方式で、ラインを引いてここから先はボールデッドの箇所を表示して対応していました。その現場からは、そんなグラウンドで一歩踏み込んだだけで即ボールデッドにするより、プレイが続けられるのなら試合を止めずに続けさせた方がよいではないか、との声が強く上がり、今回思い切って原文と合わせることにしました。かといって、プレーヤーの安全を軽視したわけでは決してなく、区々ある球場、球場でプレーヤーの安全には最大の注意を払ってほしいと思います。

ここで、関連するプレイを整理しておきますので参考にしてください。

ダッグアウト内での捕球	× 認めない	
スタンド内での捕球	× 認めない	
捕球後、ダッグアウト内に踏み込んだ後	× 倒れ込めばデッド（走者は1個）	○倒れ込まなければインプレー
捕球後、スタンド内に踏み込んだ後	× 倒れ込めばデッド（走者は1個）	× 倒れ込まなくてもデッド（走者は1個）

注：ダッグアウトに隣接したカメラマン席は通常スタンド扱いですが、球場によって取り扱いが異なる場合がありますので、球場の特別ルールに注意してください。

■6.05 (g) (h) に追加

(g) ただし、打者がバッタースボックス内において、打球の進路を妨害しようとする意図がなかったと審判員が判断すれば、打者に当たった打球はファウルボールとなる。

(h) 打者がバッタースボックス内において、打球の進路を妨害する意図がなかったと審判員が判断すれば、打者の所持するバットに再び当たった打球はファウルボールとなる。

打者がバッタースボックス内にまだいるときに、打球に当たった場合はファウルボール、打者の所持するバットに打球が再び当たった場合もファウルボールとなります。

では、「バッタースボックス内にいるとき」とはどういう状態を言うのでしょうか。打者の両足がバッタースボックス内であって打球に当たったときはファウルボール、打者の両足がバッタースボックスの外であって打球に当たったときは打者アウトで疑いの余地はありませんが、次の場合はどうでしょうか？

(イ) 右打者がバントして一塁へ走り出そうとして、片方の足はボックス内についていたが、もう一方の足はボックス外の上方空間にあったときに、打球に当たった

(ロ) 右打者がバントして一塁へ走り出そうとして、片方の足はボックス外についた状態で、もう片方はボックス内の上方空間にあった

バッタースボックス内に残っていたかどうかは、そのときの打者の動きによって判断する必要があり、まさに審判員の判断によるわけですが、「片方の足がバッタースボックス内に残っている状態で打球に当たればファウルボール」「片方の足がバッタースボックスの外に出て当たれば、打者はアウト」との解釈をとります。

従って、上記の（イ）のケースはファウルボール、（ロ）のケースはボックスの外に出て当たったとみなされ、打者はアウトが宣告されます。

ただし、上記の説明は、机上での話というか、コマをストップさせた状態での話であって、実際は打者の動作は流れており、打者がバッタースボックスに残っていたか、それとも出ていたかは、一に球審の判断によるのだということを誤解のないように強調しておきます。

■6.10の改正

指名打者の項ですが、箇条書きに再整理されて非常に見やすくなりました。そして、新たに、指名打者の特定を忘れた場合の処置について追加がなされています。

■8.02(a)(1)に追加

ただし、投手板を囲む18フィートの円い場所の中にあっても、投手板に触れる前に投球する手をきれいに拭けば、この限りでない。

メジャーの試合を見ていると、投手が投げ手の指を口に持っていきしぐさをよく目にしますが、従来は18フィートの外であれば大目に見て許されていました。

こういう投手が多く、審判員にとっても18フィートの中か外かいちいちチェックするのが大変ということでしょうか、中でもいいよ、ただし投手板を踏む前に、その手または指をきれいにふき取りなさいよということになりました。

これに違反したら、アマチュアの場合は、その都度警告し、ボールを交換させます。くり返せばその投手の退場もあり得ます。

■9.02の改正

① (a) 審判員の判断に基づく裁定は最終のものであるから、プレーヤー、監督、コーチ、または控えのプレーヤーが、その裁定に対して、異議を唱えることは許されない。

② (c) 審判員が協議して先に下した裁定を変更する場合、審判員は、走者をどこまで進めるかを含め、すべての処置をする権限を有する。この審判員の裁定に、プレーヤー、監督またはコーチは異議を唱えることはできない。異議を唱えれば、試合から除かれる。を追加

審判員の裁定は最終のものであって、異議を唱えることはできないということを強調するために、ここでは太字にしました。審判員の裁定に文句を言ったり、すぐにダッグアウトを飛び出でてきて罵声を浴びせたり、挙げ句には暴力を振るったりする光景を、残念ながら時折目にします。これは、特にジャッジメント・コールに対しては、規則からいっても、審判員へ敬意を払うという点からしても、決して許されることではありません。

監督の態度、発言を見て、選手たちは育っていきます。監督の審判員に対する批判的・侮辱的な態度、発言を見て、それが選手たちにも当たり前の行動となって、自分たちも大きくなって同じことを繰り返します。

特に、少年野球の指導者にとっては、**審判員および相手チームに対するリスペクト（敬意）の念**を教えることが、何にもまして重要なことだと考えます。

残念ながら、わが国においてはこの点が欠けています。

■規則適用上の解釈

改正規則の解説はこれで終わりますが、次に昨年規則委員会で議論されたことや質問が寄せられた中から、2つだけ取り上げて規則適用上の解釈を記しておきます。

1、6.06(c)【原注】後段について

「打者が空振りし、自然の打撃動作によるスイングの余勢か振り戻しのとき、その所持するバットが、捕手がまだ確捕しない投球に触れるか、または捕手に触れたために、捕手が確捕できなかったと審判員が判断した場合は、打者の妨害とはしないが、ボールデッドとして走者の進塁を許さない……」と規定されています。

まずはっきりしておきたいのは、ただ単に捕手に触れただけでは、あるいは何が何でも捕手に触れればすべてボールデッドとなるのではないということです。また、捕手に触れることは触れたが、捕手が構わず普通に送球したような場合は、妨害行為はなかったように進み、インプレイとすることです。もちろん、ボールデッドにするかどうかは審判員の判断によります。

具体的事例を整理すると以下の表のようになりますので、参照していただきたいと思います。

	事例	処置
事例1	捕手またはミットに触れることは触れたが、その後のプレイに問題ないようなケース	そのままプレイを続ける。何でも触れたからといってボールデッドにするものではない。
事例2	捕手またはミットに触れたが、捕手は構わずプレイをして、例えば塁上の走者をアウトにしたケース	そのプレイは生きる。他の走者の進塁も認められる。
事例3	捕手またはミットに触れ、捕手のその後のプレイに邪魔になったり、支障をきたしたケース	打者の妨害とはしないが、ボールデッドにして走者を戻す。
事例4	捕手またはミットに触れ、まったく捕手が次のプレイができなかったとき	同上
事例5	打者が故意に捕手またはミットに触れさせたケース	打者の妨害。打者アウトで、走者は戻る。妨害行為があっても、走者をアウトにできれば、妨害はなかったものとしてそのアウトを認め、妨害と関係なくプレイは続けられる。
事例6		第三ストライクに当たるときは、それによって確捕できなかった場合は、打者にはアウトが宣告される。

2、イリーガルピッチへの対応

投手がイリーガルピッチをしたとき、例えば自由な足を途中で止めたりしたとき、その時点で即ボールデッドにするのか、あるいは投球が完了した時点で、イリーガルピッチのペナルティー（ボールの宣告）を適用するのか、どちらが適切な判断となるのでしょうか。

正しい処置は以下の通りです。

イリーガルピッチでも、打者は打とうと思えば打てるわけですから、球審は“イリーガルピッチ！”と発声するのみで、投球が完了した（捕手が捕球した）時点、あるいは打者が飛球を捕られたりして一塁へ進めないことが確定した時点で、イリーガルピッチのペナルティーを適用します。

球審は、投手に対し、上げたひざをたたいてイリーガルピッチであったことを知らせ、公式記録員に向かって左手を上げて“ワン・ボール！”をコールし、ボールカウントを明示します。

では、投手が投げなかったときはどうなるのでしょうか。例えば、投手が、自由な足を止めて、“イリーガルピッチ！”と宣告され、その時点で投球を止めてしまったような場合は、投手が投げなければ“イリーガルピッチ”にはならず、投手には投球を最初からやり直させる（投球はないから当然ボールのカウントはありません）こととなります。

最後に、昨年まで取り組んできた捕手に対する「キャッチャーミットを動かすな」「キャッチャースボックスから出るな」キャンペーンへの継続的取り組みをよろしく申し上げます。

*

以上で2011年度の規則改正及び規則適用上の解釈の解説を終わります。試合を行う際は引き続きマナーアップ、スピードアップに留意して、正しい野球の推進に向けてご尽力いただくよう関係者の皆様をお願い申し上げます。

2012年度 改正規則解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～

麻生紘二<日本野球規則委員会委員>

■改正規則の解説～規則の改正は7か所

- (1)2.76に追加
- (2)3.15の改正
- (3)6.05(o)の追加
- (4)7.08(l)の追加
- (5)7.11の改正
- (6)8.02(a)(1)の追加
- (7)8.05ペナルティ[注一]の削除

では、以下これらの改正について解説をしていきます。

■2.76に追加

しかし、塁または走者に触れると同時に、あるいはその直後に、ボールを落とした場合は、“触球”ではない。

野手が塁または走者に触れた後、これに続く送球動作に移ってからボールを落とした場合は、“触球”と判定される。

要するに、野手が塁または走者に触れた後、野手がボールを確実につかんでいたことが明らかであれば、これを落とした場合でも、“触球”と判定される。

TAG(触球)の定義が、2.15のCatch(捕球)の平仄(ひょうそく)に合わせる形で追加されました。塁または走者にタッグ(触球)した後も、野手は確実にボールを保持していなければならないと明確に定義され、タッグ(触球)と同時に、野手のグラブからボールが飛び出したような場合には、タッグ(触球)とはならないということです。

審判員も、タッグ(触球)かどうか、キャッチ(捕球)と同様、判定を急ぐことなく、確実にボールが保持されていることを確認してから判定をするようにしなければなりません。

■3.15の改正

①二段目のカッコ内を次のように改める。(傍線部を改正)

(試合に参加している攻撃側メンバーまたはベースコーチ、そのいずれかが打球または送球を守備しようとしている野手を妨害した場合、あるいは審判員を除く)

② [付記]を削除し、[原注]の冒頭に次の文を追加する。

本条で除かれている攻撃側メンバーまたはベースコーチが、打球または送球を守備しようとしている野手を妨害した場合については、7.11参照。審判員による妨害については、5.09(b)、同(f)および6.08(d)、走者による切害については7.08(b)参照。

③ [原注]に次の例を追加する。

例_打者が遊撃手にゴロを打ち、それを捕った遊撃手が一塁に悪送球した。一塁ベースコーチは送球に当たるのを避けようとしてグラウンドに倒れ、悪送球を捕りに行こうとした一塁手と衝突した。打者走者は三塁にまで到達した。妨害を宣告するかどうかは審判員の判断による。コーチが妨害を避けようとしたが避けきれなかったと判断すれば、審判員は妨害を宣告してはならない。

規則3.15では、競技場内に入ること公認された人の妨害について規定されていますが、走者、試合に参加している攻撃側チームのメンバー、ベースコーチあるいは審判員の妨害については、別途定められていますのでご参照ください。

妨害に関する規定を整理すると次のようになります。

誰が守備を妨害したのか	関連規則
競技場に入ること公認された人	3.15
攻撃側メンバーまたはベースコーチ	5.08、7.11
審判員	5.09(b)(f)、6.08(d)
走者	7.08(b)

[原注]には、例題が追加になりました。この例題は、以前から原文には掲載されており、わが国でも1985年までは規則書に載っていましたが、その必要なしと判断して削除されました。しかし、ベースコーチと野手との接触はよくあるケースで、規則委員会としては、その際妨害とみなすかどうかの判断基準として、例題があったほうが親切だと考え、今回掲載することに決めたものです。

■6.05(o)の追加

走者を除く攻撃側チームのメンバーが、打球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合は、ということが考えられるでしょうか。

例えば、次打者、ベースコーチ、外野のファウルテリトリーにあるブルペンで投球練習しているバッテリー、コーチ、ブルペンで待機しているバッテリー、安全監視員、あるいはダッグアウト横で出場に備えて投送球のウォームアップをしているプレーヤー、ベンチまたはダッグアウト内のプレーヤー(スコアラー、トレーナー、監督、コーチを含む)などが、自分の占める場所を譲らなかったり、打球を蹴ったり、拾い上げたり、押し戻したり、野手の守備の妨げになったりして、打球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合はこれに当たります。

妨害を宣告された場合は、7.11に規定のとおり、ボールデッドとなって、打者がアウトとなり、すべての走者は投球当時に占有していた塁に戻るようになります。

■7.08(l)の追加

(1)走者を除く攻撃側チームのメンバーが、ある走者に対して行われた送球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合(7.11参照。走者による妨害については7.08(b)参照)

前記の6.05(o)と違って、この規定は、送球を処理しようとしている野手の守備を、攻撃側チームのメンバー(前記のとおり)が妨害した場合です。

送球を処理しようとしている野手には、バックアップに来た野手も当然のことながら含まれます。

送球が偶然ベースコーチに触れたり、投球または送球が審判員に触れたときも、ボールインプレイである。しかし、ベースコーチが故意に送球を妨害した場合には、走者はアウトとなる。(5.08)

アマチュアでは、よく見られますが、控えの選手がバットボーイを務めることがあります。時折、そのバットボーイがバットを拾いに飛び出していき、そしてダイヤモンドの中まで入って、送球を処理しようとした捕手の守備の妨げになったり、送球に当たってしまう場合があります。

このような場合、バットボーイの“代役”といえども、ボールインプレイ中にフェア地域に入ることは許されず、入ってはいけないところに入ったことで“故意”の妨害とみなして、ボールデッドにして、審判員はもし妨害がなかったらどうなっていたかを判断して、ボールデッド後の処置をとりま

す。

したがって、アマチュア野球で控えの選手がバットボーイを務める場合は、ボールインプレイ中に飛び出して妨害にならないよう、注意をしてください。

■7.11の改正

① 2行目のカッコ内を「ダッグアウト内またはブルペンを含む」に改める。(下線部を追加)

②ペナルティを削除し、本文に次の文を追加する。

走者を除く攻撃側チームのメンバーが、打球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合は、ボールデッドとなって、打者はアウトとなり、すべての走者は投球当時に占有していた塁に戻る。

走者を除く攻撃側チームのメンバーが、送球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合は、ボールデッドとなって、そのプレイの対象であった走者はアウトとなり、他のすべての走者は妨害発生の瞬間に占有していた塁に戻る。

6.05(o)および7.08(l)の妨害の処理が、7.11にて明確に規定されました。

■8.02(a)(1)の改正

投手が投手板を囲む18フィートの円い場所の中で、投球する手を口または唇につけた後にボールに触れるか、投手板に触れているときに投球する手を口または唇につけること。

投手は、ボールまたは投手板に触れる前に、投球する手の指をきれいに拭かなければならない。

8.02は投手の禁止事項を規定しています。今回の改正は、変更というより、どういう状態で投球する手を口または唇につけてはいけないのかを明確にしたものです。

これまでは18フィートの中で投球する手を口または唇につけても、投手板に触れる前にきれいに拭けば構わないとされていました。

今回の改正で、18フィートの中で投球する手を口または唇につけた後にボールに触れてはいけない、また投手板に触れているときに投球する手を口または唇につけてはいけないと具体的に規定されボールまたは投手板に触れる前には、投球する手の指をきれいに拭きなさいと言っています。

投球する手を口または唇につけて指をぬらし投球を意図的に変化さすような行為はアンフェアであり、そのほか規則ではボールに唾液をつけたり、異物をつけたり、傷つけたりすることを厳しく禁止しています。ボールをグラブ、身体、着衣で摩擦することも禁じられています。ただし、投手が素手でボールを摩擦することは許されています。(8.02)

■8.05ペナルティ[注1]の削除

昨年まで8.05ペナルティの[注1]として、次のような文章がありました。

[注1]投手の投球がボークとなり、それが四死球にあたった場合、走者一塁、一・二塁または満塁のときにはそのままプレイを続けるが、走者が二塁だけ、三塁だけ、または二・三塁、一・三塁のときには、ペナルティの前段を適用する。

お分かりのように、打者が四死球で1塁が与えられ、それによって塁上の走者が押し出されて一個進んだような場合は、ボークに関係なくそのままプレイを続けるが、塁上の走者が押し出されるようなケースでないときは、ペナルティの前段を適用し、ボークの処置がとられるとされているわけですが、この[注1]は、ボーク後の投球を捕手が確捕した場合のことを説明しています。

しかし、次のような例題はどうでしょうか。

●例題1

走者二塁、打者のボールカウントが3ボール2ストライク。投手は次の四球目にボークをしながら投球。そのボールを捕手が後逸。それによって二塁走者は三塁に進んだ。

●例題2

走者二塁、打者のボールカウントが1ボール2ストライク。投手は次の三振目にボークをしながら投球。打者空振り、しかし捕手がそのボールを後逸。三振振り逃げで打者は一塁に生きた。その間二塁走者は三塁に進んだ。

上記の例はいずれも走者二塁だけのケースですが、ボーク後の投球で、打者も走者も一個進んでいることから、ボークと関係なくプレイは続けられることになります。[注1]があることで、字面だけで判断し走者二塁の場合はボークを適用するのではとの誤解を生じかねませんので、今回[注1]を削除したものです。

ペナルティ本文には、「ボークにもかかわらず、打者が安打、失策、四死球、その他で1塁に達し」とあり、現在「その他」は原則何でもよいとの解釈をとっていますので、上記のような解釈となります。

ただし、言うまでもなく、走者二塁でボーク後の投球が死球(ヒット・バイ・ピッチ)になった場合、走者が次塁へ進むことはないので、ボークが適用され走者三塁、打者打ち直し(打者は当たり損)となります。このように、走者二塁、走者二・三塁、走者一・三塁のケースでも、プレイがそのまま続く場合と、ボークが適用される場合とがありますのでご注意ください。

■規則適用上の解釈

改正規則の解説は以上で終わりますが、次に昨年規則委員会で議論された中から、二つだけ取り上げて規則適用上の解釈を紹介しますので参考にしてください。

8.01 関連

●例題

走者三塁。投手がwindアップポジションから投球動作を起こし、両腕を頭上に持っていったところで、三塁走者が本塁へ走ったのを見て、慌てて投手板を(後方または前方に)はずし、本塁に投げた。これは投球か送球か。審判員はどう処置したらよいか。

●答え

投手が投球動作を起こしながら途中で止めて(ボーク)、投手板をはずせばその時点で即ボールデッドにして、以後のプレイはすべて無効にします。

その理由は、投手がボークをしてそのまま投手板を踏んだ状態で打者に投球することはできません(正規の投球)。この場合、打者はその投球を打つこともできます。しかしながら、投手が投球動作を起こしながら、投球を中断して(ボーク)、投手板をはずせば(前・後を問わず)、それはもはや投球とは言えません。したがって、投球を止め、投手板をはずした時点でボールデッドにして、以後のプレイはすべて、無効にします。デッドになっているので、ボーク後に投手板をはずして本塁へ悪送球といったプレイはもはや生じることはありません。

なお、2009年にプロ・アマ合同野球規則委員会で「投手が投球動作に入った後、軸足を不正に投手板からはずして本塁に投げたり、あるいは投球動作を中断して軸足を投手板からはずして本塁へ投げたりした場合も、不正規の投球とみなす」との確認がなされましたが、今回その解釈を上記のように改めました。

4、09(b)ペナルティ関連四球の打者が一塁に進まず

●例題

3回表、二死満塁、打者のボールカウントは3ボール2ストライク、次の投球がワイルドピッチとなり、三塁走者は生還したが、本塁を狙った二塁走者は捕手からの送球で本塁でダッグアウト(三死)となった。四球を得た打者走者は一塁に進むことなく、そのまま打席を離れてダッグアウトの方向に向かっていった。球審は、打者走者が進塁を放棄したとしてアウトを宣告できるか、それとも打者走者をアウトにするには守備側のアピールが必要か。

●答え

球審が打者走者にアウトを宣告できるのは、4.09(b)ペナルティに記載のとおり、決勝点となる場合だけと考えられます。したがって、例題のように決勝点となるケース以外の場合、規則上は明記されていませんが、アマチュア内規④を準用して、二死満塁で四球を得て、一塁への安全進塁権を得た打者走者が一塁へ進もうとしなかった場合、その打者走者をアウトにするには守備側のアピールが必要です。

守備側のアピールがなかったとき、(あるいはアピール権が消滅したとき)は、四球の打者は一塁に進んだものと記録され、得点1が認められます。

しかし、守備側がアピールして打者走者がアウトになったときは、打者走者は一塁に到達するまでのアウトになって、三塁走者の得点は認められないこととなります。

なお、守備側投手および内野手がフェア地域を離れてしまえばアピール権は消滅し、また打者走者がダッグアウトに入ってしまうと一塁に向かうことはできず、アピールがあれば打者走者はアウトになります。

2013年度 改正規則解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～

麻生紘二<日本野球規則委員会委員>

改正規則の解説～規則の改正は10カ所～

日本野球規則委員会は、去る1月24日、2013年度の規則改正を以下のように発表しました。今年度は、アマにとっての大きな改正も含め、合計10カ所の改正となりました。

上方空間にあった場合は、その後ファウル地域に出てもフェアボールである。

- (1)巻頭フェアボールおよびファウルボールの基準を改正
- (2)1.10(b)の改正
- (3)1.17[注3]④の改正
- (4)2.32[注1]の改正
- (5)3.05(d)の追加
- (6)3.15[原注]の例を移動
- (7)7.08(a)(1)、同(2)、同[原注]を改正
- (8)8.01(a)[注1]の改正、同[b][注]の削除、また、巻頭の投球姿勢を変更する。
- (9)10.01の改正、同(a)[原注]後段と[注]を削除
- (10)10.10(a)の改正

規則書は横書きに一新!

1956年にわが国で初のプロ・アマ合同の規則書が刊行されて以来、規則書は縦書きでしたが、今年度思い切って横書きに変更しました。かなり見やすくなったのではと思います。装いも新たな規則書により親しんでいただければ幸甚です。

では、以下プレイングールの改正について解説いたします。

■フェアボール、ファウルボールの改正

巻頭フェアボール第2図の説明を次のように改める。(以下下線部が改正箇所)

バウンドしながら内野から外野へ越えていく場合には、一塁または三塁を基準として判断すべきであって、一塁または三塁を過ぎるときに、フェア地域内かまたはその上方空間にあった場合は、その後ファウル地域に出てもフェアボールである。

また、巻頭ファウルボール第8図の説明を次のように改める。

バウンドしながら内野から外野へ越えていく場合には、一塁または三塁を基準として判断すべきであって、一塁または三塁を過ぎるときに、ファウル地域内かまたはその上方空間にあった場合は、ファウルボールである。

これまで長い間わが国では、フェアボール、ファウルボールの基準をAB両点で判定してきました。ご存知のとおりA点は一塁ベースの外野寄りの角、B点は三塁ベースの外野寄りの角を指し、打球がバウンドしながらAB両点を過ぎるときに、フェア地域内かその上方空間にあった場合は、その後ファウル地域に出てもフェアボール、ファウル地域内かその上方空間にあった場合はファウルボールとされてきました(巻頭フェアボール第2図、ファウルボール第8図を参照してください)。つまり、一塁線のゴロが一塁ベースの上方をA点の手前で横切れれば、それはファウルボールとしてきました。

しかし、2.25(b)および2.32(b)をご覧ください。

◆2.25フェアボール

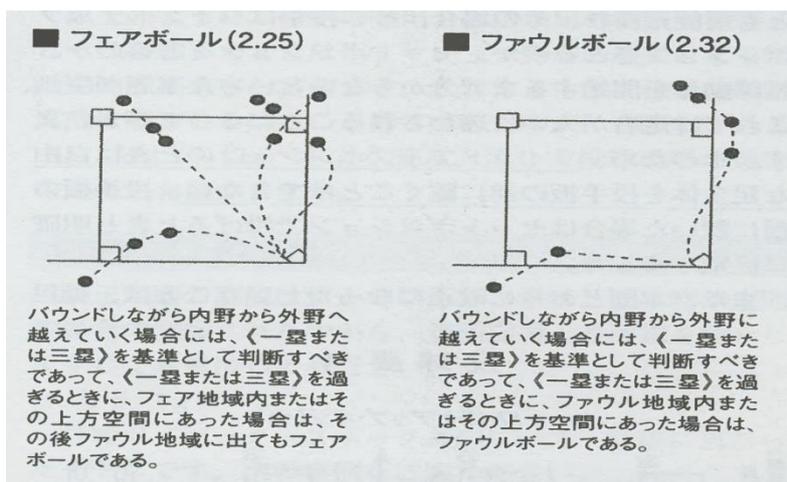
(b)一塁または三塁を、バウンドしながら外野の方へ越えていく場合に、フェア地域に触れながら通過するか、またはその上方空間を通過したもの。

◆2.32ファウルボール

(b)一塁または三塁を、バウンドしながら外野の方へ越えていく場合に、ファウル地域に触れながら通過するか、あるいはファウル地域上の上方空間を通過したもの。

この条文には、「一塁または三塁を」と書いてあるだけです。そこで先達者たちは一塁または三塁ベースのどこが基準になるのだろうかと研究し、外野寄りのベースの角を基準にすると決め、今日に至っていました。

しかしながら、AB両点を基準にするのは、国際的にも異なるし、また打球がベースに当たった場合はフェアボールにしていること、および条文を読んでもベースの上方を横切ったものはフェアボールと解釈できることから、こうした矛盾を取り払うために、伝統的なわが国のこれまでの解釈を“AB両点からベースを基準に”判定することに改めたものです。これは大きな解釈の変更といえます。



■1.10(b)カップバットの改正

バットの先端をえぐるときには、深さ1¼インチ(3.2センチ)以内、…

これはオフィシャルベースボールルールの2012年改正に伴うものです。

■1.17[注3]④の改正

(カッコ内の(アマチュア野球では7平方インチ以下でなければならない。))を削除

2000年に、手袋およびリストバンドの商標表示についてその大きさは14平方インチ以下と規定されたとき、アマチュアだけは商標は目立ってはいけないとの判断から7平方インチ以下とし、その旨カッコ内に挿入した経緯があります。しかし、実態を見るに、高校野球を除き14平方インチ以下のものだけが市場に出回っていたことから追認の形でアマチュア野球だけの制限を撤廃したものです。

■2.32[注1]後段の改正

また、打者が打ったり、バントしたボールが反転して、まだバッタースボックス内にいる打者の身

体およびその所持するバットに触れたときも、打球がバットまたは身体と接触した位置に関係なく、ファウルボールである。

これについては後述する6.05(g)の規則適用上の解釈の変更と関係しますのでそこで触れることにします。

■3.05(d)の追加

(d)すでに試合に出場している投手がインニングの初めにファウルラインを越えてしまえば、その投手は、第1打者がアウトになるかあるいは一塁に達するまで、投球する義務がある。ただし、その打者に代打者が出た場合、またはその投手が負傷または病気のために投球が不可能になったと球審が認めた場合を除く。

3.05は、先発投手または救援投手の義務についての規則ですが、今回ここに(d)を新たに追加して、いま投げている投手がインニングの初めにファウルラインを横切ってマウンドに向かえば、その投手は、第1打者がアウトになるかあるいは一塁に達するまで投球しなければいけないと規定しました。これは言うまでもなく投手をマウンドに向かわせておいて、一方ではブルペンでウォームアップしている投手に1球でも多く投げさせて調整の時間を稼ごうとするアンフェアな行為を禁止するものです。

なお、原文の2013オフィシャル・ベースボール・ルールズでは、この条文の後に、インニングが終わったとき投手が塁上にいた場合とか、または投手が打撃を完了し、それでスリーアウトになった場合、投手はそのままマウンドに行くことができるが、その投手がウォームアップのために投手板を踏んでしまえば、第1打者がアウトになるかあるいは一塁に達するまで投球しなければならない、投手板を踏む前であればその必要はない旨の文言が追加になっています。

しかし、わが国では1年遅れで原文の改正を採り入れており、すでに今年度の規則改正を発表したあとだったため、この追加条文は2014年度の規則書に反映することとしました。ただし、この解釈は本年度から適用することとします。

■3.15[原注3]の例を移動

3.15[原注]の「例」以下を7.11に移動し[注2]とし、7.11[注]を[注1]にする。

3.15では、試合中競技場に入ることが許される人を規定し、同[原注]には、「本条で除かれている攻撃側メンバーまたはベースコーチが、打球または送球を守備しようとしている野手を妨害した場合については、7.11参照。」と記載されています。

にもかかわらず、例では、一塁ベースコーチの妨害の事例を紹介しています。この例の記載の場所としては、攻撃側メンバーまたはベースコーチの妨害を規定した7.11が適切と考え、原文とは異なりますが7.11に[注2]として移動するものです。

なお、現行7.11[注]に次打者席のことに触れています。本来、次打者席は試合進行上次打者を待機させるために設けられた場所です。ここに何本もバットを持ち込んだり、最近ではスプレーからリングなどこまごました補助用具が置かれ、それらがプレイの妨げになることがあります。この次打者席に持ち込めるものについては各団体で決められていますが、マスコットバット以外は認めないとするのが望ましい姿です。

攻撃側プレーヤーは、自チームの攻撃中には、競技場内には何物も残しておいてはならない(3.14参照)とあるように、試合中はプレイの妨げになる恐れのあるものは一切グラウンドに置いてはいけないことになっています。

関連して、実際に競技にたずさわっている(試合に出ている)者以外は、ダッグアウト内にいなければならず(3.17参照)、攻撃中にダッグアウトを出て投球練習をしたり(ブルペンを除く)、送球練習

をしたり、バットの素振りをするのは、規則上は認められておらず規則違反になります。わが国では長年の慣習として黙認されていますが、規則違反行為をしていることになりますので、規則委員会としてはいずれ是正が必要と考えています。

■7.08(a)(1)、同(2)、同[原注]の改正

7.08(a)(1)、同(2)、同[原注]の「ベースライン」を「ベースパス」に改める。

これは、ベースライン(baseline)をベースパス(basepath)とすることで、走者の走路は、狭義の1本の直線ではなく、走者の左右3フィート以内の幅があり、“path”に変えることで、より“走路”のイメージに近づけたと言えます。

■8.01(a)[注1]を改正、同(b)[注]を削除

(a)[注1]アマチュア野球では、投手の軸足および自由な足に関し、次のとおりとする。

(1)投手は、打者に面して立ち、その軸足は投手板に触れて置き、他の足の置き場所には制限がない。ただし、他の足を投手板から離して置くときは、足全体を投手板の前縁より前に置くことはできない。

(2)投手が(1)のように足を置いてボールを両手で身体の前方で保持すれば、windアップポジションをとったものとみなされる。

(3)削除

(b)[注]全文削除

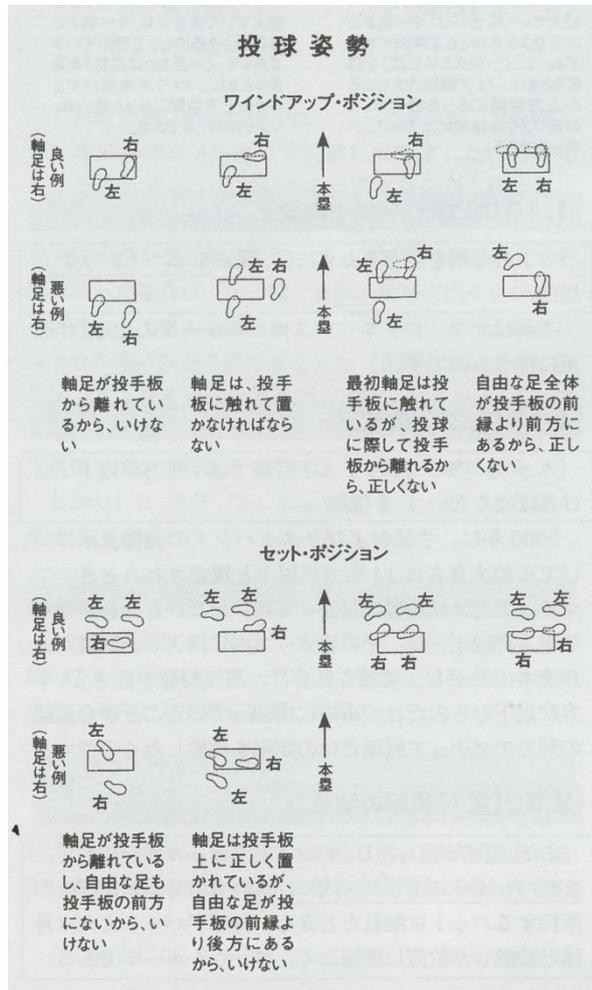
これはアマチュア野球だけの投球姿勢に関する大改正です。2007年にプロ野球が投球姿勢に関し、オフィシャルベースボールルールどおりに改正しました。つまり、軸足は投手板に触れて置けばよい、他の足(自由な足)は文字どおりに置いてよい(自由)ということになりました。しかし、アマチュアは、裾野が広く、投球姿勢が乱れることを懸念して、性急に改正することを避け、アマチュアは従来どおりの足の置き方を踏襲し、アマ注として、(a)windアップポジションに[注一]を、(b)セットポジションに[注]を挿入しました。その間、先行して導入したプロ野球の状況などを観察しながら、本則どおりに改正した場合どんな問題が発生するか様子を見てきました。

その結果、windアップポジションの場合だけ自由な足の置き方によって混乱があり得ると判断し、上記のようにアマ[注]を挿入したものです。すなわち、自由な足の置き方を“自由”にすれば、投手板の前に置くことも可能となり、その場合、その投手はwindアップポジションをとるのか、セットポジションをとるのか、投球動作を開始するまで分からないといった事態が生じ、これでは走者が大いに迷わされることになってしまいます。そのため、windアップポジションのときは自由な足全体を投手板の前に置くことはできない、投手板の前に置いた場合はセットポジションで投げるときと明確に区別しました。

また、本則どおりに改正になったということは、軸足は投手板に触れてよいということです。これまでのように軸足が投手板からはみ出してはいけないといった規制は撤廃されました。

ここで注意を要するのは、軸足を投手板に触れておけばよいということから、たとえば軸足の踵を投手板に触れて置き、その状態から投球動作に移ると、実際投球の時点では軸足は投手板から離れて足の長さ分だけ投手板の前に出ているといったことが起きます。これは反則投球になります。規則では、投手は、投球するとき(投手の手からボールが離れるまで)軸足は投手板に触れておかなければなりません。

以上のように、投手の軸足、自由な足の制限を撤廃もしくは緩和したことは、アマチュア野球の歴史にとって画期的な出来事と言えます。これによって、投球姿勢が混乱に陥ることはないと思いますが、規則8.01(a)および(b)をよく読み、正しい投球姿勢の遵守を重ねてお願いします。



■規則適用上の解釈

改正規則の解説は以上で終わりますが、次に昨年規則委員会で議論された中から、規則適用上の解釈を紹介しますので参考にしてください。

6.05(g)

打者が“バッタースボックス内において”打球に当たったケースです。次の事例をご覧ください。

事例:片方の足がバッタースボックスの中、もう片方の足が外、いずれも地面に着いていた状態で、打球が打者の身体に当たった。

このケースは、従来、片方の足がバッタースボックスの中にあるということは、「まだバッタースボックスを離れていない」状態で、打球に当たったから「ファウルボール」との解釈をとってきました。

しかし、MLBの解釈を確認したところ、「打者の一方の足がバッタースボックス外にあれば、妨害でアウトになる」との解釈が2010年に出されていることが判明しました。そのため、わが国規則

委員会もMLBの解釈に倣い、上記のケースは、これまでの「ファウルボール」の解釈を「打者アウト」に変更することにしました。

これに関連して、解釈上の混乱を避けるため、前述の2.32[注1]の後段の文章の「まだバッタースボックスを離れない打者」を「まだバッタースボックス内にいる打者」と改めた次第です。

打球が打者に当たったケースを整理しますと次のようになります。

どんな状態で打球に当たったか	
①片方の足がボックス内、片方がボックスの外の上 方空間	ファウルボール
②片方の足がボックスの上方空間、片方がボックス の外	打者アウト
③両足ともボックスの外	打者アウト
④両足ともボックスの中	ファウルボール
⑤片方の足がボックスの中、片方が外、いずれも地 面についている	打者アウト

■7.10に関連して

アピール権の消滅についての確認です。まず、次の事例をご覧ください。

事例1:1アウト走者一塁。打者ヒット。一塁走者は二塁を空過し三塁へ。ボールは外野から内野に戻り投手に渡った。投手は投手板を踏んでセットポジションに入った。それから正規に投手板を外し、二塁にアピールしようとした。それを見て三塁走者は本塁に向かった。投手は、アピールを途中でやめ、本塁に向かった走者をアウトにしようとして本塁に送球したが走者はセーフとなった。その後、依然守備側は二塁でアピールはできるか？

事例2:上記の例で、ボールは一塁手に戻った。一塁手はアピールしようとして二塁に入った遊撃手に送球した。それを見て、三塁走者は本塁に走った。遊撃手はアピールをやめ、本塁に送球したが、セーフ。その後、依然守備側は二塁でアピールできるか？

事例3:1アウト走者一塁。打者が三塁打を打った。一塁走者は二塁を空過して三塁へ進んだ。ボールは内野に戻り投手に渡った。投手は二塁でアピールしようとして二塁に送球した。しかし、二塁手はアピールをせずに三塁にいた走者をアウトにしようとして三塁に送球した。セーフ。その後、依然守備側は二塁でのアピールはできるか？

結論は上記3事例ともはやアピールはできないわけですが、その理由は次のとおりです。
イ)投手にボールが戻り、投手が投手板を踏んだ場合、その時点でオリジナルプレイ(打球後の一連のプレイ)は終わったと判断します。したがって、投手が、投手板を外して直接アピールするのは問題ないが、投手板を外してアピールの前に別のプレイが入ってしまえば、その後のアピールはもはや認められないことになります。

ロ)内野手(投手板を踏んでいない投手を含む)にボールが戻り、アピールをしようとしたが、途中でやめて別のプレイをした場合も、その後のアピールは認められません。なぜなら、アピールをしようとしたことは、実際問題そこでプレイは止まっていた(つまり走者は進塁行為を見せていなかった)、オリジナルプレイは終わっていたと判断できるからです。

ハ)オリジナルプレイが終わった(あるいは打球後の一連のプレイが終わった)とは、すべての走者が進塁をストップし(たとえば塁についているとか、あるいは次塁を狙う素振りがないとか)、そして内野手が(プレイを止めるため)内野でボールを保持している状態を言います。
以上参考にしてください。

なお、関連して、ボールデッド中のアピールはできませんが、たとえば最終回の裏、決勝点が記録された場合、守備側がアピールをしようと思っても、ボールがボールデッドの個所に入ってボールデッド中だったため、アピールしようにもアピールできず、そうこうしているうちに両チームが本塁に整列してしまい、アピールできないまま試合終了が宣告されてしまうという事態が起こりかねません。そこで、アマチュア野球では、こうした事態を避けるため高校野球特別規則20を統一的に採用して、アマチュア野球内規⑨に追加し、決勝点に当たるような場合はボールデッド中でもアピールできることにしました。具体的には、この場合、守備側はボールデッド中でも球審にボールを要求しアピールを行うことができるようになりました。

参考:高校野球特別規則20.

最終回の裏、ボールデッド中に決勝点が記録された場合、または降雨等で試合が中断され、そのまま試合が再開されない場合、ボールデッド中でもアピールはできるものとする。

■危険防止(ラフプレイの禁止)ルールの導入

過去、アマチュア野球では、「キャッチャーミットを動かすな」、「キャッチャーはボックスの外に出るな」といったキャンペーンに取り組んできました。そして、今回、危険防止(ラフプレイ禁止)ルールの導入は、キャンペーン第3弾と言えます。

昨夏、韓国で行われた18Uの世界大会で、日本チームの捕手が米国の選手に2度にわたって体当たりされ、しばらく捕手が立ち上がれなかったシーンをご記憶の方も多いと思います。また、プロ野球中継で、しばしばホームで体当たりのシーンが見られ、ナイスプレイ!とかナイスブロック!とか体を張った捕手のプレイが称賛されることがあります。

その結果、野手がとんでもない大けがをしたり、走者が大けがをしたりして、シーズンを棒に振ったり、最悪のケースは選手生命が終わってしまうこともあります。

わが国のアマチュア野球では、目に余るような危険な接触プレイはそんなに起きているわけではありませんが、将来性のある青少年を危険なプレイでけがをさせて将来の夢を失わせてはいけないとの考えから、危険防止(ラフプレイ禁止)のキャンペーンを展開することにしました。具体的には、本塁でのタッグプレイ、各塁でのスライディングについての規制です。

詳細は、アマ内規⑦に追加するとともに、各団体に規則委員会から平成25年2月6日付で通達を出状しました。審判員諸氏はラフプレイの発生には常に注意を払い、厳格にルールを適用し、また併せて指導者の方にはこのルールの趣旨をよくご理解いただきたいとお願いします。

以下参考までにラフプレイ禁止ルールの全文を掲載します。

危険防止(ラフプレイ禁止)ルール

本規則の趣旨は、フェアプレイに精神に則り、プレーヤーの安全を確保するため、攻撃側のプレーヤーが野手の落球を誘おうとして、あるいは触塁しようとして、意図的に野手に体当たりあるいは乱暴に接触することを禁止するものである。

1.タッグプレイのとき、野手がボールを明らかに保持している場合、走者は(たとえ走路上であっても)野手を避ける、あるいは減速するなどして野手との接触を回避しなければならない。審判員

は、

- 1)野手との接触が避けられた
- 2)走者は野手の落球を誘おうとしていた
- 3)野手の落球を誘うため乱暴に接触した

と審判員が判断すれば、その行為は故意とみなされ、たとえ野手はその接触によって落球しても、走者にはアウトが宣告される。ただちにボールデッドとなり、すべての他の走者は妨害発生時に占有していた塁に戻る。なお、走者の行為が極めて悪質な場合は、走者は試合から除かれる場合もある。

2.フォースプレイのとき、次の場合には、たとえ身体の一部が塁に向かっていても、走者には妨害が適用される。

(1)走者が、ベースパスから外れて野手に向かって滑ったり、または走ったりして野手の守備を妨げた場合(接触したかどうかを問わない)

《走者は、まっすぐベースに向かって滑らなければならない。つまり、走者の身体全体(足、脚、腰および腕)が塁間の走者の走路(ベースパス)内に留まる必要がある。ただし、走者が、野手から離れる方向へ滑ったり、走ったりすることが、野手との接触または野手のプレイの妨げになることを避けるためであれば、それは許される。》

(2)走者が体を野手にぶつけたりして、野手の守備を妨害した場合

(3)走者のスライディングの足が、立っている野手の膝より上に接触した場合および走者がスパイクの刃を立てて野手に向かってスライディングした場合

(4)走者がいずれかの足で野手を払うか、蹴った場合

(5)たとえ野手がプレイを完成させるための送球を企てていなくても、走者がイリーガリーに野手に向かってスライドしたり、接触したりした場合

ペナルティ(1)~(5)—————1)ノーアウトまたはワンアウトの場合、妨害した走者と、打者走者にアウトが宣告される。すでにアウトになった走者が妨害した場合も、打者走者にアウトが宣告される。他の走者は進塁できない。2)ツーアウトの場合、妨害した走者にアウトが宣告され、他の走者は進塁できない。3)走者のスライディングが極めて悪質な場合は、走者は試合から除かれる場合もある。

3.捕手または野手が、明らかにボールを持たずに塁線上および塁上に位置して、走者の走路をふさいだ場合は、オブストラクションが厳格に適用される。

なお、捕手または野手が、たとえボールを保持していても、故意に足を塁線上または塁上に置いたり、または脚を横倒しにするなどして塁線上または塁上に置いたりして、走者の走路をふさぐ行為は、大変危険な行為であるから禁止する。同様の行為で送球を待つことも禁止する。このような行為が繰り返されたら、その選手は試合から除かれる場合もある。

ペナルティ:捕手または野手が、明らかにボールを持たずに塁線上および塁上に位置して、走者の走路をふさいだ場合は、オブストラクションが宣告される。(規則7.06a)

捕手または野手がボールを保持していて、上記の行為で走者の走路をふさいだ場合、正規にタグされればその走者はアウトになるが、審判員は捕手または野手に警告を発する。走者が故意または意図的に乱暴に捕手または野手に接触し、そのためたとえ捕手または野手が落球しても、その走者にはアウトが宣告される。ただちにボールデッドとなり、すべての他の走者は妨害発生時に占有していた塁に戻る。(規則7.08b)

2014年度 改正規則解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～

麻生紘二 <日本野球規則委員会委員>

改正規則の解説 ～規則の改正は14カ所

日本野球規則委員会は、1月10日に開催され、規則の改正について検討し、そして1月27日に2014年度の規則改正を以下のように発表しました。今年度の大きな改正は、野手のグラブにも色の制限が加えられたことおよび三塁への偽投が禁止になったことです。歴史的な改正が行われた年と言えます。

- (1) 1.15 (a) の改正および [注] の追加
- (2) 1.17 [注] ③に追加
- (3) 2.40 [原注] に追加
- (4) 2.44 (a) [原注] に追加
- (5) 2.44の末尾の削除
- (6) 3.05 (d)に追加
- (7) 4.12 (b) (4) の改正
- (8) 6.05 (h) [原注] の改正
- (9) 6.06 (c) [原注] および7.00補則 (B) (a) (4) の改正
- (10) 7.09 (a) の改正および [原注] の追加
- (11) 8.02 (a) (1) のペナルティの改正
- (12) 8.05 (b) および同 [注] の改正
- (13) 8.05 (c) [原注] の改正および同 [注]の削除
- (14) 10.01 (a) の改正

規則書の表紙の色は何の色？

前述のとおり、今年から（米国は昨年から）野手のグラブの色についても制限が設けられ、あとで詳しく説明しますが世界の標準色基準 14 番より薄い色のグラブの使用は認められないことになりました。しかし、14 番の色と言っても、素人にはグラブを見ただけでは全く分かりません。そこで少しでもイメージしてもらえればということで黄色の14 番の色を、今年度の「公認野球規則」表紙に使ってみました。これより薄い色はダメということです。ご参考まで。

では、以下プレイングールの改正について解説いたします。

(1) 1.15 (a) の改正および [注] の追加

1.15 冒頭の「投手のグラブ」を「投手を含む野手のグラブ」に改め、同 (a)を次のように改める。
1.15 投手を含む野手のグラブの規格および構造は、1.14規定のとおりであるが、別に次の制限がある。

(a) 投手用のグラブは縫い目、しめひも、ウェブ網を含む全体が1色であることが必要で、しかもその色は、白色、灰色以外のものでなければならない。守備位置に関係なく、野手は PANTONE® の色基準14番よりうすい色のグラブを使用することはできない。

[注] アマチュア野球では、所属する連盟、協会の規定に従う。

下線部が改正箇所ですが、これまでは投手用のグラブにだけ色規制がありました。それは投手のグラブの色が白色だと、打者にとってボールの白との区別がつきにくいからという理由でした。今回、野手のグラブの色についても色規制が適用されたのは同様の趣旨です。例えば外野に飛んだ地面すれすれの打球を前進してきた外野手がダイビングキャッチを試みました。ダイレクトキャッチ？ ショートバウンド？ 審判員としてどっちだったか一瞬判断に迷うときがあります。ましてや、グラブの色が白っぽい色だと、ボールの色とダブリ、ますます判別が難しくなってしまいます。そのために色規制を設けたということです。グラブの色もメーカー側の競争で最近カラフルになってきました。そのあたりにも歯止めがかけられた格好です。

なお、ここでいう野手とは、投手、捕手も含まれます。また、色規制は、グラブ本体だけではなく、グラブ本体、パーツ（紐革、ヘリ革、玉ハミ）にも適用されますが、ハミ出し（切ハミ）についてはこの限りではありません。

ところで、PANTONEとは何でしょう？ PANTONEとは、米国のカラー印刷用インクの会社で、その色見本帳が広く標準としていろんな業界で使用されているようです。一つの色で11番～19番まであり、その14番より薄い色は認められないということです（番号が小さくなると色は薄くなります）。といっても、素人には見ただけでは何番の色なのか、14番より薄いのか濃いのか、全く分かりません。したがって、グラブメーカーを信用するしかありません。しかし、使っているうちに革が色褪せて白または灰色に近いと審判員が判断したらそのグラブを審判員は取り替えさせることができます。

また、プロは今年から規則どおりの適用となりましたが、グラブ一つ買い換えるのも高額ですから底辺の広いアマにとっては大変なことです。この点を考慮して、アマ〔注〕を挿入して、規則を適用するかどうかは各団体の判断に委ねるということにしました。社会人、大学は、今年も猶予期間として、規則の適用は2015年度からとなりました。全軟連はこの規則は適用しないと決めました。一方、高野連は、以前から投手、野手を問わずグラブの色については、「カラーグラブ、ミットは使用できない。ただし黒については使用しても構わない。」との用具の使用制限がありますので今回の改正規則は関係なく、現行どおりということです。

(2) 1.17〔注〕③に追加

③ 投手用グラブに…色でなければならない。ただし、日本野球規則委員会が特に認めた場合は、この限りではない。



規則1.17の〔注〕③は「投手用グラブに商標およびマーク類を布片または刺繍によって表示する場合、その色は、文字の部分を含み、すべて白色または灰色以外の色でなければならない。」と規定していますが、昨今外国メーカーが日本市場に進出しようとしたとき、その会社が長い歴史の中で使っているロゴが、この日本〔注〕に抵触するという事態に直面し、かといって一切排除あるいは日本の規則に合うようロゴを作り替えなさいというのも大人気ないと規則委員会では

判断し、特に理由がある場合に限っては止むなしということで、ただし書きを挿入したものです。

特に理由がある場合とは、相当な期間そのロゴを使用していることおよび白の部分のウェイトが小さいことが条件で、この特別承認のケースを拡大するつもりはまったくありません。

(3) 2.40 [原注] に追加

インフィールドフライが宣告されたときに妨害が発生した場合、打球がフェアかファウルか が確定するまでボールインプレイの状態は続く。打球がフェアになれば、野手の守備を妨害した走者と、打者がアウトになる。打球がファウルになれば、野手の守備を妨害した走者だけがアウトとなり、その打球が捕球されたとしても、打者は打ち直しとなる。

インフィールドフライが宣告されたときに妨害が発生、ありそうなプレイですが、これまで規定がなかったことが不思議なくらいです。

さて、ご存じのとおりインフィールドフライが宣告されてもボールインプレイです。そして、打球がフェアであることがインフィールドフライの条件です。インフィールドフライが宣告されかつフェアの打球を守備しようとしている野手を走者が妨害した場合、ボールデッドとなってその走者はアウトになり、また打者はインフィールドフライでアウトになります。野手がインフィールドフライを捕球したかどうかは関係ありません。仮に野手が落球しても妨害でボールデッドになっているので他の走者の進塁は認められません。

では、インフィールドフライ・イフ・フェアと宣告された打球がファウルになった場合はどうなるのかという点です。規則では、「野手の守備を妨害した走者だけがアウトになり、その打球が捕球されたとしても、打者は打ち直しとなる。」とっています。ファウルになればインフィールドフライは成立しないことはお分かりだと思います。ファウルの打球を守備しようとしている野手を妨害したわけですから、妨害が発生した時にボールデッドとなって、野手がその打球を捕ったかどうかに関係なく、その走者はアウトになります。では打者はこの場合どうなるのか。通常走者が打球を処理しようとしている野手の守備を妨害した場合、走者アウトになって打者には一塁が与えられるわけですが、この場合はファウルですから打者を一塁に行かせることはできないので、ワンストライクが追加され、打者は打ち直しとなるということです。

アンパイアリングとしては、フェアかファウルかははっきりしている打球は妨害が発生したらすぐ「タイム」で構いませんが、ライン上の「インフィールドフライ・イフ・フェア」のケースでは、フェアかファウルが確定するまでは、小さく（妨害があったよと）ポイントしておくことが大事です。そして、フェアかファウルかで上述のように処理が違ってきます。

なお、参考までに、規則7.08 (f)もこの際再確認しておいてください。

『インフィールドフライが宣告された打球が、塁を離れている走者に触れたときは、打者、走者ともにアウトになる。

[例外] インフィールドフライと宣告された打球が、塁についている走者に触れた場合、その走者はアウトにならず、打者だけがアウトとなる。

[注5] インフィールドフライと宣告された打球が走者に触れた場合は、その走者が塁についていなくても、ボールデッドとなる。

(4) 2.44 (a) [原注] の後段に追加

ただし、0アウトまたは1アウトのとき、本塁でのプレイで走者が得点した後、打者走者がスリーフットレーンの外を走って守備妨害でアウトが宣告されても、その走者はそのままセーフが認められて、得点は記録される。

いわゆるプレイが介在（本塁でセーフまたはアウト）したケースですが、親切に明文化したものでこれまでの解釈と何ら変わるものではありません。

例えば走者三塁で投前にスクイズし、それを捕った投手が本塁にトスしたがセーフ、その後捕

手が一塁に送球しようとしたところ打者走者がスリーフットレーンの外側を走っていて捕手の送球に当たり守備妨害が宣告されアウトになった。この場合、0アウトまたは1アウトであれば、三塁走者の得点はそのまま認められ、打者走者アウトで1アウトまたは2アウトから試合再開となる。しかし、2アウトであれば、打者走者が一塁へ触れる前のアウトが第3アウトになるので、三塁走者の得点は認められないことはもちろんです。



(5) 2.44の末尾の削除

「妨害が起きた場合は、ボールデッドとなる。」を削除する。

妨害が起きた場合、通常即ボールデッドとなります。しかし、その例外もあります。

例えば、6.06 (c)のケース、打者がバッタースボックスの外に出て、盗塁した一塁走者をアウトにしようとした捕手の送球動作を妨害した場合、妨害と同時にボールデッドになるのではなく、盗塁した走者がアウトになれば、妨害はなかったものと考えられ、打者はアウトにはなりません。また、6.08 (c)のケース、捕手が打者を妨害した場合、妨害にもかかわらず打者が打って、それがヒットとなり、走者も1個の塁を進み、打者も一塁に達したならば、妨害とは関係なくプレイは続けられます。このように、妨害でも例外的処置があるため、誤解を避ける意味で、2.44の末尾の文章が削除されたもので、この削除は規則の改正を意味するものではなく、妨害が起きてもボールデッドにならないということではないことをご理解ください。

今年の規則改正である、「インフィールドフライと妨害」も、“インフィールドフライ・イフ・フェア”の場合は、フェア/ファウルが確定して初めてボールデッドになりますので、妨害即ボールデッドにならないケースと言えます。

(6) 3.05 (d)の末尾に追加

また、投手が塁上にいるとき、または投手の打席で前のイニングが終了して、投手がダッグアウトに戻らずにマウンドに向かった場合は、その投手は、準備投球のために投手板を踏まない限り、そのイニングの第1打者に投球する義務はない。

3.05 (d)は、本書でも解説したとおり、試合の意図的な遅延行為を防止するために昨年追加になったものですが、ファウルラインを越えたら先頭打者への投球義務があるとすれば、では投手が塁上にいてチェンジになったとか、投手が打者でアウトになってチェンジになった場合、投手はすでにダイヤモンドの中にいるから、そういう場合も先頭打者への投球義務はあるのかという疑問が湧き、その疑問に答えるために今年上記条文が追加されたということです。

条文では、このような場合は、投手が準備投球のために投手板を踏まない限り、先頭打者への投球義務はないと言っています。

(7) 4.12 (b) (4) の改正

解説なし

(8) 6.05 (h) [原注] の2段目の改正

バット全体がフェア地域またはファウル地域に飛んで…

下線部が追加されたもので、バット全体がフェア地域だけでなく、ファウル地域に飛んでプレイを企てている野手を妨害したときにも、故意であったか否かの区別なく、妨害が宣告されるということになり、規則の適用が明確になりました。

(9) 6.06 (c) [原注] の2段目の改正

打者が空振りし、スイングの余勢で、その所持するバットが、捕手または投球に当たり、審判員が故意ではないと判断した場合は、打者の妨害とはしないが、ボールデッドとして走者の進塁を許さない。(下線部を改正)

昨年までの条文は次のようになっていました。

「打者が空振りし、自然の打撃動作によるスイングの余勢が振り戻しのとき、その所持するバットが、捕手がまだ確捕しない投球に触れるか、または捕手に触れたために、捕手が確捕できなかったと審判員が判断した場合は、打者の妨害とはしないが、ボールデッドとして走者の進塁を許さない。」

今回、原文の改正に合わせてわが国の規則書の条文を注意深く読み直し、原文に則して分かりやすい表現にしたのが改正文です。

原文では、“…and swings so hard he carries the bat all the way around”

となっています。つまり、「激しく振りまわされたバット」が捕手に当たったときと言っているのですから、それを「スイングの余勢」と訳し、また「振り戻し」とは振ったバットをまた同じ軌道に戻すということですから、その行為は自然とは言い難く、それが捕手または投球に当たれば、むしろ妨害だろうと判断して、「振り戻し」の言葉は削除しました。

また、バットが触れたために捕手が確捕できなかったのかどうか、審判員としては大変難しい判断が求められることから、「当たったのが故意だったかどうか」で審判員が判断できるようにシンプルに改正になりました。したがって、確捕できたかどうかは問わないということになります。スイングの余勢でバットが捕手に当たり、結果捕手が投球を確捕できなくても、故意でなければ妨害にならないし、逆にバットが捕手に当たったが、しかし捕手が投球を確捕できたとしても故意と審判員が判断すれば打者の妨害となります。

なお、7.00補則(B)(a)(4)も同様に改正となります。

(10) 7.09 (a) を改正し、[原注]を追加

(a)第3ストライクの後、打者走者が投球を処理しようとしている捕手を明らかに妨げた場合。

打者走者はアウトになり、ボールデッドとなって、他の走者は投球当時占有していた塁に戻る。
[原注]投球が、捕手または審判員に触れて進路が変わり、その後打者走者に触れた場合は、打者走者が投球を処理しようとしている捕手を明らかに妨げたと審判員が判断しない限り、妨害とはみなされない。

7.09(a)の改正に伴い、同[注]の①②③の文中も、「明らかに妨害した」と変わり、また7.00補則(A)(g)にも「明らかに」が追加された。つまり、「明らかに」ということですから、だれが見ても捕手の守備の妨げになったと判断される場合に、打者走者は妨害でアウトになるということです。ということは、打者走者に故意性がかなり認められる場合とか、あるいは打者走者が投球または投球を

処理しようとしている捕手を邪魔しないよう避ける時間があった(あるいは避けられた)と判断される場合が、「明らかに」に相当すると考えられます。あくまで審判員の判断ですが、“出会い頭の”あるいは偶然の場合は明らかな妨害とは言えません。

(11) 8.02 (a) (1) のペナルティの改正

ペナルティ 投手が本項に違反した場合には、球審はただちにボールを交換させ、投手に警告を発する。投手がさらに違反した場合には、ボールを宣告する。…

(下線部が改正)

アマチュア野球では、アマ内規^⑪により、「規則8.02(a)(1)のペナルティに代えて、審判員はその都度警告してボールを交換させる。」となっています。

(12) 8.05 (b) および同 [注] の改正

(b) 投手板に触れている投手が、一塁または三塁に送球するまねだけして、実際に送球しなかった場合。

[注] 投手が投手板に触れているとき、走者のいる二塁へは、その塁の方向に直接ステップすれば偽投してもよいが、一塁または三塁と打者への偽投は許されない。…(下線部を改正)

三塁への偽投の禁止、それはまさに画期的な改正と言えます。歴史を紐解くと、塁への偽投はある時代はすべて許され、またある時代はすべてダメとなり、そして1900年に二塁と三塁だけはオーケーとなったようです。

それがまた三塁が禁止となったのは、外国はほとんどけん制をしない、けん制は試合の遅延につながる、そして一・三塁のケースでのけん制はボークではないかと疑わしい動作が多々見られる、といった背景があって、禁止に踏み切ったと聞いています。

三塁への執拗なけん制、また一・三塁での三塁への偽投、これらは確かにほとんど無駄なプレイとみられ、試合の遅延につながっていることは間違いがありません。

ある意味では審判員の立場からすれば禁止になってすっきりしたと言えます。

もちろん、投手板に触れている投手が三塁に送球することは問題ないし、また投手板をはずせば送球してもしなくても問題ないことは言うまでもありません。したがって、三塁へけん制するのだったら必ず送球しなさい、あるいは三塁へけん制するときは投手板を必ずはずしなさいと指導を徹底することです。



(13) 8.05 (c) [原注] の改正および同 [注] の削除

[原注] … ボークである。投手は、塁に送球する前に塁の方向へ直接踏み出さなければならない、踏み出したら送球しなければならない。(二塁については例外)

走者一・三塁のとき、投手が走者を三塁に戻すために三塁へ踏み出したが実際に送球しなかったら (軸足は投手板に触れたまま)、ボークとなる。

偽投は二塁だけしか認められなくなりました。一塁と三塁へは、投手は、投手板に触れたまま、塁に踏み出したら必ず送球しなければならないと非常に単純かつ明快になったと言えます。

かつて、三塁へのけん制を巡っては、

- ・自由な足をゆっくり上げて走者の動きをけん制したり、
- ・ノーwindアップで投球動作と同じ動きで自由な足を回したり、また一・三塁では、
- ・三塁へ踏み出したが腕の振りがなかったり、
- ・三塁へ踏み出し、腕を振ったが、軸足がふたたび投手板の上に落ちたり、
- ・投げ手にボールを持たずに三塁へ偽投し、振り向きざま一塁へ送球するとか

など、偽投の仕方が投手によってバラバラで分かりづらく、その都度規則委員会では規則適用上どう解釈するかを検討してきました。今回の三塁への偽投禁止でこうした紛らわしいプレイはなくなり、大変スッキリしました。と同時に、無駄なけん制をなくすという点でスピードアップにもつながり、かつ投手は打者と勝負という本来のベースボールを呼び起こしたという点で評価できます。しかし、長年一・三塁のケースでは、投手が三塁にまず偽投してそれから一塁へ振り向いて送球するといったプレイに慣れ親しんできたことから、選手たちにはシーズン当初は混乱が生じるだろうと思われそうですが、指導者、審判員がシーズン前にさまざまな機会を捉えて、この規則の改正について繰り返し指導・徹底を図ってほしいとお願いする次第です。

なお、これまでの [注] では「投手が三塁へ踏み出して腕を振って送球する動作 (偽投) をした勢いで軸足が投手板からはずれた (場所の如何を問わない) 場合には、そのまま振り向いて一塁へ送球することは許される。」となっていました。が、“偽投”をした勢いで投手板をはずれても今回の改正でそれも違反となり、長年アマチュアでは、「偽投」とは、あるいは「場所の如何を問わない」とはの議論が繰り返されてきましたが、それにも終止符が打たれたと言えます。

規則適用上の解釈

昨年寄せられた質問の中から参考になる事例を紹介します。

事例1: 同点で最終回の裏、2アウト走者三塁、打者は3ストライク目の投球を空振り、捕手はその球を捕り損ね、大きく横にそらし、ボールはボールデッドの個所に入ってしまった。三塁走者はホームイン。打者は歓喜の余り三塁走者と抱き合っで一塁へ進もうとはしなかった。アピールもなく両チームはホームベースを挟んで整列してしまった。この場合の正しい処置は?

このケースは本塁に整列してしまったのでアピール権は消滅してしまっているが、整列前なら、アマ内規④を準用するのが適切と考えます。つまり打者走者をアウトにするにはアピールが必要です。また、決勝点に相当する場合は、ボールデッド中でも、アマ内規⑨により、守備側は本塁整列前に球審にボールを要求してアピールすることが可能です。

なお、審判員は通常、ボールデッドになれば、打者走者を含む走者に対して1個の塁を進みなさいと指示するので、打者走者がそのまま本塁に留まるということはないかもしれません。また、はっきりそういう指示をしたほうがこの事例のような問題は防止できると言えます。

事例2:2アウト同点の9回裏、走者一・三塁。打者三塁ゴロ。三塁手が捕って一塁へ送球、しかしそれが悪送球となってスタンドに入ってしまった。三塁走者ホームインでサヨナラゲーム。ところが一塁走者は勝ったと思って二塁に行かず本塁整列に向かってきた。そのまま試合終了。果たしてこれで良かったのか？

このケースも本塁整列で試合は終了したわけであるが、規則上はどうだったのだろうか。一塁走者はフォースの状態にあることから守備側からアピールがあればアウトになります。したがって、守備側がアピールをしていれば一塁走者はフォースアウト(スリーアウト) となって、三塁走者の得点は認められず、同点で延長回に入ることになります。なお、この場合も、ボールデッド中ですが、決勝点のケースに当たりますので、前問同様、アマ内規⑨により、守備側は球審からボールをもらって本塁整列前にアピールをすることができます。

*

以上で2014年度の規則改正および規則適用上の解釈の解説を終わりますが、今年度は画期的ともいえる大きな改正がありました。引き続き正しい野球の発展に向けて関係者の皆様のご尽力、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、審判制度改革の一環である、アマチュア公認審判員の登録が今年の6月には実施されます。それによって初めてわが国アマチュア4団体の審判員の実数が把握されることとなります(参考:これまでの日本アマチュア野球規則委員会は昨年4月に全日本野球協会に統合され、一専門委員会としてアマチュア野球規則委員会と改称し活動をしています)。

また、2012年11月に発刊しました「野球規則を正しく理解するための野球審判員マニュアル」は好評にお応えし、最新の規則改正を反映させ、また規則の歴史も織り込みながら中身をさらに充実させ、第2版をこの5月に発行する予定です。野球規則の理解に一助にいただければ幸いです。

2015年度 改正規則解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～

麻生紘二 <日本野球規則委員会委員>

改正規則の解説 ～規則の改正は7カ所

日本野球規則委員会は、1月8日に開催され、規則の改正について検討し、そして1月27日に2015年度の規則改正を以下のように発表しました。今年度は特に大きな改正はありませんでした。

- (1) 1.17[注3]①および③に追加
- (2) 3.06[原注]冒頭に追加
- (3) 4.05[原注]に追加
- (4) 6.10(b)(10)の改正
- (5) 8.02(b)[原注]および同[注]を追加
- (6) 8.05(d)[原注]に追加
- (7) 9.02(c)[原注2]に追加

■ 1.17[注3]①および③に追加

- (1) ① の3段目として次を追加する。

なお、これらの表示については、レーザー照射による文字入れを認める。

- (2) ③ の1・2段目を次のように改める。(下線部を改正)

ミットまたはグラブに表示する商標は、布片、刺繍または野球規則委員会の承認を受けた樹脂製の成型物によるものとし、これを表示する個所は背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちいずれか1カ所に限定し、その大きさは縦4釐以下、横7釐以下でなければならない。

マーク類を布片、刺繍または前記樹脂製の成型物によって表示する場合(エナメル素材のように光る素材での表示は認められない)は、親指のつけ根に近い個所に限定し、その大きさは、縦3.5釐、横3.5釐以下でなければならない。

規則1.17はいわゆるコマースャリゼーションの規定で1981年に作られました。やや時代にマッチしない点もあるのでと見え、見直しをしましたが、結果は上記の通り新技法を盛り込むに留まりました。

■ 3.06[原注]冒頭に追加

ダブルスイッチ(投手交代と同時に野手も交代させて、打撃順を入れ替える)の場合、監督はファウルラインを越える前に、まず球審に複数の交代と入れ替わる打撃順を通告しなければならない。監督またはコーチがファウルラインを越えたら、それ以後ダブルスイッチはできない。

[注]我が国では、本項[原注]前段については、所属する団体の規定に従う。

選手交代に関する規定ですが、普段あまり聞き慣れない、ダブルスイッチの場合の規定が追加になりました。ダブルスイッチとは、投手交代と同時に野手も交代させて、投手を含めて打撃順を入れ替えることを言います。打撃順が入れ替わらなければダブルスイッチとは言いません。例え

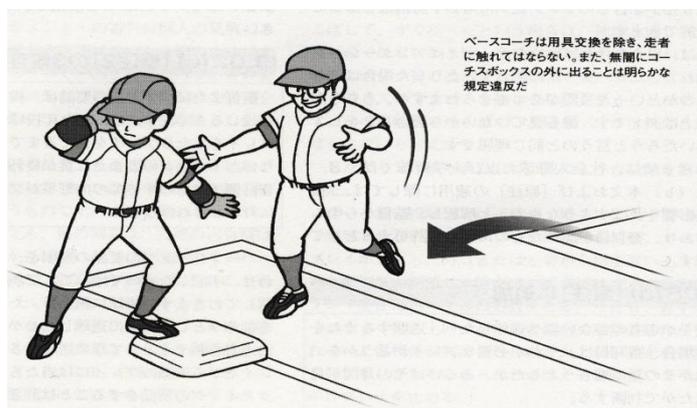
ば、監督がマウンドに行って投手と野手を交代した。しかし、打順の変更はなかった。この場合は、ここで言うダブルスイッチには該当しません。ダブルスイッチの場合は、マウンドに行く前に球審に交代と打撃順を告げなさいと規定しました。それはマウンドに行ってから投手を代えようか、野手はどうか、打撃順はどうかとか考えられたら、混乱はするし、また時間がかかるため、それを避ける意味でもマウンドに行く前にまず交代を告げなさいとしたわけです。

■ 4.05[原注]末尾に追加

ベースコーチは、用具の交換を除き、走者の身体に触れてはならない。

これは何を意味しているのか。テレビでメジャーの試合を観ているとよくこんなシーンが見られます。打者が一塁に出ると一塁ベース

コーチが打者走者の後ろに回って耳元で何かささやいています。これは三塁ベースコーチから出されたサインを読み、その確認を打者走者にしているのだと思われます。大の大人が、走者が出るたび毎回こんな光景が繰り返されるわけですが、目障りで、あまり好感の持てるシーンではありませんので、それを禁止しようというも



のです。エルボーガード、レッグガード等を外したらプレイに支障がないようコーチはすぐ下がらなさいと規定されたものの、残念ながら昨シーズンのメジャーを見ている限りこの規定はまったくと言っていいほど守られていませんでした。ベースコーチについては、コーチボックスの中になさいと決められているにもかかわらず、なぜかほとんどのコーチがボックスから出ているように、ベースコーチはなぜ規則を守れないのだろうと不思議に思います。実際、プレーヤーだけでなく、審判員の立場からもコーチの存在が邪魔になることがあります。

■ 6.10(b)(10)の改正(下線部を改正)

投手が指名打者に代わって打撃するかまたは走者になった場合、それ以後指名打者の役割は消滅する。試合に出場している投手は、指名打者に代わってだけ打撃または走者になることができる。

従来、投手は指名打者に代わって打撃をすることが認められていましたが、今回の改正で代走もできるようになりました。

なお、記録上はどう扱っているかというと、プロ野球の場合、細則で、もともと投手は試合に出ているので、代打、代走という処理はしていないそうです。

■ 8.02(b)[原注]および同[注]を追加

[原注] 投手は、いずれの手、指または手首に何もつけてはならない(たとえば救急ばんそうこう、テープ、瞬間接着剤、プレスレットなど)。審判員が異物と判断するかしないか、いずれの場合も、手、指または手首に何かをつけて投球することを許してはならない。

[注] 我が国では、本項[原注]については、所属する団体の規定に従う。

この規定で注目すべきは、「投げ手の」ではなく、「いずれの」と言っていることです。投げ手に異物をつけてはいけないというのは容易に理解できるわけですが、グラブをはめた手、指または手首もダメというのはどういうことでしょうか。それは我が国ではあり得ないと言っていると思いますが、昨シーズンメジャーでは首筋に松ヤニをつけてそれをボールにこすりつけていた投手が見つかり、退場処分になった例に見られるように、メジャーではとんでもないことが起きます。ですからグラブの指の中に松ヤニをつけておき、その指でボールをこねて投球するというルール破りもあるかもしれません。また米国では契約社会ですからルールブックのどこに禁止と書いてあるのか、書いてないからいいじゃないかという判断がよくなされます。そのため分かり切ったことでも、厳し過ぎるくらい、細かに規定を明文化していきます。

今回も先手を打ってアンフェアに対し予防措置を講じたと理解できます。

では、見えなければいいのか、例えばアンダーシャツに隠れていたり、グラブに隠れていたりした場合は許されるのかといった質問が必ず寄せられますが、もちろん規則上はダメです。誰も見ていないから悪いことをしてもいいだろうと言うのと同じ理屈です。

参考までに、社会人野球および大学野球では、8.02(b)本文および[原注]の適用に際しては、「投球に影響を及ぼすようなもの」と解釈し、監督から申し出があり、審判員が認めたものに限り許可するとしています。

■ 8.05(d)[原注]に追加

投手が走者のいない塁へ送球したり、送球するまねをした場合、審判員は、それが必要なプレイかどうかを、走者がその塁に進もうとしたか、あるいはその意図が見られたかで判断する。

昨年、三塁への偽投が禁止されました。そして、今回、「必要なプレイ」とはどんな場合かが明示されました。それは、走者に進塁の行為があったと審判員が判断した場合に「必要なプレイ」とみなすということです。では、「その意図が見られた」とは、どういう場合を言うのでしょうか。あくまで審判員の判断ですが、一つの目安として走者が塁間の半分以上を越えて、走った、進もうとしたとき、と判断してよいでしょう。したがって、ただ単にスタートを切っただけという場合は、必要なプレイには該当しません。

たとえば、走者二塁。その走者が三塁に走った、そのため投手は投手板を踏んだまま三塁へ送球した。このプレイは必要なプレイとして認められてきました。このように三塁へ送球してしまえば問題ないのですが、では間に合わないと見て途中で送球するのを止めてしまった(偽投)場合はどうでしょうか。それも昨年までは必要なプレイとして認められてきました。

しかし、今年メジャーのアンパイアキャンプに参加したプロの審判員からびっくりするニュースがもたらされました。つまり、上記の例で言えば、三塁に送球すれば問題ないが、途中で止めれば(偽投)、それはボークとなるとの解釈通知が示されたそうです。三塁への偽投が許されなくなったことによって、三塁と一塁とはまったく同じ取り扱いがされるということです。投手板上から偽投が許されるのは二塁だけとなりました。

我が国の規則委員会としては急なことではありましたがこれまでの解釈を上記のように改め、メジャーの解釈にフォローすることにしました。したがって、「野球審判員マニュアル」の90ページ下から3行目の「送球するまねをする」は削除、そして次ページの表の1、3および7はボークとなると改正されますのでご注意ください。

■ 9.02(c)[原注2]の3段目に次を追加

監督または捕手からの要請は、投手が打者へ次の1球を投じるまで、または、たとえ投球しなくてもその前にプレイをしたりプレイを企てるまでに行わなければならない。インニングの表または裏が終わったときの要請は、守備側チームのすべての内野手がフェア地域を去るまでに行わなければならない。

ハーフスイングの要請の期限を、アピールの規定に合わせ、明記したものです。ここで誤解のないよう一つ確認しておきます。投球に続いて、たとえば、捕手が盗塁を刺そうとして二塁に送球したとか、あるいは飛び出した走者を刺そうとして塁に送球するプレイは、一連のプレイだから消滅のプレイには当たらず、その後チェックスイングの要請をすることは許されます。しかし、ボールが一旦投手に戻り、投手がプレイをしてしまえば、もうチェックスイングの要請はできません。

【規則適用上の解釈】

以上で改正規則の説明は終わりますが、昨年度、規則委員会で議論された中から、規則適用上の解釈について3点紹介しておきますので参考にしてください。

◆ 悪送球が野手の手を離れたときの走者の位置について

事例：1アウト、走者一・二塁。二塁走者がけん制で誘い出され、二・三塁間でランダウンになった。その間、一塁走者は二塁に達していた。その後、ランダウンプレイにおいて、二塁手からの送球が悪送球となってボールデッドの個所に入ってしまった。この場合、一塁走者はどこまで進塁できるか(7.05(g))。

——— 規則7.05(g)は、次のように規定しています。「審判員は2個の進塁を許すにあたって、…その他の場合は、悪送球が野手の手を離れたときの各走者の位置を基準として定める。」

ここで問題となるのが「走者の位置」をどう読むかということです。規則委員会でも大いに議論になりました。我が国では、1980年のプロアマ合同野球規則委員会で、「走者の位置とは文字通り各走者がそのとき立っていたところ」との解釈をとっており、それを継承しています。

したがって、上記の事例で言えば、二塁に達していた一塁走者も、二塁から二つで、本塁が与えられるということになります。

このときも議論は二分され、米国規則委員会の回答である、文字通り走者が立っていたところを支持する委員と、その年に来日したメジャーの審判員個人の見解である、一塁走者には二塁の占有権はないから彼のオリジナルの塁である一塁から二つで三塁までを支持する委員とで紛糾しましたが、最終的には米国規則委員会の回答を尊重して、「走者が立っていたところ」を結論とした経緯があります。

昨年度、我が国規則委員会でも再び同じような議論が蒸し返されました。反対意見はやはり一塁走者には二塁の占有権はないというものです。また、米国の元マニュアル編集委員に聞いても、彼の回答は、二塁の占有権はないから三塁までしか行けない、これは[原注1]の「ときによっては、走者に2個の塁が与えられないこともある。」に該当する、というものでした。

しかし、納得がいけない点が残りました。それは、進塁の基準に占有権云々という考え方はどこにも明記されていないということと、[原注1]に該当すると言ってもこの点も曖昧だし説得力に欠けるのではということです。

そのため、最終的には規則委員会としてはこれまでの解釈を踏襲する、つまり走者が立っていたところという解釈を継続することにしました。

◆ ボーク後のタイムについて

事例:ボーク後の投球または送球を捕手または野手のはじいた場合、どの時点でタイムをかけるのか。

—— ボーク後の投球または送球を捕手または野手が前にこぼした、あるいははじいたがすぐ拾った、こういう場合は「捕球した」と同じ扱いでよいのではないかという考えもあります。しかし、「すぐ拾った」というのはどの程度を言うのかという議論がまた出てきます。実際どこまでか、一線を引くことは大変難しいと考えます。

ボーク後に、タイムをかけるときは、投球または送球が捕球されたとき、あるいはすべてのプレイが止まったときと理解されています。ところが事例のように、はじいた、こぼしたというのが「捕球」に当たらないことは明白です。こぼして、すぐ拾ったという場合は、捕球と同じ扱いで良いのではないかという意見もありますが、しかし、走者は、ボーク後の投球または送球が悪送球になった場合、自分のリスクでアウトを賭して余塁を奪うことができます。その可能性が残されている限りプレイは続けられねばならないと考えます。

したがって、規則委員会では次のような結論を出しました。

「ボーク後の投球または送球が、野手によって第一動作で捕球されない限りインプレイの状態を続け、すべてのプレイが止まった時点または走者が余塁を奪いそうにないと審判員が判断した時点で、審判員はタイムをかけてプレイを止めボーク後の処置をとる。ただし、野手がボールをすぐ拾い上げ、かつ走者に全く進塁の動作が見られないと審判員が判断したとき、および単独走者三塁でランダウンプレイになったときは、その時点でタイムをかけプレイを止める。」

◆ 監督またはコーチが投手のもと(マウンド)へ行く制限について

監督またはコーチがマウンドに行く回数のカウントの仕方については、やや曖昧な部分があったり、国際大会とは違った行動が我が国で見られました。そのため、国際基準に合わせると同時に、時間短縮という点も考慮して、プロアマ共同で回数の考え方について次の通り明確化し、周知徹底のためアマチュア野球規則委員会から各団体に通達を平成27年2月10日付けで出状しました。

監督またはコーチが投手のもと(マウンド)へ行く制限について

1. 監督またはコーチがファウルラインを越えて投手のもと(マウンド)へ行った場合は必ず1回に数えられる規則である。
2. イニングの途中で、監督またはコーチが投手のもとへ行き、投手交代をする場合:新しい投手がマウンドに到着し、その投手がウォームアップを始めたならば、その監督またはコーチはベンチに戻る。もし、そのまま(マウンドに)留まっていた場合には「一度」に数えられる。
3. 新しいインニングの初めに監督またはコーチがマウンドに行った場合には、「一度」に数えられる。
4. 球審(審判員)は、監督またはコーチに投手のもと(マウンド)へ行った回数を知らせる。
— 例えば —
・インニングの初めに監督またはコーチがマウンド行って新しく交代した投手を待ち(1回)、さらにその投手がウォームアップを始めてもマウンドに留まっていれば(1回)となり、合計2回となって、

8.06(b)に抵触し、その投手は自動的に試合から退くことになってしまいます。これでは、まだ1球も投げないうちに退くこととなりますので、この場合は、その打者がアウトになるか、走者になるまで投球し、その後に退くこととなります。

しかし、こんな事態を看過しないように、審判員は投手のウォームアップが始まったら監督またはコーチにベンチに下がってください、このままそこにいるともう1回となりますよと注意してあげることをお勧めします。もちろん監督またはコーチが不注意にマウンドに行かないことが一番です。

また、チェンジになったら野手は試合球をマウンドに置くか、転がすようにしてください。

最後に、「投球当時」の解釈について、長年、我が国では『オン・ザ・ラバー』の解釈をとってきましたが、国際基準およびプロとは異なるため、「投手が投球動作を開始したとき」に変更する予定です。ただし、実施は、混乱を避けるため、今年1年間は猶予期間とし、2016年度からの実施を考えていますのでお含み置きください。

2016年度改正規則の解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～【日本野球規則委員会】

日本野球規則委員会は1月8日に開催され、規則改正について議論し、その後の編纂委員会を経て1月28日に2016年度の規則改正を以下の通り発表しました。

今年度は、条文構成の大幅な変更をはじめとして12項目にわたる改正となりました。

- (1)規則書条文構成の大幅な変更
- (2)2.01〈1.04〉の【注】を削除(〈 〉内は昨年の条項番号、以下同様)
- (3)3.05〈1.13〉に【注】を追加
- (4)3.06〈1.14〉の改正および【注】を追加
- (5)3.08(d)〈1.16(d)〉の改正
- (6)5.04(b)(2)〈6.02(b)〉【原注】の改正
- (7)5.04(b)(4)(A)〈6.02(d)(1)〉の改正および【注】を追加、【原注】を削除
- (8)6.01(a)(10)〈7.09(j)〉【原注】の改正
- (9)6.01(i) (【原注】および【注】を含む)の改正
- (10)6.03(a)(4)〈6.06(d)〉の改正
- (11)7.02(a)(3)〈4.12(a)(3)〉の改正
- (12)7.03(c)〈4.16〉の改正

(1) 規則書条文構成の大幅な変更

2015年のofficial Baseball Rulesの改正を受けて、我が国でも大幅な条文構成の変更が行われました。

2015年の公認野球規則の目次	2016年の公認野球規則の目次
1.00試合の目的、競技場、用具	1.00試合の目的
2.00本規則における用語の定義	2.00競技場
3.00試合の準備	3.00用具・ユニフォーム
4.00試合の開始と終了	4.00試合の準備
5.00ボールインプレイとボールデッド	5.00試合の進行
6.00打者	6.00反則行為
7.00走者	7.00試合の終了
8.00投手	8.00審判員
9.00審判員	9.00記録に関する規則
10.00記録に関する規則	本規則における用語の定義

上の比較表の通り、新しい構成ではボールインプレイとボールデッド、打者、走者、投手に関する規則が、「5.00試合の進行」の章に集約されるとともに、打者、走者、投手のそれぞれの反則行為は、すべて「6.00反則行為」の章に纏められました。

お気付きの通り、これまでの条項の番号は一新されますので、新しい規則書では新条項番号の後に〈 〉書きで旧番号を表示するとともに、巻末には前年との対比表を掲載して、できるだけ関係者が戸惑うことのないよう配慮されています。

また、この機会に【原注】【付記】【規則説明】の表記を、原文の通りに統一しました(Comment:原注、Note:付記、Approved Rulinning:規則説明)。

(2) 2.01<1.04>【注】を削除

競技場に関する規定の項の、下記【注】を削除。

【注】ファウルボールも白く塗らなければならないが、判別の便宜上、他の色のものを用いてもよい。ファウルラインを表示するのに、木材その他の堅い材料を用いてはならない。

昭和30年に初めてプロ・アマ合同の規則書が発行される以前からプロ側の規則書に記載されていた【注】がそのまま残っていたものです。ファウルボールの色に関する規定は原文にはありませんし、ファウルラインを木材等の材料で表示することは今では考えられません。現在は不要となった【注】と判断し削除することになりました。

(3) (4) 3.05<1.13>、3.06<1.14>に【注】を追加および3.06<1.14>の改正

3.05および3.06に次の【注】を追加。

【注】我が国では、縦の大きさを先端から下端まで13インチ(33.0センチ)とする。

3.06冒頭の「一塁手、捕手以外」を「捕手以外」に改める。

一塁手のグラブまたはミット(3.05)および野手のグラブ(3.06)の大きさに関する規定ですが、本文規定の12インチを、13インチまで認めることに変更しました。この改正は、我が国で硬式、軟式、プロ、アマを問わず、規定の12インチを超えるグラブおよびミットが流通し、多くの選手に使用されている事実が判明したための措置です。これは、米国において20年以上前から13インチまでのグラブ、ミットの使用が暗黙のうちに認められ、米国のメーカーが製造、販売したのを、日本のメーカーが追随したという経緯があったためであることが分かりました。規則委員会としては、バットやボールの規格については、大会毎に検査を実施するなど、注意を払ってきましたが、グラブについてはメーカーを信頼していましたので、迂闊だったと言われれば認めざるを得ません。いずれにしても、現状に合わせてルールの方を手当てするのが最善の策と考えての措置です。米国でもこの件は今年のウィンターミーティングにおいて問題提起されたようで、今年度は13インチが明文化されるのではないかとこの情報があります。

なお、3.06冒頭の「一塁手、捕手以外」が「捕手以外」と改められたことにより、一塁手はミット、グラブのどちらを使用してもよいことが明確になりました。また、逆に一塁手以外の野手が一塁手のミットを使用することはできないことも再確認されました。

(6) (7) 5.04(b)(2)<6.02(b)>【原注】の改正および5.04(b)(4)(A)<6.02(d(1))>の改正、【注】を追加、【原注】を削除

5.04(b)(2)【原注】の3段目以降を次のように改める。(下線部を追加。)

審判員は、投手がwindアップを始めるか、セットポジションをとったならば、打者または攻撃側チームのいかなる要求があっても「タイム」を宣告してはならない。……球審が寛大にしなければいけないほど、打者は打者席の中にいるのであり、投球されるまでそこにとどまっていなければならないということがわかるだろう。

(5.04b4参照)

以下はメジャーリーグだけで適用される[原注]の追加事項である。打者が打者席に入ったのに、投手が正当な理由もなく、ぐずぐずしていると球審が判断したときには、打者がほんの僅かの間、打者席を離れることを許してもよい。走者が塁にいるとき、投手がワイ

ンドアップを始めたり、セットポジションをとった後、打者が打者席から出たり、打撃姿勢をやめたのにつられて投球を果たさなかった場合、審判員はボークを宣告してはならない。投手と打者との両者が規則違反をしているので、審判員はタイムを宣告して、投手も打者もあらためて「出発点」からやり直させる。

以下はマイナーリーグで適用される[原注]の追加事項である。走者が塁にいるとき、投手がwindアップを始めたり、セットポジションをとった後、打者が打者席から出たり、打撃姿勢をやめたのにつられて投球を果たさなかった場合、審判員はボークを宣告してはならない。5.04(b)(4)(A)に抵触する場合、審判員は自動的にストライクを宣告する。

5.04(b)(4)(A)を次のように改める。

① 「マイナーリーグでは、以下の規則を実施する。」を削除する。

② 5.04(b)(4)(A)の後段を次のように改め(下線部を追加)、【注】を追加、同【原注】を削除する。

打者が意図的にバッタースボックスを離れてプレイを遅らせ、かつ前記(i)～(viii)の例外規定に該当しない場合、当該試合におけるその打者の最初の違反に対しては球審が警告を与え、その後違反が繰り返されたときにはリーグ会長が然るべき制裁を科す。

【注】我が国では、所属する団体の規定に従う。

これらの打者に関する規則の一連の改正は、昨年までマイナーリーグに適用されていた「バッタースボックスルール」がメジャーで適用されることになったことによるものです。我が国では、5.04(b)(4)(A)の適用に関しては、【注】の通り、各団体の規定に従うことになり、アマチュア野球においては新たに以下の内規を設けて対応することになりました。

アマチュア内規②バッタースボックスルール

(1) 打者は打撃姿勢をとった後は、次の場合を除き、少なくとも一方の足をバッタースボックス内に置いていなければならない。この場合は、打者はバッタースボックスを離れてもよいが、「ホームプレート周囲の土の部分」を出てはならない。

- 1) 打者が投球に対してバットを振った場合。
- 2) 打者が投球を避けてバッタースボックスの外に出ざるを得なかった場合。
- 3) いずれかのチームのメンバーが「タイム」を要求し認められた場合。
- 4) 守備側のプレーヤーがいずれかの塁で走者に対するプレイを企てた場合。
- 5) 打者がバントするふりをした場合。
- 6) 暴投または捕逸が発生した場合。
- 7) 投手がボールを受け取った後マウンドの土の部分から離れた場合。
- 8) 捕手が守備のためのサインを送るためキャッチャースボックスを離れた場合。

(2) 打者は、次の目的で「タイム」が宣告されたときは、バッタースボックスおよび「ホームプレート周囲の土の部分」を離れることができる。

- 1) プレーヤーの交代
- 2) いずれかのチームの協議

なお、審判員は、前の打者が塁に出るかまたはアウトになれば、速やかにバッタースボックスに入るよう次打者に促さねばならない。

ペナルティ(1)(2)

打者が意図的にバッタースボックスを離れてプレイを遅らせ、かつ前記1)～8)の例外規定に該当しない場合、または、打者が意図的に「ホームプレートを囲む土の部分」を離れてプレイを遅らせ、かつ、(2)の1)～2)の例外規定に該当しない場合、球審は、その試合で2度目までの違反に対しては警告を与え、3度目からは投手の投球を待たずにストライクを宣告する。この場合はボールデッドである。

もし打者がバッタースボックスの外にとどまり、さらにプレイを遅延させた場合、球審は投手の投球を待たず、再びストライクを宣告する。

なお、球審は、再びストライクを宣告するまでに、打者が正しい姿勢をとるための適宜な時間を認める。(規則5.04(4)(A))

ペナルティを適用するケースとしては、ベンチのサインを見る、素振りをする、滑り止めスプレーを使用するなど、バッタースボックスから離れた場合が考えられます。

なお、上記「バッタースボックスルール」は、2016年は猶予期間とし、1年間に限りペナルティの適用は警告までにとどめることにしました。

(8) 6.01(a)(10)<7.09(j)【原注】>の改正

6.01(a)(10)【原注】後段を次のように改める。(下線部を改正)

捕手が打球を処理しようとしているのに、他の野手(投手を含む)が、一塁へ向かう打者走者を妨害したらオブストラクションが宣告されるべきで、打者走者には一塁が与えられる。

昨年まで投手と一塁手に限定されていたものが、他の野手にも妨害の可能性があるとということで、他の野手(投手を含む)という表現に改められました。

(9) 6.01(i) (【原注】および【注】を含む)の追加

(i) 本塁の衝突プレイ

(1) 得点しようとする走者は、最初から捕手または本塁のカバーに来た野手(投手を含む、以下「野手」という)に接触しようとして、または避けられたにもかかわらず最初から接触をもくろんで走路から外れることはできない。もし得点しようとした走者が最初から捕手または野手に接触しようとしたと審判員が判断すれば捕手または野手がボールを保持していたかどうかに関係なく、審判員はその走者にアウトを宣告する。その場合、ボールデッドとなって、すべての他の走者は接触が起きたときに占有していた塁(最後に触れていた塁)に戻らなければならない。走者が正しく本塁に滑り込んでいた場合には、本項に違反したとはみなされない。

【原注】 走者が触塁の努力を怠って、肩を下げたり、手、肘または腕を使って押ししたりする行為は、本項に違反して最初から捕手または野手と接触するために、または避けられたにもかかわらず最初から接触をもくろんで走路を外れたとみなされる。走者が滑り込んだ場合、足からのスライディングであれば、走者の尻および脚が捕手または野手に触れる前に先に地面に落ちたとき、またヘッドスライディングであれば、捕手または野手と接触する前に走者の身体が先に地面に落ちたときは、正しいスライディングとみなされる。捕

手または野手が走者の走路をブロックした場合は、本項に違反して走者が避けられたにもかかわらず接触をもくろんだということを考える必要はない。

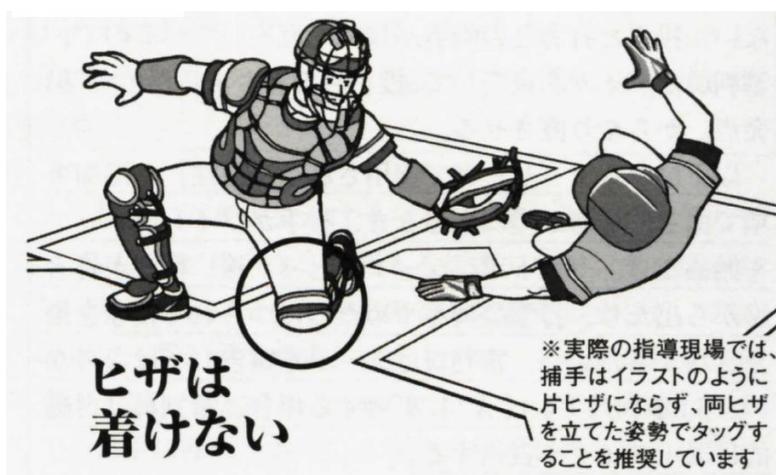
(2) 捕手がボールを持たずに得点しようとしている走者の走路をブロックすることはできない。もし捕手がボールを持たずに走者の走路をブロックしたと審判員が判断した場合、審判員はその走者にセーフを宣告する。

前記にかかわらず、捕手が送球を実際に守備しようとして走者の走路をふさぐ結果になった場合(たとえば、送球の方向、軌道、バウンドに反応して動いたような場合)には、本項に違反したとはみなされない。また、走者がスライディングすることで捕手との接触を避けられたならば、ボールを持たない捕手が本項に違反したとはみなされない。

本塁でのフォースプレイには、本項を適用しない。

【原注】 捕手がボールを持たずに本塁をブロックするか(または実際に送球を守備しようとしていないとき)、および得点しようとしている走者の走塁を邪魔するか、阻害した場合を除いて、捕手は本項に違反したとはみなされない。審判員が、捕手が本塁をブロックしたかどうかに関係なく、走者はアウトを宣告されていたであろうと判断すれば、捕手が走者の走塁を邪魔または阻害したとはみなされない。また、捕手は、滑り込んでくる走者と日常的に不必要かつ激しい接触(たとえば膝、レガース、肘または前腕を使って接触をもくろむ)をする捕手はリーグ会長の制裁の対象となる。

【注】 我が国では、本項の(1)(2)ともに、所属する団体の規定に従う



本塁上で、得点をめぐって走者と捕手が激しく接触するプレイは、これまでに米国でも日本でも度々繰り返されてきました。走者の無法ともいえる捕手への体当たりや、捕手がホームプレートをふさいでしまう「ブロック」によって、過去には多くの選手が傷つき、最悪の場合には選手生命を断たれるような大けがを負うケースもありました。こういった事態に対して、昨年MLBもようやく重い腰を上げ、この“collision rule”を採用するに至りました。我が国では、アマチュア野球において2013年に「危険防止(ラフプレイ禁止)ルール」としてアマチュア内規が定められ、すでに運用していますが、今年からはプロ野球においても独自の内規を制定して対応することになります。

以下に2016年版アマチュア内規の抜粋を記載しておきます(下線部は、新ルール6.01(i)に対応するため変更した部分です)。

アマチュア内規⑩危険防止(ラフプレイ禁止)ルール

1. タッグプレイのとき、野手がボールを明らかに保持している場合、走者は(たとえ走路上であっても)野手を避ける、あるいは減速するなどして野手との接触を回避しなければならない。

- 1) 野手との接触が避けられた
- 2) 走者は野手の落球を誘おうとしていた
- 3) 野手の落球を誘うため乱暴に接触した

と審判員が判断すれば、その行為は妨害とみなされ、たとえ野手はその接触によって落球しても、走者にはアウトが宣告される。ただちにボールデッドとなり、他の走者は妨害発生時に占有していた塁に戻る。なお、走者の行為が極めて悪質な場合は、走者は試合から除かれる場合もある。(規則6.01i(1))

2. 次の場合には、たとえ身体の一部が塁に向かっていても、走者には妨害が宣告される。

(1) 走者が、ベースパスから外れて野手に向かって滑ったり、または走ったりして野手の守備を妨げた場合(接触したかどうかを問わない)。

〈走者は、まっすぐベースに向かって滑らなければならない。つまり走者の身体全体(足、脚、腰および腕)が塁間の走者の走路(ベースパス)内に留まることが必要である。ただし、走者が、野手から離れる方向へ滑ったり、走ったりすることが、野手との接触または野手のプレイの妨げになることを避けるためであれば、それは許される。〉

(2) 走者が体を野手にぶついたりして、野手の守備を妨害した場合。

(3) 走者のスライディングの足が、立っている野手の膝より上に接触した場合および走者がスパイクの刃を立てて野手に向かってスライディングした場合。

(4) 走者がいずれかの足で野手を払うか、蹴った場合。

(5) たとえ野手がプレイを完成させるための送球を企てていなくても、走者がイリーガリーに野手に向かってスライドしたり、接触した場合。

ペナルティ(1)～(5)

1) フォースプレイのときの0アウトまたは1アウトの場合、妨害した走者と、打者走者にアウトが宣告される。すでにアウトになった走者が妨害した場合も、打者走者にアウトが宣告される。ただちにボールデッドとなり、他の走者は進塁できない。

2) フォースプレイのときの2アウトの場合、妨害した走者にアウトが宣告され、ただちにボールデッドとなり、他の走者は進塁できない。

3) タッグプレイの場合、妨害をした走者にアウトが宣告され、ただちにボールデッドとなり、他の走者は妨害発生時に占有していた塁に戻る。

4) 走者のスライディングが極めて悪質な場合は、走者は試合から除かれる場合もある。(規則5.09b(3)、規則6.01i(1))

3. タッグプレイのとき、捕手または野手が、明らかにボールを持たずに塁線上および塁上に位置して、走者の走路をふさいだ場合は、オブストラクションが厳格に適用され

る。

なお、捕手または野手が、たとえボールを保持していても、故意に足を塁線上または塁上に置いたり、または脚を横倒しにするなどして塁線上または塁上に置いたりして、走者の走路をふさぐ行為は、大変危険な行為であるから禁止する。同様の行為で送球を待つことも禁止する。このような行為が繰り返されたら、その選手は試合から除かれる場合もある。

ペナルティ

捕手または野手がボールを保持していて、上記の行為で走者の走路をふさいだ場合、正規にタグされればその走者はアウトになるが、審判員は捕手または野手に警告を発する。走者が故意または意図的に乱暴に捕手または野手に接触し、そのためたとえ捕手または野手が落球しても、その走者にはアウトが宣告される。ただちにボールデッドとなり、他の走者は妨害発生時に占有していた塁に戻る。(規則6.01h、規則6.01i(2))

アマチュア内規では、攻撃側および守備側に対して、規則本文の規定と比べて、より厳しい制約を課すことによって、塁上での接触を極力避け、プレーヤーの安全が確保できるような規定を採用しています。走者は、たとえ走路上であっても野手との接触を避ける努力を怠ってはいけませんし、捕手または野手は、たとえボールを保持していても「ブロック」は許されません。また、この内規の適用は、本塁でのプレイのみに限定されてはいません。例えば、二塁のピボットマンに対しての、走者の併殺崩しの危険なスライディングなども対象となります。すべての審判員、プレーヤーがこの規則の趣旨を正しく理解して、的確な運用をすることによって、試合中の衝突事故を根絶したいものです。野球は決して格闘技ではありません。

(10) 6.03(a)(4)<6.06(d)>の改正

6.03(a)(4)の3段目を次のように改める。(下線部を追加)

打者がこのようなバットを使用したため起きた進塁は認められない。(バットの使用に起因しない進塁、たとえば盗塁、ボーク、暴投、捕逸を除く)が、アウトは認められる。

違反バットの使用に起因しない進塁については、これまでは定めがありませんでしたが、今回の改正により、違反バットの使用に起因しない進塁は認められることになりました。

これは、打順の誤りの場合と同じ解釈です。

(11) 7.02(a)(3)<4.12(a)(3)>の改正

7.03(a)(3)を次のように改める。(下線部を改正)

照明の故障、またはホームクラブが管理している競技場の機械的な故障(たとえば開閉式屋根、自動キャンバス被覆装置などの排水設備)の故障(オペレーターの過失を含む)。

サスペンデッドゲームになる事由に上記、下線部が追加されました。

(12) 7.03(c)<4.16>の改正

7.03(c)を次のように改める。(下線部を追加)

球審が、試合を一時停止した後、その再開に必要な準備を球場管理人に命じたにもかかわらず、その命令が意図的に履行されなかったために、試合再開に支障をきたした場合は、その試合はフォーフイテッドゲームとなり、ビジティングチームの勝ちとなる。

英文の改正をそのまま受け入れたものですが、もともとアマチュア野球では、本条を適用していません。

【規則適用上の解釈の変更】

～「投手の投球当時」の解釈の変更について～

アマチュア野球においては、「投手の投球当時」の解釈を、「投手がボールを持って投手板に触れたとき(オン・ザ・ラバー)」と解釈する立場をとってきましたが、今年からMLBやNPBの解釈に合わせて、「投手が打者に対する投球動作を開始したとき」に変更しました。

以上で2016年度の規則改正および規則適用止の解釈変更についての解説を終わります。規則書全体に関する条文構成の大幅な変更は、審判員や公式記録員をはじめ関係者にとっては厄介な改正ですが、新しい構成に早く慣れていただきたいと思います。

今年の改正では、6.01(i)の「collision rule」がクローズアップされていますが、野球は相手がいて初めてゲームが成り立つのです。「Respect & Justice」。先人たちが築き上げた「相手を尊敬し、フェアに戦うこと」を忘れなければ、相手に衝突するようなプレイは起こらないはずです。WBSCのランキングが世界一の日本ならば、フェアプレイでも世界一と言われるようになりたいものです。

2017年度 改正規則の解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～ 解説／日本野球規則委員会

プロ・アマ合同の日本野球規則委員会は1月14日に開催され、2017年度の規則改正について両者で合意し、その後の編纂委員会を経て1月24日に18項目にわたる改正規則を発表しました。以下、そのポイントについて解説します。

(1) 3.05の改正および同【注】の削除

3.05 一塁手のグラブ

一塁手のグラブまたはミットの縦の大きさを、先端から下端まで「13インチ(33.0センチ)以下」とし、同【注】を削除する。

(2) 3.06の改正および同【注】の削除

3.06 野手のグラブ

捕手以外の野手のグラブの縦の大きさを、先端から下端まで「13インチ(33.0センチ)以下」とし、同【注】を削除する。

<解説>

上記2項目は、OFFICIAL BASEBALL RULES(以下OBRと表記)において、捕手以外の野手(一塁手を含む)のグラブの縦の最大の長さが、これまでの12インチ(30.5センチ)から13インチ(33.0センチ)に修正されたことに伴う改正です。わが国では、一昨年シーズン中に規定の長さを超えるグラブが使用されていることが発覚したため、昨年、とりあえず【注】を設けて対応しましたが、規則本文が改正されましたので不要となりました。

(3) 3.07(a)の前段および同【注】の改正

3.07 投手のグラブ

(a) 投手のグラブは、縁取りを除き白色、灰色以外のものでなければならない。審判員の判断によるが、どんな方法であっても幻惑させるものであってはならない。

【注】アマチュア野球では、投手のグラブについては、縁取り、しめひも、縫い糸を除くグラブ本体(捕球面、背面、ウェブ網)は1色でなければならない。

<解説>

投手のグラブの色について、OBRでは、すでに2006年に上記の規定に改正されていましたが、わが国では「“全体が1色でなければならない”という表現がなくなることによって予想される混乱を避けるため」という理由から、この改正を受け入れていませんでした。しかし、各カテゴリーによる国際大会が頻繁に行われるようになった今、いつまでも日本だけのルールに縛られている時代でもなく、また、わが国の規則委員会の“原文に忠実な規則書を”との方針からも、ここで、この改正に踏み切ることになりました。

なお、アマチュア野球においては、“幻惑”の解釈に混乱が生じることのないよう、具体的な【注】を設定しました。

(4) 【3.03～3.09 原注】を【3.08 原注】とする

3.08 ヘルメット

【原注】 審判員は各項に対する違反を認めた場合には、これを是正するように命じる。審判員の判断で、適宜な時間がたっても是正されない場合には、違反者を試合から除く。

<解説>

これまでの【3.03～3.09 原注】は、ユニフォーム、グラブ、バット、商標等の用具に関する規則違反に対する処置を定めた【原注】ですが、OBR 原文ではすでに削除されています。一方で、3.08 ヘルメットの項には【原注】として記載がありますので、原文に合わせることにしました。

(5) 5.04(b)(4)の改正

5.04(b) 打者の義務(4)バッタースボックスルール

①同(A)に(ii)を追加し以下繰り下げる。また(iii)<従来の(ii)>を改正(下線部を追加)

(ii) チェックスイングが塁審にリクエストされた場合。

(iii) 打者が投球を避けてバランスを崩すか、バッタースボックスの外に出ざるを得なかった場合。

②同(B)に次の(i)を追加し、以下繰り下げる。

1. 負傷または負傷の可能性がある場合。

<解説>

昨年、新たに採用されたバッタースボックスルールの一部改正です。打撃中の打者は、原則として常時バッタースボックス内に片足を置いておかなければなりません。本項(A)(B)の例外規定があります。

(A)は、両足がバッタースボックスを出ることはやむを得ないが“ホームプレートを囲む土の部分”を出ることは許されないというもので、従来8項目が規定されていましたが、今回、(ii)が追加されました。

(B)は、“ホームプレートを囲む土の部分”を離れることが許される場合で、従来の2項目に加え、上記(i)の1項目が追加されました。なお、追加項目の“負傷”の対象には以下が考えられます。

打者、守備側の選手、審判員など。

また、アマチュア野球では、昨年、アマチュア内規で定めた違反者へのペナルティ(同一打者が同一試合で違反2回までは警告、3回目以降はストライクワンをカウントする。)を今年度より厳格に適用します(昨年1年間は猶予期間としていました)。

(6) 5.06(b)(3)(c)および同【原注】の改正

5.06 走者(b)進塁(3)(C)(下線部を改正)

野手が飛球を捕らえた後、ボールデッドの個所に踏み込んだり、倒れ込んだ場合。

【原注】 野手が正規の捕球をした後、ボールデッドの個所に踏み込んだり、倒れ込んだ場合、ボールデッドとなり、各走者はボールデッドの個所に入ったときの占有塁から1個の進塁が許される。

<解説>

昨年までの規則では、ボールデッドになる個所のうち、ダッグアウトに関しては、野手が正規の捕球後に倒れ込まない限りプレイは続けられることになっていました。今回の改正により、ダッグアウトもスタンドやその他のボールデッドの個所と同様、踏み込んだだけでボールデッドとなり、塁に走者がいれば1個の進塁が許されることになりました。なお、この解釈は、後述の(10)5.09(a)(1)【原注】および(13)5.12(b)(6)でも同様です。

(7) 5.07(a)(2)【注1】の改正

5.07 投手(a)正規の投球姿勢(2)セットポジション(下線部を改正)

【注1】アマチュア野球では、本項【原注】の前段は適用しない。

<解説>

投手がセットポジションから投球する場合、昨年までわが国ではプロ・アマを問わず、5.07(a)(2)【原注】の前段「走者がいない場合、セットポジションをとった投手は、必ずしも完全静止をする必要はない。」は適用しないこととしていました。つまり、セットポジションから投球する投手は、走者がいてもいなくても一旦、完全静止をしてから打者に対して投球することが要求されていました。今回、プロ側から、この【注1】の削除が提案され、議論しました。外国人投手が多く在籍するプロ側の事情は理解できますが、アマチュア側としては、走者がいるときのセットポジションからの投球が乱れるのではないかと懸念があるため、今しばらくは走者の有無にかかわらず、完全静止を義務付ける必要があるとの判断から、【注1】をアマチュア野球限定の規則として残すことにしました。

(8) 5.08(b)の改正

5.08 得点の記録(b)(下線部を改正)

正式試合の最終回裏、または延長回の裏、満塁で打者が四球、死球、その他のプレイで一塁を与えられたために走者となったので、打者とすべての走者が次の塁に進まねばならなくなり、三塁走者が得点すれば勝利を決する1点となる場合には、球審は三塁走者が本塁に触れるとともに、打者が一塁に触れるまで試合の終了を宣告してはならない。

<解説>

下線部の文章が追加されていますが、これまでの規則解釈に変更はなく、本項のようなケースで、次塁に進む義務を負うのは三塁走者と打者だけです。

(9) 【5.08 原注】の表現を一部改め、配列を変更

5.08 は、得点の記録に関する規定であり、【5.08 原注】においては、フォースアウトやアピールアウトとアウトカウントによる得点の記録との関係などを、具体例を織り交ぜながら説明している部分です。今回の改正では、【規則説明】の配列や、具体例の走者の位置の設定などをOBRの原文に忠実に再現するとともに、一部分、表現も変えています。規則解釈に関しては、これまでと変わる点は全くありません。

規則説明 打者走者のアウトが一塁に触れる前のアウトの形をとり、それが第3アウトにあたったときは、たとえ他の走者がそのアウトの成立前か、あるいはそのアウトが成立するまでのプレイ中に本塁に触れていても得点は記録されない。

規則説明 打者走者のアウトが一塁に触れる前のアウトの形をとり、それが第3アウトにあたったときは、たとえ他の走者がそのアウトの成立前か、あるいはそのアウトが成立するまでのプレイ中に本塁に触れていても得点は記録されない。

〔例〕1アウト走者一・二塁のとき打者が安打したので、二塁走者は本塁に達したが、一塁走者は本塁への送球でアウトにされて2アウトとなった。この間、打者走者は二進していたが、途中一塁を踏んでいなかったので一塁でアピールされて打者はアウトになり、3アウトとなった。－ 二塁走者は「打者走者が一塁に触れる前のアウトで、しかも第3アウトにあたる場合」のプレイ中に本塁に触れたのであるから、その得点は記録されない。

〔例1〕1アウト走者二・三塁のとき打者が安打したので、三塁走者は容易に本塁に達したが、二塁走者は本塁への送球でアウトにされて2アウトとなった。この間、打者走者は二進していたが、途中一塁を踏んでいなかったので一塁でアピールされて打者はアウトになり、3アウトとなった。－ 三塁走者は「打者走者が一塁に触れる前のアウトで、しかも第3アウトにあたる場合」のプレイ中に本塁に触れたのであるから、その得点は記録されない。

規則説明 2アウト以前であれば、前位の走者の行為によって後位の走者が影響を受けることはない。

〔例2〕2アウト満塁のとき、打者はフェンス越えの本塁打を打って4人とも本塁を踏んだが、打者は一塁を踏まなかったのでアピールされてアウトになった。－ この場合、打者のアウトは一塁に触れる前の第3アウトの形をとるから、無得点である。

〔例〕1アウト走者一・二塁のとき、打者は場内本塁打を打った。二塁走者は本塁へ達する間に三塁を空過した。一塁走者と打者は正しく塁を踏んで本塁に達した。守備側は三塁に送球してアピールしたので、審判員は二塁走者に対してアウトを宣告して、2アウトとなった。－ 一塁走者と打者の得点は認められる。

規則説明 前位の走者が塁に触れ損ねたためにアウトにされた場合、正しい走塁を行なった後位の走者に関しては、そのアウトが2アウトまたは1アウトにあたる時と、3アウトにあたる時とでは事情が違う。

規則説明 2アウト走者一・二塁のとき、打者が場内本塁打を打ち、3人とも本塁を踏んだが、二塁走者は三塁を空過したので、アピールによってアウトにされ、3アウトとなった。 - 打者は正しく本塁を踏んではいるが、得点には数えられない。

〔例1〕1アウト走者一・二塁のとき、打者は場内本塁打を打った。二塁走者は本塁へ達する間に三塁を空過した。一塁走者と打者は正しく塁を踏んで本塁に達した。守備側は三塁に送球してアピールしたので、審判員は二塁走者に対してアウトを宣告して、2アウトとなった。 - 一塁走者と打者の得点は認められる。

規則説明 1アウト走者二・三塁のとき、打者が中堅飛球を打ってアウトになり、2アウトとなった。三塁走者はそのフライアウトを利用して本塁に触れ、二塁走者も本塁への悪送球によって得点した。このとき三塁走者に対してアピールがあり、捕球前に三塁を離れたものと判定されて、3アウトとなった。 - 無得点である。

〔例2〕2アウト走者二塁のとき、打者が場内本塁打を打ち、2人とも本塁を踏んだが、二塁走者は三塁を空過したので、アピールによってアウトにされ、3アウトとなった。 - 打者は正しく本塁を踏んではいるが、得点には数えられない。

規則説明 2アウト満塁のとき、打者はフェンス越えの本塁打を打って4人とも本塁を踏んだが、打者は一塁を踏まなかったのでアピールされて3アウトになった。 - この場合、打者のアウトは一塁に触れる前の第3アウトの形をとるから、無得点である。

規則説明 前位の走者が塁に触れ損ねるか、飛球が捕らえられたときにリタッチを果たさなかったために、第3アウトとなった場合、後位の走者は正しい走塁を行なっていても得点とはならない。

規則説明 一般的にアピールと得点の関係は以下のとおりとなる。塁を踏み損ねた走者または飛球が捕らえられたときにリタッチを果たさなかった走者に対して、守備側がアピールした場合、審判員がそれを認めたときにその走者はアウトになる。2アウトのとき、後位の走者がアピールによって第3アウトとなった場合、前位の走者はそのアウトよりも先に正しい走塁を行って本塁に触れていれば得点となる。

〔例〕1アウト走者二・三塁のとき、打者が中堅飛球を打ってアウトになり、2アウトとなった。三塁走者はそのフライアウトを利用して本塁に触れ、二塁走者も本塁への悪送球によって得点した。このとき三塁走者に対してアピールがあり、捕球前に三塁を離れたものと判定されて、3アウトとなった。 - 無得点である。

また、フォースの状態での塁の空過や打者走者の一塁空過がアピールによって第3アウトになった場合、すべての走者は正しい走塁を行っていても得点とはならない。

規則説明 1アウト走者一・三塁のとき、打者の右翼飛球で2アウトとなった。三塁走者は捕球後三塁にリタッチして本塁を踏んだが、一塁走者は二塁へ向かっていたので一塁に帰塁しようと試みたが、右翼手の送球でアウトになった。三塁走者はそのアウトより早く本塁を踏んでいた。-- 一塁走者のアウトはフォースアウトでないから、その第3アウトより早く本塁を踏んだ三塁走者の得点は記録される。

規則説明 塁を踏み損ねた走者または飛球が捕らえられたときにリタッチを果たさなかった走者に対して、守備側がアピールした場合、審判員がそれを認めたときにその走者はアウトになる。

〔例〕1アウト走者一・三塁のとき、打者の右翼飛球で2アウトとなった。三塁走者は捕球後三塁にリタッチして本塁を踏んだが、一塁走者は二塁へ向かっていたので一塁に帰塁しようと試みたが、右翼手の送球でアウトになった。三塁走者はそのアウトより早く本塁を踏んでいた。一塁走者のアウトはフォースアウトでないから、その第3アウトより早く本塁を踏んだ三塁走者の得点は記録される。

(10) 5.09(a)(1)【原注】末尾の改正

5.09(a) 打者アウト

【原注1】(下線部を改正)

正規の捕球の後、野手がダッグアウトまたはボールデッドの個所に踏み込んだり、倒れ込んだ場合、ボールデッドとなる。走者については5.06(b)(3)(C)【原注1参照】
<解説> 前記(6)で解説した通りです。

(11) 5.09(b)(9)【原注】の追加

5.09(b) 走者アウト(9)

【原注】後位の走者の行動または前位の走者の行動によって、後位の走者は前位の走者に先んじたときみなされる場合がある。

例一 1アウト走者二・三塁のとき、三塁走者(前位の走者)が本塁へ進塁しようとして三塁本塁間のランダウンプレイとなった。二塁走者(後位の走者)は前位の走者がダッグアウトになると思い、三塁に進んだ。三塁走者は触球されずに三塁に戻り、左翼方向に塁を踏み越えてしまった。このとき、後位の走者は、前位の走者の行動によって前位の走者に先んじたことになる。結果として、後位の走者はアウトとなり、三塁は占有されていないことになる。前位の走者が三塁を放棄してアウトと宣告されていない限り、前位の走者はアウトになる前に三塁に戻れば三塁を占有する権利がある。5.06(a)(1)参照。

<解説>

追い越しアウトとなる事例として、上記【原注】が追加されました。

二塁走者が三塁ベース上に達しているときに、三塁走者が戻って来て三塁ベースを通り越してしまえば、二塁走者は三塁走者を追い越したとみなされてアウトになる場合があることが規定されました。その場合、三塁走者は走塁放棄を宣告されていない限り、タッグされる前に三塁ベースに戻れば三塁の占有が許されます。

走塁放棄を宣告するか否かは、審判員の判断に委ねられることとなりますが、例えば、三塁走者が、一気に左翼ポール方向に駆け抜けて行ったり、ファウルテリトリーへ逃げて行った場合には、走塁放棄で三塁走者にアウトが宣告され、その場合には二塁走者が追い越しでアウトになることはありません。

(1 2) 5.09 (c) (3)の改正

5.09(c)アピールプレイ(3)(下線部を改正)

(3)走者が一塁をオーバーランまたはオーバースライドした後、直ちに帰塁しないとき、一塁に帰塁する前に身体または塁に触球された場合。

<解説>

下線部の文章が追加されただけで、規則解釈には何ら変更ありません。

(1 3) 5.12(b) (6)の前段を改正し、後段を削除

5.12 “タイム”の宣告(b)(6)(下線部を改正)

(6)野手が飛球を捕らえた後、ボールデッドの個所に踏み込んだり、倒れ込んだ場合。各走者は、アウトにされるおそれなく、野手がボールデッドの個所に入ったときの占有塁から1個の進塁が許される。

<解説>

前記、(6)および(10)で解説した通りです。

(1 4) 6.01(a) (1)前段の改正

6.01(a)打者または走者の妨害(下線部を追加)

(1)捕手に捕球されていない第3ストライクの後、打者走者が投球を処理しようとしている捕手を明らかに妨げた場合。

<解説>

下線部の文章が追加されただけで、規則解釈には何ら変更はありません。

(15) 6.01(j)および同【注】の追加

6.01(j)併殺を試みる塁へのスライディング

走者が併殺を成立させないために、“正しいスライディング”をせずに、野手に接触したり、接触しようとするれば、本条によりインターフェアとなる。

本条における“正しいスライディング”とは、次の通りである。走者が、

1. ベースに到達する前からスライディングをはじめ(先に地面に触れる)、
- (2) 手や足でベースに到達しようとし、
- (3) スライディング終了後は(本塁を除き)ベース上にとどまろうとし、
- (4) 野手に接触しようとして走路を変更することなく、ベース上に達するように滑り込む。

“正しいスライディング”をした走者は、そのスライディングで野手に接触したとしても、本条によりインターフェアとはならない。また、走者の正規の走路に野手が入ってきたために、走者が野手に接触したとしてもインターフェアにはならない。

前記にかかわらず、走者がロールブロックしたり、意図的に野手の膝や送球する腕、上半身より高く足を上げて野手に接触したり、接触しようとするれば“正しいスライディング”とはならない。

走者が本項に違反したと審判員が判断した場合、走者と打者走者にアウトを宣告する。その走者がすでにアウトになっている場合については、守備側がプレイを試みようとしている走者にアウトが宣告される。

<解説>

走者が併殺を免れようとしたり、アウトになった打者や走者が野手のプレイを妨げた場合の規定としては、これまでも5.09(a)(13)【原注】や、6.01(a)(5)に定めがありました。今回の改正では、具体的にどのようなスライディングが“正しいスライディング”(原文では“bona fide slide”)、規則違反となるスライディングがどのようなものを示しました。本文中の“ロールブロック(roll block)”という言葉は、「身体を回転させながら野手に接触しようとする行為」と訳せばよいでしょう。

この、いわゆる“併殺崩し”のプレイでは、本塁での衝突プレイと同様、過去に多くの選手が回復に多くの時間を要するような負傷を負っています。ルール of 厳格な適用によって、これ以上の犠牲者を出さないように願いたいものです。

なお、アマチュア野球では、2013年に制定した危険防止ルールを引き続き適用していくこととなります。

アマチュア内規抜粋

⑩ 危険防止(ラブプレイ禁止)ルール

2. 次の場合には、たとえ身体の一部が塁に向かっていても、走者には妨害が宣告される。

- (1) 走者が、ベースパスから外れて野手に向かって滑ったり、または走ったりして野手の守備を妨げた場合(接触したかどうかは問わない)。

《走者は、まっすぐベースに向かって滑らなければならない。つまり走者の身体全体

(足、脚、腰および腕)が塁間の走者の走路(ベースパス)内に留まることが必要である。

ただし、走者が、野手から離れる方向へ滑ったり、走ったりすることが、野手との接触または野手のプレイの妨げになることを避けるためであれば、それは許される。》

(2) 走者が体を野手にぶついたりして、野手の守備を妨害した場合。

(3) 走者のスライディングの足が、立っている野手の膝より上に接触した場合および走者がスパイクの刃を立てて野手に向かってスライディングした場合。

(4) 走者がいずれかの足で野手を払うか、蹴った場合。

(5) たとえ野手がプレイを完成させるための送球を企てていなくても、走者がイリーガリーに野手に向かってスライドしたり、接触した場合。

(16) 6.03(a)(4)を追加し、従来の(4)を(5)とする。また、6.03(a)(3)後段を【6.03a3・4 例外】とし、同【原注】を【6.03a3・4 原注】とする

6.03(a) 打者の反則行為によるアウト

(4) 走者がいるとき、または投球が第3ストライクのと、打者がフェア地域またはファウル地域にバットを投げて、投球を受けようとしていた捕手(またはミット)に当たった場合。

<解説>

打者が反則行為でアウトになるケースとして、フェア地域、ファウル地域を問わずバットを投げて、捕手の身体またはミットに当たったときを追加しました。

ただし、6.03(a)(3)の打者がバッタースボックスを出るか、何らかの動作で捕手の守備を妨害したときと同様に、アウトにしようとしていた走者がアウトになった場合は、現実には妨害がなかったものと考えて、打者がアウトになることはありません。

従来の6.03(a)(3)【原注】が、新たな6.03(a)(3)および(4)の【原注】として適用されます。

(17) 定義76を改正

定義76 タッグ(触球)(下線部を追加)

野手が、手またはグラブに確実にボールを保持して、その身体を塁に触れる行為、あるいは確実に保持したボールを走者に触れるか、手またはグラブに確実に保持して、その手またはグラブ(ひもだけの場合は含まない)を走者に触れる行為をいう。

<解説>

近年、グラブのひもを長く垂らした選手が見受けられますが、グラブに確実にボールを保持していても、その長く垂らしたひも部分だけが走者に触れた場合には正規のタッグとはならないことが明記されました。

(18) 定義80を改正

定義80 タッチ(下線部を改正)

プレーヤーまたは審判員の身体はもちろん、着用しているユニフォームあるいは用具のどの部分に触れても“プレーヤーまたは審判員に触れた”ことになる。

<解説>

この規定は、プレーヤーや審判員の身体に直接でなくても、その着用しているユニフォームや帽子、ベルト等の用具も含めて、どの部分にでも触れればプレーヤーや審判員に触れ

たことになり、特に審判員に触れた場合には退場を宣告されることもあるということを明記したものです。また例えば、ユニフォームの後ろポケットに手袋を突っ込んでいる走者が、ポケットからはみ出した手袋にタグされればプレーヤーに触れたことになり、アウトが成立します。しかし逆に、はみ出した部分が投球に触れても死球と認められることはありません。つまり、用具の着用の仕方によって不利益となることはあっても利益に結び付くことはないということです。前記の、グラブのひもと同様、常識的に判断すればよいわけです。

2018 年度
改正規則の解説
～改正規則と規則適用上の解釈について～
解説 日本野球規則委員会

(1)3.01【軟式注】の改正

3.01 ボール【軟式注 1 を次のように改める。

①「A 号」を「M 号」と改め、その重量を「136.2 グラム～139.8 グラム」、反発を「70 センチ～90 センチ」とし、「20%圧縮荷重」「32 呎～40 呎」を追加する。

②後段の末尾に次を追加する。

M 号の 20%圧縮荷重は、ボール直径を 20%つぶしたときの力を測る。

【解説】

軟式ボールに、これまでの A 号に代わる新規格の M 号が認定されたための改正です。

(2)3.10 の改正

3.10 の見出しを「競技場の用具」に改め、従来の本文を(a)とし、次の(b)を追加する。

(b)シフトを取るために、野手の守備位置を示す、いかなる印も競技場内につけてはならない。

【解説】

「競技場からの用具の除去」の見出しを「競技場の用具」と改め、(b)項として、守備のポジショニングの参考とするために、フィールド上に何かを使ってマークしてはいけない、という規則を追加したものです。MLBでは、データの解析が進み、打者によって守備位置を極端に変えるシフトが定着しているようです。そして、あるチームがレーザーや GPS デバイスを使って、外野に守備の起点となるマークをつけていたらしく、これが問題となり今回の改正となりました。この規則は、フィールド内にはレーザーや GPS デバイスのほか、スプレー状のペイントやチョークなど、何らかの機器などで印をつけることの禁止を徹底するものです。日本では、このような事例はプロ・アマともありませんが、OFFICIAL BASEBALL RULES (以下「OBR」と表記)の改正を受けて規則書に反映することにしました。

(3)5.03(b)、同ペナルティ、【5.03 原注】の改正

5.03 ベースコーチ

(b) ベースコーチは、各チーム特に指定された 2 人に限られ、そのチームのユニフォームを着なければならない。

(c) ベースコーチは、本規則に従いコーチスボックス内にとどまらなければならない。ただし、コーチが、プレーヤーに「滑れ」「進め」「戻れ」とシグナルを送るために、コーチスボックスを離れて、自分の受け持ちのベースで指示することは、プレイを妨げない限り許される。ベースコーチは、用具の交換を除き、特にサイン交換がなされている場合などには、走者の身体に触れてはならない。

ペナルティ コーチは、打球が自分を通るまで、コーチスボックスを出て、本塁寄りおよびフェア地域寄りに立ってはいならない。相手チーム監督の異議申し出があったら、審判員は、規則を厳しく適用しなければならない。審判員は、そのコーチに警告を発し、コーチスボックスに戻るよう指示しなければならない。警告にもかかわらず、コーチスボックスに戻らなければ、そのコーチは試合から除かれる。加えて、リーグ会長が制裁を科す対象となる。

【解説】

ベースコーチに関する今回の改正は、これまでの5.03(b)、ペナルティおよび【5.03原注】の文章を再編集して、新たな5.03(b)(c)およびペナルティとしたものです。(c)項の「特にサイン交換がなされている場合などには、走者の身体に触れてはいならない。」が新たに規定された部分ですが、他は、これまでの規定と変更はありません。なお、これまでどおり(b)項の「特に指定された2人に限る」については、5.03【注2】の規定によりアマチュア野球では適用されません。

(4)5.04(b)(2)【原注】の改正

5.04(b)打者の義務(2)【原注】の4段目冒頭「以下はメジャーリーグだけで適用される[原注]の追加事項である。」を削除し、5段目末尾の「5.04(b)(4)(A)に抵触する場合、審判員は自動的にストライクを宣告する。」を次のように改める。

打者のこのような行為は、バッタースボックスルールの違反として扱い、5.04(b)(4)(A)に定められたペナルティを適用する。

【解説】

【原注】4段目の規定は、メジャーリーグだけでなく、我が国では従来から適用されており、また5段目の改正はマイナーリーグに適用されるものなので、我が国の規則適用に変更はありません。

(5)5.04(b)(4)(A)の改正

5.04(b)(4)バッタースボックスルール(A)後段末尾に次を追加する。

マイナーリーグでは、当該試合におけるその打者の2度目以降の違反に対して、投手が投球をしなくても球審はストライクを宣告する。この際、ボールデッドで、走者は進塁できない。

【解説】

バッタースボックスルールについては、我が国では各団体の規定に従うことになっており、プロ野球では独自のアグリーメントを、アマチュア野球ではアマチュア野球内規を引き続き適用することに変わりはありません。

(6)5.05(b)(1)【原注】の改正

5.05 打者が走者となる場合(b)(1)【原注】の前段冒頭を次のように改める。(下線部を追加)

監督からのシグナルを得て審判員より一塁を与えられた打者を含む、ボール4個を得て一塁への安全進塁権を得た打者は、一塁へ進んでかつこれに触れなければならない義務を負う。

【解説】

この改正は、故意四球の申告制の採用に伴うものです。故意四球の申告制については、後述の(20)定義7のところで詳細を説明します。

(7)5.06(b)(4)(H)【規則説明】の改正

5.06走者(b)進塁(4)(H)1個の塁が与えられる場合【規則説明】を次のように改める。

投手の投球が捕手を通過した後(捕手が触れたかどうかを問わない)、ダッグアウト、スタンドなどボールデッドの個所に入った場合、および投手板に触れている投手が走者をアウトにしようと試みた送球が直接前記の個所に入った場合、1個の塁が与えられる。

しかしながら、投球または送球が、捕手または他の野手を通過した後、プレイングフィールド内にあるボールを捕手または野手が蹴ったり、捕手または野手にさらに触れたりして、前記の個所に入った場合は、投球当時または送球当時の走者の位置を基準として2個の塁が与えられる。

【解説】

前段は、(H)項本文の記述と同じことを述べている内容ですが、「原文に忠実に」という規則委員会の方針からOBRの記述と合わせることにしました。規則解釈には何ら変更はありません。

(8)5.06(b)(4)(I)【注】の改正

5.06(b)(4)(I)【注】を次のように改める。(下線部を追加)

打者の四球目または三振目の投手の投球が、(H)項[規則説明]後段の状態になったときは、打者にも二塁が与えられる。

【解説】

前記(7)の改正に伴うもので、解釈に変更はありません。

(9)5.07(a)【原注】の改正

5.07(a)正規の投球姿勢【原注】の末尾に次を追加する。

投手は投球に際して本塁の方向に2度目のステップを踏むことは許されない。塁に走者がいるときには、6.02(a)によりボークが宣告され、走者がいないときには、6.02(b)により反則投球となる。

【解説】

2016年にMLBで3Aから昇格してきた、ある投手の特異な投球動作が問題になりました。それは、投球動作の途中で軸足を投手板上から大きく本塁方向に踏み出して(ずらして)投球するものでした。この投球動作が、定義38に規定する、「投手板に触れないで投げた打者への投球」に該当するものとして、走者がいるときにはボークが、また走者がいないときには反則投球が宣告されることを明確に規定したものです。

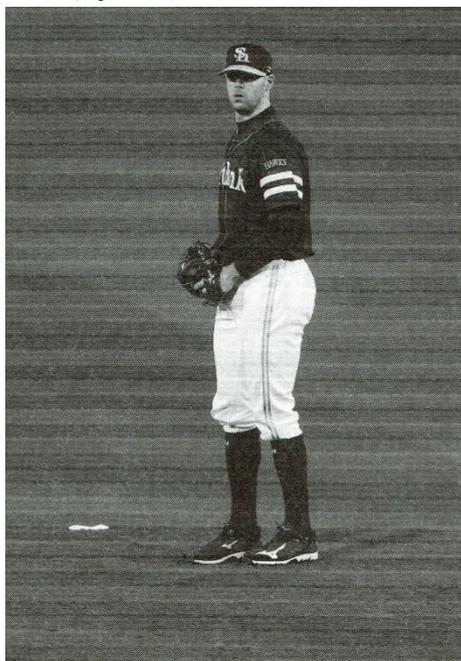
(10)5.07(a)(2)【原注】の改正

5.07(a)(2)セットポジション【原注】の末尾に次を追加する。

塁に走者がいるときに、投手が投手板に軸足を平行に触れ、なおかつ自由な足を投手板の前方に置いた場合には、この投手はセットポジションで投球するものとみなされる。

【解説】

5. 07(a) (1)のwindアップポジションでは、「投手の軸足は投手板に触れ、弛の足の置き場所には制限がない。」と規定されています。また同(2)のセットポジションの規定では、「投手の軸足は投手板に触れ、他の足は投手板の前方に置く。」とされています。



つまり、windアップポジションで自由な足を投手板の前方において投球する投手と、セットポジションで投球する投手は、両足の置く位置が同じということになります。塁に走者がいる場合には、投手がwindアップポジションで投球するのか、セットポジションで投球するのは、走者の行動に大きな影響があります。windアップの場合は、投球に関連する動作を開始したら、途中で動作を止めることはできませんが、セットポジションでは、打者に投球する前には、ボールを身体の前で保持して、完全に動作を静止しなければならないからです。

投手板の前方にステップ足全体を置いてwindアップを始動する
スタイルはアマチュア野球では認められない

この改正は、軸足を投手板に並行に触れて、自由な足を投手板の前方に置いた投手は、セットポジションから投球するものと見なすことによって、windアップとセットポジションの区別がつきにくいという混乱をなくす目的で規定されたものです。なおアマチュア野球では、windアップの姿勢を取る投手は、自由な足全体を投手板の前縁の延長線より前方に置くことはできないとされていますので(5. 07(a) (1)[注1])、前記のような混乱はありません。

(11)5. 08(b)【原注】の改正

5. 08 得点の記録(b)【原注】冒頭の「本項は、記述されているとおりに取り扱われるべきである。」を削除する。

【解説】

「原文に忠実に」の方針から、OBRに記載のない最初の一文を削除しました。規則解釈に変更はありません。

(12)5. 09(c)の改正

5. 09(c) アピールプレイ [5. 09c原注]の冒頭に次を追加する。

2人の走者がほぼ同時に本塁に達し、前位の走者が本塁を空過、しかし後位の走者が本塁に触れていた場合、前位の走者はタッグまたはアピールされればアウトになる。

それが第3アウトにあたる場合、後位の走者の得点は5.09(d)により認められない。

【解説】

前記の(11)と同様、「原文に忠実に」の方針からOBRに記載のある文章を追加しました規則の解釈に変更はありません。

(13)5.09(c)の改正

5.09(c)アピールプレイに次の【注2】を追加し、以下繰り下げる。

【注2】 投手または野手のアピールのための送球がボールデッドの個所に入った場合、それはアピールの企てとみなされ、アピール権は消滅する。したがって、その後、いずれの塁、いずれの走者に対するアピールは許されない。

【解説】

5.09(c)の本文中に、「アピールのための送球がスタンドの中などボールデッドの個所に入った場合は、同一走者に対して、同一塁についてのアピールは許されない。」との規定があります。ならば、他の走者に対する、他の塁でのアピールは許されるのかという疑問があり、これまでも多くの質問が規則委員会に寄せられています。この疑問に対し、上記【注2】を設けて明確に結論付けしました。

(14)5.10(d)の改正

5.10プレーヤーの交代(d)の1段目を次のように改める。(下線部を追加)

いったん試合から退いたプレーヤーは、その試合に再出場することはできない。すでに試合から退いたプレーヤーが、何らかの形で、試合に再出場しようとしたり、または再出場した場合、球審はその不正に気付くか、または他の審判員あるいはいずれかのチームの監督に指摘されたら、ただちに当該プレーヤーを試合から除くよう監督に指示しなければならない。その指示がプレイの開始前になされたときは、退いたプレーヤーに代わって出場しているべきプレーヤーの出場は認められる。しかし、その指示がプレイの開始後になされたときは、すでに試合から退いているプレーヤーを試合から除くと同時に、退いたプレーヤーに代わって出場しているべきプレーヤーも試合から退いたものとみなされ、試合に出場することはできない。プレーヤー兼監督に限って、控えのプレーヤーと代わってラインアップから退いても、それ以後コーチスボックスに出て指揮することは許される。

【解説】

この規則はOBRでは2010年に改正され、我が国にも情報は入って来ていましたが、当時の規則委員会では、この規則が分かりづらいこと、またいったん退いた選手が再出場することは、我が国では考えられないことなどから改正を見送っていました。しかし、その後大学野球の公式戦で、実際にこのような事例が発生したこともあって、今回改めて採用することにしました。下記に具体例で説明します。

例1:5回の表、二塁手Aの打順にBが代打で出場し、内野ゴロを打って3アウトになった。監督はBがそのまま二塁に入ると球審に告げたが、なぜかAが二塁の守備に就いていた。5回の裏、これに誰も気づかず、投手が1球(ストライク)を投げた後に、相手チームが球審に指摘した。

処置:球審はAを試合から除き、Bも退かせ、代わりの者を二塁に就かせる。打者のカウントは1ストライクから再開される。

例2:例1と同じケースで、プレイが開始される前に塁審が気づき、球審に指摘した。

処置:球審はAを試合から除き、Bの出場は認められる。

(15)5.10(d)の改正

5.10 プレーヤーの交代(d)【原注】末尾に次を追加する。

すでに試合から退いているプレーヤーが試合に出場中に起こったプレイは、いずれも有効である。プレーヤーが試合から退いたことを知っていながら再出場したと審判員が判断すれば、審判員は監督を退場させることができる。

【解説】

前記(14)の改正に伴う原注の追加事項です。

(16)6.01(b)の改正

6.01(b) 守備側の権利優先【注2】の文を同(d)の末尾に移動し、同(b)【注1】を同(b)【注】とする。

【解説】

「原文に忠実に」の方針から、OBRの記載に従って【注】の配置等の変更を行いました。規則の解釈に変更はありません。

(17)6.01(h)(1)【付記】の改正

6.01(h) オブストラクション(1)【付記】末尾の「この規定に違反したとみなされる捕手に対しては、審判員は必ずオブストラクションを宣告しなければならない。」を削除する。

【解説】

今回削除された記述は、1981年のプロ・アマ合同委員会で、危険なプレイ(捕手のブロック)の防止という観点から、我が国の規則書に書き加えられたもので、OBRには記載はありません。現在ではコリジョンルールもあることから、OBRの通り削除することとしました。

(18)6.02(c)(9)【原注】の改正

6.02(c) 投手の禁止事項(9)【原注】の冒頭に次を追加する。

チームのメンバーは、本項によって発せられた警告に対し抗議したり、不満を述べたりするためにグラウンドに出てくることはできない。もし監督、コーチまたはプレーヤーが抗議のためにダッグアウトまたは自分の場所を離れば、警告が発せられる。警告にもかかわらず本塁に近づけば、試合から除かれる。

【解説】

「原文に忠実に」の方針から、OBRの通りの記述を追加しました。

(19)9.14(d)の改正

9.14 四球・故意四球(d)を追加する。

(d) 守備側チームの監督が故意四球とする意思を球審に示して、打者が一塁を与えられたときには、故意四球が記録される。

【解説】

故意四球の申告制の採用に伴う改正です。故意四球の申告制については次の(20)で詳しく説明します。

(20) 定義7の改正

定義7 BASE ON BALLS(四球)を次のように改める。(下線部を追加)

打者が打撃中にボール4個を得るか、守備側チームの監督が打者を故意四球とする意思を審判員に示し、一塁へ進むことが許される裁定である。守備側チームの監督が審判員に故意四球の意思を伝えた場合(この場合はボールデッドである)、打者には、ボール4個を得たときと同じように、一塁が与えられる。

【解説】

MLBで2017年に採用されたルールを、我が国でも採用に踏み切ったものです。この規則の要点は以下の通りです。

- ①故意四球の場合は必ず申告制にしなければいけないわけではない。
- ②守備側監督が審判員に故意四球の意思を示せば、投手は実際に投球することなく、打者を一塁に歩かせることができる。この場合はボールデッドとなる。
- ③攻撃側が拒否することはできない。
- ④カウントの途中からでも、監督の意思表示があれば認められる。
- ⑤交代して出場した投手が、最初の打者を故意四球の申告により一球も投げないで歩かせた場合も、次の打者のときに交代することはできる。

(21) 定義38の改正

定義38 ILLEGAL PITCH(反則投球)の【注】を削除する。

【注】投手が5.07(a)(1)および(2)に規定された投球動作に違反して投球した場合も、反則投球となる。

【解説】

反則投球に関する日本独自の上記【注】を、国際基準に合わせて削除することになりました。このことにより、いわゆる“二段モーション”と言われる投球動作に対しては、走者がいないときに限っては、これまでのように反則投球のペナルティとして“ボール”の宣告をすることはなくなります。MLBやWBSC(世界野球ソフトボール連盟)の国際大会において、“二段モーション”が反則投球とされないのは、定義38の

【注】がOBRには書かれていないことが、一つの大きな理由でした。また、外国では“二段モーション”のような動作が、力強い投球をするためには理にかなっていないと考えられているのも理由の一つです。

我が国での“二段モーション”の始まりは、「何とかして打者のタイミングを外そう」、「打者を幻惑しよう」とする投球動作が一つのルーツです。マナーの問題としても許されない動作を規制するために、当時の規則委員会では日本独自の【注】を設けて今日まで対応してきましたが、“二段モーション”と言われる投球動作が根絶されていないことは事実です。

今回の改正により、走者がいない場合はペナルティを課すことはなくなり、これまでしばしば問題となっていた「反則投球とする基準が不明確」、「大会によって適用がまちまち」などの混乱はなくなるはずですが、しかし、技術面においても、マナーの面においても“二段モーション”は望ましい投球動作ではないという考え方に変更はなく、我々はあくまでも正規の(ナチュラルな)投球動作の確立を目指すことに変わりはありません。

なお、塁に走者がいる場合に“二段モーション”と言われる動作が行われた場合は、反則投球(6.02(a)(5))としてではなく、6.02(a)(1)および(3)に抵触するとして

“ボーク”が宣告されることとなります。

規則の改正ではありませんが、日本の野球界全体で取り組むべき課題として、アマチュア野球規則委員会から以下の2点を提言し、実現に向けて進めていくことにしました。

1. ベンチ前のキャッチボールの禁止

公認野球規則5.10(k)において、「試合中、両チームのプレーヤーは、実際に競技にたずさわっている者のほかには、ベースコーチ、次打者以外はベンチに入っていないなければならない。」と規定されており、国際大会などでは、この規則が厳格に適用されています。しかし、我が国では以前から各国体の内規等で、投手や野手のベンチ前でキャッチボールを許可しているため、2アウトになるとベンチ前でキャッチボールを始めることが通例となっています。アマチュア野球規則委員会ではプロ側とも協議して、東京オリンピックを2年後に控えたこの機会に規則の厳格適用を目指すことに合意しました。本来なら、プロを含めた日本の野球界全体で一斉に実施、したいところですが、長年の習慣として定着していることや、それぞれの団体に使用する球場設備の問題等の諸事情を勘案して、実施時期は各団体に任せることにしました。

今年度は、社会人野球と東京六大学野球において実施することが決まっていますが2020年までには、完全実施を目標にしたいと考えています。

2. “ミットを動かすな”運動の展開

投球を受けた捕手が、“ボール”をストライクに見せようとする意図でキャッチャーミットを動かしたり、球審のコールを待たずに、自分でストライクと判断して次の行動に移ろうとしたりすることには、2009年にアマチュア野球規則委員会から通達して、このような行為をやめさせる運動を展開しています。

しかし、この運動が徹底されているとは言えないのが現状と言わざるを得ません。昨年3月に行われた2017WORLD BASEBALL CLASSICにおいて、日本戦の球審を担当した複数の外国人審判員から、日本の捕手がミットを動かしているとの指摘があったとのこと。そこで、マナーアップ、フェアプレイの両面から、今一度、下記のような行為は慎むよう、再度通達しました。

- (1) 捕手が投球を受けたときに意図的にミットを動かすこと。
- (2) 捕手が自分でストライク・ボールを判断するかのような行動をとること。
- (3) 球審の“ボール”の宣告にあたかも不満を示すように、しばらくミットをその場に置いておくこと。

以上で2018年度の改正規則の解説を終わります。

今回の改正はボリューム的にも内容的にも大きな、そして重要な改正となりました。指導者、選手、審判員には内容を正しく理解し、世界ランキングトップを目指す国に相応しい野球を展開して、日本の野球が世界の範となるようなプレースタイルやマナーを確立していくことを願いたいと思います。

2019年度 野球規則改正の解説

日本野球規則委員会

(1) 3.01【軟式注】を次のように改める。(下線部を改正)

【軟式注】軟式野球ボールは、外周はゴム製で、M号、J号、D号、H号の4種類がある。M号は一般用、J号、D号は少年用のいずれも中空ボールで、H号は一般用の充填物が入ったボールである。

ボールの標準は次のとおりである。(反発は150センチの高さから大理石板に落として測る。M号、J号の20%圧縮荷重は、ボール直径の20%をつぶしたときの力を測る。)

	直径	重量	反発	20%圧縮荷重
M	71.5ミリ～	136.2グラム～	70センチ～	32キログラム～40
号	72.5ミリ	139.8グラム	90センチ	キログラム
<u>J</u>	<u>68.5ミリ～</u>	<u>127.2グラム～</u>	<u>60センチ～</u>	<u>27キログラム～37</u>
<u>号</u>	<u>69.5ミリ</u>	<u>130.8グラム</u>	<u>80センチ</u>	<u>キログラム</u>

(以下略)

【解説】

軟式野球の使用球が昨年までのB号、C号に代わって新たにJ号が採用されたことによる改正です。使用球は4種類となり、M号は中学生以上、J号は小学5、6年生、D号は小学4年生までの試合でそれぞれ使用します。またH号は一般用で、いわゆる準硬式と言われるものです。

(2) 4.08 (c) および同【注】を次のように改める。(下線部を改正)

(c) ダブルヘッダーの第2試合は、第1試合の終了30分後に開始する。ただし、この2試合の間にこれ以上の時間(45分を超えないこと)を必要とするときは、第1試合終了時に、球審はその旨を宣告して相手チームの監督に通告しなければならない。

【注】両チーム監督の同意を得れば、ダブルヘッダーの第2試合を、第1試合の終了後30分以内に開始してもさしつかえない。

【解説】

ダブルヘッダーとは、同一チームが2試合続けてすることを言います。近年、我が国のプロ野球でダブルヘッダーが行われることはほとんどなくなりましたし、アマチュアのトーナメントやリーグ戦でのダブルヘッダーも行われることはまずありません。第2試合の開始が20分後から30分後に、また最長30分後が45分後に変更されましたが、この改正による我が国への影響はないと考えられます。

(3) 5.07 (b) を次のように改める。(下線部を改正、~~取り消し線部~~を削除)

投手は各回のはじめに登板する際、あるいは他の投手を救援する際には、捕手を相手に~~8球を超えない~~準備投球をすることは許される。この間プレイは停止される。

各リーグは、その独自の判断で、準備投球の数や時間を制限してもさしつかえない。~~このような準備投球は、いずれの場合も1分間を超えてはならない。~~（以下略）

【解説】

投手が各回のはじめにマウンドに上がって行う準備投球について、昨年までの規則で定められていた球数（8球以内）および時間（1分以内）ともに制限がなくなりました。

ただし、各リーグで準備投球の数や時間を制限することは許されますので、我が国では各団体で取り決めればよいこととなります。したがって、プロ野球や高校野球、軟式野球では昨年までの取り決めをそのまま適用しますが、社会人野球と大学野球においては、この改正を受けて規則通り運用することとします。つまり、投手は準備ができるまで制限なしで準備投球をしてもよいこととなります。社会人野球と大学野球の一部のリーグでは、昨年からはベンチ前での投手のキャッチボールを禁止しましたが、この改正に伴い今シーズンからはブルペンでのキャッチボールも禁止します。

投手の準備投球について、国際大会では登板している投手はベンチ前はもとより、ブルペンでのキャッチボールも禁止されている。日本国内でもプロ・アマ問わず取り組んでいくべき課題。

(4) 5.09 (c) (1) **【原注】** 後段を次のように改める。（下線部を追加）

したがって、塁の後方からスタートして、走りながら塁に触れて次塁へ進もうとするいわゆるフライングスタートは、正規なリタッチの方法ではない。このような走者は、アピールがあればアウトとなる。

【解説】

フライングスタートが正規なリタッチでないことは昨年までの規則でも規定されていましたが、そのような行為を行った走者に対して、審判員が自らアウトを宣告できるのか、それともアピールがあって初めてアウトが宣告できるのかについては規定がありませんでした。今回の改正で、通常のリタッチと同様、守備側のアピールがあって初めてアウトが宣告できることが明確になりました。

(5) 5.10 (l) の項目名を「監督・コーチがマウンドに行ける回数」に改める。

【解説】

これまでの「マウンドに行く回数」が「監督・コーチがマウンドに行ける回数」と変更になりました。これは、後の (7)5.10(m) 「マウンドに行く回数の制限」が新たに追加されたための措置です。

(6) **【5.10 l 原注】** 4段落目の末尾の文を次のように改める。（下線部を改正）
リリーフ投手は、審判員の適宜な判断において、必要な準備投球が許される。

【解説】

前記 (3)5.07(b)の準備投球の改正に伴う改正です。[5・07l原注]に記載されている特殊な場合のリリーフ投手の準備投球は、昨年までの「8球またはそれ以上の準備投

球が許される」から、「必要な準備投球が許される」と改正されました。

(7) 5.10 (m) および同【注】を追加する。

(m) マウンドに行く回数の制限

以下の規則は、メジャーリーグで適用される。マイナーリーグでは、1試合のマウンドに行ける回数について、本項規定と異なる制限を設けてもよいし、制限を設けないこともできる。

(1) 投手交代を伴わないでマウンドに行くことは、9イニングにつき1チームあたり6回に限られる。延長回については、1イニングにつき1回、マウンドに行くことができる。

(2) 監督またはコーチが投手と話すためにマウンドに行った場合、回数に数える。また、野手が投手と相談するために守備位置を離れた場合や投手が野手と相談するためにマウンドを離れた場合も、位置や時間にかかわらず回数に数える。ただし、次の場合を除く。

(A) 打者が打撃を完了して次の打者が打席に入るまでの間、投手と野手がいずれも守備位置から離れずに話し合いが行なわれた場合。

(B) 雨天時に野手がスパイクの汚れを払うためにマウンドに行った場合。

(C) 投手の負傷、または負傷の可能性があるために、野手がマウンドに行った場合。

(D) 攻撃側チームによる選手交代の通告後、野手がマウンドに行った場合。

(3) サインの確認——1試合（または延長回）で決められたマウンドに行くことができる回数を使い果たした後に、捕手が出したサインについて投手と意思の確認ができていないと球審が判断した場合には、捕手からの要求があれば球審は捕手に少しだけマウンドに行くことを認めてもよい。決められた制限回数を使い果たす前にサインの確認のためにマウンドに行った場合は、回数に数える。

【注】我が国では、所属する団体の規定に従う。

【解説】

MLBで新たに設けられたスピードアップに関する規定です。

末尾の [注]の通り、我が国では、各団体で定めているスピードアップルールを適用しますので、この改正規則を適用することはありません。

ただし、現時点ではWBSC(世界野球ソフトボール連盟)が、この改正規則についてどのような対応をするのか不明です。WBSC主催の大会において、今年の大会から採用する可能性もあります。

(8) 6.01 (a) (5) 【原注】を次のように改める。(下線部を改正)

【原注】打者または走者が、アウトになった後、進塁を続けたり、帰塁したり、正規の占有していた塁に戻ろうと試みたりしても、その行為だけでは、野手を惑乱したり、邪魔したり、またはさえぎったものとはみなされない。

【解説】

アウトになったばかりの打者または走者の妨害に関する規則の改正ですが、これ

までの解釈に変更はありません。昨年までの文章、「アウトになった後走り続けてもその行為だけでは……」の解釈は、進塁しようとする方向はもちろんのこと、進塁方向とは逆の元の塁に戻ろうとする行為も、それだけでは妨害行為とはみなされないことを明確に説明したものです。

(9) 7.03 (a) (7) 前段を次のように改める。(下線部を改正)

ダブルヘッダーの第2試合の際、第1試合終了後30分以内に、競技場に現われなかった場合。

【解説】

前記(2) 4.08 (c) のダブルヘッダー第1試合から第2試合までの時間の改正に伴うものです。

(10) 8.02 (b) 【注1】を削除し、【注2】を【注】とする。

【解説】

【注1】「イニングの表または裏が終わったときは、投手および内野手がフェア地域を去るまでにアピールしなければならない」との文言は、5.09 (c) アピールプレイの項の本文に記載があるので、本項で重複記載する必要はないので削除しました。

(11) 8.02 (c) の末尾に次の文を追加する。

投球カウントの誤りの訂正は、投手が次の打者へ1球を投じるまで、または、イニングや試合の最終打者の場合には守備側チームのすべての内野手がフェア地域を離れるまでに行なわなければならない。

【解説】

投球カウントの誤りがあり、そのままプレイが続けられた場合の取り扱いについて、これまでは明確な規定がありませんでした。今回の改正によって明確に規定されましたので、具体例で示しておきます。

[例1] 2ストライク後の投球を打者が見逃してストライクが宣告されたが、打者はそのまま打者席に居座り、守備側も審判も気づかずプレイが続けられ、打者が次の投球を打ってヒットとなった。

[例2] 3ボール後の投球がボールとなったが、打者が一塁に行かずプレイが続行され打者は次の投球を打って凡打となった。

今回の改正により、例1、例2どちらの場合も、当該打者の次の打者に対して投手が1球を投じる前に誤りに気づいて訂正を申し出れば、正しい状態に戻せることになります。訂正を申し出るのは、選手でも審判でも構いません。また公式記録員は9.01 (b) (2) 【注】に定めるように誤りを知らせることができます。

(12) 定義44 (d) を次のように改める。(下線部を改正)

(d) 観衆の妨害——観衆が競技場内に入ったり、スタンドから乗り出したり、または競技場内に物を投げ込んで、インプレイのボールを守備しようとしている野手の邪魔をした場合に起こる。

【解説】

観衆の妨害は、競技場内に入ったり、乗り出したりしたときはもちろん、物を投げ込んで野手を邪魔した場合にも起こることが規定されました。

以上で2019年度の改正規則の解説を終わります。5.07 (b) 投手の準備投球についての改正に伴い、社会人と大学では今シーズンからすでに登板している投手は、ベンチ前はもとより、ブルペンでのキャッチボールも禁止されます。

これは国際大会では普通に行われていることであり、日本国内でもプロ・アマ問わず全体で取り組んでいくべき課題です。WBSC世界ランキング1位の国としての責任においても、ぜひとも克服できるよう関係各位のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上

2020年度 改正規則の解説

～ 改正規則と規則適用上の解釈について ～
解説 日本野球規則委員会

プロ・アマ合同の日本野球規則委員会は、1月27日に2020年度の改正規則16項目を発表しました。16項目の中で大きな変更となるものが2点あります。一つ目は、5.09(b)(7)走者が打球に触れた場合の規則の改正です。この改正に伴う関連規則3項目も併せて改正となりました。二つ目は、5.07(a)(2)【注2】いわゆる二段モーションに関する注釈文の改正です。投手の投球動作に関してはほかにも3項目が改正されました。

まず、規則解釈が大きく変更となる、この2点の改正について解説します。

(1) 5.09(b)(7)の改正

5.09(b)(7)前段を次のように改める。(点線部を削除、実線部を中段から移動)

走者が、内野手(投手を含む)に触れていないか、または内野手(投手を除く)を通過していないフェアボールに、フェア地域で触れた場合。(5.06c6、6.01a11 参照)

【解説】

この改正は、「走者が、フェアボールにフェア地域で触れた場合」は原則として、すべてアウトであることを明確にしたものです。打球が内野手を通過したかどうかは問わないことになり、これまでのわれわれの規則解釈を変更するものです。ただし、これには例外があり、それは、5.06(c)(6)ボールデッドの項および6.01(a)(11)走者の妨害の項に記載されている、以下の二つのケースです。

- ・いったん内野手(投手を含む)に触れたフェアボールに触れた場合。
- ・1人の内野手(投手を除く)に触れないでその股間または側方を通過したフェアボールに、すぐその後方で触れても、この打球に対して、他のいずれの内野手も守備する機会がないと審判員が判断した場合。

この2つのケースは、いずれも守備側のミスした打球(ボールに触れる、トンネルなど)まで避けることを走者に課することはできないとの考え方から定められたものです。

以下、この改正による取り扱いについて具体例を挙げて説明します。

【例1】

ノーアウト満塁、内野手は前進守備態勢を取った。打者が三遊間を真っ二つに割る打球を放ち、このレフト前に抜けそうな打球に三遊間で走者が当たってしまった。

【裁定】 走者は、内野手(投手を含む)に触れておらず、また内野手の股間、側方を通過したのでもない打球にフェア地域で触れたことによりアウトが宣告される。打者走者は一塁へ、一塁走者は押し出されて二塁が与えられ、三塁走者は三塁に戻されて、1アウト満塁で試合が再開される。

【例2】

走者一塁、一塁手は走者の前で守備していた。打者は一塁手の横にゴロを打ち、一塁手はそれに飛びついたが捕れず、その直後、走者がこの打球に当たった。

【裁定】 この場合は、一塁手のミスとは考えられない。2つの例外には当たらないので、打球に触れたという理由で走者にはアウトが宣告され、打者には一塁が与えられる。

※内野手の側方とは、野手が一歩も動くことなく処理できる範囲のものを言います。

【例3】

走者一・二塁で、一塁手および三塁手はバントに備えて前進守備。このとき走者はダブルスチールをした。打者はバントと見せかけて打って、打球は前進守備の三塁手を超える高いゴロ(チョッパー)となった。打球は二塁走者に当たった。2つのケース：(a)ショートは打球に対して守備しようとしていた。(b)ショートは打球を守備する位置にいなかった。

【裁定】 (a)(b)いずれのケースも、例外規則に該当しないフェアの打球にフェア地域で触れたので、二塁走者にはアウトが宣告される。

【例4】

走者一・二塁、三塁手はバントに備えて、ベースパスより少し前に位置していた。走者はダブルスチール。打者はバントと見せかけて打ったが、三塁手へのゴロとなった。これを三塁手がトンネルし、打球は三塁手のすぐ後方で二塁走者に当たった。2つのケース：(a)ショートは打球に対して守備しようとしていた。(b)ショートは守備する位置にいなかった。

【裁定】 (a)のケースでは、二塁走者はアウト。打球は三塁手の股間を通過したが、他の野手が守備する機会があった。(b)のケースでは、インプレイの状態に置かれる。打球は三塁手の股間を通過し、他の野手も守備する機会がなかった。

関連規則として、以下の3項目も改正されました。

(2) 5.05(a)(4)の改正

5.05(a)(4)末尾に()書きを追加する。(本文には変更なし)

野手(投手を除く)を通過したか、または野手(投手を含む)に触れたフェアボールがフェア地域で審判員または走者に触れた場合。(走者については、6.01(a)(11) 参照)

(3) 5.09(b)(7)【注2】①②の改正

5.09(b)(7)【注2】の①の冒頭および②の全文を削除する。(点線部を削除)

- ① 内野手を通過する前に、塁に触れて反転したフェアボールに、走者がフェア地域で触れた場合、その走者はアウトになり、ボールデッドとなる。
- ② 内野手を通過した直後に、塁に触れて反転したフェアボールに、走者がその内野手の直後のフェア地域で触れた場合、この打球に対して他のいずれの内野手も守備する機会がなかった場合に限り、打球に触れたという理由でアウトにはならない。

(4) 補則「ボールデッドの際の走者の帰塁に関する処置」(1)(e)(2)の改正

(1)(e)(2)本文を次のように改める。(下線部を改正)

フェアボールが、内野手(投手を含む)に触れる前に、フェア地域で走者または審判員に触れた場合。または、フェアボールが、内野手(投手を除く)を通過する前に、フェア地域で審判員に触れた場合。

【解説】

上記(2)(3)(4)は、5.09(b)(7)の改正に伴い、走者がフェアボールに、フェア地域で触れた場合、内野手(投手を除く)を通過したかどうかに関係なく、例外を除き、走者にアウトが宣告されることとなったことによる改正です。

次に、投手の投球動作およびボークルールの改正点について説明します。

(5) 5.07(a)(2)【注2】の改正

5.07(a)(2)【注2】を次のように改める。(下線部を改正)

(1)(2)項でいう「**中断**」とは、投手が投球動作を起こしてから途中でやめてしまったり、投球動作を一時停止したりすることであり、「**変更**」とは、ワインドアップポジションからセットポジション(または、その逆)に移行したり、投球動作から塁への送球(けん制)動作に変更することである。

【解説】

昨年までの【注2】の記述は、以下のとおりでした。

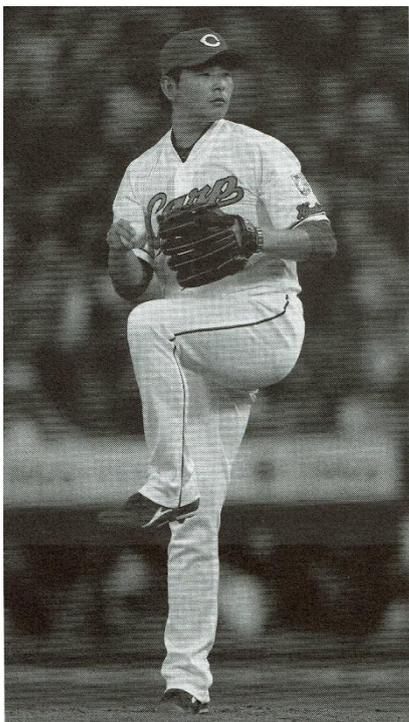
「(1)(2)項でいう「**途中で止めたり、変更したり**」とは、ワインドアップポジションおよびセットポジションにおいて、投手が投球動作中に、故意に一時停止したり、投球動作をスムーズに行わずに、ことさら段階をつけるモーションをしたり、手足をぶらぶらさせて投球することである。」

この注釈文は、1970年代から、わが国で当時問題となっていた投球動作(いわゆる二段モーションと言われるような投球動作)を規制しようとして、わが国の規則委員会でも独自に定めた規則であり、英文の原文にはないものでした。

2018年の規則改正においては、反則投球の定義に関する【注】を削除して、投球動作を一時停止させたり、自由な足をぶらぶらと上下させたりする投球動作について、走者がいない場合には反則投球によるペナルティは課さないこととしました。しかし、当委員会としては、あくまでもこういった投球動作は自然な投球動作とは言えず、打者に対するマナーのうえでも、また投手自身のパフォーマンスにも良い影響を与えるものではないと考え日本野球科学研究会に、科学的観点から、これらの投球動作が打者の打撃のパフォーマンスにどのような影響を与えるのか、また投手自身の投球パフォーマンスや、投球障害に陥る危険性はないのかなどについて研究し、結果を報告していただくよう依頼をしていました。その研究結果の要旨は以下のとおりでした。

- ・二段モーションや一旦停止モーション(以下、変則足上げモーションと言う)は、フェアゾーンへの打球率、打球速度、打球方向に代表される打撃パフォーマンスに特段の影響を与えるものではない。
- ・変則足上げモーションによって、打者の重心移動は何らかの影響を受けている可能性はあるが、それは打者の踏み込み足の着地時にはほぼ解消され、投手がボールをリリースする際には、その影響はほぼ消失する。
- ・変則足上げモーションは、投球速度、制球力、ボールの回転数、ボールの回転軸、ボールの変化量に代表される投球パフォーマンスに特段の影響を及ぼさない。
- ・変則足上げモーションによって、片脚立位姿勢(バランスポジション)時の投球動作には若干の違いが認められたが、肘関節内反トルク、肩関節牽引力、肩関節剪断力に代表される投球障害因子にも影響を及ぼすものではない。

以上の報告を踏まえ、当委員会では、これまでの【注2】後段の記述、「投球動作をスムーズ



に行わずに、ことさらに段階をつけるモーションをしたり、手足をぶらぶらさせて投球すること」という文言を削除しました。自由な足を上下させたり、投球動作の途中でグラブを叩いたりすることは、規制する根拠がなくなり、今後は投球動作の一部とみなすという結論に至りました。従って、走者がいる場合に、このような動作を行って投球した場合にはボークは宣告しないことになります。しかし、塁への送球(けん制)に変更した場合は、投球動作から塁への送球に変更したという理由で“ボーク”が宣告されます。また、投球動作を一時停止した場合には、打者に投球しても、塁への送球に変更しても“ボーク”となるのは今までどおりです。

今季よりこれまで「二段モーション」と呼ばれてきた投球動作の一部は有走者時に行っても、ボークとはならない。
(左図)

(6) 5.07(a)(1)①および(2)②の改正

5.07(a)(1)①および(2)②を次のように改める。(下線部を改正)

打者への投球動作を起こしたならば、中断したり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならぬ。

(7) 5.07(d)の改正

5.07(d)本文中の「投球に関連する動作」を「投球動作」に改める。

投手が、準備動作を起こしてからでも、打者への投球動作を起こすまでなら、いつでも塁に送球することができるが、それに先立って、送球する塁の方向へ直接踏み出すことが必要である。

【解説】

ワインドアップポジションにおいては、自由な足を一步後ろに引いたり、ボディスイングを始めたことは“投球動作”の開始であり、それらを伴わない、ヒジから先を動かして両手を合わせる動作は“投球に関連する動作”です。またセットポジションでは、ストレッチ(両手を頭上または前方に伸ばして両手を合わせる行為)は投球に関連する動作または準備動作と言います。これらは区別して考えなくてはなりません。“投球に関連する動作”においては、途中で投手板から軸足を外すことができますし、塁への送球も許されます。“投球動作”を開始したら途中でやめたり、一時停止することは許されず、打者への投球を完了しなくてはなりません。

これまで、規則書の中では“投球動作”と“投球に関連する動作”とを同じ意味合いで使っている箇所がありましたので、今回の改正で明確に区別しました。

(8) 6.02 (a)(1)の改正

6.02 (a)(1)を次のように改める。(下線部を改正)

投手板に触れている投手が、5.07(a)(1)および(2)項に定める投球動作に違反した場合。

【解説】

塁に走者がいるときに、投手にボークが宣告される13項目の最初に記載されている規則です。これまでは、「投手板に触れている投手が、投球に関連する動作を起こしながら、投球を中止した場合。」との記述でしたが、投球を途中でやめてしまったときだけではなく、5.07(a)に定める、正規の投球姿勢に違反した場合もすべて含めて“ボーク”が宣告されることを明確にしたものです。

次に、その他の改正点について説明します。

(9) 5.05(b)(2)の改正

5.05(b)(2)【原注】の追加

【原注】 投球が打者の身に着けているネックレス、ブレスレットなどの装身具にだけ触れた場合には、その打者が投球に触れたものとはみなさない。

【解説】

投手の投球が打者に触れたときの規則ですが、ネックレスやブレスレットにだけ触れた場合は、ヒット・バイ・ピッチと認めないこととしました。

(10) 5.06(b)(4)(I)の改正

5.06(b)(4)(I)を次のように改める。(下線部を改正)

四球目、三振目の投球が、捕手のマスクまたは用具、あるいは球審の身体やマスクまたは用具に挟まって止まった場合、1個の塁が与えられる。

(11) 5.06(c)(7)の改正

5.06(c)(7)を次のように改める。(下線部を改正)

投球が、捕手のマスクまたは用具、あるいは球審の身体やマスクまたは用具に挟まって止まった場合—各走者は進む。

【解説】

(10)、(11)の改正は、投球が球審の身体に挟まって止まった場合も、マスクや用具に挟まって止まった場合と同様に、ボールデッドとなり、1個の進塁を許すことがあると定めたものです。ボールデッドにするか否かの判断は、すべて球審に委ねられます。

(12) 5.10(g)の改正

5.10(g)の後段として次を追加する。

以下はマイナーリーグで適用される。先発投手または救援投手は、打者がアウトになるか、一塁に達するかして、登板したときの打者(または代打者)から連続して最低3人の打者に投球するか、あるいは攻守交代になるまで投球する義務がある。ただし、その投手が負傷または病気のために、それ以後投手としての競技続行が不可能になったと球審が認めた場合を除く。

【解説】

先発投手、救援投手は、最低3人の打者に投球するか攻守交代になるまで交代が許されないこととなります。ただし、この規則は冒頭の文章にあるように、2019年にマイナーリーグで試験的に採用された規則です。メジャーリーグで今年から正式に採用されるとの情報がありますが、わが国では今年からの採用は見送ることにしています。

(13) 5.10(m)の改正

5.10(m)を次のように改める。

- ① 同(1)の(マウンドに行ける回数)「6回」を「5回」に改める。
- ② 同(2)本文の最終の文「ただし、次の場合を除く。」を次のように改める。

ただし、すでにマウンドで行われている相談に途中から監督、コーチまたは野手が加わっても、新たな回数には数えない。さらに次の場合もマウンドに行く回数には数えない。
- ③ 同(2)(B)を次のように改める。(下線部を改正)

野手が投手と話すためでなく、単にスパイクの汚れを払うためにマウンドに行った場合。
- ④ 同(2)(D)を次のように改める。(下線部を追加)

攻撃側チームによる選手交代の通告後、投手が次の1球を投じるか、または、プレイをする前に、野手がマウンドに行った場合。
- ⑤ 同(2)(E)～(G)を追加する。

(E) 審判員のタイム(たとえば、審判員が負傷したり、観客、物体、または球場整備員がフィールド上に現れたり、あるいは監督がリプレイ検証を要求したときなど)による試合の中断の際、野手が再開を遅らせることなく、マウンドに行った場合。

(F) フェンス越えの本塁打を打たれた後に、野手がマウンドに行った場合。ただし、打者走者が本塁に達する前には自分の守備位置に戻らなければならない。

(G) イニングの間および投手交代の間に適用された時間制限の中で、野手がマウンドに行った場合。
- ⑥ 同を追加する。

(4) マウンドに行く回数制限の施行—監督またはコーチが、チームに与えられたマウンドに行ける回数を使い果たした後に、マウンドに向かうためにファウルラインを越えてしまえば、その救援投手の第1打者が打撃中でない限り、その投手を交代させなければならない。もし第1打者の打撃中であれば、規則5.10(g)により、その打者が打撃を完了するまで投げ続けなければならない。

監督またはコーチが、マウンドに行く回数に例外が適用されると思う場合は、ファウルラインを越える前に審判員に確認しなければならない。

本規則の適用によって突発的な投手交代を行わなければならないとき、救援投手がブルペンでウォームアップをしていなかった場合、監督またはコーチは、マウンドに行く回数制限を超えて違反したことにより、試合から退けられる。この場合、審判員は、その救援投手に対して、試合に出場するために必要な準備の時間を与えることができる。

野手が、チームに与えられたマウンドに行ける回数を使い果たした後に、審判員に自分の守備位置に戻るよう注意されたにもかかわらずマウンドに行けば、その野手は試合から退けられる。しかし、この場合、投手交代の必要はない。

【解説】

5.10(m)は、メジャーリーグに適用されるスピードアップルールです。わが国ではこの規則は適用せず、それぞれの団体や連盟の定めた規則に従うことになります。

(14) 9.01の改正

9.01を次のように改める。

- ① 同(a)の2段目を次のように改める。(下線部を追加)

記録員は、ホームチームにより割り当てられた新聞記者席内の所定の位置で試合の記録をとり、記録に関する規則の適用に関して、例えば打者が一塁に生きた場合、それが安打によ

るものか、失策によるものかなどを、独自の判断で決定する権限を持つ。

② 同(a)の4段落目以降を次のように改める。(下線部を改正)

クラブ職員およびプレーヤーを含むすべての人は、その決定について記録員に異議を唱えることはできない。

記録員は、あらゆる記録を決定しなければならない。記録員の判断を要することが起きたとき、記録員は、プレイの進行に沿って次の打者が打席に入るまでに記録を決定するように最善の努力をする。記録員は、その裁量で、試合終了後あるいはサスペンデッドゲーム宣告後24時間以内に、当初の決定を最後の決定にするか、変更するかを決定する。

メジャーリーグのプレーヤーまたはクラブは、試合終了後あるいは決定の変更後72時間以内に、書面または認められた電子的手段によってコミッショナー事務局へ通知して、運営部門責任者に記録員の決定を見直すように要求することができる。(以下省略)

③ 同(c)後段を次のように改める。(下線部を追加)

記録員は、その任務の遂行にあたり、監督、プレーヤー、クラブ役職員、報道関係者から侮辱的言動を受けた場合には、いかなるものでも然るべきリーグ役職員まで報告しなければならない。

【解説】

記録員に関する改正ですが、プレイングルールの改正ではないので、説明は省略します。

(15) 定義76の改正

定義76の最終段落として次を追加する。

本定義では、プレーヤーが身に付けているネックレス、ブレスレットなどの装身具はプレーヤーの身体の一部とはみなさない。

(16) 定義80の改正

定義80を次のように改める。(下線部を追加)

プレーヤーまたは審判員の身体はもちろん、着用しているユニフォームあるいは用具(ただし、プレーヤーが身に付けているネックレス、ブレスレットなどの装身具は除く)のどの部分に触れても「プレーヤーまたは審判員に触れた」ことになる。

【解説】

(15)は「タッグ」の定義、(16)は「タッチ」の定義の改正です。いずれも、(9)で説明した5.06(b)(2)の改正に伴うものです。

2021年度 改正規則の解説

～ 改正規則と規則適用上の解釈について ～

日本野球規則委員会

プロ・アマ合同の日本野球規則委員会は、1月27日に2021年度の改正規則を発表しました。ファウルチップの定義の変更をはじめ12項目の改正となり、昨年、メジャーリーグで採用され注目されていた先発投手および救援投手の投球義務に関する規則については、我が国での今年度の採用は見送られました。以下、改正点を解説します。

(1)5.10(g)の改正

5.10(g)に【注】を追加する。

本項後段については、メジャーリーグでも適用されるが、我が国では適用しない。

【解説】

本項後段とは、2020年にメジャーリーグで採用された「先発投手または救援投手は、登板したときの打者から連続して3人の打者に投球する義務がある。」という規則を指しています。我が国ではプロ・アマともに次の理由から、今年度の導入を見合わせることにしました。

①Official Baseball Rules の原文には、5.10(f)の「球審に手渡された打順表に記載されている投手は、第一打者またはその代打者がアウトになるか一塁に達するまで投球する義務がある。」が記載されたままであること。

この(f)と(g)の矛盾点について、MLBの規則委員会に問い合わせをしたが、我々が納得できる回答は得られなかった。

②WBSC (世界野球ソフトボール連盟)およびBFA (アジア野球連盟)が国際大会において、この新しい規則を採用するか否かが、現時点において不明であること。

上記①の矛盾点を併記したままでは、混乱を招く恐れがあるとともに、国際大会での対応を見極めた上で再度検討することが望ましいと判断しました。

(2)定義34「ファウルチップ」および5.09(a)(2)の改正

定義34を次のように改め(波線部を削除)、【注】を削除する。

打者の打ったボールが、鋭くバットから直接捕手の手に飛んで、正規に捕球されたもので、捕球されなかったものはファウルチップとならない。ファウルチップはストライクであり、ボールインプレイである。前記の打球が、最初に捕手の手またはミットに触れておれば、はね返ったものでも、捕手が地面に触れる前に捕らえれば、ファウルチップとなる。

5.09(a)(2)【原注】後段を次のように改める。

チップしたボールが、最初に捕手の身体または用具に触れて、はね返ったものを捕手が地上に落ちる前に捕球した場合、ストライクであり、第3ストライクにあたる場合には、打者はアウトである。

【解説】

今回のファウルチップの定義の改正と【注】の削除、それに関連する5.09(a)(2)【原注】の後段の改正により、チップしたボールが最初に捕手の身体または身に着けている用具(マスク、プロテクター、レガースなど)に触れて、はね返ったものを捕手が地上に落ちる前に捕球すれば「ファウルチップ」と認められることになりました。従来の規則では、最初に捕手の手またはミット以外のものに触れてはね返ったものは、たとえ地面に落ちる前に捕手が捕らえたとしても、ファウルボールと判定されていました。ファウルチップはストライクであり、第3ストライクにあたる時打者はアウトとなりますので、大きな改正です。野手がインフライトの打球を地面に触れる前に捕らえれば、その前にジャッグルしたり、身体にボールが触れたりしても正規の捕球となるのと同じ理屈ですが、ファウルチップの場合は、他の野手が捕球したものは認められず、あくまでも捕手が捕球することが必要です。また、チップしたボールが捕手のマスクに扶まった場合は正規の捕球ではありませんので、ファウルボールと判定されます。

(3) 6.01(8)(10)の改正

6.01(a)(10)の最終段落として次を追加する。

走者がファウルボールに対する守備を妨害したとして、アウトを宣告され、これが第3アウトにあたる場合、打者走者は打撃を完了したものとみなされ、次のインニングの第1打者は次打者となる。(0アウトまたは1アウトのときは、打者はそのまま打撃を続ける。)

【解説】

この規則は、ファウルテリトリに上がったフライを守備しようとした野手を走者が妨害した場合を想定しています。

妨害が発生したときの大原則は「打球(フェアボールとファウルボールの区別なく)を処理しようとしている野手の妨げになったと審判員に認められた走者は、それが故意であったか故意でなかったかの区別なくアウトになる。」(インターフェアに対するペナルティ【原注1】)です。従って、0アウトまたは1アウトのときに、このような妨害が発生した場合は、走者がアウトとなり、打者はファウルボールで1ストライクが加算され、打ち直しとなります。しかし、妨害が2アウトのときに発生した場合については、これまでは規則上、明確な決まりはありませんでした。この点については、これまでも規則委員会では何度も検討されてきましたが、2013年のプロ・アマ合同委員会では、2アウトのとき、妨害が故意でない場合は走者アウトで、打者は次の先頭打者として打ち直しとなり、審判員が故意と判断した場合は打者をアウトにすると解釈を統一していました。

しかし、今回の改正を機に、再検討した結果、これまでの解釈を改めることになりました。前記【原注1】の後段には次の記載があります。「正規に占有を許された塁についていた走者が、フェア地域とファウル地域との区別なく守備の妨げになった場合、審判員が、その妨害を故意と判断したときを除いて、その走者はアウトにはならない。審判員が、その妨害を故意と宣告した場合には次のペナルティを科す。0アウトまたは1アウトのときは、その走者と打者ともにアウトを、2アウト後のときは、打者にアウトを宣告する。」

つまり、妨害が故意であるかどうかが問題となるのは、正規に占有されて塁についている走者であって、塁を離れている走者については、初めに示した大原則の通り、故意であるかどうかには関係なく妨害が成立し、アウトになることが再認識されたからです。そして、追加された改正条文には「打者は打撃を完了したものとみなされ、次のインニングの第1打者は次打者となる」と明記されましたこの「打撃を完了した」と「打者アウト」はイコールではないと考えられ、2アウト後に走者の妨害が発生した場合には、打者が打ち直しとなることはないことが明確になりました。なお、この場合記録上は、打者に打数1と残塁1が記録されることになります。

そして、この考え方は、6.01(a)(2)「打者または走者が、まだファウルと決まらないままファウル地域を動いている打球の進路を、どんな方法であろうとも、故意に狂わせた場合にも適用することとし、この場合も2アウト後であれば、打者は打撃を完了したとみなし、次のインニングの第1打者は次打者となることが確認されました。

(4)5.07(a)【原注】の改正

5.07a【原注】第3段落冒頭を次のように改める。(下線部を追加)

投手は投球に際して、どちらの足も本塁の方向に2度目のステップを踏むことは許されない。(以下略)

【解説】

この【原注】については、OBRでは2017年の改正で2度目のステップを踏む“足”は軸足、自由な足のいずれも規則違反であることが番かかれていましたが(“The pitcher may not take a second step toward home plate with either foot”),日本の規委員会は、2018年時点では、軸足を本塁方向へ大きくずらして投球する投手は確認していたのですが、なぜ両方の足を禁止したのか(“自由な足を2度ステップする”とは、どのような投げ方なのか)が分からなかったため、ただ単に「2度目のステップを踏むことは許されない」としました。しかし、2020年に実際に自由な足を本塁方向に2度ステップして投球していた投手の映像を確認できたため、「どちらの足も」を追加することにしたものです。

(5)6.01(d)【原注】の改正

6.01(d)【原注】第3段落の「しかし」以下を次のように改める(下線部を改正)

しかし、ボールを拾い上げたり、捕ったり、意図的に触れたりすることや、押し戻したり、蹴ったりすれば、この行為は故意の妨害とみなされる。

【解説】

この項で規定されている、攻撃側メンバー、ベースコーチ、審判員以外の、競技場に入ることを公認された人とは、具体的にはバットボーイ、ボールボーイや警察官などが該当します。このような人たちが打球または送球を守備しようとしている野手を妨害したとき、その妨害が故意でないときはボールインプレイで、プレイは続けられるとされていますが、故意のときは妨害と同時にボールデッドとなり、もし妨害がなかったらどようになっていたかを判断して、その後の処置を取ることになります。そして、行為が故意であったか否かは、行為に基づいて決定するとされています。今回の改正では、故意と判断される行為が、より具体的に記述されました。

(6) 6.04(d)【原注】の改正

6.04(d)【原注】を次のように改める。(下線部を改正)

出場停止処分中の監督、コーチ、プレーヤーは、ユニフォームを着てクラブの試合前の練習に参加することはかまわないが、試合中は、ユニフォームを着ることはできず、プレーヤーが試合にたずさわる場所から離れていなければならない。また、出場停止中の者は試合中、新聞記者席や放送室の中に入ることはできないが、スタンドから試合を見ることは許される。

【解説】

出場停止処分中の対象者の行動制限について、細かく規定が追加されました。ただし、我が国のアマチュア野球においては、この規則の内容については適用されず、各団体からの処分等の措置に従うことになります。

(7) 7.04の改正

7.04を次のように改め、同【原注】および【注】を削除する。

審判員の判断に基づく裁定についての異議であろうが、審判員の裁定が本規則に違反して決定したことに対する異議にかかわらず、どのような提訴も許されない。

【解説】

これまでは認められていた、「提訴」は一切認められないことになりました。これにより「提訴試合」は規則上、なくなるようになります。我が国のアマチュア野球では、もともと提訴試合は認めていませんでしたから、この改正による影響はありません。しかし、WBSCやBFAの主催する国際大会では、これまでは提訴試合が認められていました。これについても、先発投手、救援投手の投球義務の規則と同様にWBSCやBFAの対応が現時点では明らかになっていません。また、我が国のプロ野球では、アグリーメントにおいて提訴試合の規定は残る見込みです。

以下(8)から(11)は、7.04の改正に伴い、各条文中の「提訴」あるいは「提訴試合」の文言を含む記述部分を削除、もしくは表現の変更を行ったものです。

(8) 3.02(c)【原注】の改正

3.02(c)【原注】末尾の「また、そのプレイについて提訴は認められない。」を削除する。

(9)「審判員に対する一般指示」の改正

「審判員に対する一般指示」第5段落を次のように改める。(下線部を改正)

試合中に悪い事態が起こった場合、その事態の解決を回避したという非難を受けるようなことがあってはならない。常に規則書を携行し、紛糾した問題を解決するにあたっては、たとえ10分間試合を停止することがあっても、よく規則書を調べ、その解決に万全を期して、その試合で不注意な規則適用の誤りをしないように努めなければならない。

(10)9.01(b)(3)の改正

9.01(b)(3)の「提訴試合または」および「提訴または」を削除し、また、同【原注】の「提訴試合において」以下の分を削除する。

(11)定義46の改正

定義46の末尾「または提訴試合の裁定を行うものとする。」を削除する。

2021年度改正規則の解説は以上です。

最後に、これまで日本の規則書は発刊以来、一貫して一色の表紙としていましたが、今年は初めて写真を表紙にしました。記念すべき第1回目は、昨年の東京六大学リーグ戦、伝統の早慶戦の試合開始前の整列した場面を採用しました。

改正規則の解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～

プロアマ合同の日本野球規則委員会は、2022年1月27日に今年度の公認野球規則の改正を発表しました。

今回は、ワインドアップポジションおよびセットポジションからの投球について、アマチュア野球だけに適用されていた【注】を削除して国際基準に合わせることにしたのをはじめ、7項目の改正が行われました。

(1) 3.09 商業的宣伝【注3】③の改正

3.09【注3】③の第2段落を次のように改める。(下線部を追加)

マーク類を布片、刺繍または樹脂製の成型物、あるいはスタンプによって表示する場合(エナメルのように光る素材での表示は認められない)は、親指のつけ根に近い個所に限定し、その大きさは、縦3.5センチ、横3.5センチ以下でなければならない。

【解説】

ミットやグラブにマーク類をスタンプで表示する場合、色だけではなく、布片や刺繍また樹脂製の成型物と同様、表示個所や大きさの規制を適用することになりました。

この改正は、昨年のシーズン中にNPBで、ある外国人選手が亡くなったペットの名前やシルエット、追悼のメッセージなどをグラブの背面親指付近のスペースに入れたことが発端でした。NPBではこれを公認野球規則3.09で規定する“マーク類”に準じるものとみなし、刺繍等で表示する場合と同様、親指の付け根部分に縦3.5センチ、横3.5センチ以内での表示を認めることにして、シーズン途中からドレスコードに追加しました。今回の改正は、この措置に規則上の裏付けをしたものです。アマチュア野球においても、マーク類のスタンプ表示は基本的にNPBと歩調を合わせますが、NPBの例にあるような個人オーダーは認めず、メーカー既成のデザインで、規定範囲内のものを容認することにしました。

なお、高野連ではミットやグラブに氏名や番号その他の文字などの表示を禁止しています。

(2) 5.07(a)(1)ワインドアップポジションの【注1】を削除

5.07(a)(1)【注1】を削除し、同【注2】を同【注】とする。

【解説】

日本のアマチュア野球だけに適用していた下記の規定を削除し、国際基準に合わせることにしました。削除されるのは以下の規定です。

【注1】アマチュア野球では、投手の軸足および自由な足に関し、次のとおりとする。

- ① 投手は、打者に面して立ち、その軸足は投手板に触れて置き、他の足の置き場所には制限がない。ただし、他の足を投手板から離して置くときは、足全体を投手板の前縁の延長線より前に置くことはできない。
- ② 投手が①のように足を置いてボールを両手で身体の前方に保持すれば、ワインドアップポジションをとったものとみなされる。

アマチュア野球においては、2013年の規則改正でワインドアップポジションでの自由な足を置く位置に関して、それまでの「投手板上に置くか、投手板の後縁およびその延長線より後方に置く」を原文どおりに改め、自由な足は、投手板の上でも、前、横、後ろであっても構わないこととしました。また同時に、ワインドアップポジションからの投球に当たって自由な足を横に引くことも許されることになりましたが、ワインドアップポジションとセットポジションとの区別があいまいになるとの懸念から、上記【注1】①のただし以降の「他の足を投手板から離して置くときは、足全体を投手板の前縁の延長線より前に置くことはできない」として対応してきました。

しかし近年は、MLBやNPBにおいて多くの投手が、塁に走者がいないときに軸足を投手板に並行に置き、自由な足全体を投手板の前方に置いた状態から、ワインドアップポジションとして、自由な足を一步横に引いて投球しています。また、アマチュア野球においても、大学野球や社会人野球で、そのような投球動作をする投手が散見されるようになってきました。

本来【注1】の適用を受けるアマチュア野球では是正されなければならない投球動作なのですが、前記のとおりMLBやNPBでも多くの投手が用いており、すでに一般的に受け入れられている動作です。また実際に、走者がいない場合は問題ありませんし、打者に対して影響を与えることもないことから、今回アマチュア野球でも改正に踏み切ることにしました。

ワインドアップポジションとセットポジションの区別については、5.07(a)(2)【原注】の「塁に走者がいるときに、投手が投手板に軸足を並行に触れ、なおかつ自由な足を投手板の前方に置いた場合には、この投手はセットポジションで投球するものとみなされる」ことを、しっかりと理解しておけば混乱はないものと考えられます。

ただ、この改正により、次の点には注意が必要です。

- ① 軸足を並行でなく投手板に触れる形のワインドアップポジションにおいても自由な足の置き場所に制限がなくなったので、走者が塁にいるときに、自由な足全体が投手板の前方に置かれていたとしても、軸足が投手板と並行に触れていなければ、ワインドアップからの投球とみなされることとなります。
- ② 走者が塁にいない場合、投手板に軸足を並行に触れ、自由な足を投手板の前方に置いた姿勢からワインドアップポジションとして投球することができるので、自由な足を一步横に引いてから投球することもできます。
- ③ 走者がいる場合（特に2アウト走者三星のときに注意）、上記②の投球姿勢は、セットポジションからの投球とみなされるので、自由な足を一步引いてからの投球はボークとなります。
- ④ 走者が三星にいるときにワインドアップポジションからの投球に際して、投球動作の開始がどの時点になるのかについて、NPBと意見交換して次のように合意しました。MLBでは、ボディスイングを伴えば、それが投球動作の開始となる解釈をとっていますが、わが国では、NPB、アマチュアともに投手が捕手とのサイン交換が終わった後で両手を合わせる動作は、たとえボディスイングや足の動きを伴わなくても、すでに投球動作の開始とみなすことを確認しました。投球動作を開始したら打者への投球を完了しなければならず、軸足を投手板から外せばボークとなります。（審判員マニュアルに明記します。）

(3) 5.07(a)(2)【注1】の削除

5.07(a)(2)【注1】を削除し、同【注2】以降を繰り上げる。

【解説】

windアップポジションの改正と同時に、セットポジションにおけるアマチュア野球で適用していた下記の【注1】を削除します。

【注1】アマチュア野球では、本項【原注】の前段は適用しない。

ここで【原注】前段とは、「走者が塁にいない場合、セットポジションをとった投手は必ずしも完全静止をする必要はない」という規定です。この規則は2006年にOBRで改正されたのですが、わが国では止まっても止まらないでもよいとなると、投手が作作的に動作を変えて投球して打者を幻惑することが想定されるので採用しませんでした。その後、NPBで外国人投手が多く在籍するようになったこともあって、2017年にこの【原注】前段を規則どおり採用することにしましたが、アマチュア野球では引き続き、走者がいない場合でも完全静止を義務付けてきました。しかし、今回windアップポジションのアマチュア【注】が改正されると同時に、セットポジションについても国際基準に合わせることに踏み切りました。走者が塁にいるときに完全静止を求めているのは、走者が盗塁のスタートを切れるようにというフェアプレイの精神から規制するルールです。しかし、走者がいないときは、走者がいるときほど「完全静止」しなくても、同じ動作で投球していれば打者が幻惑されることはありません。しかし、もしも投手が意図的に打者のすきをついて投球したと審判員が判断すればクイックピッチとみなされ、ボールが宣告されるのはこれまでどおりです。(5.07a 2【原注】)

(4) 5.09(b)(1)【注1】【注2】の削除

5.09(b)(1)【注1】【注2】を削除する。

【解説】

走者のラインアウトについて規定する項の下記2つの【注】を削除します。

【注1】通常走者の走路とみなされる場所は、塁間を結ぶ直線を中心として左右へ各3フィート、すなわち6フィートの地帯を指すが、走者が大きく膨らんで走っているときなど最初からこの走路外にいたときに触球プレイが生じた場合は、その走者と塁を結ぶ直線を中心として左右へ各3フィートが、その走者の走路となる。

【注2】本項の“ただし”以下は、野手が走者の走路内で打球を処理しているとき、これを妨げないために走者が走路外を走ってもアウトにならないことを規定しているものであって打球処理直後に触球プレイが生じたときには本項前段の適用を受けることはもちろんである。

この改正は、“走路”という言葉の意味に、本文と【注】で齟齬があること、また【注】で補足説明している内容は、本文から十分読み取れることから、これらを削除しても差支えないとの判断によるものです。もちろん、“ラインアウト”の規則解釈はこれまでと変更はありません。

(5) 6.01(a)(1)の改正

6.01(a)(1)の最終段落として次を追加する。

もし、捕球されずに本塁周辺にとどまっている投球が、打者または審判員によって不注意にそらされた場合、ボールデッドとなって、塁上の走者は投球当時

占有していた塁に戻る。この投球が第3ストライクの場合は、打者はアウトになる。

【解説】

本項では、これまでは第3ストライク後の打者走者、つまり振り逃げのケースについてのみ述べられていましたが、今回の追加改正によって、これが打撃途中の打者についても適用されることが明確になりました。また、捕手に捕球されずに本塁周辺に転がった投球に対し、打者（打者走者）がなんらかの動作を伴ったことで触れてしまった場合は、打者（打者走者）がボールに触れた場所（打席内か否か）や、タイミング（一塁に向けて走り出す前か後か）などには関係なく、ボールのそれた距離や方向によって、捕手の守備機会を失わせたと審判員が判断すれば、そのときのボールカウントに関係なく、ただちにボールデッドとなり、塁上の走者の進塁は認められないことが明確になりました。

この改正により、考えられる事例とその処理について整理すると下表のとおりとなります。

	事例	処置
1	第3ストライク目の投球を捕手のはじき、そのボールに打者が一塁に向かったり、なんらかの動作をしたことで方向が変わり、守備する機会を失わせたと審判員が判断した場合	ボールデッド。塁上の走者の進塁は認められず、投球当時の占有塁に戻る。打者走者はアウトになる。 (5.05(a)(2)、6.01(a)(1))
2	第3ストライク目および四球目でない投球を捕手のはじき、そのボールになんらかの動作をした打者が触れたことで方向が変わり、守備する機会を失わせたと審判員が判断した場合	ボールデッド。塁上の走者の進塁は認められず、投球当時の占有塁に戻る。打者はそのまま打撃を続ける。 (6.01(a)(1))
3	投球カウントに関係なく、投球を捕手のはじき、そのボールが単に打席に立っている打者に触れたり、当たっただけの場合	ボールインプレイ。(球審はナッシングのコールとジェスチャー)。従って、打者走者、塁上の走者とも進塁は可能。 (6.01(a)(1)【原注】)
4	第3ストライクの宣告によってただちにアウトになった打者が勘違いで一塁に向かったり、なんらかの動作をして故意ではなく捕手のはじいたボールに触れた場合	タイムを宣告して、守備側の不利益を取り除くため、塁上の走者を投球当時の占有塁に戻す。(アクシデントという考え方) (6.01(a)(1)準用)
5	四球により安全進塁権を得た打者走者が一塁に向かおうとした際に、捕手のはじいたボールに触れた場合	ボールデッド。塁上の走者の進塁は認められないが、安全進塁権を得ている打者走者には一塁が与えられ、これにより押し出される走者の進塁は認められる。 (5.05(b)(1)、6.01(a)(1))
6	1アウト走者三塁で、三塁走者が本塁に向かってきた際、事例1と同様のプレイが発生した場合	ボールデッド。塁上の走者の進塁は認められず、三塁に戻る。 (6.01(a)(1)【注】①)
7	投球を捕手のはじき、そのボールにスイングした打者の保持しているバットが当たった(故意ではない)場合	ボールデッド。塁上の走者の進塁は認められず、投球当時の占有塁に戻る。第3ストライクであれば、打者はアウトとなる。 (【6.03a3.4原注】)
8	投球を捕手のはじき、そのボールがスイングしていない打者の保持しているバットに当たった場合	ボールインプレイ。(球審はナッシングのコールとジェスチャー)。従って、打者走者、塁上の走者とも進塁は可能。 (6.03(a)(3)【注1】)
9	投球を捕手のはじき、そのボールが転がってきて、打者の手から放れて地面に置かれているバットに触れた場合	ボールインプレイ。(球審はナッシングのコールとジェスチャー)。従って、打者走者、塁上の走者とも進塁は可能。 (5.09(a)(8)、同【原注】準用)
10	事例9のケースで、バットが転がってきて、ボールに触れた場合	ボールデッド。塁上の走者の進塁は認められず、投球当時の占有塁に戻る。第3ストライクであれば打者はアウトとなる。 (5.09(a)(8)、同【原注】準用)

※事例1、2および6において、審判員は打者(打者走者)が捕手の守備する機会を失わせたと判断しなかった場合は、ナッシングのコールとジェスチャーをする。

(6) 6.01(i)の改正

6.01(i)を次のように改める。

①【6.01i 原注】を追加する。

【6.01i 原注】本項の“捕手”については、本塁のカバーに来た投手を含む野手にも適用される。

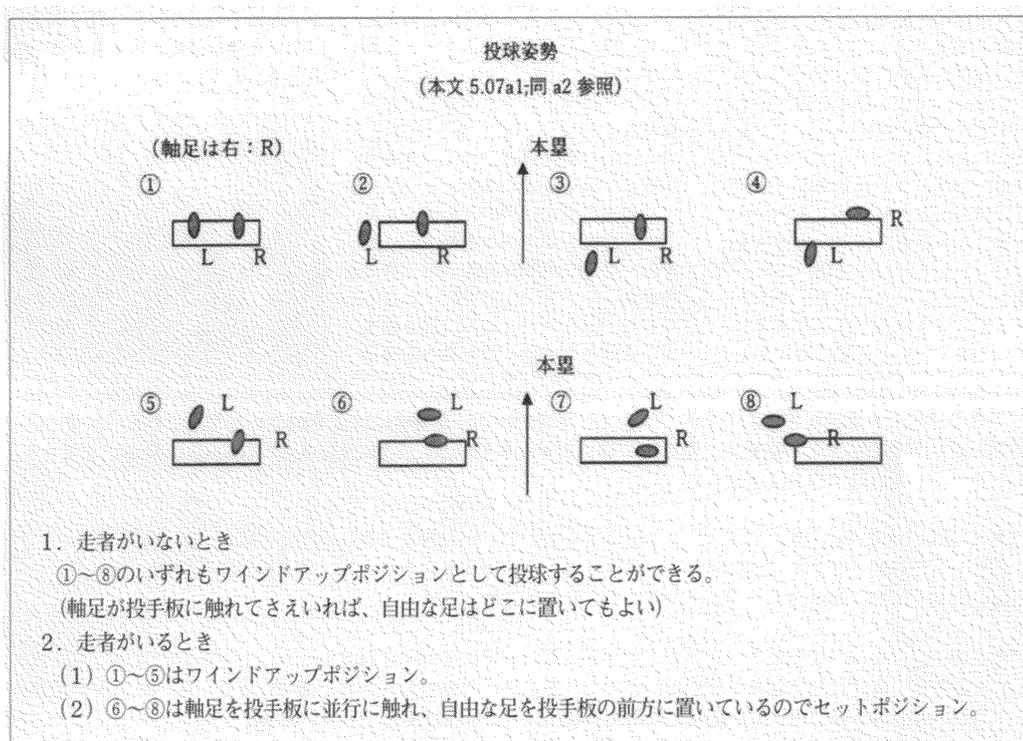
② 同 (1)本文中の「または本塁のカバーに来た野手（投手を含む、以下「野手」とう）」と、同 (1)および同 (1)【原注】中の「または野手」を削除する。

【解説】

本項は本塁での衝突プレイ（コリジョンルール）に関する規定です。(1)では、走者が走路を外れて捕手に体当たりする行為を禁じ、(2)では、逆に捕手が走者の走路を塞ぐブロックを禁じています。そして、この本文中の“捕手”には、カバーに来た投手を含む野手も規則適用の対象となるのですが、(1)には、その旨の記述があり、一方で(2)にはその記述がないため、(2)のブロックについては、捕手以外の野手には適用されないと誤解する可能性があります。そこで今回の改正では、原文と同様に【6.01i 原注】として記載することで(1)、(2)の両方に適用されることをはっきりさせました。

(7) 巻頭(13 ページ)の「投球姿勢」を改める。

5.07(a)(1)(2)の改正に伴い、巻頭の「投球姿勢」の両足の位置に関する図を下記のとおり変更しました。



以上、2022 年度の改正規則のポイントを解説しました。

なお、改正項目のうち、5.07(a)(1)【注 1】の削除および、5.07(a)(2)【注 1】の削除についてはこの規定を削除することで周知徹底が困難と判断した団体については、それぞれの団体における特別規則(内規)をもって従来どおりの規則を適用することにな

りますのでご注意ください。

さて、今年は1872年（明治5年）にアメリカ人教師ホーレス・ウィルソン氏が、東京大学の前身である開成学校に初めて野球を伝えてから150年の節目の年に当たります。そこで今年の規則書の表紙には、東京神田の学士会館の敷地内にある「日本野球発祥の地」のモニュメント像の写真を採用しました。皆さんも一度この聖地を訪ねて、わが国で野球をここまで広めた多くの先人の功績に思いを馳せるのも意味あることではないでしょうか。

2023年度

改正規則の解説

～改正規則と規則適用上の解釈について～

プロアマ合同の日本野球規則委員会は、2023年1月27日に今年度の公認野球規則の改正を発表しました。

今回は、先発投手に限って指名打者としても兼務が可能となった指名打者ルール（いわゆる“大谷ルール”）の追加、天候状態によるサスペンデッドゲームの適用基準の拡大など、3項目の改正が行われました。

(1) 5.11 指名打者ルールに関する改正

5.11 を次のように改める ～

①本文「リーグは、指名打者ルールを使用することができる。」を削除する。

②(b)を次のように改める。

チームは投手に代わる打者を指名する義務はない。しかしながら、先発投手自身が打つ場合には、本条(a)項により、別々の2人として考えることができる。監督は自分のチームの打順表に10人のプレーヤーを記載し、このプレーヤーにおいて、一つは先発投手、もう一つは指名打者として2度、同じ名前を記載することになる。

もしこのプレーヤーが投手を退いたとしても、指名打者としては出場し続けることはできるが、再び投手として出場することはできない。また、このプレーヤーが指名打者を退けば、投手として出場し続けることはできるが、再び打者として打席に立つことはできない。'

このプレーヤーが投手と指名打者の両方を同時に退くことになった場合、それに置き換わる投手と指名打者両方の役割を満たす他のプレーヤーに代わることはできない。チームにおいて、先発投手自身が指名打者としても打つことができる本規定を採用するかは、最初の打順表で記載するときのみできる。

本条 (a)項にもかかわらず、その投手が指名打者として打つかまたは走者になったとしても、チームに対する指名打者の役割は消滅しない。また、その指名打者が投手の役割を引き受けた場合においても、その役割は消滅しない。しかし、そのプレーヤーが投手として降板し、投手以外の守備位置に移った場合には、それ以後指名打者の役割は消滅する。

③【注1】および【注2】を削除し、【5.11注】を追加する。

【5.11注】我が国では、指名打者ルールについては、所属する団体の規定に従う。

【解説】

規則5.11は、(a)項と(b)項とで構成されていて、

(a)項は指名打者ルールの内容及び運用方法が、(b)項は指名打者ルールを使用しているリーグと使用していないリーグとが試合を行う際の対処方法が、それぞれ記述されていました。今年度の改正では、従来の(b)項の内容が削除され、新たに全く別のルールが加えられました。

まず、上記①の改正についてですが、すでに規則5.11は指名打者ルールに関する内容である旨は十分に理解されており、Official Baseball Rules (オフィシャル・ベースボール・ルールズ。以下、OBR)にも書かれていないことから、この一文が削除され

ました。

次に、上記②の解説をする前に、もともと(b)項に記載されていた内容と削除された理由、および③の改正について解説します。

改正前の (b)項は次のように書かれていました。

(b)指名打者ルールを使用しているリーグに所属するチームと、これを使用していないリーグに所属するチームとが試合を行うときには、これを使用するかどうかは次の定めによる。

(1)ワールドシリーズまたは非公式試合では、ホームチームがこれを使用しているときには、使用する。ホームチームがこれを使用していないときには、使用しない。

(2)オールスターゲームでは、両チームと両リーグが同意したときだけ、使用する。

【注1】我が国のプロ野球では、(b)項 (1)におけるワールドシリーズを日本シリーズと置きかえて適用する。なお、非公式試合において、(b)項 (1)により指名打者ルールを使用しない試合でも、両チーム監督の合意があれば、指名打者ルールを使用することができる。

【注2】アマチュア野球では、指名打者ルールについては、各連盟の規定を適用する。

これまでの 5.11(b)の内容が削除された理由として、メジャーリーグではアメリカン・リーグだけが指名打者ルールを使用していましたが、ナショナル・リーグも同ルールを正式に使用することとなったため、もはやこの規定が必要なくなったということが考えられます。これに合わせ日本においても、【注1】ではプロ野球について、【注2】ではアマチュア野球について、それぞれ指名打者ルールの使用に関する取り扱いを規定していましたが、プロ野球およびアマチュア野球を問わずに『所属する団体の規定に従う』こととして、一つの【注】にまとめました。なお、③の改正により【5.11注】としたのは、(a)項と新しい内容となる (b)項の両方の内容に関する注釈としたからです。

さて、②の改正内容の本題に入りましょう。(b)項に新たに加わった内容が、上記(1)②になります。メジャーリーグで“大谷ルール”と呼ばれていたものが、これにあたります。試合前に行う両チームのメンバー交換の際、先発投手に限って、『投手』と『指名打者』の双方に同じ者が記載でき、それぞれの役割を果たせる規則となっています。つまり、これまでは投手も打者として兼務させるのであれば、指名打者ルールは使用できませんでした。しかし、この改正によって、たとえば、先発投手が途中で投手の立場を退いたとしても、引き続き指名打者として打席に立つことが可能となりました。もちろん、その逆（途中で指名打者の立場を退いたとしても、引き続き投手として投球すること）も可能です。ただし、それぞれの立場で一度退いた場合においては、再びその立場での役割を果たすことはできません。また、同時にそれぞれの役割を退く場合においても、それに代わる投手および指名打者に同じ者が入ることも認められません。

指名打者と兼務している投手が投手以外の野手の守備についた場合も、その時点で指名打者としての役割は消滅することになり、新たに登板する投手は打順表の中に入る必要があります。

なお、規則 5.11 に“指名打者の役割は消滅する”と書かれていますが、これは、“指名打者の役割が消滅した”場合、それ以後の選手の交代や打撃順の指名について

は、指名打者ルールを使用していないときと同じように進めていくということです。

(2) 7.01 (e) 正式試合とならない“ノーゲーム”に関する改正

7.01(e)を次のように改める。(下線部を追加)

正式試合となる前に、球審が試合の打ち切りを命じた場合には、“ノーゲーム”を宣告しなければならない(7.02(a) (3)～(5)に従い、サスペンデッドゲームが宣告される場合を除く)。異常事態によって試合を打ち切らなければならない場合には、リーグ会長の判断でサスペンデッドゲームとする。

【解説】

この改正は、下記(3)の改正と連動した内容となっています。

正式試合となる前に打ち切られた試合は「ノーゲーム」となり(7.01 (e))、初めからやり直すこととなります。しかし、照明等の故障 (7.02 (a) (3))、暗転等 ((4))で打ち切られた場合は、行われた回数に関係なく『ノーゲーム』とはせず『サスペンデッドゲーム (一時停止試合)』とすることができる「除外項目」として書かれています。他方、改正前の同 (5)項は、天候状態により打ち切られた場合、正式試合になった後の一定の条件のもとでサスペンデッドゲームとすることができるようになっていました。この同 (5)項の内容が正式試合になる前でもサスペンデッドゲームにできると改正されたので、「7.02 (a) (3)～(5)に従い、サスペンデッドゲームが宣告される場合を除く」という文が追加されました。

なお、サスペンデッドゲームについても、所属する団体の規定に従うことになっています(7.02 (c) 【注】)。

(3) 7.02 (a) 天候状態によるサスペンデッドゲームに関する改正

7.02 (a)を次のように改める。

① (5)を次のように改める。(下線部を追加)

天候状態のために、正式試合となる前に打ち切りを命じられた場合、または正式試合のある回の途中でコールドゲームが宣せられた試合で、打ち切られた回の表にビジティングチームがリードを奪う得点を記録したが、ホームチームがリードを奪い返すことができなかった場合。

② 【付記】を削除し、その直前の2つの段落を次のように改める。(下線部を改正)

リーグ会長による指示がない限りは、本項の(1)(2)(6)によって終了となった試合については、7.01 (c) の規定による正式な試合となりうる回数が行なわれていない限りこれをサスペンデッドゲームとすることはできない。

本項の (3)～(5)の理由で打ち切りが命じられたときは、行なわれた回数には関係なく、これをサスペンデッドゲームとすることができる。

【解説】

この改正は、サスペンデッドゲームの条件のうち、『天候状態』の理由によって、試合を打ち切った場合の適用範囲を拡げるために上記本文①の下線部を追加したものです。すなわち、正式試合となる前の段階で雨が急に激しくなって、試合の進行が困難であると判断し、球審が試合を打ち切って中断させたような場合が本文①に該当す

るケースの一つかと思います。上記②(7.01(e)の改正)の解説でもあったように、この場合で結果的にこの試合が再開不可能と判断された際には、正式試合となる前であれば、イニングや両チームの得点、得点経過に関係なく、サスペンデッドゲームとすることができるようになりました。

また、上記②の【付記】を削除した理由については、【付記】の本文にも記述されているように、従来の規定では、試合を打ち切る原因となった事象と、打ち切った後にまた他の事象が発生した場合、この2つの事象がサスペンデッドゲームとすることができるか否かで異なったときの取り扱いを明文化したものかと思われませんが、同①の改正によって、いずれの事象においてもサスペンデッドゲームとすることができるようになったため、この記述が必要なくなったものと考えられます。

(4)『軸足の踵を上げてから塁に送球する動作』について

走者がいるとき、セットポジションをとった(投手板に軸足を並行に触れ、他の足を投手板の前方に置き、ボールを両手で身体の前方に保持して、完全に動作を静止した)投手がまず、軸足の踵を上げてから塁に送球した場合、打者への投球動作を変更したものとみなし、ボークとする。(規則 6.02 (a)(1)、5.07 (a) (2)、同【原注】及び【注1】)

【解説】

これは、規則改正ではありませんが、2023年2月8日に開催されたアマチュア野球規則委員会において確認された事項です。

セットポジションをとった投手が、最初に軸足の踵を上げる動作は『投球動作の開始』とみなされ、この動作から走者のいる塁へ送球すれば、投球動作を『変更』したことになるから、ボークが宣告されるとしたものです。

以上、2023年度の改正規則等の要点を解説しました。

くり返しになりますが、今回の規則改正は、いずれも『各所属団体の規定に従う』こととなっています。運用における取り扱いには、くれぐれもご留意ください。

2024年度公認野球規則改正

～ 改正規則の解説と運用上の扱いについて ～

プロ・アマ合同の日本野球規則委員会は、2023年12月15日に2024年度の公認野球規則の改正を発表しました。今回は9項目が改正されましたが、その主な内容は、一塁、二塁、三塁のベースサイズの拡大、投球前における内野手の守備位置の制限、延長回に入った際の実施方法などです。

以下、改正のポイントについて解説します。

(1) 2.01 競技場の設定に関する改正

2.01 を次のように改める。

①第6段落を次のように改める。(下線部を改正)

本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、60フィート(18.288メートル)以上を推奨する。

②最終段落の末尾に次を加え、【注】を追加する。

ただし、内野の境目となるグラスラインは、投手板の中心から半径95フィート(28.955メートル)の距離とし、前後各1フィートについては許容される。しかし、投手板の中心から94フィート(28.651メートル)未満や96フィート(29.26メートル)を超える箇所があってはならない。

【注】我が国では、内野の境目となるグラスラインまでの距離については、適用しない。

③【付記】を削除する。

解説

まず、①の改正についてですが、改正前の下線部は『必要とする』と書かれていました。Official Baseball Rules (オフィシャル・ベースボール・ルールズ=以下、OBR)の原文では『recommend』となっており、一般的な翻訳の通りに書き改めることとしました。

次に、②の改正ですが、これは昨年のOBRの改正項目をそのまま追加したものであり、内野と外野のグラスライン(境界線)を投手板の中心から半径95フィート(28.955メートル)の距離とし、その許容範囲も示した主旨の内容です。これは、後記する(5)5.02(c)

の改正とリンクするものです。

最後に③の改正は、記述されている内容がいずれもMLBのレギュレーションであり実態に即していないことや、本文(規則2.01)で外野までの距離について示されていることから、削除することとしました。

(2) 2.03 塁に関する改正

2.03 の最終段落を次のように改め(下線部を改正)、【注】を追加する。

キャンバスバッグはその中に柔らかい材料を詰めて作り、その大きさは18インチ(45.7センチ)平方、厚さは3インチ(7.6センチ)ないし5インチ(12.7センチ)である。

【注】我が国では、一塁、二塁、三塁のキャンバスバッグの大きさは15インチ（38.1センチ）平方とする。

解説

昨年のOBRに関する大きな改正内容の一つであり、一塁、二塁、三塁のベースサイズの大きさ（縦と横の長さ）が従来の15インチ（38.1センチ）平方から18インチ（45.7センチ）平方に拡大されたものです。

これにより、野手と走者の塁上における接触機会が少なくなり、選手のケガの防止が図られることや、攻撃側に有利な展開となる確率が増えることで、ベースボールがより面白くなることなどが期待されています。

ただ、日本においてベースサイズを変更することは、球場設備の管理上、物理的に困難であるため、その後に記載された【注】として、我が国では従来通りのベースサイズで運用することとしました。

(3) 2.05 ベンチに関する改正

2.05の「各ベースラインから最短25フィート（7.62メートル）離れた場所に、」を削除する。

解説

ベンチの設置場所について、具体的な位置が書かれた内容は、実際に使用している球場、グラウンドにおいて実態にそぐわないことから、上記の文言を削除することとしました。

(4) 3.02 バットに関する改正

3.02(a)【注3】および同【軟式注】を削除する。

解説

この改正は、2024年度より日本高等学校野球連盟で使用できる金属製バットの基準が変更されることに伴い、従来の【注3】で示した規定を採用する団体が実質、存在しなくなるため、【注3】および、その後の【軟式注】を削除することにしたものです。

(5) 5.02 守備位置に関する改正

5.02(c)【注】を【注1】とし、その後に、以下の本文、【原注】、ペナルティ、【注2】を追加する。

内野手の守備位置については、次のとおり規定する。

(i) 投手が投手板に触れて、打者への投球動作および投球に関連する動作を開始するとき、4人の内野手は、内野の境目より前に、両足を完全に置いていなければならない。

(ii) 投手が打者に対して投球するとき、4人の内野手のうち、2人ずつは二塁ベースの両側に分かれて、両足を位置した側に置いていなければならない。

(iii) 二塁ベースの両側に分かれた2人の内野手は、投手がそのイニングの先頭打者に初球を投じるときから、そのイニングが完了するまで、他方の側の位置に入れ替

わったり、移動したりできない。

ただし、守備側のプレーヤーが交代したとき（投手のみの交代は除く）は、いずれの内野手も他方の側の位置に入れ替わったり、移動してもかまわない。

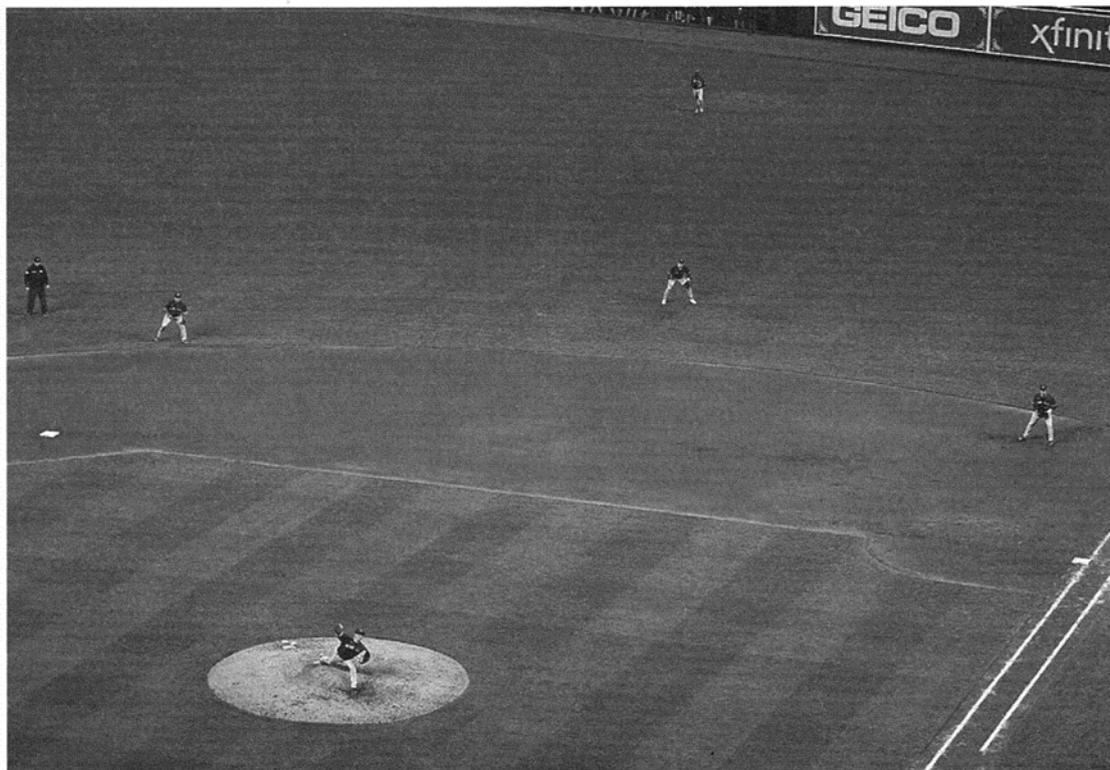
イニングの途中で内野手として正規に出場したプレーヤーは、その交代後に投手が打者に投じるときから、そのイニングが完了するまで、他方の側の位置に入れ替わったり、移動したりできない（そのイニングで、その後再び別の交代があった場合は除く）。

【原注】 審判員は、内野手の守備位置に関する本項の目的として、投手が投球する前に打者がどこへ打つのかを予測して、二塁ベースのどちらかの側に3人以上の内野手が位置するのを防ぐことであることに留意しなければならない。いずれかの野手が本項を出し抜こうとしたと審判員が判断した場合、次のペナルティが適用される。

ペナルティ 守備側チームが本項に違反した場合、投手の投球にはボールが宣告され、ボールデッドとなる。

ただし、打者が安打、失策、四球、死球、その他で一塁に達し、しかも他の全走者が少なくとも1個の塁を進んだときには、規則違反とは関係なく、プレイは続けられる。もし、本項に違反した後に、他のプレイ（たとえば、犠牲フライ、犠牲バントなど）があった場合は、攻撃側の監督は、そのプレイが終わってからただちに、違反行為に対するペナルティの代わりに、そのプレイを生かす旨を球審に通告することができる。

【注2】 我が国では、本項後段の内野手の守備位置については、適用しない。



▲日本国内においては適用されないが、守備位置に関する規則の改正により、メジャーリーグではこの写真のようなかつて見られた極端な守備シフトをとることはできなくなった(PHOTO/Gettyimages)

解説

この改正も、昨年の OBR の大きな改正内容の一つであり、ベースサイズの改正と

同様、内野手の守備位置に関する制限により、攻撃側の打率向上などを目的としたものとされています。

まず、本文 5.02 (c)の冒頭にある、投手と捕手を除く各野手の守備位置について、従来では『フェア地域ならば、どこに位置してもさしつかえない』という表記を以下の通りに改めました。

『投手と捕手を除く各野手は、次に規定されたことを除いて、フェア地域ならば、どこに位置してもさしつかえない。』（下線部追加）

上記の本文直後に従来の【注】がそのまま続くこととなりますが、本項に新たな【注】が追加されるため、この【注】を【注1】としました。

本項の改正に関する内容については、上記に示された通りです。4人の内野手は投手が打者に投球する前には、前記の改正(1)に示された『内野の境目』より前に位置していなければならないとともに、4人の内野手のうち、2人ずつは二塁ベースの両側に分かれる必要がある主旨となっています(サード、ショートは二塁ベースの左側、セカンド、ファーストは二塁ベースの右側に位置する)。

そして、そのポジションは投手がそのイニングの先頭打者への初球からそのイニングの完了まで、反対側の位置に入れ替わることや、移動することは原則として認められないとしています。

併せて、追加された【原注】として、上記本文の追加内容にあたっての審判員における留意事項が示されました。

本項に違反した場合のペナルティも明記され、違反した場合には、その投球に対して『ボール』が宣告され、ボールデッドとなってボールカウントが1つ課せられることとなります。

ただし、その投球を打者が打ったりして、プレイが続けられた場合には、ボークや打撃妨害が発生したときと同様の対処をすることとなります。

なお、その後の【注2】で記載した通り、我が国ではこの内野手に関する守備位置制限の規定を適用しないこととしています。

(6) 5.10 (k) プレーヤーの交代に関する改正

5.10 (k) 後段を次のように改める。

プレーヤー、監督、コーチ、トレーナーおよび試合中にベンチやブルペンに入ること許されたクラブ関係者は、実際に競技にたずさわっているか、競技に出る準備をしているか、その他許される理由以外で、競技場に出ることはできない。

解説

5.10 (k)の前段には、プレーヤーおよび控えのプレーヤーについて、実際に競技にたずさわっているか、競技に出る準備をしているか、一・三塁のベースコーチに出ている場合を除いて、チームのベンチに入っていない旨の規定が示されています。この改正は、

それ以外のチーム関係者についても試合中は同様に、不要に競技場へ出ることは認めない旨の内容が追加、整理されたものです。

また、この規則に該当する対象者の表現が変更され、従来記載されていたバットボーイが削除され、クラブ関係者が新たに追加されました。クラブ関係者とは、通訳、広報、マネジャー、用具係などが挙げられます。

(7) 7.01 正式試合に関する改正

7.01(b)の見出しを「延長回」とし、次のように改める。

① 本文を同(1)とし、従来の(1)、(2)を (A)、(B)とする。

② 同(2)および【注】を追加する。

(2) 9回が完了した後、10回以降は、走者二塁から、次のとおり始めることとする。

(A) 10回以降の延長回の先頭打者（またはその打者の代打者）は、前の回からの継続打順とする。

(B) 延長回における二塁走者は、その回の先頭打者の前の打順のプレーヤー（またはそのプレーヤーの代走者）とする。

たとえば、10回の先頭打者が5番打者であれば、4番打者（またはその代走者）が二塁走者となる。ただし、先頭打者の前の打順のプレーヤーが投手であれば、その投手の前の打順のプレーヤーが代わりに二塁走者を務めることができる。

交代して退いた打者および走者は、規定 5.10 により、再び試合に出場することはできない。

(C) 投手の自責点を規則 9.16 により決定するために、延長回を開始するときの二塁走者は守備の失策により二塁に到達したようにみなされるが、チームまたはプレーヤーに失策は記録されない。公式記録員は、延長回における打者および二塁走者についても、規則 9.02 により記録をする。

(D) 延長回が始まるたびに、球審は二塁走者が適正であるかを確認するため、攻撃側チームの打順表を確認する。もし、その走者が適正でなければ、球審はただちに攻撃側チームの監督に知らせて、適正な二塁走者にさせる必要がある。また、プレイが開始された後

に、審判員またはいずれかの監督が、走者が適正でないことに気付けば、その走者は適正な走者と入れ替わらなければならない。打順の誤りに起因したことにより、プレイを無効としない限りは、すべてのプレイは正規なものとなる。得点する前後に関係なく適正でない

走者に対するペナルティはない。

【注】我が国では、所属する団体の規定に従う。

解説

上記の②は、昨年の OBR の大きな改正の一つとなります。9回が完了して同点で決着がつかなかった場合、延長回となる10回以降は、ノーアウト、走者二塁、継続打順とする試合進行方式が新たに規定されました。また、(C)は公式記録に関する対応、(D)は審判員に対する留意事項が書かれています。

この延長回に関する規定においても、すでに各所属団体において特別規程などで運用されていることから、【注】として、我が国では所属する団体の規定に従うこととしました。

(8) 8.04 審判員の報告義務に関する改正

8.04 (a)の（試合終了後）「12時間以内」、(b)前段の「4時間以内に」、(c)前段の（その所属クラブ）「の代表者」、(c)後段の「通告後5日以内に、」を削除する。

解説

試合の際に規則違反などのトラブルや報告すべき事項が発生した場合、担当した審判員がその団体組織にその旨を報告する義務がある内容が書かれていますが、この改正によって、本文中の各項に記載されている報告の期限や処分の通知、対応期限を設けないこととなりました。

(9)定義 46 に関する改正

定義 46 「リーグプレジデント」(リーグ会長)を削除し、以下繰り上げる。

解説

すでに、OBR では一昨年の段階で本定義については削除されており、『LEAGUE PRESIDENT』に代わる表記『the office of the commissioner』の翻訳について検討を行ってきたところです。今後は公認野球規則書内に記載されていた「リーグ会長」に代わる表現として、「リーグ事務局」とすることとしました。

以上、2024 年度の規則改正のポイントを解説しました。

くり返しになりますが、本改正のほとんどは、『我が国では適用しない』もしくは『各所属団体の規定に従う』こととなります。運用における取り扱いには、くれぐれも留意いただくよう、お願いいたします。

2024 年度高校野球特別規則改正

無走者での“二段モーション”が解禁に
日本高等学校野球連盟

日本高等学校野球連盟(日本高野連)は、2024 年度の高校野球特別規則の変更を発表しました。

昨年度からの変更点は、以下の 3 点となります。

① 『1.高校野球で使用できるバット』の改正

「金属製バットは、2024 年シーズンインから 2022 年 2 月 18 日に定めた新基準によるものとし、一般財団法人製品安全協会の定めた SG 基準に適合した、SG マーク添付の製品に

限る」とされ、公式戦での使用は新基準バット(グリップ部に R を表示)のみ使用できることとなりました。

② 『15. タイムの制限』の一部追加

「内野手(捕手を含む)が投手のもとへ行ける回数を、1 イニングにつき 1 回 1 人だけとする」が(1)として追加され、それに伴い、従来の規則がくり下げられました。

この改正は、1 月 31 日付で日本高野連審判規則委員会から通知されたときの内容が 2 月 22 日付で変更されており、「投手が交代したときは、この限りではなく、投手のもとへ行った回数には数えない」ものとして運用されることとなりました。

また、「伝令が投手のもとへ行ったときは内野手(捕手を含む)が投手のもとへ行った回数に数えない」「タイブレークに入った場合も同様とする」となっています。

③ 『27.投手の投球姿勢』『28.反則投球の取り扱い』の削除

2018年度の公認野球規則改正では、国際的な基準に合わせて、反則投球の定義 38 に関する【注】が削除され、5.07 (a)1) および 2)に定められた投球動作に違反して投球してもペナルティを課すことがなくなりました（走者がいないときのいわゆる“二段モーション”に対してペナルティは課さないとするための処置）。

2020年度の同改正では、日本野球科学研究会の研究報告から、投手の変則足上げモーションによる打者のパフォーマンスに影響はないこと、投手への影響も実質的になく、投手障害の危険性もないことの結果報告を踏まえ、「投球動作をスムーズに行わずに、ことさらに段階をつけるモーションをしたり、手足をぶらぶらさせて投球すること」という文言が削除されました。しかしながら、技術的な面においても、マナーの面においても“二段モーション”は望ましい投球フォームではない、という考え方に変更はないと強調をされています。あわせて、走者がいる場合において投球動作が一時停止した場合には、打者に投球しても、塁への送球にしても“ボーク”となるのは従来通りです。

当初、高校野球は裾野が広く、また、主大会がトーナメント方式であり、打者が初めて対戦する投手が多いとの理由から、投球姿勢に制限を設けられていました。しかしながら、

相応の期間が経過したことに加え、昨今のテクノロジーの進化で、大学・社会人・プロをはじめとした他の上位カテゴリーの投手の投球フォームを参考にする投手が増えていることで、高校野球においても今年度から、投手の投球姿勢を公認野球規則通りとし、それにより、走者のいないときの“二段モーション”が解禁になるということです。

なお、前記、高校野球特別規 27 削除にともない、高校野球特別規則 28 (1)は削除とし、同(2)(3)は規則定義 38 と重複することから表記を削除することとされました。



▲新基準バットはグリップの上部に「R」の表示がある

プロ・アマ合同の日本野球規則委員会は2024年10月9日に開催され、2025年度の野球規則改正事項について双方で合意した後、同年11月18日に2025年度の公認野球規則に関する改正を発表しました。今回は、Official Baseball Rules (以下、OBR という) の改正の主な内容として、打者走者が本塁一塁間の後半を走るにあたっての走路幅に関する変更、イニングの初めに準備投球を行なった際の投球義務に関する一部変更、正式試合およびサスペンデッドゲームに関する内容を明確に示されたこと等が挙げられます。併せて、本規則書に表記されていた「マイナーリーグ」に関する内容の削除や、軟式公認球の規定も一部改正されました。それでは、各改正項目のポイントについて解説します。

(1)2.01 の最終段落の後段と【注】を次のように改める。

ただし、以下の場合を除く。

(a)内野の境目となるグラスラインは、投手板の中心から半径95呎(28.955 呎)の距離とし、前後各1呎については許容される。しかし、投手板の中心から94呎(28.651 呎)未満や96呎(29.26 呎)を超える箇所があってはならない。

(b)本塁一塁間のベースラインに沿ったフェアテリトリの内野のグラスライン(芝生の線)はベースラインから18呎(45.7 呎)以上、24呎(61.0 呎)以下でなければならない。

【注】我が国では、本項(a)および(b)については、適用しない。

【解説】

昨年(2024年)の改正規則にあった競技場の区画について(a)の内容が追加されましたが、これに続いて今回もグラスラインの規定が新たに追加されたため、(b)として記述されています。後述の改正項目(5)でも触れますが、2024年にメジャーリーグで採用された「打者走者が本塁一塁間の後半を走るにあたっての走路幅の変更」に伴って、従来のスリーフットレーンに加え、本塁一塁間のベースラインに沿ったフェア地域内のグラスライン(芝生と土の境目または色の異なった人工芝の境目)まで打者走者の適正な走路として認められることになりました。このグラスラインの設定については、現在の使用している球場で統一されていないことにより、実状に即してベースラインから18呎~24呎の幅としています。つまり、改正項目(5)の規則5.09(a)(11)「打者走者に対する、本塁一塁間の後半の走路」に関する改正の基準となる位置範囲を明確にしたものです。

そこで、日本野球規則委員会は昨年に改正した規則2.01(内野と外野の境目のグラスライン)、規則2.03(一塁・二塁・三塁のベースサイズ)と同様、OBRにおける区画の大きな改正事項であることから、日本の公認野球規則においても記載することとしました。しかし、日本国内で使用する球場やグラウンドはさまざまであり、この基準(ライン)を示すことは難しいことから、規則としては採用しないこととなります。また、本書の巻頭「野球競技場区画線(1)」においても現行の表記のままとします。

(2)3.01【軟式注】のH号の反発「50㌘～70㌘」を「70㌘～90㌘」に改める。

【解説】

全日本軟式野球連盟で使用されている公認球のうち、準硬式の公式大会で使用するボールの「反発」に関する許容範囲を改正しました。ここでいう「反発」とは150㌘の高さから大理石板に落として計測された数値を示すものとしています。

(3)3.08(b)を削除し、従来の(c)以下を繰り上げる。また同(c)【注】を削除し、末尾に【3.08注】を追加する。

【3.08注】アマチュア野球では、所属する団体の規定に従う。

【解説】

まず、規則3.08(b)については、改正の主な内容として掲げた「マイナーリーグ」に関する内容の記述を削除するというに則ったものです。

さらに規則3.08(c)に付されていた「【注】アマチュア野球では、所属する団体の規定に従う。」については、本項だけが【注】の適用を受けるとの誤った解釈がなされるという懸念があるため、規則3.08のヘルメットに関する規定の内容全体にかかるものとして、本条の末尾に移動したものです。

(4)5.04(b)を次のように改める。

- ① (2)【原注】の最終段落を削除する。
- ② (4)(A)最終段落の「マイナーリーグでは、」以下を削除する。

【解説】

上記①および②はいずれも項目(3)と同様、規則5.04(b)の打者の義務に記載されているうち、「マイナーリーグ」に関する内容の記述を削除したものです。

(5)5.09(a)(11)【原注】の後段に次を加え、【注】を追加する。

審判員は、(A)打者走者が本塁一塁間の後半に達した際、もしくは(B)野手が一塁への送球にあたりボールをリリースした際のいずれか遅いときに、打者走者の両足がスリーフットライン内もしくはスリーフットライン上にあった場合、打者走者は5.09(a)(11)に従ったと判断する。

【注】我が国では、本項〔原注〕後段については、適用しない。

【解説】

2024年のOBRにおけるプレイング・ルールの改正では、規則5.09(a)(11)の変更が最も大きい内容となっています。

上記項目(1)でも触れたとおり、一塁に対する守備が行なわれているとき、打者走者がスリーフットラインの外（ファウルラインの内側またはスリーフットラインの外側）を走って一塁への送球を捕らえようとする野手を妨げたと審判員が認めた場合、ボールデッドとなって打者走者にアウトが宣告されますが、この「レーン」の幅が「ファウルラインからスリーフットライン」でなく、「上記(1)の改正項目で示した(b)のグラスラインからスリーフットライン」と改正されました。その理由として、打者が一塁へ走るにあたって、右打者の場合は一塁へ直線的に向かう際、ベースラインの内側を進まざるを得ないことや、一塁ベースはベースラインの内側であって、ベースを踏む際、打者走者はベース

ラインの内側に入らなければならないことから、実態に合わせた変更と考えられます。

しかし、上記(1)の項目でも説明したとおり、日本国内で明確な基準を示すことは難しいことから、この改正に関しては採用せず、従来の規則のとおりとなります。

この改正項目(5)については、従来の規則5.09(a)(11)【原注】に記載されている「スリーフットレーン」の解釈にOBRはグラスラインの内側(ベースライン内側の土の部分)を加えたものとしていますが、これも採用しないことから、従来どおりの表記となります。

さらに【原注】の後段として、本規則の適用における『一塁に対する守備が行なわれているとき』のタイミングについて明文化され、『打者走者が本塁一塁間の後半に達したとき』と『野手が一塁への送球にあたってボールをリリースしたとき』のいずれか遅いときという記述が追加されました。これについては、適用の判断基準であることから、このまま記述することとしますが、規則5.09(a)(11)に関するプレイング・ルール改正の適用は見送っていることから、従来どおりの解釈とします。

(6) 5.10(g)を次のように改める。

最小限必要とする打者への投球

- (1) 先発投手または救援投手は、打者がアウトになるか、一塁に達するかして、登板したときの打者(またはその代打者)から連続して最低3人の打者に投球するか、あるいは攻守交代になるまで、投球する義務がある。

ただし、その投手が負傷または病気のために、それ以後投手としての競技続行が不可能になったと球審が認めた場合を除く。

【注】本項前段については、我が国では適用せずに以下のとおりとする。

救援投手は、そのときの打者(またはその代打者)がアウトになるか一塁に達するか、あるいは攻守交代になるまで、投球する義務がある。先発投手については5.10(f)参照。

- (2) イニングの初めに準備投球を行なった投手は、少なくともそのときの第1打者(またはその代打者)がアウトになるか一塁に達するまで投球する義務がある。

ただし、その投手が負傷または病気のために、それ以後投手としての競技続行が不可能になったと球審が認めた場合を除く。

【解説】

投手の投球義務に関する改正について、メジャーリーグでは2020年から採用され、先発投手または救援投手は、登板したときの打者から連続して3人の打者に投球する義務が課せられました。しかし、当時の日本野球規則委員会で協議の結果、規則5.10(f)との整合性に矛盾があったことやWBSC(世界野球ソフトボール連盟)およびBFA(アジア野球連盟)が主催する国際大会においてもこの新しい規則を採用するか不明であったことから、我が国ではこの規則を採用せず、従来どおり「そのときの打者(1人)」に対して投球する義務を課すことにしています。

この規則5.10(g)は救援投手の投球義務について記述していましたが、今回の改正はまず上記(1)項として、2020年にメジャーリーグで改正されたOBR原文と同様の記述のとおりにすることとしました。つまり、規則5.10(g)(1)は救援投手に限らず、先発投手も3人の打者に対して投球する義務があるということになります。ここで規則5.10(f)との矛盾が指摘されますが、これについてMLBの規則

委員会に確認をしたところ、この 5.10 (f) という規則は形骸化されているとの回答により、規則 5.10 (g)(1)が適用されているようです。

しかし、(1)項の後述に【注】で示したとおり、我が国では先発投手および救援投手いずれにおいても従来どおりとして「そのときの打者（またはその代打者）がアウトになるか一塁に達するか、あるいは攻守交代まで」投球する義務があることには変わりはありません。OBR ではさらに (2)項として、インニングの初めに準備投球を行なった投手についても、そのときの第 1 打者（またはその代打者）に対して少なくとも投球して打撃を完了する義務が課せられることになりました。この規則が追加された理由として、2023 年のメジャーリーグにおいて、レギュラーシーズンで 20 回程度、ワールドシリーズでも 2 回の実例を受けての対応策ということのようであり、すでに試合に出場している投手が新しいインニングで準備投球を始めた後に攻撃側チームから第 1 打者に代わる打者の交代の申し出があった際、さらに守備側チームが投手の交代を行なったというものです。これによって、再び救援投手が登板して準備投球を行なってプレイが始まるまでに時間が費やされることから、スピードアップの目的として、この規則を追加したものと考えられます。

つまり、規則 5.10 (i) 記載のとおり、すでに出場している投手がファウルラインを越えて投手板に向かえば、そのときの第 1 打者に対して投球を完了する義務があるわけですが、第 1 打者に代打者が送られた場合は、その打者に対して投球を完了する義務はなく交代してもかまわないことになっていました。これが今回の改正により、たとえ代打者が送られたとしても、投手が準備投球を開始してしまえば、その代打者に対しても投球義務を果たさなければなりません。

しかし、代打者が送られない通常のケースであれば、規則 5.10 (i) のとおり、ファウルラインを越えた時点でその投手は第 1 打者の投球義務が必要であることや、第 1 打者が代打者の際に投手がファウルラインを越えたとしても、準備投球を開始する前であれば、その投手の交代は認められることには変わりはありません。

(7) 5.10 (m)の最初の段落を削除し、(1)を次のように改める。(下線部を改正)

投手交代を伴わないでマウンドに行くことは、9 インニングにつき 1 チームあたり 4回に限られる。延長回については、1インニングにつき1回、マウンドに行くことができる。

【解説】

本項は 2018 年に OBR で追加され、監督またはコーチ、野手が投手交代を伴わずにマウンドに行く回数が規定されたもので、当時は 1 チームあたり、9 インニングにつき 6 回まで認めましたが、翌 19 年にはこれを 5 回までとすることになっていました。今回の改正では、さらにマウンドに行くことができる回数の制限が強化され、9 インニングで 4 回までとしたものです。しかし、本項は末尾に【注】で記載されているとおり、我が国では所属する団体の規定に従うこととなります。

(8)6.02 (d)へ・ナルティ (1)の「マイナーリーグでは、自動的に10試合の出場停止となる。」を削除する。

【解説】

こちらについても、上記(3)および (4)の改正項目と同様に、規則 6.02 (d)の投手の禁止 事項に対するペナルティのなかで記載されているうち、「マイナーリーグ」に関する内容の記述を削除したものです。

(9)7.01 (a) (2)を次のように改め(下線部を追加)、【例外】を削除する。

球審もしくはリーグ事務局がコールドゲームを宣告した場合。

【解説】

試合を途中で打ち切る際、試合を担当する球審のみに権限が与えられていましたが、今 回の改正により、リーグ事務局にもその権限が与えられることになりました。おそらく、 下記の改正項目(10)に示された天候以外での特異的な問題が発生した場合にあたって、球審だけでは到底判断できない事象も想定されることから、運営サイドによる判断も加えた ものであると考えられます。また、本書の巻頭「正式試合」で表記されている個所においても、同様に追加することとします。【例外】については、マイナーリーグで実施されるダブルヘッダー時の正式試合となる回数を定める規定であり、項目 (3)、(4)および (8)と同様、これらの記述を削除したものです。

(10)7.01(c)を次のように改め、【注】を追加する。

球審もしくはリーグ事務局は、天候、フィールドまたは球場のコンディション、設備（開閉式屋根、防水シートなど）の故障または意図しない操作ミス、大気の状態、外出禁止 令、電気または照明の喪失、地域や国家の緊急事態、災害や政府の規制、暗闇、ファンおよび選手を含むチーム関係者と球場職員の健康と安全、または試合の安全な実施と継続を 妨げる異常事態のために、試合を延期または中止することができる。

【注】我が国では、所属する団体の規定に従う。

【解説】

本項は 2024 年の OBR 改正によって、新たに追加されたものになります。予定されていた試合を延期や中止にする事由項目が明記されました（球場の設備環境、災害等の緊急事 態、安全が担保できない異常事態など）。これらの内容は一部、規則 7.02 (a)で示されていましたが、今回の改正を受けて、正式試合の項目に移動したかたちとなっています。

(11)従来の 7.01(c)と (d)を統合し、同(d)として次のように改める。

①冒頭部分を次のように改める。

コールドゲームが次に該当する場合、正式試合となる。

②末尾に次を加え、【注 1】、【注 2】を追加する。

コールドゲームとなった正式試合の得点はゲームが宣告された時点での得点となる。上記にかかわらず、両チームの得点が等しいままコールドゲームが宣告された場合、ま たはイニングの途中で、そのイニングが終了する前にコールドゲームが宣告された場合であって、ビジティングチームが同点またはリードするために 1 点またはそれ

以上の得点を して、ホームチームがリードを奪い返していない場合、通常であれば正式試合となるコールドゲームは、以下の 7.02 に適用されるサスペンデッドゲームとして扱われる。

リーグ事務局はまた、試合を打ち切らなければならない状況が非常に特殊または異常であれば、公正を期すためにその試合をサスペンデッドゲームとして扱うか、別の方法で扱う必要があるかを判断することができる。

【注1】我が国では、正式試合となる前に、球審もしくはリーグ事務局が試合の打ち切りを命じた場合には、「ノーゲーム」を宣告することができる。

【注2】我が国では、所属する団体の規定に従う。

【解説】

従来の規則 7.01(c)「試合途中で打ち切られた際に正式試合となるケース」および、規則 7.01(d)「正式試合の状況で両チームの得点が等しいまま打ち切られたケース」について、本項として一つにまとめられ、解りやすく整理がされました。つまり、本項で示された正式試合となる (1)~(3)のケースのうち、同点の場合およびイニングの途中、そのイニング が終了する前にそのイニングでビジティング(先攻) チームが逆転したとき、またはその逆転されたホーム (後攻) チームが再び逆転できないままで打ち切られた場合は、試合は終了せずに「サスペンデッドゲーム」とする内容が加筆されました。

本項末尾に追加された【注1】に関する説明は下記(12)の改正項目と関連することから、この後に説明することといたします。

さらに【注2】として、本項に関する取り扱いについて、現行の【注】で記載されているとおり、我が国では所属する団体の規定に従うこととしています。

(12) 7.01(e)および(f)を削除する。

【解説】

従来の規則 7.01(e)には、正式試合となる前に試合が打ち切られた場合は原則として、「ノーゲーム」とする記述があり、規則 7.01(f)には、正式試合となっているサスペンデッドゲームの雨天引換券を発行しないとする記述がそれぞれなされていましたが、この 2 つの項目が今回の改正によって削除されています。特に従来の規則 7.01(e)については、後ほど「サスペンデッドゲーム」に関する改正の際にも触れますが、正式試合となる前に試合 が打ち切られた場合、「ノーゲーム」とはせずに「サスペンデッドゲーム」とすることになりますので、この規則が不要になったものと考えられます。

しかし、我が国のプロ野球およびアマチュア野球の大学野球等では、従来どおり、正式試合となる前に打ち切られた場合は「ノーゲーム」としていることから、この規則を適用 できる内容を残すこととし、規則 7.01(d)の末尾に【注1】として、我が国では「ノーゲーム」とすることもできる旨の記述で対応することにしました。

(13)従来の 7.01(g)を (e)とし、同 (4)を次のように改めるとともに、【注】についても次のように 改め(下線部を追加)、「サスペンデッドゲームとしないで、」を削除する。

(4)コールドゲームが宣告された正式試合の得点は、試合終了時の両チームの総得点をもって、その試合の勝敗を決する。

【注】我が国では、正式試合となった後のある回の途中で球審もしくはリーグ事務局が

コールドゲームを宣告したとき、次に該当する場合は、両チームが完了した最終均等回の総得点でその試合の勝敗を決することとする。

【解説】

従来の規則 7.01(e)および 7.01(f)が削除され、従来の規則 7.01(g)が 7.01(e)に繰り上げられました。従来の規則 7.01(g)に記述されている内容に大きな変更はありませんが、本文の (4)に関する表現をOBRの原文の記述どおりに修正しました。さらに、末尾の【注】についても、改正項目(9)の内容と同様、リーグ事務局も試合を打ち切ることができる権限が与えられたことから、上記のように文言を加筆したものです。また、従来の同【注】には、「我が国では、正式試合となった後のある回の途中で球審がコールドゲームを宣告したとき、次に該当する場合は、サスペンデッドゲームとしないで、両チームが完了した最終均等回の総得点でその試合の勝敗を決することとする。」と記されています。本文はこの後に①および②のケースとして、コールドゲームが宣告されたときの勝敗に関する我が国の特例を述べているため、あえて「サスペンデッドゲームとしないで」を挿入しておく必要もないとの判断から、削除することにしました。

(14)7.02 を次のように改める。

(a)ポストポンドゲーム（開始前に中止、延期された試合）やサスペンデッドゲーム（以下の状況で打ち切られた試合）は、開始または再開して完了できるよう、直ちに予定されなければならない。

(1) 正式試合となる前。

(2) 両チームの得点が等しい。

(3) イニングの途中で、そのイニングが終了する前に、ビジティングチームが 1 点またはそれ以上の得点をして、同点またはリードを奪ったが、ホームチームがリードを奪い返していない。

(b)ポストポンドゲームおよびサスペンデッドゲームは、両クラブ間で予定されているシーズン中（すなわち、両クラブ間で次に予定されている試合の前）に、できれば同じ球場で、両クラブの試合のない日に開始または再開して完了できるよう、直ちに予定されなければならない。

(c)ポストポンドゲームおよびサスペンデッドゲームが、シーズン中に完了する予定が立たない場合、またはシーズン中に実施可能な選択肢が片方もしくは両方のチームに過度の負担を及ぼす場合、リーグ事務局は、関連するすべての要素を考慮して、シーズンの完了後を含めて、試合を行なうか決定する。

(d)サスペンデッドゲームが、シーズン中に再開されなかった場合、その試合がコールドゲームを宣告された時点ですでに正式試合となる回数が行なわれていたときは、次のようになる。

(1) コールドゲームが宣告された時点でリードしているチームの勝ちとなる。

(2) コールドゲームが宣告された時点で得点が同点であった場合、その試合はタイゲームとなる。

ただし、(1)および(2)にかかわらず、イニングの途中で、そのイニングが終了する前にコールドゲームが宣告され、ビジティングチームが 1 点もしくはそれ以上の得点でリードを奪うかまたは同点に追いつき、ホームチームがリードを奪い返すか再び同点に

追いつくことができなかつた場合、両チームが完了した最終均等回の総得点で勝敗を決する。

(e)ポストポンドゲームがシーズン中に再び予定されなかつた場合、またはサスペンデッドゲームがシーズン中に再開されなかつた場合であつて、その試合がコールドゲームを宣告された時点で正式試合となる回数が行なわれていなかつたとき、その試合は「ノーゲーム」となり、いかなる目的においても試合としてカウントされない。

【解説】

従来の規則 7.02 のサスペンデッドゲームに関する項目は (a)～(c)の 3 項目から成り、(a) はサスペンデッドゲームとなる条件、(b)は再開する試合の予定や完了できなかつた場合等の実施要項、(c)は再開試合における出場できる選手の取り決めがそれぞれ記述されていました。今回の改正では、この規則 7.02 のサスペンデッドゲームに関する規定の項目が細分化して、より解りやすく整理されています。

まず改正された (a)については、ポストポンドゲーム（開始前に中止、延期された試合）および3つの条件のいずれかで試合が打ち切られた場合はサスペンデッドゲームとなる旨の記述に整理されました。以前の(a)で記述されていた球場の設備環境に関する内容は規則 7.01(c)に移動しています。

次に (b)の内容については、規則 7.02 (a)に該当する完了していない試合の実施予定日について定めた内容が記述されています。再開される試合は両チーム間でシーズン中に可能であれば、次の両チーム間の試合の前に予定していた同じ球場で実施することが望ましいと示されています。

(c)の内容については、上記の規則 7.02 (b)に則り、結局、両チーム間で予定が決められなかつた場合、リーグ事務局がその試合の実施可否を最終的に判断することを規定したものと考えられます。

(d)の内容については、結局、サスペンデッドゲームが再開されなかつた場合、その試合の取り扱いを規定したものであり、打ち切られた時点において正式試合となっている場合では、得点の多いチームが勝ち、同点の場合はタイゲーム（引き分け）となりますが、例外として途中で打ち切ったイニングに表の攻撃で同点またはリードし、裏の攻撃で再びリードか同点に追いつくことができなかつた場合は最終均等回（そのイニングの前の時点での両チームの総得点）で勝敗を決めることとなります。

最後に (e)の内容については、上記 (d)とは異なつて、まだ正式試合となる前の時点で打ち切られたサスペンデッドゲームが、結局、再開されなかつた場合やポストポンドゲームが再び予定されなかつた場合の取り扱いを規定したものであり、これらの試合は「ノーゲーム」となります。

(15)従来の 7.02 (c)を (f)とし、本文および【原注】の「続行試合」を「継続試合」に改める。また、【注】を【7.02 注】として「サスペンデッドゲームについては、」を削除する。

【解説】

規則 7.02 のサスペンデッドゲームに関する項目を分割したことにより、従来の規則 7.02(c)「再開する試合にあつて出場できる選手についての規定」が 7.02(f)に繰り下げられました。内容についての改正ではありませんが、本文および末尾の【原注】で表記

されている「続行試合」という文言を「継続試合」に書き改めました。

末尾の【注】についてですが、サスペンデッドゲームに関する規定は、我が国の各団体で取り扱いが異なっていますので、本項の最後に規則 7.02 の全体を包括する意味で【7.02 注】とし、その文中においても規則 7.02 はサスペンデッドゲームの内容であることは明らかことから「サスペンデッドゲームについては、」という表記を削除しました。

(16)9.01 の「メジャーリーグではコミッショナー事務局、マイナーリーグでは各リーグ事務局」を「リーグ事務局」に改め、第 6 段落の「メジャーリーグの」、第 7 段落の「マイナーリーグのプレーヤーまたはクラブは、リーグの規則に基づいて、各リーグ事務局に記録員の決定を見直すように要求することができる。」を削除する。

【解説】

昨年の公認野球規則の改正により、OBRの原文で表現されている「the office of the commissioner」を「リーグ事務局」と翻訳整理をしたとともに、マイナーリーグに関する内容を削除することとしたため、これらを単に「リーグ事務局」と表記することにしました。併せて、第 7 段落の記述については、上記 (3)、(4)および(8)の改正項目と同様、「マイナーリーグ」に関する内容の削除によるものです。

(17)【9.22 注】を次のように改める。(下線部を追加)

我が国のプロ野球では、「組まれている試合総数」を「行なった試合数」に、「マイナーリーグ」を「イースタン・リーグおよびウエスタン・リーグ」に置きかえて適用する。数の算出にあたり、端数は本条 (a) (b)各【原注】に準ずる。

【解説】

規則 9.22 においては、記録に関する各最優秀プレーヤーを決定する基準（例えば、規定打席数や規定投球回数等の計算方法）について規定された内容が記述されています。我が国のプロ野球でも各プレーヤーの公式記録を基に本項の基準を引用しており、ファーム公式戦においては、本項に表記された「マイナーリーグ」に関する規定をそのまま採用するかたちとなっています。したがって、本項に限っては適用根拠を残しておく必要があるとの判断から、「マイナーリーグ」に関する内容の記述も現行のままで対応することにしました。

これに伴って、上記の【9.22 注】に関する文言においても、ファーム公式戦に関する取り扱いの記述を追加したものとなります。

(18)定義 14「コールドゲーム」を次のように改める。(下線部を追加)

どのような理由にせよ、球審もしくはリーグ事務局が、その試合の完了する前に打ち切りを命じた試合である。

【解説】

上記 (9)の改正項目でも説明したとおり、試合の打ち切りを命じることができる権限を球審だけでなく、リーグ事務局も加える旨の文言が追加され、OBRの原文に沿ったかたちで表記することにしました。

(19)定義 63 POSTPONED GAME「ポストポンドゲーム」を追加し、以下を繰り下げる。

どのような理由にせよ、予定された日に開始できず、延期された試合である。

【解説】

上記(14)の改正項目でも触れていますが、規則 7.02 のなかで多く表現されている「ポストポンドゲーム」について、2024 年の OBR 改正では言葉の新たな定義の一つに加えられ こととなり、公認野球規則においても採用することにしました。

以上、2025 年度の改正規則のポイントを解説しました。繰り返しになりますが、今年の改正のほとんどは、『我が国では適用しない』もしくは『各所属団体の規定に従う』こととなります。運用における取り扱いには、くれぐれも留意いただくよう、お願いいたします。

2026 年度 公認 野球規則改正 ～改正規則の解説と運用上の扱いについて～

プロ・アマ合同の日本野球規則委員会は 2025 年 10 月 1 日に開催され、2026 年度の野球規則改正事項について双方で合意した後、同年 11 月 20 日に 2026 年度の公認野球規則に関する改正を発表しました。計 27 項目となる今回の改正通達文書については、大きく 3 つの項目に分けることとしました。

まず 1 つ目は 2025 年の Official Baseball Rules（以下、「OBR」という）の改正に関する内容であり、2023 年に OBR で改正された「内野手の守備位置の制限」に違反した場合のペナルティについて、違反した内野手の状況によっては、その処置が異なるものに改正されました。

2 つ目は OBR で記載された内容との比較検討を進めてきたなか、現在までに公認野球規則の採用を見送ってきた項目を再度協議した結果を受け、今回の改正に盛り込むことにしたものです。主な内容では、走者がいる場合で投手がセットポジションとみなされる姿勢をとった際でもあらかじめ申し出があれば、ワインドアップポジションとして投球することが可能となります。

最後に 3 つ目は 2025 年の日本野球協議会オペレーション委員会審判部会（以下、「プロ・アマ審判部会」という）で検討を重ねてきた協議事案に関する項目について確認されたものであり、その主な内容として、「プロ野球」「プロフェッショナルリーグ」といった記述を削除したり、文言を「NPB」に改めたことや日本国内での取り扱いとなる【注】を新たに追加したり、修正したものととなります。

それでは、各改正項目のポイントについて解説します。

I. 2025 年 米国オフィシャル・ベースボール・ルールの改正に伴う規則改正

(1) 5.02(c) を次のように改める。

① (i) の「投球動作および」を削除する。

② (ii) を次のように改める。(下線部を改正)

投手が打者に対して投球のためにボールが手から離れたとき、4 人の内野手のうち、2 人ずつは二塁ベースの両側に分かれて、両足を位置した側に置いていなければならない。

③ ペナルティ前段を次のように改める。

本項に違反した内野手が、投球後最初にボールを触れた場合、打者はアウトにされるおそれなく、安全に一塁が与えられ、各走者もアウトにされるおそれなく、1 個の塁が与えられる。ただし、打者が安打、失策、その他で一塁に達し、しかも他の全走者が少なくとも 1 個の塁を進んだときには、規則違反とは関係なく、プレイは続けられる。

本項に違反した内野手が、投球後最初にボールを触れた内野手でなければ、投手の投球にはボールが宣告され、ボールデッドとなる。

④ 【ペナルティ原注】を追加する。

【ペナルティ原注】本項のペナルティが宣告されてもプレイが続けられたとき

は、そのプレイが終わってからこれを生かしたいと監督が申し出るかもしれないから、球審はそのプレイを継続させる。打者走者が一塁を空過したり、走者が次塁を空過しても、[5.06b3 付記]に規定されているように、塁に到達したものとみなされる。

【解説】2023年のOBR改正の際、4人の内野手における守備位置の制限を新たに設けた規則ではありますが、今回の追加された内容は、上記の規則に違反した内野手に科されるペナルティが一部改正されたものになります。

まず、上記改正の①について、4人の内野手が内野の境目より前に両足を置いていなければならない基準のタイミングはどこかについて、現行の記述は「打者への投球動作および投球に関連する動作を開始したとき」となっていますが、OBR原文では『the natural movement associated with the delivery of the ball to the batter』と記載されており、「投球動作および投球に関連する動作」という表現の「投球動作」は「投球に関連する動作」のなかに含まれることから、単に「投球に関連する動作」という記述で網羅できるため、「投球動作」という記述を削除することにしました。

続いて上記改正の②は、①と同様、4人の内野手が本塁・二塁ベースを中心にそれぞれ両側に2人ずつ分かれたシフトをしかなければならない基準のタイミングはどこかについて、現行の記述は「投球するとき」となっていますが、こちらもOBR原文は「at time the pitcher releases the ball for delivery to the batter」と記載されており、そのタイミングをより明確に表記するため、原文どおりの記述に改めました。

上記改正の③および④が今回のOBRの改正点になりますが、いままでは違反した場合のペナルティについて、違反した後に打者が安打や失策等によって攻撃側に有利なプレイが続けられた際を除き、その投球を無効にして、「ボールカウント」を1つ与えるものでしたが、この改正により、違反した内野手が投球後に最初にボールに触れてプレイに携わった場合においては、「その打者および塁上の各走者に1個の塁を与える」という、より重いペナルティが科せられるかたちになりました。ただし、打者が安打や失策等によって攻撃側に有利なプレイが続けられたときは、ボークや打撃妨害の処置と同様にプレイを生かすこととなります。

しかし、本項【注2】に記載のとおり、我が国では内野手の守備位置に関する制限は適用しないこととなっており、引き続いて今年度もこの規則は採用されません。

Ⅱ. 米国オフィシャル・ベースボール・ルールズとの比較検討により再確認した項目の改正(主にこれまで不記載としていた項目の追記および文章の修正)

(2) 5.06(c)(7)【原注】の最終段落に次を追加する。

野手が、走者をだます目的で意図的にボールをユニフォームの中(たとえばズボンのポケットなど)に隠した場合、審判員は“タイム”を宣告して、すべての走者に、そのような行為を行なった瞬間にすでに占有していたと審判員が判断した塁から少な

くとも1個の塁を与える。

【解説】この規則は2019年のOBRによって追加された内容であり、前年の2018年にMLBの試合での実例を受けての対応ということのようです。当時のプロ・アマ審判部会でも議論を行ってきたものの、原文に記述された「originally occupied」の具体が明確でないことや極めてまれな事象であるとの観点から検討課題としていました。その後、MLBからの情報も参考にして整理ができたことから、公認野球規則への採用としたものです。

打球や送球等処理した野手がボールを意図的に隠す行為をしたと審判員が判断した場合、その時点で直ちに「タイム」を宣告してボールデッドとし、その時点で占有していた塁から少なくとも各走者には1個の塁が与えられるといったペナルティが科せられるということになります。

(3)5.07(a)(1)を次のように改める。

① ①の冒頭を次のように改める。(下線部を改正)

打者への投球に関連する動作を起こしたならば、中断したり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならない。

② 【注】を次のように改める。(下線部を改正)

投手が投球に関連する動作を起こして、身体の前方で両手を合わせたら、打者に投球すること以外は許されない。したがって、走者をアウトにしようとして塁に踏み出して送球することも、投手板を外すこともできない。

違反すればボークとなる。

【解説】2019年の公認野球規則改正において、投手のいわゆる「二段モーション」による投球動作は正しい投球とは言えないが、反則投球にはあたらないという整理をした際、『投球動作』と『投球準備動作』、『投球に関連する動作』という3つの言葉に使い分けしました。このうち『投球動作』はこの動作を開始したら、打者への投球を完了しなければならない一方、『投球準備動作』はこの動作を開始しても、動作中にそのまま軸足を外したり、自由な足を踏み出して、けん制球を投げることもできるというものです。これら2つの動作を合わせて『投球に関連する動作』としていましたが、OBRの原文でも『any natural movement associated with his delivery of the ball to the batter』と記述されていることから、この表現のとおり書き直すこととしました。

(4) 5.07(a)(2)を次のように改める。

① ②の冒頭を次のように改める(下線部を改正)とともに、「(ストレッチとは、腕を頭上または身体の前方に伸ばす行為をいう)」を削除する。

打者への投球に関連する動作を起こしたならば、中断したり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならない。

② 【注1】を次のように改める。(下線部を改正)

(1) (2)項でいう“中断、とは、投手が投球に関連する動作を起こしてから途中でや

めてしまったり、一時停止したりすることであり、「変更」とは、windアップポジションからセットポジション（または、その逆）に移行したり、投球動作から塁への送球（けん制）動作に変更することである。

③【原注】の最終段落に次を追加するとともに、【注6】、【注7】を追加する。

ただし、打者が打席に入る前に、投手がwindアップポジションで投球する旨を審判員に伝えた場合には、前述のような投球姿勢であったとしても、windアップポジションとして投球することができる。

投手は、打者が打撃中であっても、(i) 攻撃側チームにプレーヤーの交代があったとき、または (ii) 走者の位置が変わったときは、次の投球を行なう前であれば、審判員にwindアップポジションで投球する旨を伝えることができる。

【注6】windアップポジションとして投球する旨を審判員に伝えた後であっても、攻撃側チームのプレーヤーが交代したり、走者の位置が変われば、セットポジションに戻ることができる。

【注7】アマチュア野球では、セットポジションに戻るときも、審判員にセットポジションで投球する旨を伝えなければならない。

【解説】まず、上記①および②の改正については、前の項目(3)で説明したものと同様、OBRで記述された表現のとおり「投球に関連する動作」と書き直すことにしたものです。併せて、セットポジションをとるにあたっての準備動作となる「ストレッチ」について、現行の公認野球規則内にカッコ書きとして『腕を頭上または身体の前方に伸ばす行為』と記述されていますが、OBRでは記載されていないことやすでに言葉の理解はされていることから、このカッコ書きを削除することとしました。

また、以降に記述されているセットポジションをとるに先立っての内容においても、太字で説明されていましたが、こちらも十分に理解されていることから、一般の字体にそろえることとしました。

次に、上記③の改正ですが、こちらが今回における最も大きな改正内容となります。5.07(a)(2)【原注】について、2017年のOBRで追加されたものであり、セットポジションで投球するものとみなされる条件およびその条件であってもwindアップポジションとして投球できる方法について明記されました。しかし、プロ・アマ審判部会での検討により、windアップポジションで投球できる内容については、その具体が明確でないうえ、MLBでの適用事例がほとんどないとの情報により、2018年の公認野球規則の改正では、セットポジションで投球するものとみなされる条件のみを採用することとしました。その後、MLBで適用事例が散見されるようになり、国際標準としてWBSC（国際野球ソフトボール連盟）でもオフィシャル・ルールとなっていることから、OBRに記載されているとおりに公認野球規則で記述、採用することとしました。

今回、走者がいる場合において、本来ならばセットポジションとみなされる姿勢の条件（①軸足が投手板に平行に触れている、②自由な足は投手板の前方に置く）がクリアされていれば、この投手はセットポジションで投球することとみなされるのですが、この姿勢でも投手が事前（打者が打席に入る前）に球審に「windアップポジションとして投球したい」と申し出があれば、球審はこれを認めて、他の審判員やプ

レーヤー等に対して周知することとなります。球審が周知を行う方法については、日本国内で統一することとしています。

上記③の追加された【原注】本文の前段にある投球を『ハイブリッドポジション』での投球とします。ハイブリッド (hybrid) とは、異なったものが組み合わさることの意味であり、セットポジションとみなされる位置からワインドアップポジションで投球するという2つの正規の投球姿勢を組み合わせたものと解釈できます。

追加された【原注】本文の後段では、原則として投手は上記のような「ハイブリッドポジション」で投球したい旨の申告は「打者が打席に入る前」としてありますが、例外として記述のように「打者が打席に入った後（つまり打者の打撃中）」であっても、攻撃側プレーヤーの交代時（例えば、その打者の交代や走者の交代があったとき）や走者の位置が変わったとき（例えば、進塁したり、複数の走者がいた場合で走者がアウトになる）には、これらの時点で次の投球を行う前であれば、球審に申告することが認められます。

次に【注6】ですが、すでに「ハイブリッドポジション」で投球している状態から、ただいま説明した打撃中に走者の位置が変わったときに、再び通常の「セットポジション」の投球に戻したいことも考えられるため、手当てをしました。

最後に【注7】ですが、アマチュア野球においては【注6】のような「ハイブリッドポジション」の投球から、通常の「セットポジション」の投球に戻す場合においても、投球姿勢をとりわけ審判員が周知するために混乱を招かないよう、事前に球審への申告を必要とすることにしました。こちらも【原注】本文の後段と同様、申告ができる条件を整えば、これらの時点で次の投球を行う前に球審へ申告することが認められます。

以上、上記③の改正に関する説明となります。ハイブリッドポジションと称するワインドアップポジション、セットポジションそれぞれでの投球に関連する動作について、いま一度あらためて整理をしていただければと思います。

(5)5.07(d)を次のように改める。(下線部を改正)

投手が、ストレッチを起こしてからでも、打者への投球動作を起こすまでなら、いつでも塁に送球することができるが、それに先立って、送球しようとする塁の方向へ、直接踏み出すことが必要である。

【解説】前の項目(4)と同様、現行の公認野球規則では「準備動作」として記載されていますが、一般的には「ストレッチ」という言葉で用いられていることから、今後は「準備動作」を「ストレッチ」という文言で統一することとしました。

(6)5.09(b)(7)を次のように改める。

① 本文を次のように改める。(下線部を追加)

走者が、1人の内野手の股間または側方を通過する前で、さらに他の内野手が守備する機会がない状態のフェアボールに、フェア地域で触れた場合。(5.06c6、6.01a11参照)

この際はボールデッドとなり、打者が走者となったために次塁への進塁が許された

走者のほかは、得点することも、進塁することも認められない。

インフィールドフライと宣告された打球が、内野手を通過する前で、さらに他のいづれの内野手も守備する機会がないと判断される前に塁から離れている走者に触れたときは、打者、走者ともにアウトになる。

②【注2】を次のように改め（下線部を改正）、【注3】を削除し、【注4】以下を繰り上げる。

塁に触れて反転したフェアボールに走者が触れた場合、フェア地域またはファウル地域に関係なく、その走者はアウトになり、ボールデッドとなる。

【解説】まず、上記①の改正ですが、本項は2019年のOBRで改正されたもので、その原文では「内野手（投手を含む）に触れる前」という表記が削除され、「内野手（投手を除く）を通過する前で、他の内野手が守備する機会がない場合」と記述されています。つまり、この内容は6.01(a)(11)(B)の本文と同じものとなっています。

当時の公認野球規則の改正では、主旨として『走者がフェアボールにフェア地域で触れた場合は原則アウトになる』ということから、解りやすく表記を改めたわけですが、こちらもOBR記載のとおり下線部の表現を書き加えることとしました。したがって、規則適用の解釈上にまったく変わりはありません。

次に上記②の改正ですが、「ベースに触れて反転したフェアボールに走者が触れた場合」について、現行の野球規則では走者がフェア地域にいたか、ファウル地域にいたかによって取り扱いが異なっていました。これについてMLBに確認したところ、走者がファウル地域にいたとしてもその走者に触れればアウトになり、この解釈が国際標準であることが確認できたことから、走者の位置に関係なく、アウトになることとしました。

(7)【5.10原注】の第5段落として次を追加する。

監督またはコーチがマウンドに行った際、投手が他の守備位置に移ったかどうかに関係なく、そのイニングでその投手のもとへ1度行ったことになる。

【解説】2019年のOBRの改正によって、上記の記述が末尾に追加されました。監督またはコーチが投手のもとに行ける回数については、本項5.10(ℓ)で規定されているとおりで、この追加された上記の内容が明確にできず、検討課題としていました。しかし、MLBでの情報をもとに再検討した結果、この改正文の解釈として「監督が投手のもとに行ってから投手の交代を告げた場合、回数にカウントするものの、この投手は結果的に退くことからカウントがリセットされる」ことになり、その投手へ2回目にマウンドへ行くということは起こらないかたちとなります。ただ、この投手がベンチに退かずにそのまま他の守備位置に移動した場合、その投手に対して1回のカウントがされたまま、守備へ行くこととなり、同じイニングに再びその投手が投手に戻った場合は、監督またはコーチがこの投手のもとに行くことはできないことになる旨の規則であることが確認されたため、公認野球規則でも採用することとしました。

(8)6.01(a)(8)を次のように改める。(下線部を改正)

三塁または一塁のベースコーチが、走者に触れるか、またはつかんだりして、走者の三塁または一塁への帰塁、あるいはそれらの離塁をアシストしたと審判員が認めた場合。

【解説】この改正は、規則適用が変更になるというものではなく、上記2カ所の文言を適切な表現に書き改めたものとなります。OBR 原文では1つ目を「touching or holding the runner」、2つ目を「physically assists」と記述されています。これらの記述を現行の公認野球規則でそれぞれ「支える」「肉体的援助」と記述していました。

特に2つ目の文言について、単に「アシスト」としても十分に意味は理解できるものと考えたところです。

(9)6.01(h)【付記】を次のように改め(下線部を改正)、末尾に【6.01h 原注】として「定義 50 オブストラクション【原注】」を移行する。

捕手はボールを持たないで、得点しようとしている走者の進路をふさぐ権利はない。塁線（ベースライン）は走者の走路であるから、捕手は、ボールを処理しようとしているときか、すでにボールを持っているときだけしか、塁線上に位置することができない。

【解説】この改正についても、規則適用が変更になるものではなく、OBR 本文で記載されている表現や配列位置のとおり修正をかけたというものです。

まず、6.01 (h) および本項に係る定義 50（オブストラクション）についての配列順ですが、OBR では6.01 (h) (1) 本文→【原注】→同 (2) 本文→【原注】→【付記】→【6.01 (h) 原注】、定義 50（ここでの公認野球規則にある【原注】はない）という構成となっています。つまり、【6.01 (h) 原注】については、2015 年の OBR が大幅に構成変更となったことに伴い、オブストラクションの定義の中に記述されていた【原注】を本項の6.01 (h) 末尾に移行しました。そこで今回、公認野球規則における配列を OBR のとおりの順番に入れ換えても文書を理解するうえでなんら影響はないものと判断して、公認野球規則も上記の配列とするものです。

次に、6.01 (h) 【付記】における下線部の改正箇所の文言ですが、こちら OBR では「when he is fielding a ball」と記述されており、その言葉どおりに翻訳して「野手がボールを処理しようとしているとき」と書き改めました。その具体としての説明は【6.01 (h) 原注】（現行の公認野球規則 定義 50 【原注】）に記述された内容であり、「野手がボールを処理する行為をしている（【6.01 (h) 原注】では「in the act of fielding a ball）」とは、野手がまさに送球を捕ろうとしているか、送球が直接野手に向かってきており、しかも十分近くに来ていて、野手がこれを受け止めるにふさわしい位置を占めなければならなくなったとき」と結び付けることとなります。

(10) 6.02(a)(1)を次のように改める。(下線部を改正)。

投手板に触れている投手が、投球に関連する動作を起こしながら、中断したり、変更したりして投球を完了しなかった場合。

【解説】下線部における OBR の原文は「any motion naturally associated with his pitch and fails to make such delivery」と記述されています。これも上記の項目 (3) および (4) と同様に OBR の表現のとおり書き改めることとしました。こちらにおいても、単に言葉の表現を修正したもので、規則適用にあたっての変更ではありません。

Ⅲ.その他、日本野球規則委員会で協議した項目の改正

(「プロ野球・プロフェッショナルリーグ」表現の削除、修正。【注】の追加、修正等)

(11)3.02(a)を次のように改める。

- ①【付記】の「プロフェッショナル野球（公式試合および非公式試合）」を削除する。
- ②【注1】を次のように改める。(下線部を改正)
NPB では、金属製バット、木片の接合バットおよび竹の接合バットは、コミッショナーの許可があるまで使用できない。
- ③【注2】を次のように改める。(下線部を改正)
アマチュア野球では、使用できるバットについては、所属する団体の規定に従う。

【解説】まず上記①の改正ですが、製造業者は接合バットまたは試作中のバットに関する製造の意図および方法について、規則委員会の承認を得る必要があるとの内容となっています。この規定をプロフェッショナル野球（公式試合および非公式試合）に限ったものでない旨とすることとし、削除することとしました。

以降の項目の中にも同様に「プロフェッショナル野球」「プロフェッショナルリーグ」といった記述については、削除したり、表現を改めることとしました。これは公認野球規則書という我が国での規則をまとめたものであることから、それぞれの項目にある内容においても、我が国の所属団体で取り扱われるべき実態をできるだけ反映させるために、今回このような見直しを行なったものであります。

また、この「規則委員会」の具体については、巻頭に示される「凡例」の中に説明を加えることとし、プロ野球では「NPB 野球規則委員会」、アマチュア野球では「アマチュア野球規則委員会」となります。

次に上記②の改正は、使用できるバットの規定について、【注1】のプロ野球での取り扱いを記述したのですが、「我が国のプロ野球」を今後は「NPB」に表記を改めることに伴うものとなります。

最後に上記③の改正は、使用できるバットの規定について、【注2】のアマチュア野球での取り扱いを記述したのですが、こちらもアマチュア野球それぞれの団体で規定が備わっていることから、記述を簡素化することとしました。

(12) 3.02(d)を次のように改める。

① (d) 着色バットは、規則委員会の認可がなければ使用できない。

② 【注1】、【注2】を統合し、次のように改める。

【注】我が国では、所属する団体の規定に従う。

③ 【3.02注】を追加する。

【3.02注】我が国では、本項(a)、(b)および(d)または各所属団体の規定に違反しているバットは試合から取り除かれ、そのバットを使用した場合は(c)〔付記〕および同〔原注〕後段を適用する。なお6.03(a)(5)規定のいわゆる改造バットについては、同項記載のとおりである。

【解説】着色バットの使用に関する規定となりますが、まず上記①の改正は、前の項目(11)と同様、本文にあった「プロフェッショナル野球では」という文言を単に削除したものです。次に上記②の改正は、着色バットに関する規定においても、プロ野球およびアマチュア野球それぞれでの内部規定が備わっていることから、【注1】で示されたプロ野球の取り扱い、【注2】で示されたアマチュア野球の取り扱いを一本化して、1つの【注】にまとめたものとなりました。

最後に上記③の改正は、6.03(a)(5)にある「改造・加工バット」とはみなされない、例えば公認されていないバットや認められていない着色バットを使用した場合等の処置について明文化をし、本項の末尾に加えることとしました。これによって、いわゆる「改造・加工バット」の使用による処置とは異なることが明確となりました。

(13) 3.03(j) 【注1】を次のように改める。(下線部を改正)

【注1】NPBでは、本項を適用しない。

【解説】ユニフォームに関する規定のうち、そのいかなる部分にも、宣伝および広告に類する布切れまたは図案をつけてはならないというもので、こちらも前の項目(11)②と同様、「NPB」に表記を改めました。

(14) 3.08 本文の「プロフェッショナルリーグでは、」と(b)の「メジャーリーグの」を削除する。

【解説】ヘルメットに関する規定内にある、こちらも前の項目(11)①と同様、「プロフェッショナルリーグ」を削除して、アマチュア野球を含めた我が国の規則であるという主旨を明確にしました。また、(b)の「メジャーリーグ」においても同じ考えから削除しています。

(15) 3.09 本文の「本条は、プロフェッショナルリーグだけに適用される。」と、【付記】の「プロフェッショナルリーグ用の」と「プロ野球」を削除し、【注4】を次のように改める。

【注4】我が国では、所属する団体の規定に従う。

【解説】 野球競技用具に関する商業的な宣伝・広告に関する規定についてですが、こちらも前の項目（11）や（14）と同様の理由により、本文に記されている「プロフェッショナルリーグ」等の限定された組織の表記を削除することとしました。

また、【注4】の改正ですが、前述の3.09本文の改正によって、本項はプロフェッショナルリーグに限った内容のもでなくなったことや、NPBにおいてもドレスコードとして規定が備わっていることから、この【注4】にプロ野球を含めたかたちとしたものです。

(16)4.03(e)に【注】を追加する。

【注】 我が国では、天候状況によっては、30分を待つことなく試合を打ち切ることができる。

【解説】 本文では、プレイを中断した後、少なくとも30分を経過するまでは試合の打ち切りを命じてはならないことになっています。しかし、近年は異常気象により局地的な集中豪雨が頻繁に発生しているとともに、これらの予測を精度高く判断できるシステムが整備できるようになり、試合の実施可否にあたって有力な情報となっています。これらの情報によって、明らかに続行が不可能と判断できるのであれば、30分を待たずに試合を打ち切ることができる旨の規定を新たに加えることとしました。

(17)5.08(b)【注】の最終段落を次のように改める。(下線部を改正)

打者走者または三塁走者が進塁に際して塁に触れ損ねた場合は、守備側のアピールがあったときだけ、審判員はアウトの宣告を下す。

【解説】 現行の【注】においては、「最終回の、満塁、打者が四球で決勝点が記録されるような場合、次塁に進んで塁に触れる義務を負うのは、三塁走者と打者走者だけである」ことについて、三塁走者または打者走者が本塁、一塁にそれぞれ適宜な時間がたっても進塁をする義務を果たそうとしない場合は、守備側のアピールを待つことなくアウトの宣告をすることができますが、三塁走者または打者走者が本塁、一塁にそれぞれ進塁した塁を踏み損ねた場合にあっては、前者とは異なって、塁の触れ損ないは、5.09(c)にも記載のとおり原則としてアピールが必要であるとの観点から、守備側のアピールがあつてこれを認めたときのみ、アウトの宣告をすることとしました。したがって、今回の改正によって、次塁に進んだ際の塁の踏み損ないにおいては、適宜な時間がたったからといって、アピールを待たずにアウトの宣告をすることはできないこととなります。

(18)5.10(e)に【注】を追加する。

【注】 アマチュア野球では、所属する団体の規定に従う。

【解説】 5.10 (e) および同【原注】の規則には、すでに出場しているプレーヤー

が他のプレーヤーの代わりに走者となる、いわゆる「臨時代走（コーティシーランナー）」を認めない旨、記述されています。しかし、アマチュア野球ではプレーヤーの要員確保、負傷したプレーヤーが一定の治療を施す間の代理が可能であればスピードアップにもつながることから、ほとんどの団体に内部規定を設けて「臨時代走（コーティシーランナー）」を認めています。したがって、アマチュア野球それぞれの団体に内部規定に従う旨、末尾に上記の【注】を加えることとしました。

(19) 5.10(g) (2)に【注】を追加する。

【注】我が国では、本項にある「イニングの初めに準備投球を行なった投手」を「イニングの初めに投手が、ファウルラインを越えてしまえば」と置きかえて適用する。

【解説】本項は昨年になされたもので、「イニングの初めに準備投球を行なった投手は、少なくともそのときの第1打者（またはその代打者）がアウトになるか一塁に達するまで投球する義務がある」という規則です。つまり、イニングの初めに登板する投手は準備投球を開始したら、第1打者がたとえ代打者が起用されたとしても、必ず第1打者には打撃を完了するまで投球しなければならないということでした。しかし、この後にMLBからの情報で「第1打者への打撃を完了させる義務」における基準は「準備投球を行なったとき」ではなく、5.10(i)規定の「ファウルラインを越えたとき」で運用されていることが判明し、早速NPBでも採用しています。このことから、我が国でも統一したかたちで対応すべきとの判断により、上記の【注】を追加したうえで、改めることとしました。

(20) 5.10(k)【注2】を次のように改める。

【注2】我が国では、ベンチあるいはダッグアウトに入ることのできる者については、所属する団体の規定に従う。

【解説】ベンチあるいはダッグアウトに入ることのできる者についての規定は、すでにプロ野球、アマチュア野球それぞれの団体や大会等で機関決定されていることかと思いますが、単にこれらの表現を「我が国」として1つにまとめて簡素化したものです。

(21) 5.10(l)冒頭の「プロフェッショナルリーグは、」を削除する。

監督・コーチがマウンドに行ける回数の規定ですが、こちらも前の項目(11)、(14)および(15)と同様の理由により、「プロフェッショナルリーグ」という限定された組織の表記を削除することとしました。

(22)【7.02注】を次のように改める。

【7.02注1】NPBでは、本項を適用しない。

【7.02注2】アマチュア野球では、所属する団体の規定に従う。

【解説】昨年に改正された「サスペンデッドゲーム」に関する規定について、対象条件や再開予定、再開不可能の場合の対処、再開時の出場プレーヤーの条件等は、我が国それぞれの団体での取り扱いが異なることから、本項末尾の【7.02注】で一括りにして記述していました。しかし、NPBでは本規定にある「サスペンデッドゲーム」は採用していないことから、適用しない旨の記載に分けることとし、上記のような表現としました。

(23) 8.01 (b)を次のように改める。(下線部を改正)

各審判員は、所属する団体の代表者であり、本規則を厳格に適用する権限を持つとともに、その責にも任ずる。審判員は、プレーヤー、コーチ、監督のみならず、クラブ役職員、従業員でも、本規則の施行上、必要があるときには、その所定の任務を行なわせ、支障のあるときには、その行動を差し控えさせることを命じる権限と、規則違反があれば、規定のペナルティを科す権限とを持つ。

【解説】こちらも前の項目(11)、(14)、(15)および(21)と同様、「リーグおよびプロフェッショナルベースボール」という文言を上記下線部にある「所属する団体」という表現に書き改めて、アマチュア野球も含めた我が国の規則とした主旨を明確にしました。

(24)【9.22注】を次のように改める。(下線部を改正)

NPBでは、「組まれている試合総数」を「行なった試合数」に、「マイナーリーグ」を「ファーム・リーグ」に置きかえて適用する。数の算出にあたり、端数は本条(a)(b)各〔原注〕に準ずる。

【解説】前の項目(11)および(13)と同様、「我が国のプロ野球」の文言を「NPB」という表記に改め、「イースタン・リーグおよびウエスタン・リーグ」を「ファーム・リーグ」として、こちらを一括りにすることとしました。

(25)定義 38(2)の「リターン」を削除する。

定義 38「イリーガルピッチ」(反則投球)として、(2)に「クイックリターンピッチ」と記述されていますが、5.07(a)(2)【原注】や6.02(a)(5)【原注】では「クイックピッチ」と書かれてあり、OBR本文も同様となっています。当初は「クイックリターンピッチ」とは文字通り、投手が捕手からボールを受けたら、直ちに投げ返すかのように投球することについて規制するといったものでありましたが、その後現在に至っては、打者が打撃する準備ができていない状態にもかかわらず投球するといった危険な行為に対する規制のためであるものと考えられます。

いずれにせよ、本質的には同じ意味として捉えることができるため、この際、これら2つの言葉について、公認野球規則書では「クイックピッチ」として表記を統一することとし、上記の定義にある「クイックリターンピッチ」の「リターン」を省くこととしました。

(26) 定義 64 の「RETURN」と「リターン」を削除する。

前の項目 (25) と同様の理由により、こちらも「クイックピッチ」として表記を統一することとし、上記の定義にある「QUICK RETURN Pitch」の「RETURN」および「クイックリターンピッチ」の「リターン」をそれぞれ省くこととしました。

(27) 次の項目の「打者」の表記を「打者走者」に改める。

5.06 (b) (4) (G) 【規則説明】

5.06 (b) (4) (I) の 4 行目

5.08 (b) の 4 行目

5.09 (b) (1) (2) 【原注】 1 つ目の例の 3 行目

5.09 (b) (6) 【原注】 の 5 行目と 8 行目

5.09 (c) (2) 【原注】 2 つ目の例の 2 行目

9.05 (b) (4)

9.12 (f) (1) ①

定義 28 「フィールドースチョイス」

定義 30 「フォースプレイ」【原注】 1 つ目の例の 2 行目と 6 行目

【解説】 現行の公認野球規則、巻頭の「凡例」のなかに、本来「打者走者」と書くべきところを、本規則書では、しばしば「打者」とか「走者」と記載している、と書かれています。これについて、OBR 本文との比較を行い、翻訳精査をしたところ、上記の 12 カ所について「打者」という文言を「打者走者」に改めたほうが理解しやすいとの判断に至りました。したがって「凡例」に書かれていた上記の内容については、整理ができたことから削除することとしました。

以上、2026 年度の改正規則のポイントを解説しました。

本年は上記でも説明しました、走者のいる際に投手からの中告があれば、セットポジションとみなされる姿勢からワインドアップポジションとしての投球が可能になったこともあって、日本国内のアマチュア野球のみで違反規定とされていた「ワインドアップポジションをとった右投手による三塁へのけん制球、左投手による一塁へのけん制球」は削除され、国際標準どおりに改められることになりました。これらの運用にあたっては、関係団体での共有認識を図られるとともに、本書が円滑な試合の施行に向けた一助となることを願っております。

改正項目一覧表(1995年、2003年は規則改正はありませんでした)

規則項目	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06
フェアボール第4図説明							○							
1.09【軟式注】							○							
1.10(c)【付記】									○					○
1.10(d)										○			○	
1.11(h)									○					
1.11(h)【注】										○				
1.17【注三】		○						○						
2.03						○								
2.44(a)【注】	○													
2.73					○									
3.15【付記】							○							
5.09(b)【注一】												○		
5.09(b)【注二】	○													
6.05(i)								○						
6.06(c)【注二】	○													
6.08(b)【注5】						○								
7.05(a)【注一】												○	○	
7.07【注二】												○		
7.08(b)【注一】【注二】 問・答				○										
7.08(b)【原注二】				○										
7.08(d)		○												
7.08(g)【注二】														○
7.08(i)【注】												○		
7.09(c)								○						
7.09(c)【注】							○							
7.10(a)【原注】		○												
7.10(b)【付記】													○	
7.10(d)【注二】		○												
8.01(a)①				○										
8.01(b)②				○										
8.01(b)【原注】							○							
8.02(a)(1)【注】						○								
8.05ペナルティ【付記】							○							
8.05【原注】		○												
8.05ペナルティ【注一】							○	○						
10.04(a)【注】						○								
10.19【注】													○	
10.20(a)【注】						○								

改正項目一覧表(1995年、2003年 規則改正はありませんでした)

規則項目	07	08	09	10	11	12	13	14	15					
フェアボール第4図説明														
巻頭フェアボールおよび ファウルボールの基準を 改正							○							
野球競技場区画線(1)					○									
1.01			○											
1.04					○									
1.06					○									
1.09【軟式注】														
1.10(a)(b)(c)					○		○							
1.10(c)【付記】														
1.10(d)														
1.11(h)														
1.11(h)【注】														
1.15(c)	○													
1.15(a)および【注】追加									○					
1.16					○									
1.17【注】③追加									○	○				
1.17【注三】④							○							
1.17【注四】	○													
2.03														
2.32【注1】							○							
2.40【原注】追加									○					
2.44(a)【原注】追加									○					
2.44(a)【注】														
2.44(c)					○									
2.44(d)				○										
2.44末尾削除									○					
2.46【注】【原注】	○		○											
2.54		○												
2.73														
2.76追加						○								
3.01(c)	○													
3.01(f)	○													
3.02ペナルティ	○													
3.05(d)追加							○	○						
3.06【原注】									○					
3.10(a)					○									
3.10(c)【原注】				○										

改正項目一覧表(1995年、2003年 規則改正はありませんでした)														
規則項目	07	08	09	10	11	12	13	14	15					
3.15【原注】例の移動							○							
3.15【付記】、改正						○								
4.01					○									
4.01(d)				○										
4.03(d)削除	○													
4.05【原注】			○						○					
4.10(d)	○													
4.11(c)	○													
4.11(d)	○													
4.12【注】	○													
4.12(b)(4)改正								○						
4.12(d)削除				○										
5.09(b)					○									
5.09(b)【注一】														
5.09(b)【注二】														
5.10(f)【注】	○				×									
6.02(c)【原注】	○													
6.02(d)【原注】	○													
6.02(d)(1)【原注】				○										
6.05(a)【原注】【注】	○				×									
6.05(g)					○									
6.05(h)					○									
6.05(h)【原注】			○					○						
6.05(i)				○										
6.05(k)【原注】	○													
6.05(o)追加						○								
6.06(c)【原注】改正								○						
6.06(c)【注二】														
6.06(d)【注】					○									
6.06(d)【原注】	○													
6.08(b)【注5】														
6.08(c)【原注】	○													
6.09(b)【原注】	○													
6.10					○									
6.10(b)(10)									○					
7.00補則(A)(e)(5)				○										
7.00補則(B)(a)(4)								○						
7.03(b)			○											
7.04(c)【注】	○				×									

改正項目一覧表(1995年、2003年 規則改正はありませんでした)

規則項目	07	08	09	10	11	12	13	14	15					
7.04(e)					○									
7.05(a)【注一】														
7.05【bcde 注】			○											
7.05(e)【注二】削除	○													
7.05(j)	○				×									
7.07【注二】														
7.07【注三】			○											
7.08(a)(1)【注一】		○												
7.08(a)(1)(2)【原注】							○							
7.08(a)【原注】【付記】削除	○													
7.08(b)【注一】【注二】問・答														
7.08(b)【原注二】														
7.08(d)														
7.08(e)		○												
7.08(g)【注二】														
7.08(i)【注】														
7.08(l)追加						○								
7.09(a)改正[原注]追加								○						
7.09(b)(k)	○			○										
7.09(c)														
7.09(c)【注】														
7.09(e)			○											
7.10(a)【原注】														
7.10(b)【付記】														
7.10(d)【注二】														
7.11改正						○								
8.01(a)【注1】改正、同(b)【注】削除また、巻頭の投球姿勢変更							○							
8.01(a)①	○													
8.01(a)(2)~(6)ペナルティ(a)				○										
8.01(b)②	○													
8.01(b)【原注】														
8.01(f)				○										
8.02(a)(1)【注】、追加	○				○	○		○						
8.02(b)【原注】同【注】									○					

改正項目一覧表(1995年、2003年 規則改正はありませんでした)															
規則項目	07	08	09	10	11	12	13	14	15						
8.02(c)【注二】		○													
8.02(b)				○											
8.04	○														
8.05(b)、[注]改正								○							
8.05(c)[原注]改正、 [注]削除								○							
8.05(d)[原注]									○						
8.05(h)	○														
8.05ペナルティ【付記】															
8.05【原注】															
8.05ペナルティ【注一】、 削除			○			○									
9.02					○										
9.02(c)[原注2]									○						
10.01改正、同(a)【原 注】後段と【注】削除								○	○						
10.04(a)【注】															
10.10(a)								○							
10.19【注】															
10.20(a)【注】															

改正項目一覧表(1995年、2003年 規則改正はありませんでした)													
2016年より規則条文構成が変更となりました。< >は旧項目番号													
規則項目	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
2.01<1.04>の【注】	○								○	○			
2.03									○				
2.05									○				
3.01【軟式注】の改正			○	○						○			
3.02(a)(d)											○		
3.02(c)【原注】の改正						○			○				
3.03(j)											○		
3.05の改正・同【注】		○											
3.05<1.13>に【注】	○												
3.06の改正・同【注】		○											
3.06<1.14>の改正および【注】を追加	○												
3.07(a)の前段および同【注】の改正		○											
3.08本文											○		
3.08(b)(c)及び(c)注										○			
3.08(d)<1.16(d)>の改正	○												
【3.03～3.09原注】を【3.08原注】とする		○											
3.09本文											○		
3.09【注3】③							○						
3.10の改正			○										
4.03(e)											○		
4.08(c)および同注				○									
5.02									○		○		
(3)5.03(b)(3)5.03(b)、同ペナルティ、同ペナルティ【5.03 5.03 原注】			○										
5.04(b)(2)<6.02(b)>【原注】	○		○										
5.04(b)の改正		○								○			
5.04(b)(4)(A)<6.02(d)(1)>の改正および【注】を追加、【原注】を削除	○		○										
5.05(a)(4)の改正					○								
5.05(b)(1)【原注】の改正			○										
5.05(b)(2)の改正					○								
5.06(b)(3)(c)および同【原注】の改正		○											
5.06(b)(4)(H)【規則説明】			○										

改正項目一覧表(1995年、2003年 規則改正はありませんでした) 2016年より規則条文構成が変更となりました。< >は旧項目番号													
規則項目	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
5.06(b)(4)(I)					○								
5.06(b)(4)(I)【注】			○										
5.06(c)(7)					○						○		
5.07(a)(1)①および(2)②					○		○				○		
5.07(a)(2)【注1】		○					○				○		
5.07(a)(2)【注2】					○								
5.07(a)(2)【原注】			○										
5.07(a)【原注】			○			○							
5.07(b)				○									
5.07(d)					○						○		
5.08(b)		○									○		
5.08(b)【原注】			○										
【5.08原注】の表現を一部改め、配列を変更		○											
5.09(a)(1)【原注】		○											
5.09(a)(2)						○							
5.09(a)(11)原注										○			
5.09(b)(1)							○						
5.09(b)(7)					○						○		
5.09(b)(7)【注2】①②					○								
5.09(b)(9)【原注】		○											
5.09(c)(1)【原注】				○									
5.09(c)(3)		○											
5.09(c)			○										
5.10(d)			○										
5.10(e)											○		
5.10(g)(2)					○	○				○	○		
5.10(k)									○		○		
5.10(l)【原注】				○							○		
5.10(m)の改正					○								
5.10(m)および同【注】				○						○			
5.11								○					
5.12(b)(6)		○											
6.01(a)(1)前段		○					○						
6.01(a)(5)【原注】				○									
6.01(a)(8)											○		
6.01(a)(10)						○							
6.01(a)(10)<7.09(j)>【原注】	○												

改正項目一覧表(1995年、2003年 規則改正はありませんでした) 2016年より規則条文構成が変更となりました。< >は旧項目番号													
規則項目	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
6.01(b)			○										
6.01(d)【原注】						○							
6.01(h)(1)【付記】			○								○		
6.01(i)【原注】および 【注】を含む)	○						○						
6.01(j)および同【注】		○											
6.02 (a)(1)					○						○		
6.02(c)(9)【原注】			○										
6.02(d)										○			
6.03(a)(4)を追加 6.03(a)(3)後段を【6.03a3・ 4例外】とし、同【原注】を 【6.03a3・4原注】とする		○											
6.03(a)(4)〈6.06(d)〉	○												
6.04(d)【原注】						○							
7.01									○				
7.01(c)(d)										○			
7.01(e)(f)(g)								○		○			
7.02(a)(b)(c)(d)								○		○			
7.02(a)(3)〈4.12(a)(3)〉	○												
7.02【注】										○			
7.03(a)(7)				○									
7.03(c)〈4.16〉	○												
7.04						○							
8.01 (b)											○		
8.02 (b)				○									
8.02 (c)				○									
8.04									○				
審判員に対する一般指示の改正						○							
巻頭(13ページ)の「投球姿勢」							○						
9.01の改正					○								
9.01(b)(3)						○							
9.14(d)			○										
補則「ボールデッドの際の走者の帰 塁に関する処置」(1)(e)(2)の改正					○								
定義7			○										
定義14										○			
定義34						○							

改正項目一覧表(1995年、2003年 規則改正はありませんでした) 2016年より規則条文構成が変更となりました。< >は旧項目番号													
規則項目	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
定義38の改正			○								○		
定義44(d)の改正				○									
定義46の改正						○							
定義63の改正										○			
定義64											○		
定義76を改正		○			○								
定義80を改正		○			○								
ベンチ前のキャッチボールの禁止			○	○									
“ミットを動かすな”運動の展開			○	○									
軸足の踵を上げてから塁に送球する動作								○					